

第 I 部 参考資料 目次

○ 原子力機構改革の実績〔報告書関係頁〕

① 課室長主導による業務改善活動例〔6頁、29頁〕	1
② 役員と職員の意見交換会について〔6頁、30頁〕	7
③ 人事諸制度の主な見直し内容〔6頁、31頁〕	16
④ 今後の東海再処理施設及び再処理技術開発の在り方について 〔7頁、32頁〕	18
⑤ 深地層の研究施設での研究開発〔7頁、33頁〕	25
⑥ 高速炉サイクル研究開発の見直し〔7頁、34頁〕	28
⑦ 先端基礎科学研究のテーマ見直し〔8頁、34頁〕	31
⑧ 「6施設の廃止措置」の進め方について〔8頁、35頁〕	33
⑨ 研究施設の重点化・集約化〔8頁、35頁〕	39
⑩ 安全確保、安全文化醸成及び核セキュリティ文化醸成 〔8頁、36頁〕	43
⑪ リスクマネジメントの機能強化について〔28頁〕	51
⑫ J-PARC改革の概要〔9頁、39頁〕	55
⑬ 機構改革に係る職員の意識調査について〔3頁、42頁〕	60

○ 原子力機構改革本部会議概要

①原子力機構改革本部名簿	78
②原子力機構改革本部会議開催経緯	79

課室長主導による業務改善活動例

全職場における課室長主導による業務改善活動739件及び「もんじゅ」における安全文化醸成活動34件、計773件の中から、活動の一部を以下に示す。

No.	提案箇所	タイトル	概要
1	人事部	人事関連の申請・届出手続きの電子システム化	<p>現在、人事関連の申請・届出は「紙媒体」で手続きを行っているが、ワークフローシステム*を活用し、ポータルサイトにより電子システム化することにより、事務手続きの効率化、迅速化及び申請者の利便性の向上を図る。(26年10月運用開始、以後も電子システム化の対象検討継続)</p> <p>注*) 機構IT戦略に基づき「情報システム共通基盤の整備」の一つとして、申請・承認手続き等の電子化のために「共通基盤ワークフローシステム」の利用環境を整備し、H23年度から運用開始した。</p>
	人事部	給与関連の申請・届出手続きの電子システム化	
	人事部	服務関連等の申請・届出手続きの電子システム化	
2	建設部	業務で使用する各種様式の整理・最新化	施設建設に必要な各種届出等の書式について、これまで様々なフォルダに散逸していた新旧の書式を最新化・集約し、最新の書式データ集を作成する。また、一部の書式については電子媒体化し、文書作成の効率化を図る。
3	建設部	施設建設における施設機能の確保	施設建設における依頼元からの要求事項及び建設関係法令等の品質の要求事項を満足させるため、建設関係法令、規則等を体系的に整理する。また、工事案件毎に「規則等に基づく作成書類一覧」を作成し、作業工程毎に必要な書類を明確にし、工事監理の品質をより精度の高いものとするとともに、工事監理業務の統一化を図り、課員だれでも同一な水準で業務が行えるようにした。
4	システム計算科学センター	IPアドレス管理システムの再構築	IPアドレス利用申請・更新時の手間軽減を目的に、人事データベースと連携して所属情報等の自動取得等により入力項目の簡素化を図る。資産管理ツールとも連携し、手続きが簡素化されるとともに、情報管理の向上にも資する(運用開始済み)。
5	原子力人材育成センター	講師育成研修への参加によるJAEA職員の国際コミュニケーション力の促進	アジア向け講師育成研修にJAEA職員を参加させ、国際コミュニケーション力の向上を図る。
6	核不拡散・核セキュリティ総合支援センター	そうだったのか 機構改革!	機構改革の意義や取組について理解を深めることを目的に、10問のテストを作成し、室員が実施する(5、7、9月に実施)。
7	大洗研究開発センター	試験研究炉の再稼働に向けたトラブル発生時の放射線管理対応技術の継承	長期間停止している試験研究炉再稼働に向け、若手職員等の人材育成の一環として、放射線トラブル事象発生時の放射線管理対応技術の継承と対応能力の強化を目的に、トラブル対応経験を有する中堅職員指導による訓練を実施している。
8	大洗研究開発センター	文書等保存方法の一元化による適切な運用・管理	課内共用サーバーを整理するとともにファイルの管理方法の統一ルールを作成し、電子ファイルの共有等を通じた業務の効率化を図っている。
9	大洗研究開発センター	組織における知識ベースの構築(労務課)	課内の情報共有、一体感醸成、組織力向上を図るため、課員に求められる基本的知識について、担当者を講師とした勉強会等を開催している。説明資料は課の共有サーバでデータベース化し、課の知識マネジメント(知識継承)に役立てている。
10	敦賀本部	情報共有化による課題の早期発見、解決に向けた対応、フォロー	外部からのご意見や朝会席上等で特定された課題につき、室内会議で早期に議論し、敦賀本部大で情報共有できる仕組みを構築する。その後の課題解決に向けた対応とフォローを確実に実施し、PDCAサイクルを回す事で業務の質を高める。

No.	提案箇所	タイトル	概要
11	福島研究開発部門	佐平セミナーの改善	福島環境安全センターでは、環境回復への取組みに関するテーマについて、研究活動の一層の活性化、相乗効果の醸成、現場ニーズの把握、成果の共有を目的に「佐平セミナー」を開催。平成26年度は、地元自治体の担当者等を講師として招へいし、各自治体の取組み、機構に対する期待を把握する講演会を開催している。
12	福島研究開発部門	BECKY 共用サーバーの効率的管理	課内共用サーバーを整理するとともにファイルの管理方法の統一ルールを作成し、電子ファイルの共有等を通じた業務の効率化を図っている。
13	福島研究開発部門	FMFにおける非破壊検査技術の習得	非破壊検査技術の確実な継承を目的として、非破壊検査試験を通じた確実な技術継承方法の考案、実測定による訓練を実施している。
14	福島研究開発部門	トラブル時初期対応能力向上	課全体、課員個々人のトラブル回避・対応能力の向上を目的とし、トラブル初期対応に関する短時間ミーティング「A実践クラブ」を定期的（2回/週）に実施している。
	福島研究開発部門	安全に関する自由意見及びヒヤリハットの集約及び議論	トラブル防止につなげるため、課会において安全に関する自由討論の機会を持ち、可能な範囲で対策を実施している。また、四半期ごとにヒヤリハットの確実な集約を行うなど積極的に取り組んでいる。
	福島研究開発部門	作業前の段取り確認、現場でのOJT、手順確認の徹底	過失による機器故障やトラブル防止につなげるため、作業開始以前に安全作業会議を開催し、情報共有、段取りの確認徹底、危険ポイントの確認を行っている。作業前のKY活動においても、作業員以外の第三者（管理職など）を参加させ、危険ポイントなどを客観的な視点で議論している。
15	安全研究・防災支援部門	フラット型コミュニケーションによる中堅・若手職員の意識向上	センターの運営方針への参画に向けて、中堅・若手職員による自由討論を実施し、参加意識を高めるとともに、育成の機会とする。
16	原子力科学研究部門	センター長表彰の実施	年度末に、優秀な業績を示した研究者数名を表彰する。研究員の意欲の啓発、能力の向上を図る。
17	原子力科学研究部門	グループ・カフェ	グループで毎月実施している研究会終了後、30分程度の茶話会を設け、自由な意見交換を行う。
18	原子力科学研究部門	グループ会議の適正な運営	グループ会議開催にあたって、会議の目的、議事、資料を事前に配付する。会議では要点、重要案件について効率的に議論し、会議時間の短縮を図る。
19	原子力科学研究部門	技術の継承	原子炉照射用キャプセルの製作、組立、検査等について、ビデオ映像化により、技術とノウハウの保存を行い、人材育成・技術伝承に資する
20	原子力科学研究部門	R I 定期検査等受検対応手順書の作成	法に基づき3年に1回実施されるR I 定期検査及びR I 定期確認の受検への対応に関して、準備、書類様式、手続きフロー、現場への周知等の具体的業務の手順書を作成し技術伝承に資する
21	原子力科学研究部門	計量管理要領書の作成	法に基づき提出する核燃料物質の計量管理に関する書類に関して、提出遅延の防止に特化した管理要領を各書類に対して作成し、現場に配付し、安全文化醸成（法令遵守）に資する

No.	提案箇所	タイトル	概要
22	原子力科学研究部門	報告書作成における関連部署とのコミュニケーションの向上	法及び協定に基づき国及び県に提出する報告書のデータ作成時において行う部外とのコミュニケーションについて、案件ごとに、時期、相手方担当、協議内容を具体的に記述した資料を作成し、既存の管理マニュアルに追加し、遺漏防止を図り、コミュニケーションの向上に資する
23	原子力科学研究部門	安全パトロール各室点検項目表整備	安全パトロールにおいて、人の有無、管理区域内外等、対象室の状況に応じた点検項目表を整備し、点検漏れの防止を図り、安全の確保に資する
24	原子力科学研究部門	定式化している業務の見直しによる品質向上	通常実施している点検等の業務について、その頻度、方法等の妥当性及び根拠を検討し、改善策あれば採用を図り、業務の質の向上に資する
25	原子力科学研究部門	技術系職員による安全管理の強化（東海地区）	専門知識・研究現場を熟知する技術系職員を集約配置し、安全管理担当者として実験施設・設備の巡視点検を定期的実施する事により、安全確保や業務・研究の質を向上する。
26	原子力科学研究部門	放射線安全管理設備の日常点検報告の定型化	放射線安全管理設備の日常点検で、報告内容を見直し、設備の稼働状況、放射線モニタ指示値変動の情報を共有化する。
27	原子力科学研究部門	緊急時対応用品の管理の適正化	写真入りのチェックシートを作成することで、緊急時対応用品の維持管理を配置された各現場でも確認できるようにする。
28	原子力科学研究部門	施設利用者への満足度調査	大学、他研究機関など機構外部からの施設利用に係る支援業務において、施設利用者の満足度を向上するため、施設利用者アンケート調査を実施した。
29	原子力科学研究部門	物品管理作業の効率化	物品管理にバーコード等を導入し物品管理作業の効率化を図る。
30	高速炉研究開発部門	新規制基準対応の軽水炉の動向調査のまとめに係る活動（軽水炉の動向調査）	原子力規制委員会の審査が先行している川内原子力発電所を中心に、規制側からの要求事項及び電力会社の対応について調査し、統一されたフォーマットに整理する事で、関係者間での効率的な情報共有を図る。
31	高速炉研究開発部門	チーム作成データ・書類の整理整頓（資料管理の改善・効率化）	電子データや紙ファイル管理方法について、保管場所の一元化を行って、チーム内で電子データ及び紙ファイルを共有できるようにする。
32	高速炉研究開発部門	チーム内懸案事項の共有、フォロー（懸案リストの作成・活用）	チーム内の懸案事項リストの作成・運用を行い、情報共有を図るとともに、対応方針について月例レビュー等で確実にフォローできる仕組みを構築する。また、懸案事項及び対応策を文書化された記録として保管することで技術伝承に努める。

No.	提案箇所	タイトル	概要
33	高速炉研究開発部門	技術伝承ルールの作成・運用（資料管理の改善・効率化）	技術資料及び作成図書類（電子データ及び紙ファイル）を整理して、一元的保管を図ることにより、チーム内で情報共有し、技術伝承できる仕組みを構築する。
34	高速炉研究開発部門	情報の共有の習慣化による業務遂行方法の改善（サイクル計画管理Ⅱ）	毎朝、ライン員が着席したままで朝会を行い、職場内の情報共有の習慣化を図るとともに、朝会の報告内容に応じ、業務の支援・再配分を行う。5月から開始し、コミュニケーション向上効果あり。
35	高速炉研究開発部門	質の高い研究開発成果を迅速に発信する仕組みの構築	投稿論文の採択率を高めるため、論文ドラフト原稿について、グループ内の構造系研究員と材料系研究員が相互にチェックする体制を発足する。
36	高速炉研究開発部門	外部発表に関わる不正等の防止	外部発表に関わる規則等の理解及び論文の二重投稿等の不正防止に関わる意識をグループ内で高めるための勉強会を開くとともに、グループ員の外部発表の内容を1件毎にグループ全員で確認するための発表会を行う。
37	高速炉研究開発部門	リースPCの管理に係る改善	業務に応じたPC仕様の標準化を図り、オーバースペックを避けるため、センターで一括契約とし、コスト削減を実現した。また、物品管理の方法を定め、一元管理を行った。
38	高速炉研究開発部門	建屋内共用箇所の整理・整頓	共用箇所（廊下、階段、更衣室等）の4Sは、室毎に整理整頓責任者を定めている各課所掌の工程室と異なり、「自室」の意識がなく人任せになっている。この点を改善するため、共用箇所の担当割り当てを明確化し、定期的に一斉清掃を行う。H25年度に一度試行し、H26年度の12月にも実施する予定。
39	高速炉研究開発部門	核セキュリティ関係法令等の遵守及び各セキュリティ文化の醸成に係る重点活動	核セキュリティ関係法令等の遵守を徹底するため、現場巡視による関係法令等の理解度及び遵守状況や要領の遵守状況を確認するとともに、核セキュリティ文化を醸成するため、各部長が自ら現場を巡視し従業員に「声掛け（啓蒙）」等を行う。昨年度実施し、今年度は事業所全体で展開予定。
40	高速炉研究開発部門	グローブボックス缶体の汚染検査作業方法の改善	従来はサーベイメータの本体と検出部を持つことで両手がふさがった状態でグローブボックス缶体の汚染検査を実施していたが、サーベイメータを安全帯に装着できる「サーベイメータ吊り下げ治具」を考案した結果、汚染検査時に片手が自由となり、特に高所作業での作業安全性が向上した。
41	高速炉研究開発部門	品質管理課における保守点検実施項目頻度の一元化	所掌施設・設備に対する保守点検は多岐に亘る規定類に基づいており、その項目や頻度は施設・設備により異なり分かりにくい。そこで、課内で実施する全ての業務に対する保守点検の項目・頻度を整理した一欄表を作成し、課内で周知教育する。本年度から開始し、継続実施中。
42	高速炉研究開発部門	予備焼結設備制御計算機の更新	老朽化した設備制御用計算機システムについて、その制御内容の調査解析及びその結果に基づく新規計算機システム（ソフトハードとも）の設計・製作をすべて課員自らが行った。単体、結合及び総合試験実施を経て、本年4月、設備所掌課へ引き渡した。

No.	提案箇所	タイトル	概要
43	高速炉研究開発部門	外注作業の合理化による業務効率化の推進	データ処理装置について、機能要求を精査し既存の仕様・メーカーにとらわれない効率的な更新を実現し、大幅なコスト削減を達成するとともに、課員の技術力向上にも寄与した。今後も継続実施予定。
44	高速炉研究開発部門	日勤者の運転技能維持のためのリフレッシュ訓練の企画実施	日勤者で1つの訓練用運転チームを編成し、運転直のファミリー訓練と同様の訓練を実施し、日勤者を含めた技術基盤を維持・強化する。訓練結果を点数評価し、訓練者の感想聴取も行う。7月に1回目を実施。
45	高速炉研究開発部門	設備改修作業に係る画像記録を用いた技術伝承	設備改修作業について、若手技術者の教育も含めて適切に技術継承できるように、画像撮影で作業記録を残す。H26年3月から開始し、継続実施中。
46	高速炉研究開発部門	課内スローガンの作成と唱和による意識改革の浸透	課員の機構改革に対する意識を向上させるため、機構改革に係るスローガンを課内で作成し、それを朝会で唱和する。今年度から開始し、継続実施中。
47	バックエンド研究開発部門	労働安全衛生活動の統合・合理化	OHSAS18001に基づく労働安全マネジメントシステム（OHSMS）活動と労働安全衛生法に基づく活動を統合し、平成26年度から効率的に運用できる仕組みを構築する。
48	バックエンド研究開発部門	環境保全活動の統合・合理化	環境マネジメントシステム（EMS（ISO14001））に基づく環境保全活動を環境配慮促進法に基づく活動に移行し、合理化を図る。
49	バックエンド研究開発部門	防災管理棟周辺の美化作業を通じた環境美化及びマイ職場意識の醸成	毎月最終火曜日を危機管理課の「美化作業日」として、昼休みに防災管理棟周辺の除草作業（落葉処理含む）等を実施。本作業は個々の意識向上のため、自主的参加としている。
50	バックエンド研究開発部門	経年変化技術評価に係る作業フローの作成	経年変化技術評価は、前回評価から10年を超えない期間で実施することになっており、前回実施した担当者以外の者が実施する可能性が高い。このため、誰が見ても一連の作業内容、作業項目、必要な手続きが把握できる経年変化技術評価に係る一連の作業フローを作成する。
51	バックエンド研究開発部門	移動式発電機から負荷へ送電する手順書の整備	電源喪失時に移動式発電機から負荷への送電対応で電気知識や経験が少ない人だけでも実施できるよう作業毎に写真を主体とした手順書を作成。完成後、訓練を数回行い使用できることを確認した。
52	バックエンド研究開発部門	無停電電源装置の更新における重要負荷への給電機能の信頼性向上と安定操業に向けた取り組みによる業務品質の改善	無停電電源装置時の更新までの故障部位の代替品交換による延命措置、仕様合理化による予算削減、工事期間中に重要な設備への予備電源系統からの電源供給等を行い、更新工事の無事故無災害での完成を行った。
53	バックエンド研究開発部門	積極的な資格取得・講習の受講	課員が取得を目指す資格、受講を希望する講習をリストアップし、課の資格取得・講習受講計画を定める。1月毎に資格取得・講習受講状況をフォローしている。
54	バックエンド研究開発部門	マニュアルのビジュアル化	暗黙知（個人の持つ勘、洞察、経験や認識）をビジュアル化・データベース化し、作業マニュアルに取り込むことで知識保存、技術継承に係る知識マネジメントの向上、人材育成を図る。

No.	提案箇所	タイトル	概要
55	バックエンド研究開発部門	業務の棚卸による重複業務の見直し	重複もしくは類似する業務を整理するとともに、合理性の乏しい業務については削減する等の効率化を進める。
56	バックエンド研究開発部門	放射線作業に使用する塩化ビニール製防護衣の材料変更についての提案	共通消耗品である防護衣の変更を管理担当する管財課に提案するとともに、使用者側からの質問等に対応する。
57	バックエンド研究開発部門	記録計更新時におけるペーパーレスの推進	老朽化した記録計更新に併せて、仕様をペーパーレス方式とし、維持コスト及びメンテナンス作業の削減を図る。
58	バックエンド研究開発部門	溶融設備に関する技術継承について	継承すべき知識、知見及び技術を選定し、OJT等を活用して、若手職員への技術等の継承を図る。
59	バックエンド研究開発部門	過去に経験したトラブル事例の紹介と意見交換	過去に経験したトラブル事例及びトラブルが発生した背景や再発防止のための全社的取り組みとその効果等を紹介し、トラブルを経験していない従業員との情報共有や教訓等の伝承を図る。
60	バックエンド研究開発部門	発注契約における映像データの取扱ルールの見直し検討	電子画像・動画映像データにつき、取扱ルールを明確化し、契約に際しての規定や仕様書に反映する仕組みを見直す。これにより、これら画像データの不用意な外部流出防止を徹底する。
61	バックエンド研究開発部門	課題共有会議	毎週一回程度、チーム毎に各自5分程度で現状の課題等を話し合う場を設ける。同様にチームリーダー会議を毎週一回開催し、各チームの課題共有と必要な調整・対応を実施する。
62	核融合研究開発部門	専門用語の平易化	一般市民の見学者等を対象に専門用語の理解度アンケートを行い、難語について分かりやすい説明書を作成し、説明者間で共有し適切な見学者対応の達成を目的としている。現在はアンケートの調査対応中である。
63	核融合研究開発部門	人材育成、技術継承	同様の研究を行っていた2グループが1グループに併合された部署で、今回の業務改善活動の見直しを一つの契機として捉え、グループ内の人材を有効に活かすため配置転換を行った。今後も必要に応じ適宜、再編成を考えている。
64	核融合研究開発部門	調達管理の効果的な運用	ITERプロジェクトでは、総合支援グループが窓口となり、実務担当グループの調達活動で重要となるリソースロードット工程表、リスクプラン、逸脱許可・不適合報告書を作成し、調達活動の連絡会議等で活かしている。また、新たな調達活動が発生すれば対応すべき資料の作成を、速やかに行う体制が構築されている。
65	核融合研究開発部門	危険標識の日英併記化	日欧共同で進めているJT-60SA計画に欧州から作業者が来所予定である。危険に係る注意喚起を法令以外の独自提案を含め、外国人が理解できる英語表記で明示することは重要で、他課室（安全評価グループ、保安管理課）と連携し進めている。

役員と職員の意見交換会について

1. 概要

安全確保を最優先とする理事長方針等を現場の第一線にまで浸透させるとともに役員と職員の相互理解を深める方策として、役員と職員の意見交換会を平成25年12月から実施した。平成25年度は、安全をテーマの中心として、安全統括部が事務局となり実施したが、平成26年1月29日～2月5日に実施した「機構改革に係る意識調査（第1回）」で、改革の意義が十分に職員へ浸透していないことや職場での議論が不十分な状況が明らかになったことを踏まえ、平成26年度からは改革全般をテーマとし、事務局を原子力機構改革室に移管して実施した。集中改革期間の1年間に計136回、延べ1,307名（うち「もんじゅ」改革として、30回、226名と実施*）の職員と意見交換を行ったところ、開始当初は、「改革と言われても何をすれば良いかわからない」といった意見が多かったが、繰り返し役員がメッセージを発信したことで、集中改革期間終盤には、「職員一人ひとりの意識改革や業務の質の向上が必要」といった意見が増え、改革の意義を職員へ着実に浸透させることができた。

* 「もんじゅ」関係職員については、「もんじゅ」改革の対策8として、理事長との直接対話を実施。

2. 実施内容

(1) 対象者及び対象人数

平成25年度は対象者を一般職及び主査・係長クラスとしたが、平成26年度は、課長代理及び課長クラスも対象に加えた。出来るだけ多くの職員と意見交換するため、過去の意見交換会に参加していない者を各回選出するようにした（一部複数回出席した者あり）。対象人数は10人程度/回とし、複数の部署から選出した。

(2) 実施時間

実施時間は2時間/回とした。一人当たりの発言と役員からの回答はそれぞれ約5分を目途とし、残った時間で全体討議を行った。

(3) 実施部署

平成25年度は安全がテーマの中心であったため、現場を持つ事業所を対象に実施した。平成26年度は本部組織（東海本部及び東京事務所）を追加して、全部署を対象とした。なお、特にもんじゅについては、理事長が原則として毎週訪問して、職員との直接対話を実施した。

(4) 実施方法

参加者には、議論の観点例や機構改革の実施状況、機構改革に係る意識

調査結果等の参考資料を事前に配付し、自分自身が改革をどのように捉え、どのように取り組むかを考えた上で参加させることとした。また、その際の準備として職場内で意見を聞き、議論することも推奨した。意見交換会を実施できる回数は限られるため、参加者は意見交換会後にその内容を職場内に紹介し、多くの職員が共有できるように促した。

(5) フィードバック

意見交換会で出された主な意見と役員の回答及び後日担当部署からの回答は、イントラネットの機構改革HPへ掲載し、全職員が共有できるようにした。掲載例を別添1に示す。

また、意見交換会後に参加者へアンケート調査を行い、議事進行等の運営方法について改善すべき点は、次回以降の開催に反映した。さらに、「このような意見交換会は有効と思うか」との問いに対しては、ほとんどの参加者が「大いに有効」あるいは「有効」と回答しており、自由記述には「役員と直接対話する機会は貴重」「視野が広がった。今後の業務に活かしたい」等の意見が多かった。

3. まとめ

役員と職員との意見交換会を全部署対象に実施した結果、安全については、「見学者に対して、以前は研究目的のすばらしさや装置性能の高さなどを伝えていた。改革を契機に、社会から期待・信頼される組織となる必要があると感じ、装置の安全性や信頼性を伝えることに重点を置くようになった。」など、意識変化の表れが確認できた。また、改革の意義の浸透については、開催を重ねるごとに参加者の発言内容に変化が見られ、「何を改革すれば良いかわからない」といった発言が徐々に少なくなり、「身の回りの業務改善、合理化や効率化、質の向上」といった自己改革の意識が感じられる内容が多くなった。

意見交換会で出された意見については、役員の応答内容を所管部署へ情報提供するとともに、対応や回答が必要なものについては担当部署で検討を行った。実行困難でない課題に対しては、可能な限り早急に対応した。一方、出された意見の多くは、人員や予算の不足、事業のスクラップアンドビルド、中堅・若手職員が少ないことによる技術継承の困難さ等、機構横断的に長期間かけて解決しなければならない課題である。これらについては、戦略企画室、事業計画統括部、総務部、人事部等、本部組織で共有するとともに、解決に向けた検討を開始したところである。これまでの機構における多くの取組は、フィードバックが十分ではなかったが、PDCAサイクルを着実に実施することの大切さを再認識し、形骸化しないように今後も残された課題に対して確実にフォローを行っていく。

意見交換会後に実施したアンケートでは、本取組を集中改革期間後も継続すべきとの意見が多かった。これまで、役員と直接対話する機会があるのは、本部組織の部長や事業所長クラスであり、現場の第一線の職員と直接意思疎通を図る仕組みが欠けていた。また、様々な職場の職員が一堂に会して議論する場も少なく、部署間の相互理解が必ずしも十分ではなかった。本取組の最大の成果は、このような課題を解決する仕組みを導入できたことであると自己評価する。集中改革期間後は、役員による各事業所の安全巡視などと合わせて合理的に実施することとし、また、安全に限らない幅広いテーマについて意見交換ができるような形で、継続することを検討する。

本意見交換会を実施したことによる効果については、機構改革に係る意識調査結果にも表れている。具体的には、「改革について職場で議論しているか」「役員との距離が縮まったと感じるか」「部署間の連携は取れているか」「自分の意見は上まで届いているか」といった設問で向上が確認できた。

以上より、当初の目的（安全最優先の意識と改革の意義の浸透）を達成しただけでなく、機構横断的な長期の課題を改めて浮彫りにするとともに、その解決に向けた検討に着手する活動が回り始めたこと、役員と職員が直接意思疎通を図る仕組みを導入できたこと等から、相当に有効性の高い取組であったと考える。

集中改革期間中に実施した意見交換会の実績

事業所名	理事長	その他役員
原子力科学研究所 計 20 回 延べ 218 人	計 2 回 ; 2/4*, 9/2 延べ 24 人 *J-PARC センターと合同	計 18 回 ; 1/29 ¹⁾ , 2/5 ²⁾ , 2/18 6/12, 13 ²⁾ , 20, 24, 25, 26 7/1, 16, 23, 9/1, 22 延べ 194 人 1) 3 回実施、2) 2 回実施
J-PARC センター 計 5 回 延べ 56 人	計 1 回 ; 6/27 延べ 10 人	計 4 回 ; 2/3, 2/25, 26, 6/17 延べ 46 人
核燃料サイクル工学研究所 計 18 回 延べ 198 人	計 2 回 ; 3/10, 8/26 延べ 24 人	計 16 回 ; 1/22, 2/3, 4, 5, 19, 3/6 6/12, 20, 24, 25, 27 7/2, 8, 9, 23, 28 延べ 174 人
大洗研究開発センター 計 13 回 延べ 137 人	計 2 回 ; 2/3, 9/22 延べ 23 人	計 11 回 ; 2/5, 7, 19 ¹⁾ , 21, 26 6/25, 26, 30, 7/23, 9/1 延べ 114 人 1) 2 回実施
那珂核融合研究所 計 4 回 延べ 39 人	計 2 回 ; 5/7, 7/28 延べ 19 人	計 2 回 ; 2/25, 7/7 延べ 20 人
高崎量子応用研究所 計 5 回 延べ 46 人	計 2 回 ; 1/16, 5/21 延べ 20 人	計 3 回 ; 2/6, 19, 6/6 延べ 26 人
関西光科学研究所 (木津) 計 3 回 延べ 30 人 (播磨) 計 3 回 延べ 29 人	計 2 回 ; 3/19, 7/30 延べ 19 人 計 2 回 3/19, 7/30 延べ 19 人	計 1 回 ; 2/21 延べ 11 人 計 1 回 ; 2/28 延べ 10 人
幌延深地層研究センター 計 3 回 延べ 20 人	計 2 回 ; 2/26, 9/4 延べ 13 人	計 1 回 ; 3/25 延べ 7 人
青森研究開発センター 計 4 回 延べ 45 人	計 2 回 ; 1/22, 9/17 延べ 23 人	計 2 回 ; 2/26, 7/30 延べ 22 人
福島環境安全センター 計 3 回 延べ 28 人	計 2 回 ; 1/17, 5/9 延べ 20 人	計 1 回 ; 3/18, 5/9 ¹⁾ 延べ 8 人 1) 理事長と出席
東濃地科学センター 計 4 回 延べ 34 人	計 2 回 ; 2/14, 6/5 延べ 17 人	計 2 回 ; 1/21, 2/14 延べ 17 人
高速増殖炉研究開発センター 計 4 回 延べ 31 人	「もんじゅ」改革で実施 次ページの表を参照	計 4 回 ; 2/5, 26, 3/4, 4/3 延べ 31 人
原子炉廃止研究開発センター 計 3 回 延べ 23 人	計 1 回 ; 7/31 延べ 10 人	計 2 回 ; 2/13, 3/4 延べ 13 人
人形峠環境技術センター 計 3 回 延べ 42 人	計 1 回 ; 5/1 延べ 12 人	計 2 回 ; 12/12, 1/16 延べ 30 人
東海本部 (海外事務所含む) 計 5 回 延べ 47 人	計 1 回 ; 9/1 延べ 10 人	計 4 回 ; 6/5, 12, 7/3, 7 延べ 37 人
東京事務所 計 3 回 延べ 33 人	計 1 回 ; 6/25 延べ 10 人	計 2 回 ; 6/4, 12 延べ 23 人
敦賀本部 計 3 回 延べ 25 人	計 1 回 ; 9/25 延べ 6 人	計 2 回 ; 6/18, 7/30 延べ 19 人

「もんじゅ」改革の対策8として実施した理事長との直接対話の実績

事業所名	理事長
高速増殖炉研究開発センター 計 27 回 延べ 200 人	10/8, 17 11/1, 7 12/27 1/10, 24, 31 2/6, 21, 28 3/13, 20 4/3, 23 5/13, 23 6/6, 13, 20, 26 7/4 8/1, 6, 22 9/5
敦賀本部 計 2 回 延べ 19 人	11/14, 12/2
原子炉廃止研究開発センター 計 1 回 延べ 7 人	12/6

別添 1

意見交換会開催後速やかにイントラネットの機構改革HP掲載した主な意見・応答内容の例

役員と職員の意見交換会（主な意見）

拠点名 東濃地科学センター

対応役員；理事長（H26/6/5）

1. 当日意見交換会の場合の理事長からの主な回答

分類	意見／質問	関係部署	回答	備考
情報公開	所の「開かれた組織」の方針の下、出すか出さないかを悩むような所謂『参考値』のような情報であっても、地元には事前に前広に出すようにしている。このような対応が地元から感謝され、信頼感につながると感じている。	総務部・広報部・東濃地科学センター	（理事長） 迷った時には情報をまず出すこと。情報をどう扱うかは受取手側が決めること。社会的な相場観が出来るまでは煩雑になるかもしれないが、そのように対応して欲しい。情報を出しながら、その意味合いを理解して貰う。その積み重ねと思う。	
意識調査	前回の意識調査の設問では、若手ほど改革に対する関心が低いとの結果になると考える。	原子力機構改革室	（理事長） 意識調査については、聞き方に問題があった。工夫していくが、継続性の観点もあり、回答が曖昧にならないようにしていく。 （原子力機構改革室） 専門家の意見を聞きつつ改善していきます。6/11 から第2回意識調査を開始します。	
意識調査	意識調査については、何故そのように思ったかを問う更問いと良い。	原子力機構改革室	（理事長） 思うところは自由記述欄があるので記載して欲しい。 （原子力機構改革室） 特に社会的関心が高かった「もんじゅ」に関する設問については、何故そのように思ったかを問う更問いを次回	

1

改革	職員だけでなく、技術開発協力員等の声も聞くと拠点の強みや弱みの理解も進むのではないかと。	原子力機構改革室	から追加する予定です。 （理事長） 拠点の強みや弱みについては、機構の場合、地域性もあると考えられる。 （原子力機構改革室） 次回の意識調査から、任期制の職員も回答対象とする予定です。	
----	--	----------	--	--

2. 後日担当部署にて検討した回答

分類	意見／質問	対応部署	対応／回答	備考
人材育成	人材育成の中で、エキスパート化が進んでいない。許認可対応等、職場に応じてエキスパート化が必要。	人事部	人材の育成については、各部署と人事部門が連携し、OJTとOff-JTを組み合わせ実施しています。各職員の適性や能力、業務内容等を個別に勘案しながらOJTを進める必要があると考えています。	
改革	機構改革のイントラなどを見て改革の必要性を理解した。拠点のページからも改革情報に飛ぶことが出来るようにすれば、情報にアクセスしやすいと思う。	原子力機構改革室	各拠点のイントラにリンクを張りました。	
改革	理事長との直接対話は、改革意識を持つきっかけとして有効と感じる。前回、役員との直接対話が行われたが、意見へのフィードバックはどうなっているか。	原子力機構改革室	今年度は改革室主導で、参加者の改革や業務全般について役員と意見交換することとしました。出された意見については、対応部署を定め、具体的対応策を検討・実施し、その結果をイントラ改革HPに順次掲載しています。	

2

地下研	地下研について、例えば5年先が見えない。このような状況では、個人のビジョンが持てず、外に対しても自信を持ってものが言えない。	バックエンド研究開発部門 企画調整室	機構改革に伴う事業見直しの一環として、深地層の研究施設で行うべき残された必須の課題を明確にした今後の深地層の研究施設計画を、担当理事を主査とする作業チームにより、平成26年9月末までに策定します。本計画は、職員の将来にも大きく関係する事項であり、今後、計画の具体化が進んだ時点で適宜、説明の機会を持つことを考えています。
情報発信	もんじゅがどのような状況になっているかよく分からない。もう少し情報発信をすれば意識も高まる。	原子力機構改革室	イントラネットの機構改革 HP にもんじゅに関する情報を集約しました。機構改革 HP の「もんじゅの状況をもっと知りたい」を参照ください。また、7月23日から週1回のペースでメールマガジン「機構改革だより」を発行し、もんじゅ改革の状況をお伝えしています。さらに、「もんじゅ」以外の拠点職員が「もんじゅ」に関する理解を深め、機構全体で「もんじゅ」プロジェクトに対応する意識の高揚を図るべく、「もんじゅ」施設の訪問及び「もんじゅ」職員等との意見交換を7月23日～24日に実施しました。詳細は機構内広報誌「みんなで作る JAEA 広場7月号」を参照ください。
業務改善	業務効率化で書類の電子化が進んでいるが、一方、それを印刷して印鑑やサインを必要としている例がある。更なる効率化が可能なものではないか。	総務部	現在「課室長主導による職場単位での業務改革」にて、人事・給与・服務関連の申請・届出手続（人事部）、許可申請手続きのワークフロー化（計算センター）など、各組織において事務の電子処理化に関する取組みを検討しています。 また、平成23年4月に改訂した「文書作成基準」の見直し作業も進めており、紙処理低減のため文書決裁システムの更なる啓蒙について盛り込み、効率的な運用の周知徹底を図ります。
男女共同参画	人員が少ない中、なかなか産休・育休が取りづらい。先輩女性がどのように乗り切ってきたかを聞くだけでも違うのだが。	人事部	豊富な知識と経験を有した先輩職員からの対話・助言を通して、後輩職員のキャリア形成上の課題解決を援助するための制度として「メンター制度」を運用しています。

			また、出産育児など女性特有の問題に対する情報の共有や周囲の理解促進を推し進め、女性の益々の活躍を期することを目的とし、業務改革推進委員会の枠組みで「女性活躍推進活動」（仮称）を開始しました。
--	--	--	---

役員と職員の意見交換会（主な意見）

拠点名 核燃料サイクル工学研究所

対応役員：森山理事（H26/6/25）

0. 理事挨拶

- ◇ 広報誌（機構改革特集号）で各役員から改革に対するメッセージを発信しているので参考して下さい。
- ◇ I N S A G - 4（安全文化）は参考になるので一読を推奨する。研究機関についても「支援機関」として記されているし、施設のない部署でも安全文化の考え方は大事。安全文化のエッセンスは松浦宣言に凝縮されている。
- ◇ 自身の行動目標として「自らの行動を第三者の目で見ると」に留意している。中で話すことと外で話すことの違いに組織の文化が顕れる。自らの言動を外部の目で見られた場合どのように見えるかに留意が必要（社会常識との乖離）。
- ◇ シンプルな行動基準を示すのが良い。参考として、ディズニールランドの行動基準は S C S E（Safety, Courtesy, Show, Efficiency）で全てこの優先順位で行動。震災時にも適切に対応できた。シンプルでかつ優先順位を示すことがポイント。J A E A について言えば、安全最優先で、質の高い仕事を、スピード感を持って行う、ということではないか。

1. 当日意見交換会での理事からの主な回答

分類	意見／質問	関係部署	回答	備考
改革	改革の鍵は、職員の意識が変われるかだと思う。自分の課では、もんじゅから異動してきた人を含めてもんじゅの件について課内で意見交換を行った。他の職場でもこういう機会があれば意識の変化が起こるのではないかと思う。	原子力機構 改革室	（森山理事） そのような意見交換の場を通して、参考になったことが少なからずあったと思う。また、自分がその場にいたらどう行動をすれば良かったかということ考えたということだと思う。そういうことを是非今の現場に反映して下さい。	

1

改革	第1回の職員意識調査結果を確認したところ、核サ研の改革に対する意識が低かった。現場があるとしても現場が第一でその他のことはその次になってしまう。コンプライアンスのように課会で必ず議論するなど、ある程度義務化する必要があるのではないかと。	原子力機構 改革室	（森山理事） 改革の活動について義務化することが良いかどうかという点については、いろいろ議論があるところだと思う。意識調査結果についてはしっかりフォローしていく。	
コミュニケーション	書類が電子化されてきて、書類もPC上でやりとりされるようになり、コミュニケーションがとりづらくなってきた。会議の効率化にはなっていないが、ミーティングは欠かさないようにしている。	総務部	（森山理事） 私が若いころは電話で仕事をしていたので、上司が何の仕事をしていてどういう考え方をしているかということがわかった。部下の教育という面にも大きな影響があった。変化に応じた工夫が必要であり、大切な視点であると思う。	
人材育成	課内でもんじゅの件について話した。最終的にマイプラント意識の問題にいきついた。昔は若手は現場というしきりがありリーダーシップのある上司の下でOJTの中でマイプラント意識が醸成されてきたが、最近は人数構成もいびつで、なかなか現場に出してあげられなくなってきていることがリスクを高くしているのではないかと懸念している。	人事部	（森山理事） 職員数の減少については、現場の皆さんが一番実感していることと思う。ハードルは高いが私もその件については訴えていきたいと考えている。	
改革	ボトムアップ活動について課内で議論することになり、改革について勉強した。部下の個人レベルで何をすればいいか説明するのに悩んだが、イントラのFAQを参考にこれまで同様改善マインドを絶えず育んでいくことだと説明した。意識改革については今まさに取り組んでいる最中である。	原子力機構 改革室	（森山理事） これまでも改善活動を行ってきていて、正にそれを再確認したということだと思う。形骸化しないように続けていってほしい。	
安全	他の現場を見る機会が増えないかなと思う。他の現場に行けば、もっといいやり方や自分の現場に反映すべきものがあると思う。	安全・核セキュリティ 統括部	（森山理事） もんじゅの見学会もあるので手を挙げてほしい。私は福島を担当しているが、福島はいろいろな拠点から人が集	

2

			まっており、他の拠点の人と初めて話を参考になる事も多いようである。	
改革	改革について職場で話をしたが、どうなったら成功なのかということがよくわからない。この結果は我々が10年、20年後に実感できることだと思うので、目先のことにとらわれずにじっくり取り組んでいきたい。	原子力機構改革室	(森山理事) 民間会社のように結果が数字で出ないのでわかりづらい面はあると思う。そこで何のために皆さんが機構に入ったのを考えてほしい。課題解決を通して社会に貢献するという自分たちのアウトプットを強く意識するのが良いのではないと思う。私も福島を担当しているが、さまざまな課題解決を通して福島の皆さんに貢献することが目的であり、自己満足で終わっては仕方ないと意識している。	

2. 後日担当部署にて検討した回答

分類	意見/質問	対応部署	対応/回答	備考
業務効率化	業務連絡書が機構全体で年間に3万5千件ほどある。その対応が増えるほど、現場に行く機会が少なくなる。現場は毎日行っていないとちょっとした変化に気付けない。本当に必要なものとそうでないものと、軽重を付けてほしい。	総務部	機構改革計画に基づき「業務改善」を進める中で、業務効率化の観点から、平成23年4月に改訂した「文書作成基準」の見直し作業を進めており、業務連絡書の重要度を判断しやすいように件名や本文の記載方法などに係る文書作成上の留意点等を盛り込み、周知徹底を図ります。 また、業務の質の向上のための取組みである「課室長主導による職場単位での業務改革」において提起された、現場負担軽減の観点からの取組みについても対応を検討しています。	
組織改正	組織改正で事務が効率化された点がある一方で、押印などについては階層が増えて非効率な部分ができた。	総務部	複数の部門、事業所間の連携や組織的な機動性を高めるために、事業ごとに組織を大括り化した「部門制」を導入しました。これにより、業務に非効率な部分が生	

			じる場合は、ガバナンス、責任体系及び業務効率化等の観点を踏まえ状況によっては改善が必要です。個別の事情に応じ、組織内で改善を検討いただくとともに、必要な場合は、一定の要件を満たすことを条件に権限委任等の措置を講ずることが可能ですので、文書主管課にご相談ください。	
--	--	--	---	--

● 人事諸制度の主な見直し内容

人事制度(平成 26 年 4 月 1 日改正):

1. 人事評価制度の見直し

(1) メリハリの効いた処遇区分

- 「B」(標準)の発生率を減らして「C」を相対評価範囲として一定割合発生させると共に、「A」の発生率を引き上げる。…対象:課長級以上
- 評価に基づく「期末手当」の支給額差を大きくする。

課長代理級以上:

「S」1.10 倍→1.20 倍、「A」1.05 倍→1.10 倍、「B」1.00 倍、「C」0.95 倍→0.90 倍、「D」0.90 倍→0.80 倍

係長級以下 :

「S」1.05 倍→1.10 倍、「A」1.03 倍→1.05 倍、「B」1.00 倍、「C」0.97 倍→0.95 倍、「D」0.95 倍→0.90 倍

(2) 職務難易度の導入…対象:全職員

- 「在籍級」や「職務内容の新規性等」を勘案し、より高いレベルの職務で成果を挙げた者を高く評価する(-5 点、0 点、+5 点)。
- 期初に評価者と被評価者の間で難易度を設定し、採点を厳格化する。

(3) 効率化・コスト削減の評価基準の導入…対象:全職員

- 業務の効率化・コスト削減に対する取組み(人員削減、超勤削減、業務改善、不要業務の削減等)を高く評価する。

(4) 運用管理体制の強化…対象:全職員

- 適切な運用及び形骸化を防止する観点から、「人事評価制度運用監査チーム(5 人)」を設置し、必要な監査、指導を行う。

2. 抜擢人事の推進…対象:係長級以上

- 若手人材の積極的な登用に資するため、係長級以上の全職種を対象に実施する。

3. エリア勤務制度の導入…対象:全職員

- 「働き方の多様性」及び「ワーク・ライフ・バランス」に配慮する観点から、特定勤務地域を離れることが困難な職員の個別事情に配慮し、本人からの申請(解除を含む)に基づき申請者が希望する勤務地域に適切なポストが確保される場合に限り、これを認定する。
- なお、認定期間中の給与については、本給、職責手当、期末手当等を「10%減」とする。

技術系職員の育成、技量研鑽、技術伝承:

1. 人事部における教育訓練の見直し

- 新入職員指導担当者等に対して OJT 能力向上研修を導入し、OJT の更なる活性化を図る。
(平成 26 年度より導入:65 名受講)
- 新入職員に対して 技術研修の一部を必修化し、基礎知識の定着と学習意欲の向上を図る。
(平成 25 年度:2 講座 →平成 26 年度:4 講座)

2. 各現場における取組みの推進・強化

- 技術系職員の育成、技量研鑽、技術伝承に係る 各現場における取組について調査(アンケート調査)を行い、良好事例を抽出するとともに、拠点幹部へのヒアリングを実施するなどして、拠点の状況や技術系職員育成に関する方針等を聴取することにより、各拠点の取組状況や課題等を確認する。
(アンケート調査:技術系中心の職場に対して実施「独自の制度等を作成」「既存の制度等を活用」等)
- 機構内イントラネットの「教育・研修」に関するページを改訂し、職員の育成体系全体像を示すとともに、上記良好事例を掲載する。
- 上記の良好事例を各現場に合った制度に改良して取り入れる等、各現場の意識向上及び取組の活性化を促す。
- 継続的に各現場における 対応状況をフォローするとともに、取組が遅れている部署に対しては、必要な支援及び指導を行う。

以 上

今後の東海再処理施設及び再処理技術開発の在り方について

「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成 25 年 9 月 26 日）に基づき見直しを検討する事業としている「再処理技術開発」について、平成 25 年 12 月に施行された核燃料施設等に係る新規制基準への対応や、平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」における核燃料サイクル政策の方針等も踏まえ、再処理技術開発の今後の計画及び東海再処理施設の今後の在り方について検討した。

1. 東海再処理施設の廃止措置段階への移行【資料 1】、【資料 2】

東海再処理施設は、1977 年のホット試験開始以降、電気事業者との再処理役務契約を完遂し、累積処理量約 1,140 トンに及ぶ施設の運転や高レベル放射性廃液のガラス固化、ウラン・プルトニウム混合転換等の独自技術の開発等を通して、再処理技術者を始めとした国内産業基盤の育成に寄与する等、再処理技術の国内定着に先導的役割を果たし、六ヶ所再処理工場への技術移転をほぼ完了した段階にある。

現段階において、東海再処理施設で処理を予定していた燃料は、通常の軽水炉とは異なる特別な炉型のふげん使用済 MOX 燃料等、約 110 トンを残すのみであるが、これらの使用済燃料の再処理を行う場合に必要な全施設を対象とした新規制基準対応には、1,000 億円を超える費用がかかる見込みである。

このような現状と費用対効果を勘案し、東海再処理施設については、使用済燃料のせん断、溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、次期中長期目標期間（平成 27 年度～）中に廃止措置計画を申請する方向で検討を進める。

- （1）当面、潜在的ハザード低減のためのプルトニウム溶液及び高レベル放射性廃液の固化・安定化処理を着実に進める。また、施設の更なるリスク低減に向けて、貯蔵中の各種放射性廃棄物の処理に取り組む。
- （2）新規制基準への対応については、東海再処理施設を廃止措置段階に移行させることを踏まえ、今後も長期に渡り高レベル放射性廃液を取り扱っていく必要のあるガラス固化関連施設を中心に安全性を確保しつつ合理的な適合対応を進める。

2. ふげん使用済燃料等の取り扱い【資料 3】

東海再処理施設で処理を予定していたふげん使用済燃料等は、少量かつ通常の軽水炉とは異なる特別な炉型のものであることから、これらの処理につい

ては海外委託の可能性を視野に諸課題の解決を図っていく。

3. リサイクル機器試験施設（RETF）の利活用【資料4】

会計検査院及び国会から当面の利活用策を早急に決定するよう求められている高速炉燃料再処理技術の確立のため工学規模のホット試験を行う施設として計画された RETF については、将来に向けた核燃料サイクル技術開発の進展に応じて柔軟な対応が可能となるよう、利活用の際に施設を極力汚染させないこと及び既存の計画の中で必要となる施設の代替として活用することを基本原則とし、当面、ガラス固化技術開発施設に保管しているガラス固化体を最終処分場に輸送するための容器に詰める施設としての活用を図ることとし具体的検討を進める。

4. 再処理技術開発の推進【資料5】

再処理技術開発に関しては、核燃料サイクルの推進を基本的方針としている「エネルギー基本計画」の考え方にに基づき、六ヶ所再処理工場への技術支援及び再処理技術の高度化や将来再処理に向けた基礎・基盤技術開発を継続するとともに、放射性廃棄物の減容化・有害度低減に係る分離変換技術開発等に取り組む。

- (1) ガラス固化技術や分析技術等に係る高度化開発、六ヶ所再処理工場のトラブルへの対応等、六ヶ所再処理工場の竣工及びその後の安定操業に向けた技術支援・技術協力を継続する。
- (2) 必要な既存の試験フィールド（高レベル放射性物質研究施設等）を維持・活用し、再処理技術の高度化や将来再処理に向けた基礎・基盤技術開発を継続、推進する。
- (3) 分離変換技術に関しては、機構内外の幅広い機能や知見を統合し、MA分離研究等、既に計画されている基礎研究を進めるとともに、将来的な工学的な段階への移行も見据え既存設備の増強等も視野にプロセス実証試験が行えるよう検討を進める。

5. 廃止措置技術開発の推進【資料6】

東海再処理施設の廃止措置を大型施設（再処理施設）の廃止措置のモデルケースとして位置付け、国内外の知見を結集し、廃止措置コスト低減等に資する廃止措置技術開発を進める。

- (1) 再処理施設の廃止措置段階で必要となる技術は、廃炉対策と共通するものも多く、福島を含む廃炉措置へ貢献することに配慮しつつ技術開発を進める。

- (2) 廃止措置計画を進めるに際しては、TRU 廃棄物の廃棄体化技術や処分場等、廃棄物の処理から処分に至るプロセスに係る技術及び施設設備の整備状況と整合を図りつつ、再処理施設等の廃止措置技術体系の確立を目指す。

6. 研究開発実施体制の整備

- (1) 我が国の再処理技術開発を進展させる観点から、日本原燃(株)との関係を相互協力の関係に発展させ、双方向の人材交流を図るとともに、両者の役割分担、ニーズを踏まえて共同研究等を継続、推進する。
- (2) 核燃料サイクルの状況の進展に応じて柔軟な対応が可能となるよう再処理技術開発に係る関係者の連携・協力体制を強化する。特に、今後の機構の研究開発の大きな柱となり得る放射性廃棄物の減容化・有害度低減分野に係る MA 分離研究に対して、東海再処理施設の高レベル放射性廃液等の活用も視野に連携・協力体制を強化する。
- (3) 保障措置・核セキュリティ分野、廃止措置分野、放射性廃棄物減容化・有害度低減分野等での国際協力を進める。特に、廃止措置分野では、仏国において東海再処理施設と共通点の多い UP2-400 の廃止措置に着手したところであり、廃止措置に係る OECD/NEA の国際協力（原子力廃止措置プロジェクト）等の枠組み等を活用し、先行各国と協力し合理的に進める。

7. 当面のスケジュール【資料 7】

- (1) 六ヶ所再処理工場の支援及び再処理基礎・基盤技術開発を継続するとともに、当面、潜在的ハザード対応に係る施設運転及びガラス固化の着実な実施に係る課題対応（新規制基準、固化体保管量の増加、新型熔融炉の開発）や RETF の利活用に係る対応、貯蔵中の各種放射性廃棄物の処理に係る対応を進める。
- (2) また、次期中長期目標期間中の東海再処理施設の廃止措置段階への移行に向けて、ふげん使用済燃料等の取り扱いや廃止措置計画の具体化等、必要な準備を進める。

以上

東海再処理施設の経緯

資料1

1. 目的

- エネルギー資源の乏しい我が国は、原子力発電所から発生する使用済燃料を再処理し、回収されたウラン及びプルトニウムを有効利用する核燃料サイクルの確立を図ることを基本的考え方としている。再処理施設はその要として重要な施設。
- 東海再処理施設は、我が国初の再処理施設として、再処理技術の国内定着のための先導的役割を果たしてきた。開発した自主技術や運転を通して蓄積された知見を活用し、民間事業者の再処理事業を支援するため、人的支援を含む技術協力を実施している。

2. 施設概要

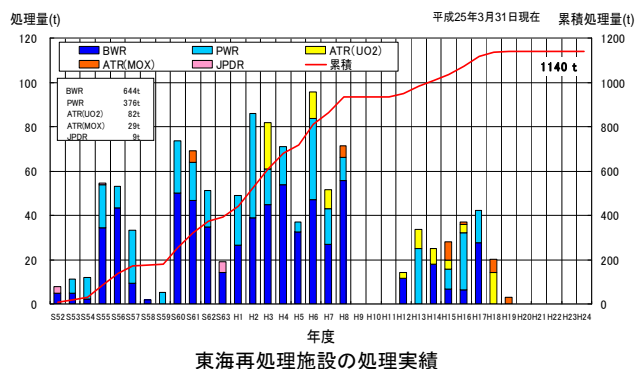
- 処理能力 : 0.7tU/日(210tU/年)
- 処理方式 : ビューレックス法
- 累積処理量 : 約1,140t (平成26年3月末実績)
- 使用済燃料貯蔵量 : 約41トン (平成26年3月末実績)

3. 経緯

- 昭和46年 6月 再処理施設の建設に着工
- 昭和52年 9月 使用済燃料を用いた試験を開始
- 昭和55年 12月 使用前検査合格証を受領
- 昭和56年 1月 本格運転開始
- 平成2年 11月 使用済燃料の累積処理量500トン達成
- 平成14年 6月 使用済燃料の累積処理量1,000トン達成
- 平成18年 3月 電気事業者との既契約に基づく再処理を終了
- 平成19年 5月 耐震BC評価に基づく耐震性向上工事を実施するため再処理運転を中断

4. 現状

- 東北地方太平洋沖地震に伴う福島事故を踏まえた緊急安全対策や地震後の施設・設備の健全性確認を実施。
- 潜在的ハザード低減に係る取り組み
PCDF : H26/4/28よりPu溶液の混合転換処理を実施中
TVF : 設備補修等実施中 (H26年度第4四半期より高レベル放射性廃液のガラス固化処理再開予定)
- 安全対策の強化、日本原燃(株)支援、福島支援業務等を実施中。



5. 日本原燃(株)六ヶ所再処理工場への技術移転

- 技術移転 : 機構が開発したウラン脱硝技術、ウラン・プルトニウム混合転換技術、ガラス固化技術、等
- 技術者派遣 : 累計約350名
- 原燃技術者の研修 : 累計約700名 (平成26年 3月末現在)



日本原燃(株)六ヶ所再処理工場

- 昨年5月、ガラス溶融炉を含め、竣工前に必要となる最終的な試験を終了。
- 現在、新規基準の適合審査中。

新規基準への対応に係る課題

資料2

項目	対策概要
耐震	新たに策定する基準地震動は、従来の設計で用いた地震動を大きく超えるものと想定され、耐震クラスに相当する施設(8建家+排気筒等の構築物)に対しては当該基準地震動での耐震評価及び対策が必要となる。特に分離精製工場、プルトニウム転換技術開発施設等のS56年の建築基準法改正前に建てられた建家(Sクラスのうち3建家)では、地震による建物全体のひずみや各部材応力が基準値を大きく上回る見通しであり、建物全体にわたる大規模な耐震補強が必要となる。また、耐震B、Cクラスの施設(25建家+構築物)に対しても建築基準法改正前に建てられた建家(B、Cクラスのうち、12建家)では、改正後の建築基準法に基づく耐震評価(静的地震力評価等)及び対策が必要となる。これらにおいても、同様に基準値を大きく上回る見通しであり、耐震補強が必要となる。
津波	再処理施設全体を防護するためには、太平洋(常陸那珂港)側及び津波が遡上する新川沿いに防潮堤が必要となる。新たに策定する基準津波は従来考慮してきた津波高さを大きく超えるものと想定され、大規模な防潮堤が必要になる。また、防潮堤の設置スペースを確保するために、既設施設を移設する場合は更に対策工事が大規模化する。
電源関連施設	分離精製工場、プルトニウム転換技術開発施設、高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設に係る電源関連施設(再UC、中間開閉所、第二中間開閉所等)が対象となるが、これら施設の地震・津波の対策工事が困難であることから、施設の移設或いは大規模な改築が必要となり、電源系統の独立2系統化を含めた対策工事が大規模化する。
竜巻、溢水対策等の新規要求事項及び従来指針の強化項目	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設である分離精製工場、プルトニウム転換技術開発施設、高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設の建家、屋外冷却塔等の設備を竜巻きによる飛来物から防護するため防護ネット等を設置或いは代替設備の設置が必要となる。 重要施設である上記施設においては、内部溢水及び化学薬品漏洩に対する防水板、堰、止水扉等の設置、また、溢水源となる配管の耐震補強を行う必要がある。 重要施設である上記施設における安全保護回路に対しては、伝送経路及び制御盤を含め系統を分離する対策が必要となる。 重要施設である上記施設及び電源関連施設においては、ケーブル類及びグローブボックスを難燃化する対策が必要であるとともに、重要な機器に対しては、火災等による共通原因故障から防護するために防火壁の設置等による分離対策が必要となる。 特に分離精製工場については、対象設備が多く、建設時期が古く、系統分離や共通原因故障への対策が困難であり、対策工事の大規模化の要因となる。
重大事故	分離精製工場では臨界、水素爆発、蒸発乾固、溶媒火災及び使用済燃料の損傷等の重大事故対策が必要であり、高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設では水素爆発、蒸発乾固、プルトニウム転換技術開発施設では臨界、水素爆発の重大事故対策が必要である。これら重大事故への対応のため、影響緩和策、電源車、放水砲設備等の配備、代替水源の確保、制御室対策、緊急時対策所の高台への設置等の対策が必要となる。
航空機落下	分離精製工場等の重要施設の面積を合計すると、航空機落下確率が増加するため、セル単位で面積を算出する等の新たな評価手法を用いる必要がある。なお、航空機落下への防護対策をとることは極めて困難となる。

対策工事の規模

対策工事の概算として、耐震・津波対策に600億円以上、電源関連施設への対策、竜巻等への対策、重大事故対策に400億円以上、全体で1,000億円を超えるものになると想定される(期間として、設計2年、許認可2年、工事5年以上と想定)。なお、航空機落下への建家対策の実施は極めて困難。

ふげん使用済燃料等の概要

資料3

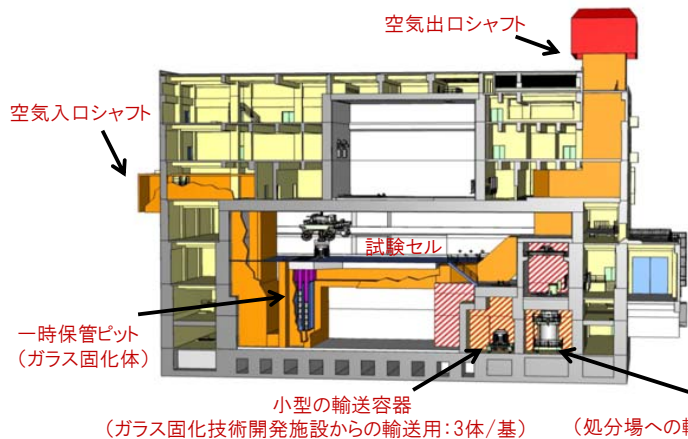
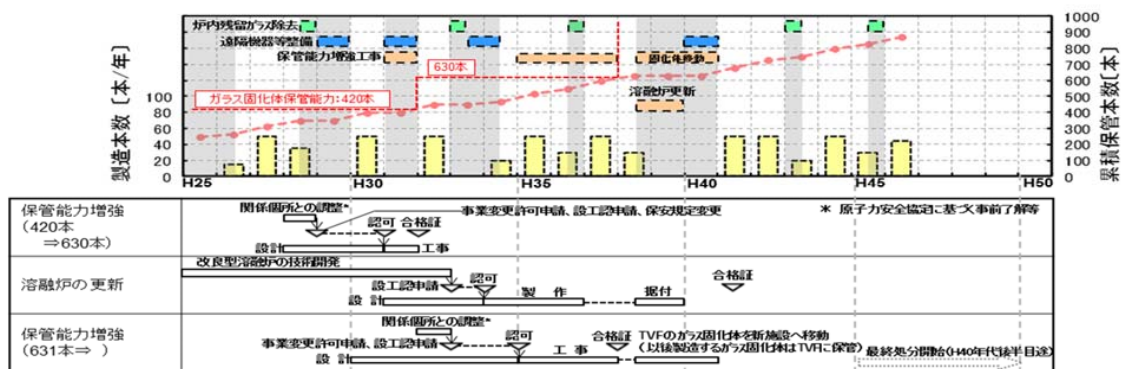
SF	保管サイト	体数(t数)	仕様概要
ふげん	ふげん	466体*1) (約70t)	集合体形状は二層、三層同心円状のクラスタ形 〈MOX燃料〉571体 〈UO2燃料〉154体 〈MOX-PIE燃料〉11体
	東海再処理施設	265体 (約41t)	
	原科研・RFEF*2)	5体*3) (約0.7t)	
むつ	原科研・RFEF*2)	PWR型 6体(約2.6t)	集合体形状は15×15PWR型に再組立済 (U濃縮度4%以下に調整)

その他少量の教育訓練用原子炉使用済燃料も対象として検討

- *1) 照射後試験用燃料(MOX-PIE燃料)6体含む。
- *2) 燃料試験施設(The Reactor Fuel Examination Facility)
- *3) PIE試験後再組立て燃料(MOX-PIE燃料)

RETF利活用策 (検討例)

資料4



利活用の基本原則

- ✓ 施設の汚染が少なく将来想定される本来の利用目的への影響が少ない
- ✓ 既存の計画の中で必要となる施設の代替として活用

↓

当面、ガラス固化体を最終処分場に輸送するための容器に詰める施設として活用

再処理技術開発の推進

資料5

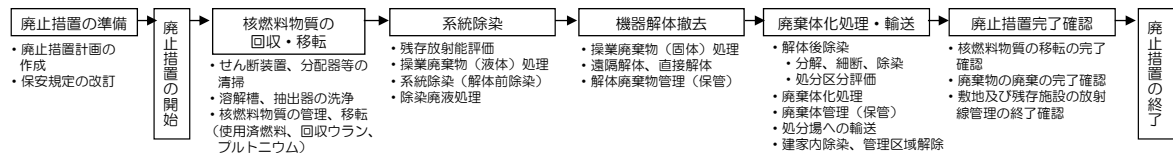
分類	技術開発内容	関連施設
六ヶ所再処理工場の支援	ガラス固化技術や分析技術等に係る高度化技術開発、六ヶ所再処理工場のトラブルへの対応等、六ヶ所再処理工場の竣工及びその後の安定操業に向けた技術支援・技術協力を継続	TVF、モックアップ試験棟、OTL、分析所、機構内ホットラボ等
	新型ガラス溶融炉開発、低レベル廃棄物処分に係る硝酸根分解技術開発、処分に向けた廃棄物の放射能濃度等基礎物性の取得、分析技術(溶解、抽出、材料耐食性、固化ガラス物性試験等が可能なホット試験施設の機能維持を含む)	TVF、モックアップ試験棟、工学試験棟、分析所、LWTF、機構内ホットラボ等
	六ヶ所再処理工場の安全性向上や規制対応等に役立つデータ(経年変化(腐食、摩耗、堆積等)、故障率、高レベル放射性廃液等からの水素発生量、事故時MOX粉末移行率等)	MP、HAW、PCDF、OTL、分析所等
再処理技術の高度化や将来再処理に向けた基礎・基盤技術開発	MOX燃料の溶解特性等の基礎データ取得	CPF、NUCEF、機構内ホットラボ等
	U/Pu共抽出フローシート開発、遠心抽出器の開発等	CPF、機構内ホットラボ等
	非破壊分析等の保障措置技術の高度化や核セキュリティ強化に係る技術開発	MP、HAW、PCDF、TVF
放射性廃棄物の減容化・有害度低減に係る取り組み	新抽出材、フローシート開発、サイクル試験等のMA分離技術開発(工学的な段階への移行も見据え、東海再処理施設に貯蔵されている高レベル放射性廃液の活用の可能性についても検討)	CPF、NUCEF、機構内ホットラボ等

MP: 分離精製工場、PCDF: プルトニウム転換技術開発施設、HAW: 高放射性廃液貯蔵場、TVF: ガラス固化技術開発施設、OTL: 小型試験施設、LWTF: 低放射性廃棄物処理技術開発施設、CPF: 高レベル放射性物質研究施設、NUCEF: 燃料サイクル安全工学研究施設

東海再処理施設の廃止措置

資料6

基本ステップ



廃止措置工程のイメージ

項目	廃止措置の準備	廃止措置期間	廃止措置完了確認
廃止措置計画	申請	認可	
保安規定改訂	申請	認可	
核燃料物質の回収・移転		核燃料物質の回収 移転(使用済燃料、回収ウラン、プルトニウム)	
システム除染		システム除染	
機器解体撤去		機器解体撤去	
廃棄体処理・輸送		廃棄体処理 処分場への輸送 建家内除染、管理区域解除	
廃止措置完了確認			廃止措置の終了 建家解体又は再利用

主要な廃止措置技術開発

システム除染期間: 残存放射能測定システム開発・実証
 機器解体撤去期間: 遠隔装置開発・現場実証、残存放射能システム開発・実証、高経年化設備の劣化状況調査
 廃棄体処理期間: 難測定核種の分析・評価手法の開発、廃棄体処理技術開発、等

東海再処理施設に係る当面のスケジュール

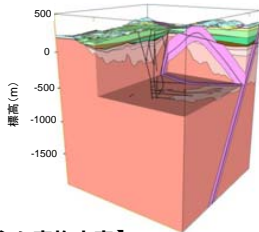
資料7

中長期目標期間	第二期	第三期	第四期
六ヶ所再処理工場支援	[スケジュール]		
技術開発 高度化開発、基礎・基盤技術開発、廃止措置技術開発	[スケジュール]		
新規制基準対応	事業指定申請書作成	申請・審議	設工認申請・改造工事
廃止措置	廃止措置計画書作成	申請・審議	系統除染・廃止措置にかかる技術開発・順次設備解体(数十年)
工程洗浄運転	[スケジュール]		
ウラン・プルトニウム溶液混合転換運転	Pu溶液の固化・安定化処理		
高レベル廃棄物 高レベル放射性廃液ガラス固化処理運転	高レベル放射性廃液の固化・安定化処理		
ガラス固化体貯蔵対策	保管能力増強(420⇒630本)		保管能力増強(≥630本)
ガラス固化体搬出準備 (リサイクル機器試験施設の利活用)	設計	事業指定&設工認	工事
低レベル廃棄物 低放射性廃棄物処理運転・貯蔵管理・施設維持	[スケジュール]		
低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・運転 固体系	改造設計	事業指定&設工認・改造工事	運転
液体系	改造設計	事業指定&設工認・改造工事	運転
高放射性固体廃棄物貯蔵施設整備(ハル等)	[スケジュール]		

研究成果の概要（瑞浪超深地層研究所）

地質環境の調査・モデル化手法の開発

地質構造モデル



【主な実施内容】

- ◆ボーリング調査データなどを集約して地下の構造をモデル化（可視化）し、地下水流動や水質等を解析

【成果の反映先】

- ⇒地上からの地質環境の調査・解析技術として、実施主体が行う概要調査及び精密調査前半に必要な技術に反映
- ⇒概要調査及び精密調査結果の妥当性を評価する時に必要な技術、地質環境に関する知見として、安全規制に反映

坑道掘削に伴う水圧・水質等の変化の調査・評価手法の開発

地下水の水圧や水質モニタリング



【主な実施内容】

- ◆ボーリング孔に設置した観測装置による長期モニタリングを実施

【成果の反映先】

- ⇒地下施設における地質環境の調査・解析技術として、実施主体が行う精密調査に必要な技術に反映
- ⇒地下施設における精密調査結果の妥当性を評価する時に必要な技術、地質環境に関する知見として、安全規制に反映

地下深部に安全に坑道を掘削する技術の確立

深度500m研究アクセス北坑道



【主な実施内容】

- ◆2.6m掘削後に壁面をコンクリートで固め、それを繰返して立坑を建設
- ◆湧水を止めるためにセメントを岩盤に注入

【成果の反映先】

- ⇒深度500mにおいて、地下水の豊富な日本で実際に施設を建設する時に必要な技術として、実施主体の処分場建設技術に反映
- ⇒建設・操業時の安全確保や閉鎖前の施工対策による閉鎖後の安全性への影響に関する評価情報として、安全規制に反映

1

研究成果の概要（幌延深地層研究センター）

○地層科学研究

◆深部地質環境の調査・モデル化技術の実証

- ✓深度500mまでの地質環境（地層や地下水）に対する地上からの調査技術を整備し、これらを用いた実測データに基づく空間的予測モデル構築と信頼性（不確実性）評価手法を開発。

◆坑道掘削に伴う水圧・水質等の変化の調査・評価手法の開発

- ✓地下施設建設に伴う地質環境の変化を調査・評価する技術を開発。

- ✓実測データに基づく応力場や水理場の変化を予測するためのモデル化技術を開発中。

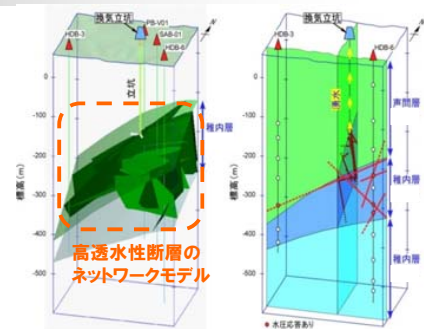
◆地下深部に安全に坑道を掘削する技術の確立

- ✓堆積岩における坑道掘削時の突発事象（湧水・崩落、メタンガス発生）に対応する既存技術の有効性評価と高度化を実施し、地下での調査・試験に必要な坑道を安全・確実に掘削した実例を提示。

○地層処分研究開発

◆工学技術の開発と実証

- ✓処分システムの長期健全性への影響低減を目的とした低アルカリ性コンクリート材料を開発し、世界初の本格的坑道吹付け施工技術を実証。



水理地質構造モデルの例



140m調査坑道の施工

低アルカリ性コンクリート材料による坑道吹付け施工技術の実証

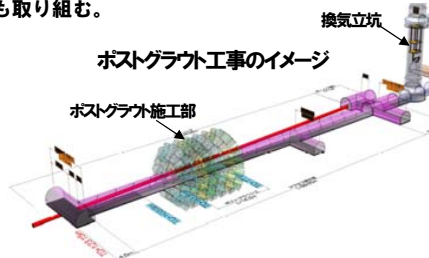
2

必須の課題の概要（瑞浪超深地層研究所）

①地下坑道における工学的対策技術の開発

- ◆大規模湧水に対するウォータータイトグラウト技術
- ◆地下水管理技術

【概要】深度500mの研究坑道において、坑道への湧水量をプレグラウトとポストグラウトの組合せによって制御可能とするウォータータイトグラウト施工技術を実証する。
また、地下水排水処理技術等の地下水管理技術の高度化にも取り組む。



②物質移動モデル化技術の開発

- ◆長期的な変遷を含めた地下深部におけるわが国固有の亀裂ネットワーク中の地下水流動・物質移動に関する試験及びモデル化技術

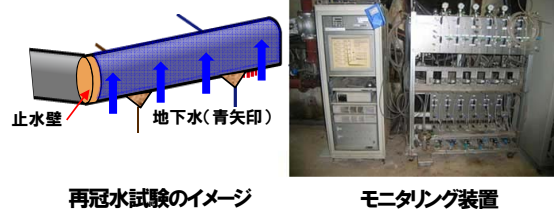
【概要】深度500mの研究坑道において、花崗岩中の割れ目での物質の移動現象を理解し、モデル化するための調査解析を実施する。また、割れ目の透水性及び地下水流動・水質の長期的変化や地下水流動の緩慢さを明らかにするための調査を実施する。



③坑道埋め戻し技術の開発

- ◆坑道閉鎖に伴う環境回復試験技術
- ◆長期モニタリング技術など

【概要】深度500mの研究坑道において、坑道の一部を埋め戻し、地下水を自然に冠水させることによって、地下水の水圧・水質及び坑道周辺岩盤の化学的・力学的変化を観察し、地質環境の回復能力等を評価すると共に、地質環境に応じた埋め戻し技術の構築を目指す。また、長期の観測に必要なモニタリング技術の開発も実施する。



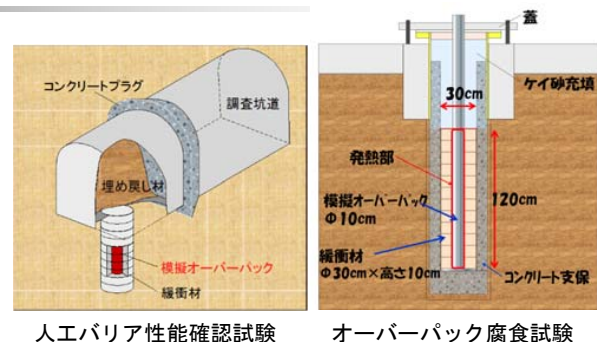
3

必須の課題の概要（幌延深地層研究センター）

①実際の地質環境における人工バリアの適用性確認

平成26年度から深度350m調査坑道で実施している人工バリア性能確認試験、オーバーバック腐食試験、物質移行試験を通して、実際の地質環境において、人工バリアや周辺岩盤中での熱-水-応力-化学連成挙動や物質移行現象などを計測・評価する技術の適用性を確認し、「精密調査後半」に必要な実証試験の技術基盤を確立する。

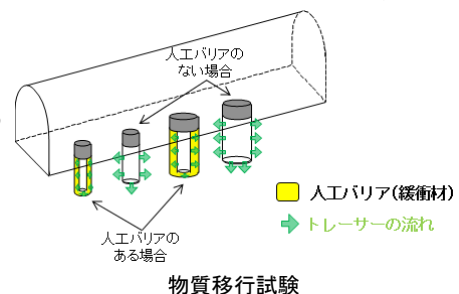
- 人工バリア性能確認試験
- オーバーバック腐食試験
- 物質移行試験



②処分概念オプションの実証

人工バリア設置環境の深度依存性を考慮し、種々の処分概念オプションの工学的実現性を実証し、多様な地質環境条件に対して柔軟な処分場設計を行うことを支援する技術オプションを提供する。

- 処分孔等の湧水対策・支保技術などの実証試験
- 人工バリアの定置・品質確認などの方法論に関する実証試験
- 高温(100℃以上)などの限界条件での人工バリア性能確認試験



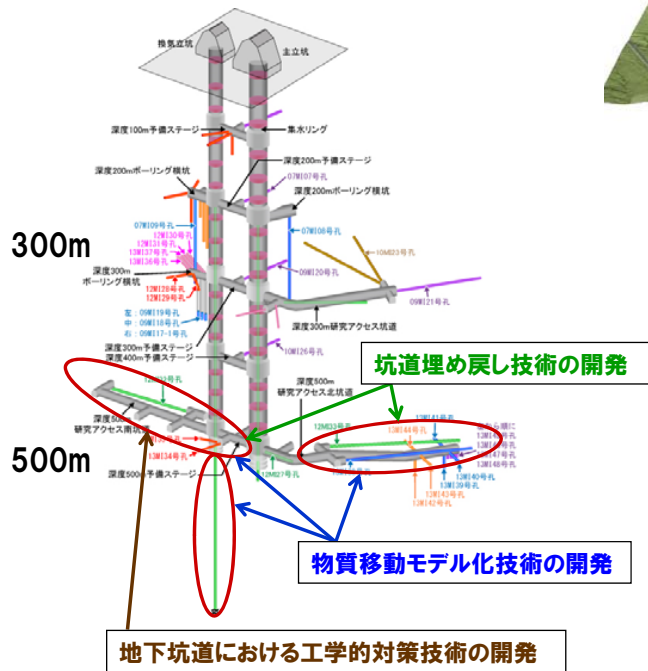
③地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力の検証

地震・断層活動等の地殻変動に対する力学的・水理学的な緩衝能力を定量的に検証し、堆積岩地域における立地選定や処分場の設計を、より科学的・合理的に行える技術と知見を整備する。

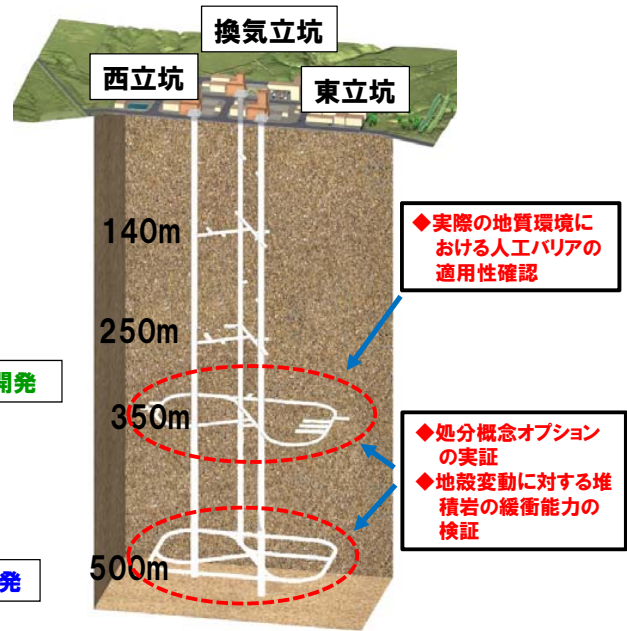
- 水圧擾乱試験などによる緩衝能力の検証・定量化
- 地殻変動による人工バリアへの影響・回復挙動試験

4

必須の課題と実施場所（案）



瑞浪



幌延

1. 高速炉サイクルの研究開発の見直しに係る改革計画と検討結果

1.1 改革計画の趣旨

<事業の合理化>

- ① 「もんじゅ」の安全管理体制の確立、運転再開を最優先
- ② 実用化に向けた研究開発は、国際協力で実施する安全強化、廃棄物減容・有害度低減に係る研究開発に重点化
- ③ 現行中期計画の検討

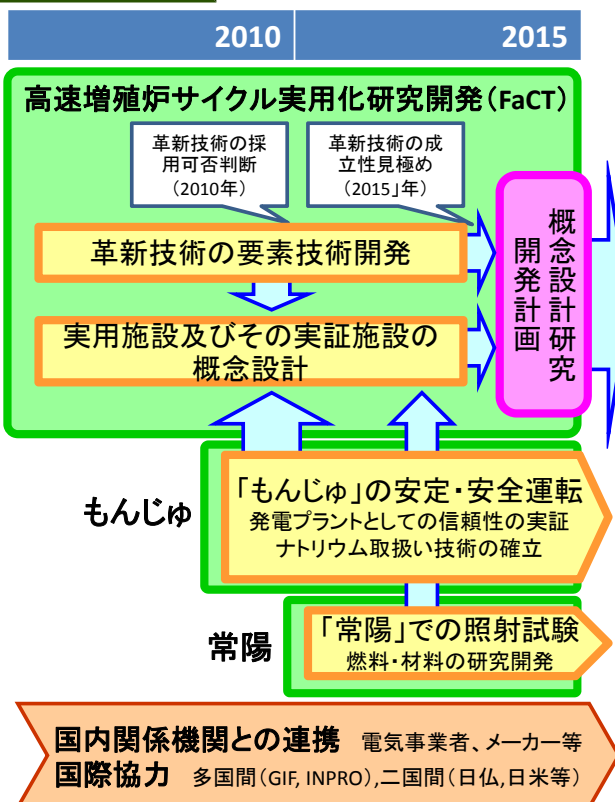
1.2 検討結果の概要

- ① 「もんじゅ」運転再開最優先：
 - 「もんじゅ」運転再開を部門として取り組むべき最優先課題と位置付け
 - 高速炉研究開発部門のHQ機能を敦賀(白木)に設置し「もんじゅ」と一体的に運営
 - もんじゅ支援体制を強化
(大洗・東海から「もんじゅ」への要員異動、新規制基準対応を部門全体一丸で実施)
- ② 実用化に向けた研究開発：
 - 平成26年度から予算を「高速増殖炉/高速炉安全性強化研究開発」と「廃棄物減容・有害度低減研究開発」に重点化
 - **国際協力の積極活用による研究開発の合理化、効率化**
- ③ 現行中期計画変更：
 - 上記内容について変更手続中

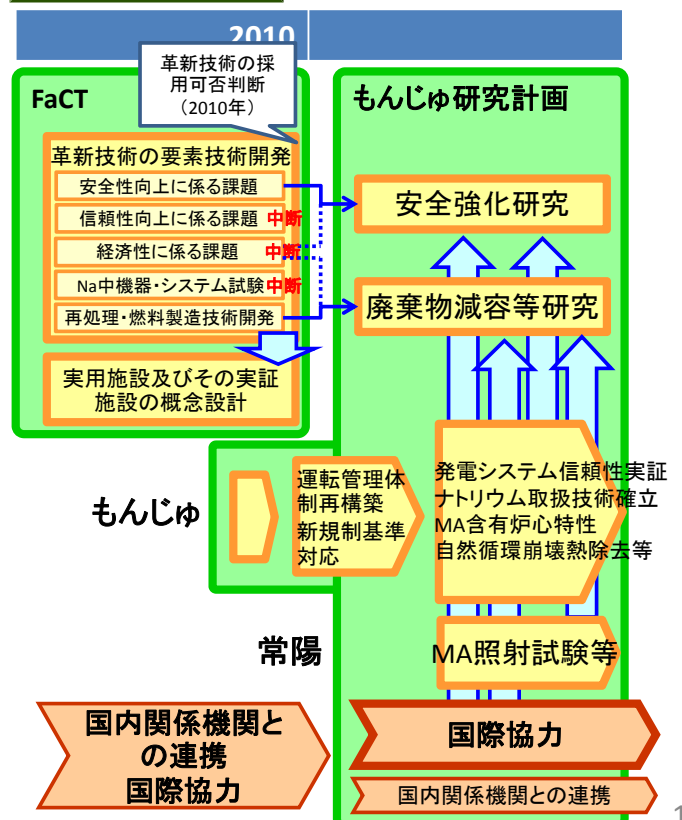
0

2. 改革の成果のポイント：(1) 研究開発の重点化

従前の計画



重点化後の計画



1

2. 改革の成果のポイント: (1) 研究開発の重点化

重点化のポイント

- 「もんじゅ」研究開発を最優先
- 実用化に向けた研究開発は、安全強化、廃棄物減容・有害度低減に係る研究開発に重点化したうえで、2カ国/3カ国間及びGIF等の多国間の国際協力の枠組みを駆使して積極的に取り組むことにより、合理化・効率化を図る。

「もんじゅ」再稼働に向けた取組を最優先

廃棄物減容・有害度低減に重点化
 ⇒CNWGによる研究開発の日米協働実施
 ⇒ASTRID協力による照射試験の検討

安全性強化の課題に重点化
 ・SDC/SDGの構築
 ⇒GIFの枠組みによる国際プロジェクト
 ・SDC/SDGを取り入れたプラント概念の検討
 ⇒ASTRID協力による日仏共同開発

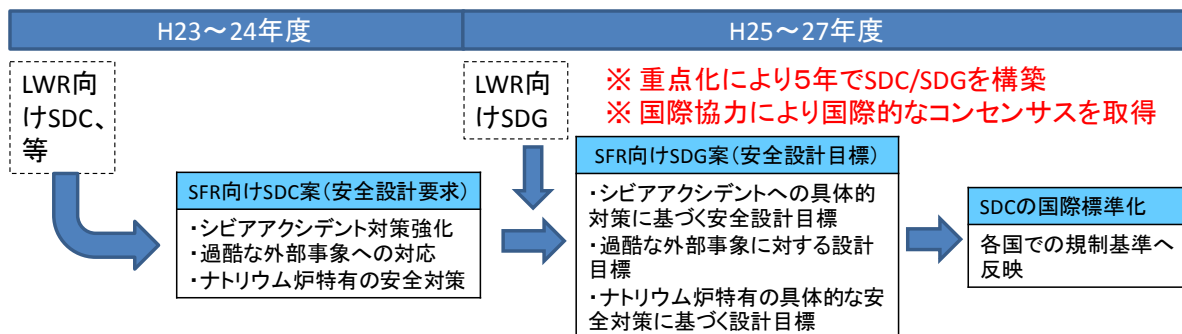


2. 改革の成果のポイント: (2) 実用化に向けた研究開発の合理化・効率化

① 安全強化に係る国際協力(GIFでのSDC/SDGの取組)

合理化・効率化のポイント

- **国際的なワークシェア**でSFR開発に必須のSDC/SDGを合理的に構築
- 多国間で協働することにより、**国際的なコンセンサスを形成しながらSDC/SDGを構築**、これにより国際的に合意済みのSDC/SDGを短期間で構築
- **外部資金(経産省委託)を導入**して進めており、交付金予算の削減に貢献。



- 東電福島第一原発事故以降、安全性の向上、特にシビアアクシデント対策の強化が国際的な課題
- ナトリウム冷却高速炉にもこれらの対策が必須
- シビアアクシデント対策を含む安全要件(SDC)及びそれを具現化するための設計ガイド(SDG)を構築することは、もんじゅを運転し、高速炉開発を進める我が国にとって急務
- **SDC/SDG構築をGIFに提案**し、6ヶ国1機関が参加する国際プロジェクトを立ち上げ、**我が国主導の下で検討**を進めている。

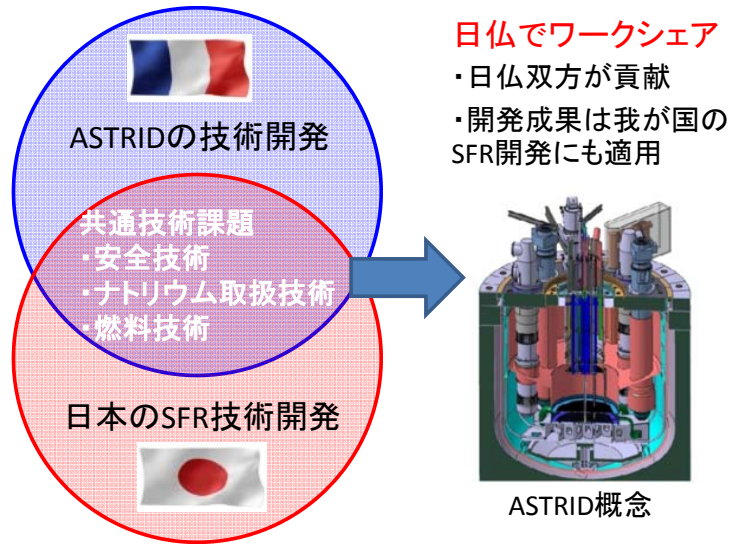
2. 改革の成果のポイント: (2) 実用化に向けた研究開発の合理化・効率化

② 仏国技術実証炉ASTRID協力

合理化・効率化のポイント

- 仏国との協議により、協力項目を**我が国の技術開発にも必要な共通技術課題のみ**とし、仏国への協力と我が国の技術開発とを合理的に両立。
- R&D協力では、**日仏でワークシェア**することにより、合理的にすすめる。
- **外部資金(経産省委託)を導入**して進めており、交付金予算の削減に貢献。

- 仏国が進める実証炉プロジェクトであるASTRID開発プロジェクトに参加することは**日仏首脳同士の合意事項**であり、5/5付で政府間の取決めが締結された。
- **JAEAが日本代表として推進**することが求められ、仏CEAと具体的な協力項目・内容について協議し、8月上旬に実施機関間取決めを締結予定。
- 概念設計フェーズ及び基本設計フェーズの6年間の協力を実施。**29の協力項目**について合意。
- もんじゅ、常陽を利用したASTRID燃料の照射試験の可能性も検討。



4

2. 改革の成果のポイント: (2) 実用化に向けた研究開発の合理化・効率化

③ 日米の民生用原子力研究開発ワーキンググループ(CNWG)

合理化・効率化のポイント

- 高速炉安全強化や廃棄物管理に係る研究開発を**日米の研究開発機関間で協働実施可能**
- **先方のデータを取得・共有する等**により、我が国が単独で交付金のみを用いて研究開発を実施する場合に比べ、**研究開発投資の合理化や評価作業等の効率化**が図られる。



On civil nuclear research and development, Japan and the United States decided to initiate nuclear energy research and development projects on advanced reactor materials, advanced reactor modeling and simulation, and advanced fuels. The Japanese side proposed to launch a bilateral collaboration on Probabilistic Risk Assessment (PRA). The United States responded positively to this proposal, and both Governments decided to explore holding a Japan-U.S. roundtable on PRA methodologies and their applications for nuclear safety.

【高速炉協力の例】

- 高速炉用構造材料の強度試験データ交換
- 統合プラントシミュレーションシステムの開発

【先進燃料協力の例】

- 先進酸化物燃料に関する基礎物性測定
- 先進酸化物燃料の照射後試験技術開発

- **日米間の民生用原子力協力を更に強化**するとの決定(2012年4月)により「民生用原子力エネルギー研究開発ワーキンググループ」(CNWG)が設置
- 「新型炉研究開発に関する協力のための米国DOEとのプロジェクト取決め」及び「燃料サイクル研究開発と廃棄物管理に関する協力のための米国DOEとのプロジェクト取決め」を締結(2013年11月)

5

1. 機構改革計画

原子力科学の発展に直結するテーマの厳選、絞り込みを担当理事を主査とするチームにより平成26年6月末までに行う。策定した新テーマは、平成27年4月からの第3期中期計画に反映する。

2. 検討の基本方針

- 2.1 既存の細分化していた11の研究グループを原子力科学の発展に直結するテーマに集約する
- 2.2 機構内関連研究センター(部門)との連携をより強固にする
- 2.3 従来の5年毎のテーマ見直しの方策を基本的には堅持する
- 2.4 機構における研究のインキュベーター的機能を確保する。このため、当初の目的を達成したテーマは機構の他センター(部門)でさらに発展させる。一方、萌芽的な研究テーマを他の研究センター(部門)からも積極的に採用する。

1

3. 検討骨子

(1) 最先端の原子力科学を遂行(研究成果の最大化)

学術的・技術的に極めて強いインパクトを持った、原子力科学の発展に直結する、先端的・独創的テーマを、機構のもつ人材・インフラの優位性と特色を活かして強力で推進し、世界最先端の原子力科学研究を展開する。

(2) 機構における将来を見据えた先導的組織運営(国際化、人材育成等)

これらの研究を通して、将来の原子力科学を牽引すべく若手研究者の育成を行い、機構内外における科学技術的・人的基盤組織としての役割を果たす。

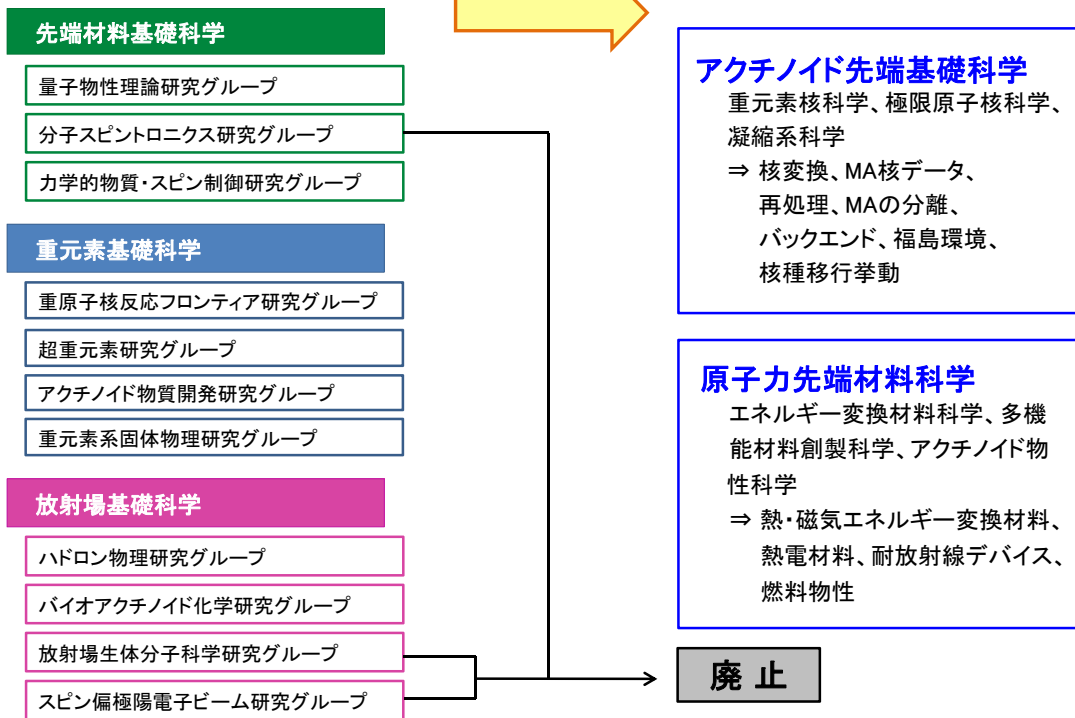
⇒ 現在の11グループ・研究テーマを2研究分野に絞り込み、機動的かつ効率的な研究資源(人・物・予算)の運用、機構内の他センターとの有機的な連携により効率的な研究体制を確立する。

4. 検討まとめ

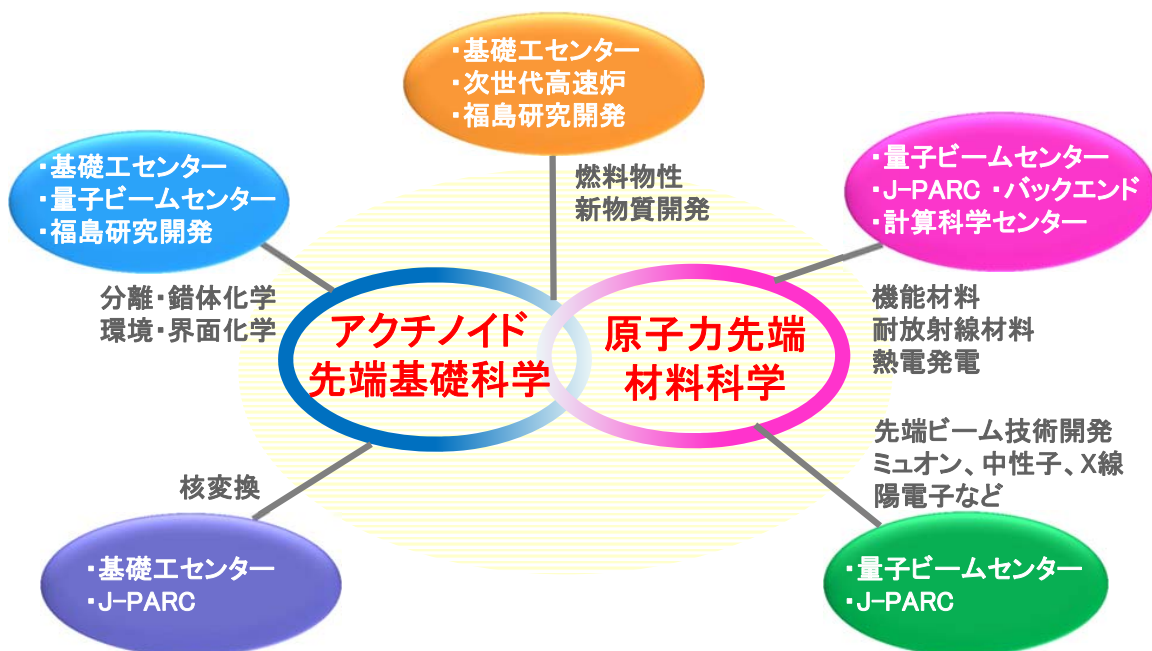
	改革前(現中期計画)	改革後(次期中期計画案)
中期計画	我が国の科学技術の競争力向上に資するために原子力科学の萌芽となる未踏分野の開拓を進め、既存の知識の枠を超えた新たな知見を獲得する。	学術的・技術的に極めて強いインパクトを持った、原子力科学の発展に直結する、先端的・独創的テーマを原子力機構の優位性と特色を活かして強力で推進し、世界最先端の原子力科学研究を展開する。
研究内容	先端材料の基礎科学、重元素領域における原子核科学と物性科学及び放射場と物質の相互作用に関する基礎科学を設定し、 11の研究グループ・テーマを展開 する。	原子力科学の中心課題 であるアクチノイド先端基礎科学ならびに原子力先端材料科学の 2研究分野に集約 する。
資源の集約効果的活用	11研究グループ、定年制職員42名	2研究分野、定年制職員34+ α 名(研究者間の流動化を図るため他センターから数名の受入予定)

2

従来11のグループ・研究テーマに細分化していたものを原子力科学の中心課題である2研究分野に集約化する。テーマとともにグループも集約することで、グループ内での研究資源(人・物・予算)の効果的活用を図る。なお、以下の3研究グループ、分子スピントロニクス研究グループ、放射場生体分子科学研究グループ、スピン偏極陽電子研究グループに係る3研究テーマは廃止する。



機構における先端基礎研究センターの役割 —他の関連研究分野との関係—



「6施設の廃止措置」の進め方について

1. はじめに

原子力の研究開発を終了し、役割を終えた原子力施設(医療照射、原子力技術者の養成等に貢献したJRR-4など)については、廃止措置を順次進めることとしている。

また、役割を終えた原子力施設について、中期計画に基づき、廃止措置を計画的、安全かつ合理的に実施しているところである。

「日本原子力研究開発機構の改革計画」では、以下に示す6施設を廃止し、平成26年以内にこれら施設の廃止措置計画を策定することが示された。

- 1) 臨界実験装置 TCA(以下、「TCA」という。) (原科研)
- 2) 研究炉JRR-4(以下、「JRR-4」という。) (原科研)
- 3) 燃料サイクル安全工学研究施設(NUCEF-TRACY)(以下、「TRACY」という。) (原科研)
- 4) プルトニウム研究1棟 (原科研)
- 5) A棟(ウラン系分析・試験施設)(以下、「A棟」という。) (核サ研)
- 6) 燃料研究棟 (大洗研)

このため、廃棄物対策・埋設事業統括部(旧バックエンド推進部門)は、廃止措置計画策定委員会及びその下に廃止措置計画検討WGを設置し、上記施設に係る廃止措置の進め方を検討し、結果のとりまとめを行った。

2. 「6施設の廃止措置」を進めるための検討方法について

原子力施設の廃止措置は、

「廃止措置計画の許認可」～「核燃料物質の措置」まで行ったのち、予算確保等の状況に応じて、

「密閉管理」、「設備解体」、「管理区域解除」、「建屋解体」

以上のいずれかの段階で安全な状態で保持することとする。

上記の廃止措置計画を検討するに当たり、施設を維持する場合の安全性、経済性に加えて、解体時に発生する廃棄物の保管能力等を考慮し、廃止措置計画を策定する。

検討するための評価項目を示す。

(1)安全性を確保する観点から、

①高経年化対策

竣工後の経過年数、電気設備、換気設備、放射線管理設備等の設備・機器等の保全状況等を調査し、高経年化対策の状況から解体の必要性を検討する。

②新規制基準の適合性

新規制基準への適合性を考慮した解体の手順及び進め方を検討する。

③核燃料物質の措置

核燃料物質の現状を整理し、核燃料物質の譲渡しなどを検討する。

④ホールドポイントの設定

特徴に応じ、合理的に廃止措置を実施するため、適切なホールドポイントを設定する。

(2)維持管理費等の削減

維持管理費等を調査し、廃止措置を行うことによる費用の削減効果を検討する。

(3)廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度

それぞれの廃止措置で発生する解体廃棄物の発生量を推定し、拠点ごとに廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度への影響を検討する。

※1:ホールドポイントは、施設の安全性、コスト等を総合的に判断し、長期にわたり施設の安全性を確保できる状態(密閉管理、管理区域解除等)。

3. 6施設の現状及び検討結果

前項に記した検討項目に対して、6施設の現状及びその検討結果をまとめた。

(1)安全性を確保する観点からの検討

① 高経年化対策

各施設について、表1に竣工時期、保全状況等をまとめた。

表1 竣工後の経過年数と施設の保全状況について

施設名	竣工年	竣工後の経過年数※	保全状況
TCA	昭和37年 (1962年)	52年	日常点検、定期点検及び法定点検(換気設備等)を実施。
JRR-4	昭和39年 (1964年)	50年	日常点検、定期点検及び法定点検(高圧ガス等)を実施。
TRACY	平成5年 (1993年)	21年	日常点検、定期点検及び法定点検(非常用電源設備等)を実施。
プルトニウム研究1棟	昭和36年 (1961年)	53年	日常点検、定期点検及び法定点検(換気設備等)を実施。 換気設備に高経年化の兆候。
A棟	昭和33年 (1958年)	56年	日常点検、定期点検及び法定点検(換気設備等)を実施。
燃料研究棟	昭和49年 (1974年)	40年	日常点検、定期点検及び法定点検(空気圧縮設備等)を実施。 電源設備に高経年化の兆候。

※平成26年7月現在

② 新規制基準の適合性

平成25年12月に施行された核燃料施設等の新規制基準に対して、

○TCA、JRR-4、TRACY

新規制基準への適合性の確認中

○プルトニウム研究1棟、A棟、燃料研究棟

「安全上重要な施設」に相当する機器の有無を確認中

これらの確認結果が出た段階で、それぞれの施設の廃止措置計画に反映していく。

③ 核燃料物質の措置

A棟を除く5施設については、施設内に核燃料物質を保有している。

○JRR-4

米国への使用済み燃料の引き渡しに係る契約に基づき履行。

○その他の施設

核燃料物質の措置に係る制約条件はなし。

(2)維持管理費の削減の観点からの検討結果

6施設について、核物質防護や管理区域に係る施設・設備等の維持管理費に顕著な差異は見られないことから、維持管理費の削減の観点からの優劣は付けがたい。

(3)廃棄物貯蔵庫の観点からの検討結果

ホールドポイントまでに発生する当該拠点における設備解体時の廃棄物発生量と廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度の関係を図1に示す。貯蔵裕度とは、貯蔵限度量から貯蔵量を引いた量を示す。拠点ごとの解体廃棄物の発生量から、原科研及び核サ研では廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度に影響はなく、大洗研においても廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度への影響は少ないことが分かった。

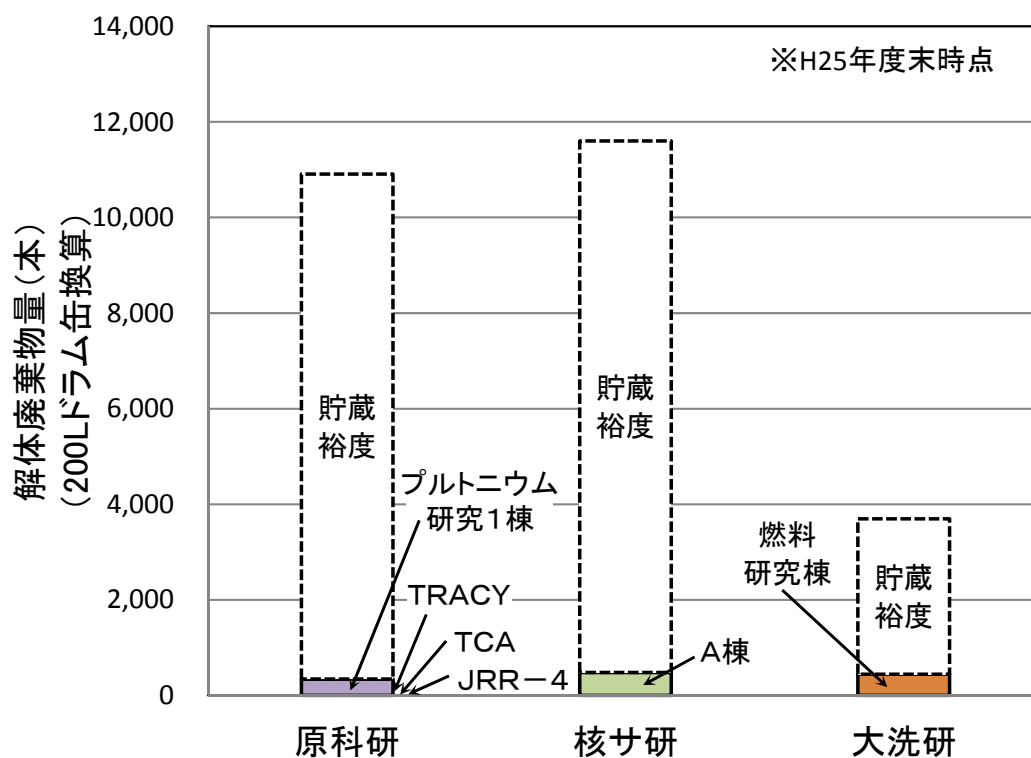


図1 設備解体時の廃棄物発生量と廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度

4. まとめ

施設の安全性確保、維持管理費の削減、廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度の観点から評価した結果を表2に示す。

廃止措置のホールドポイントは、TCA、JRR-4及び TRACY が核燃料物質の措置による密閉管理、プルトニウム研究1棟、A 棟及び燃料研究棟が設備解体、除染による管理区域解除まで行う。

プルトニウム研究1棟及び燃料研究棟について、高経年化の状況を勘案しつつ、核燃料物質の廃止措置をその他の施設に先行して進めることとする。

表2 6施設の検討項目に対する総合評価

施設名	高経年化対策	核燃料物質の措置	維持管理費の削減	廃棄物貯蔵庫の貯蔵裕度	ホールドポイントの設定
TCA	保全を継続する施設	譲渡し先を確保	大きな削減効果はない	貯蔵裕度への影響はない	密閉管理
JRR-4	保全を継続する施設	引き渡しに係る契約条件あり			密閉管理
TRACY	保全を継続する施設	譲渡し先を確保			密閉管理
プルトニウム研究1棟	高経年化の兆候	譲渡し先を確保		管理区域解除	
A棟	保全を継続する施設	核燃料物質なし		管理区域解除	
燃料研究棟	高経年化の兆候	譲渡し先を確保		貯蔵裕度への影響は少ない	管理区域解除

以上

参考資料

6施設のホールドポイントまでの廃止措置の概略工程例を、図に示す。

施設	経過年数			備考
	1 ~ 5	6 ~ 10	11 ~ 15	
TCA	廃止措置に移るまでの準備措置 核燃料物質の措置 △ 廃止措置計画認可 ホールドポイント(密閉管理)			
JRR-4	廃止措置に移るまでの準備措置 核燃料物質の措置 △ 廃止措置計画認可 ホールドポイント(密閉管理)			
TRACY	廃止措置に移るまでの準備措置 核燃料物質の措置 系統分離 △ 廃止措置計画認可 ホールドポイント(密閉管理)			
プルトニウム研究1棟	核燃料物質の措置	設備解体、除染 △ ホールドポイント(管理区域解除)		核燃料物質の措置を先行して進める
A棟	廃止措置に移るまでの準備措置	設備解体、除染 △ ホールドポイント(管理区域解除)		
燃料研究棟	核燃料物質の措置		設備解体、除染 △ ホールドポイント(管理区域解除)	核燃料物質の措置を先行して進める

図 ホールドポイントまでの廃止措置の概略工程(例)



1. 研究施設の重点化・集約化の検討

○放射性廃棄物の処理関連を含めた全施設の検討

今後の施設の重要度、利用率、必要な経費等の視点から、機構の全施設の運転/停止/廃止の見直し検討を行い、放射性廃棄物処理関連施設を含めた機構内施設の重点化計画を策定して重点化・集約化を検討。

○放射性物質分析施設稼働以降の在り方

機構が所有する施設は、老朽化が進んでいること、東電福島原発事故対応に向けた研究内容の変更からその重要度が変化していること、福島に放射性物質分析施設が今後新設されること等から、その利用率等は変化するものと推察。

○計画策定

重点化計画を平成26年以内に策定。

○検討対象施設

廃止措置に位置付けられていない主要なホット施設等(18施設、年間の施設維持費が概ね2,000万円以上)、危険物施設であるNa取扱い研究開発施設(8施設)。

1



2. 今後重点化して使用するホット施設等(案)

機構の主要事業	主な施設
福島第一原発事故への対処に係る研究開発(福島に放射性物質分析施設が整備された以降の活用については要検討)	燃料試験施設(築35年)、バックエンド研究施設(BECKY)(築24年)、研究4棟(築33年)、高レベル放射性物質研究施設(CPF)(築35年)、応用試験棟(EDF-1)(築34年)、プルトニウム燃料第一開発室(Pu-1)(築50年)、照射燃料集合体試験施設(FMF)(築39年)、照射燃料試験施設(AGF)(築45年)
原子力安全規制行政の技術的支援等のための安全研究	燃料試験施設、BECKY、JMTR-HL(築46年)
原子力の基礎基盤研究の推進・人材育成	燃料試験施設、BECKY、研究4棟、JMTR-HL
核燃料サイクルの研究開発	CPF、EDF-1、Pu-1、プルトニウム燃料第三開発室(Pu-3)(築31年)、FMF、AGF、BECKY
放射性廃棄物処理・処分技術の研究開発	BECKY ⁺ 、地層処分放射化学研究施設(QUALITY)(築16年)、FMF ⁺ 、AGF ⁺ 、CPF ⁺ 、EDF-1 ⁺ 、Pu-1 ⁺ +)廃棄物減容・有害度低減に係る研究開発施設

2



3. 他の事業に転用を検討するホット施設(案)

拠点名	施設名	判断理由等
原子力科学研究所	廃棄物安全試験施設(WASTE) (築34年)	当初の研究利用は終了していることから、ADS研究開発等の照射後試験施設への転用を検討する。

3



4. 廃止措置への移行を検討するホット施設等(案)

拠点名	施設名	判断理由等
原子力科学研究所	バックエンド技術開発建家(築44年)	研究4棟や放射性物質の分析・研究施設へ機能を集約し廃止。
	核融合炉物理実験棟(FNS)(築34年)	六ヶ所へ機能を集約。計画中の試験終了後、廃止。
核燃料サイクル工学研究所	燃料製造機器試験室(築41年)	転換の技術開発試験、原料粉末の適正試験、ペレット製造工程設備の開発試験等を終了したことから廃止。
大洗研究開発センター	ナトリウム分析棟(築42年)	Na分析機能を「常陽」内施設へ移転して廃止。

4



5. 機能移転等に向けて今後継続して検討する ホット施設(案)

拠点名	施設名	判断理由等
大洗研究開発センター	照射材料試験施設(MMF)(築42年)	試験機能のFMF等への移転・集約に向けた技術的検討を継続する。
	第2照射材料試験施設(MMF-2)(築32年)	試験機能のFMF等への移転・集約、また他事業への転用に向けた技術的検討を継続する。

5



6. Na取扱い研究開発施設(危険物施設)の 集約化(案)

拠点名	施設名	判断理由等
大洗研究開発センター	Na技術開発第1試験室 (築44年)	Na技術開発第2、第3試験室等に機能を集約し廃止。
	Na機器構造第1試験室 (築44年)	同上
	高速炉安全性第1試験室 (築43年)	高速炉安全性第3試験室に機能を集約し廃止。

6



7. 施設重点化・集約化の今後の進め方・課題

○今後の進め方

- ・重点化・集約化の基本ルール(重点化計画)を定めて、計画の具体化を進める。
(期限: H26年12月)

○重点化・集約化の課題等

- ・福島第一原発事故対応に利用している施設群について、放射性物質分析施設が整備された以降の福島貢献の在り方について検討が必要。

- ・ホット施設の廃止にあたっては、核燃料物質等の管理、放射性廃棄物の処理・保管管理について検討が必要。

- ・ここまでの検討で継続使用と評価したホット施設も、高経年化していることから、次世代のために受け皿となる「新規ホットラボ」の検討が必要。

安全確保、安全文化醸成及び核セキュリティ文化醸成に係る改革の実績

1. 安全確保、安全文化醸成及び核セキュリティ文化醸成の活動改善と役職員一人ひとりの意識改革 (1) 安全に係るトップマネジメントの強化

① トップマネジメントの方針浸透に向けた活動

理事長方針等の浸透を図るため、原子力安全に係る品質方針並びに安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動方針(平成25年11月制定)、松浦宣言等の情報をまとめた名刺サイズの携行カード(写真1)を作成し、全職員等に配布した。

また、安全・核セキュリティ統括部(以下、「安核部」という。)から各事業所にカード配布の趣旨(職員ひとり一人が安全とは何か、自分の業務において安全を確保するために何ができるかを考える)を説明し、安全というものを常に考え実践することを心掛けるよう指導した。

理事長方針(安全確保を最優先)の浸透を目的として、理事長をはじめとする役員が直接現場に赴き、安全巡視を実施(14事業所)するとともに、職員との意見交換(直接対話:写真2)を実施している(計136回、延べ参加人数1307人)。意見交換後のアンケートにより、「理事長から直接話を聞き、理解が深まった」や「役員の安全最優先の熱意が伝わった」等の意見が出され、理事長方針が理解され浸透しつつあると考える。今後もより一層の安全確保に係るトップマネジメントの方針浸透に向けた活動を継続する。

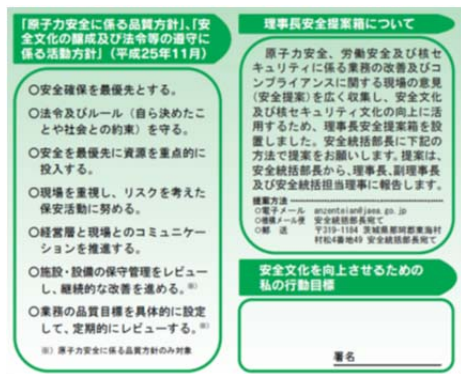


写真1 携行カード



写真2 役員との意見交換の様子

② 理事長安全提案箱の設置・運用

安全確保、コンプライアンス、業務の改善に資する意見を収集するため「理事長安全提案箱」を平成26年1月に設置した。

提案のフィードバックについては、提案者に直接回答するとともに、提案内容と対応結果を機構イントラネットに掲載している。

本年9月までに26件の提案があり、速やかに回答するよう努めるとともに提案への具体的対応を図った。図1に26件の内訳を示す。対応例として、他事業所の「もんじゅ」の理解が必要との提案に対して、現地での意見交換等を実施した結果、「もんじゅ」の課題を実感でき、自らの業務改善に反映する等の意見が出されるなど、理事長安全提案箱設置の効果が表れつつあり、今後もこの活動を継続する。

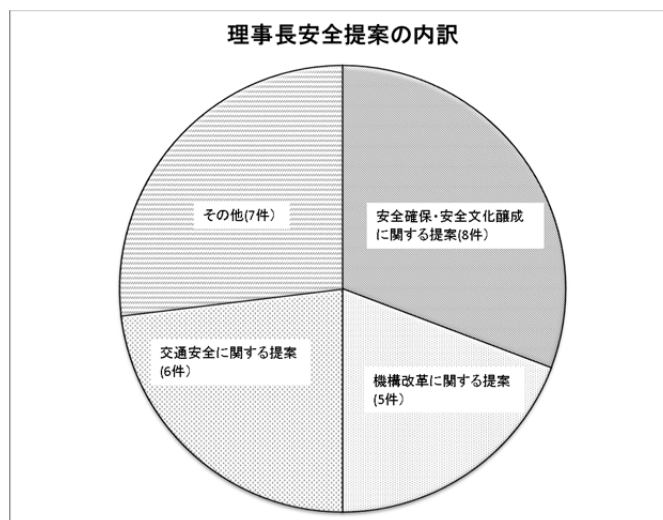


図1 理事長安全提案の内訳

③安全文化醸成活動に係る仕組みの見直し

機構の安全文化醸成活動の実効性を向上させる観点で、安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る規程並びに要領を見直した。これにより、活動の対象範囲を法令で活動が求められている6事業所以外の機構内の全部署への拡大、理事長レビューの開催頻度の変更（年度中期及び年度末の2回に増やす）並びに安核部長による安全文化醸成及び法令遵守に係る活動計画の策定を進めた。

(2) 安全・核セキュリティ意識向上のための啓もう

①リスクを考慮した保安活動

保安活動ではリスクを考慮することが不可欠であることから、安全・核セキュリティ統括部は、各事業所におけるリスクアセスメントの実施、基本動作の徹底等の活動状況について、今後も適宜把握し、継続的に改善を図る。

②研修の充実強化

技術者・研究者として具備すべき倫理に係る実効的な研修を、11事業所等で実施し、約700人の参加を得た。今後は研修後の理解度等を分析・評価し、研修内容の充実強化を図る。

③安全文化意識の向上

安核部は、IAEAの報告書「安全文化」(INSAG-4、1991年)を元に、個人レベルの安全文化の重要な要素に関する解説資料を作成し、各事業所内での教育活動等で活用するとともに、機構イントラやメールマガジンに掲載するなど、職員への周知・徹底を図った。図2及び3に解説資料の抜粋を示す。

※「航空安全フォーラム ―安全文化を考える― (2009年11月10日)」の資料「安全文化構築の原子力分野における取り組みと課題 (JNES)」より引用

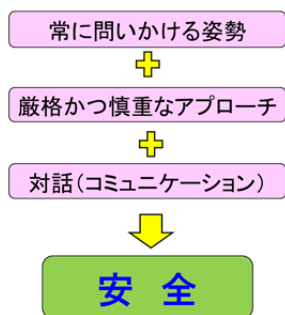
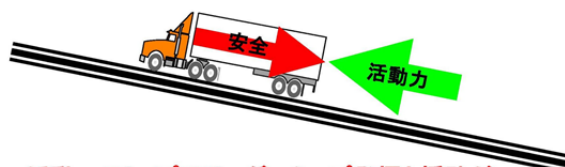


図2 個人レベルの安全文化の重要な要素

安全文化は行き着いた状態を示すのではなく前進しているプロセスである



活動へのトップのリーダーシップ発揮と援助が止まった途端に安全文化は、退化をはじめ

図3 安全文化醸成活動のイメージ

④核セキュリティ文化醸成の取組

本年度の新たな取組として、経営層による現場巡視・意見交換を4事業所で実施するとともに、核セキュリティ意識把握のための職員アンケート調査を平成26年7月7日から11日の間に実施した。この結果、テロの脅威に対する危機意識に事業所毎でばらつきがある等、改善すべき課題が見いだされた。また、ポスター掲示（写真3）による脅威の存在の啓蒙も実施した。今後は、職員の意識向上を目的として、各事業所の特色を踏まえた活動を実施するとともに、既に活用している原子力規制委員会作成の教育ビデオ（写真4）に加えて、eラーニングによる教育・研修の充実や教育対象者の拡大を図る。

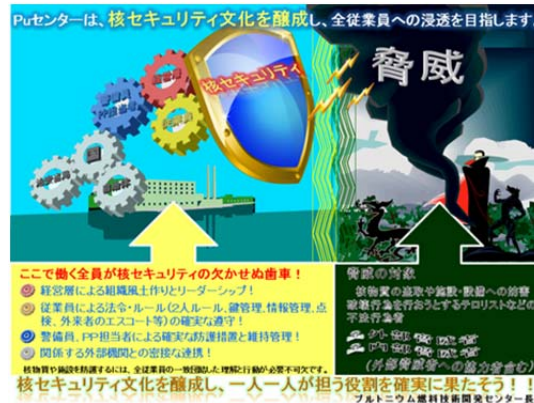


写真3 ポスター掲示による啓蒙



- 1 導入編
- 2 職員編
- 3 経営者・管理者編



写真4 核セキュリティ文化教育ビデオ

(3) 火災、放射性物質の漏えい等を受けた緊急安全点検の実施

本年7月から9月にかけて、火災、放射性物質の漏えい等の事故・トラブルが相次いで発生している。かかる事態の重大性を認識し、理事長は、全職員に対して、作業における安全確保と施設・設備の安全管理を徹底し、事故・故障の未然防止に努めることを指示した。これを受けた全事業所長は、直ちに、全ての作業に優先して、職員等の安全意識の周知・徹底を図るとともに、施設・設備の一斉の緊急安全点検を実施している。

今後、安全・核セキュリティ統括部は、一斉の緊急安全点検の結果並びに一連のトラブルの原因究明の結果を踏まえ、老朽化した施設・設備の点検方法や保全方法の改善など、より抜本的な再発防止対策を講じていく。

(4) 社会への説明責任、透明性の向上

- ①事故・トラブルへの適時的確な対応

安核部は、J-PARCでの放射性物質漏えい事故の際の通報遅れを踏まえ、過去のトラブル事例を参考として通報基準の定期的な見直し・改善を実施するよう、事業所に指示した。

また、原子力規制委員会において、核燃料物質使用、試験炉、加工施設、再処理施設等に係る報告基準の運用（訓令）が平成25年12月18日付けで制定されたため、事業所に対してその適用に遺漏がないよう指示した。当該訓令の反映状況等については、原子力科学研究所（以下、「原科研」という。）及び核燃料サイクル工学研究所（以下、「核サ研」という。）は通報連絡基準等を改正し、幌延深地層研究センター、東濃地科学センターは特に改正は必要のない状況であった。また7事業所で現地調査を実施した。その結果、通報連絡基準等へ訓令等が取り込まれ確実に運用されていることを確認した。

②事故情報の積極的な収集・活用

事故情報の積極的な収集・活用（水平展開の仕組みの改善）については、安核部からの事故・トラブルに係る再発防止対策等の安全情報等を受信した際に、現場に合った情報の伝達ができる仕組みとなっているかについて調査したところ、5事業所が当該事業所の施設に必要な情報を取捨選択して周知していることを確認した。その他の事業所においては、安核部からの情報をそのままを展開しているものの、担当部署内での情報整理、注意点を補足説明する等の工夫をしている。また、J-PARC センター及び人形峠環境技術センター（以下、「人形峠」という。）では、他事業所を参考に既存の会議体を利用して事故情報を確認するように仕組みの見直しを実施した。

(5) 内部規定と法令との適合性の確保と実行可能性の確認

安全衛生等に係る内部の規則、要領等について、法令等との適合性及び現場での実施可能性を確認するためのレビューを全事業所で実施するとともに、安核部では、現地調査を一部の事業所で実施したところ、改定が終了していない規則等が確認されたため、全事業所について、継続して実施状況をフォローしていくこととしている。

2. 安全を最優先とした組織の再構築、安全・核セキュリティに係る統括機能強化

(1) 組織の再構築

本部の安全・核セキュリティに係る統括機能を強化するため、平成26年4月1日に、機構における原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）関連組織を安核部として再編した。また、各事業所における核物質防護関連の体制を整備し、安全・核セキュリティに係る体制の強化を図った（図4）。

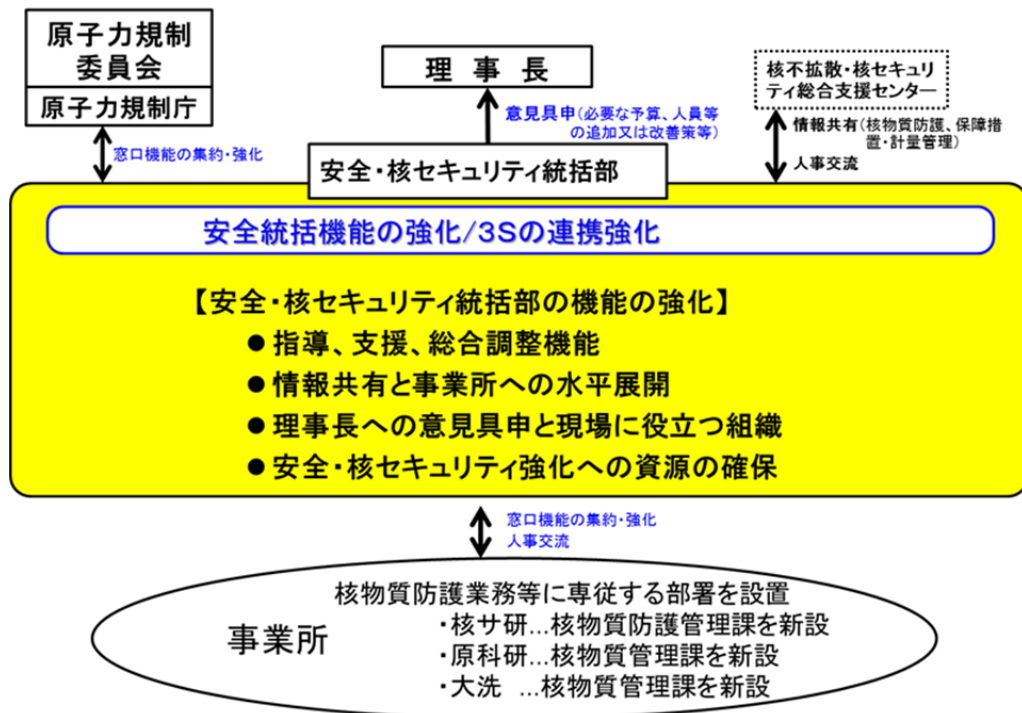


図4 安全・核セキュリティ統括機能の強化

(2) 安全統括機能の強化

安全統括機能の強化については、安全に係る経営判断における理事長の意思決定の支援となること並びに、指導、支援及び総合調整の観点で現場に役立つ組織となることを理念として、安全活動に係る仕組みの見直しや必要な経営資源確保のための具体的な仕組みを導入した。

①安全文化の劣化兆候把握機能の強化

機構の安全文化の劣化兆候を把握するためには、現場の実態をよく把握している課室長の意識を調査することが効果的との判断の下、課室長自身による自組織の自己評価を実施した。具体的には、機構内全部署を対象として、旧原子力安全・保安院等が定めた「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイドライン」に示された14項目の安全文化の要素に基づき設問を作成し、良好であるか否かを4段階（A～D）で評価させた。また、課室長自らが抽出した安全文化に係る課題を解消するため、自らの組織を自律的に改善する方策を検討させることとした。機構全体における要素別の自己評価の結果を図5に示す。

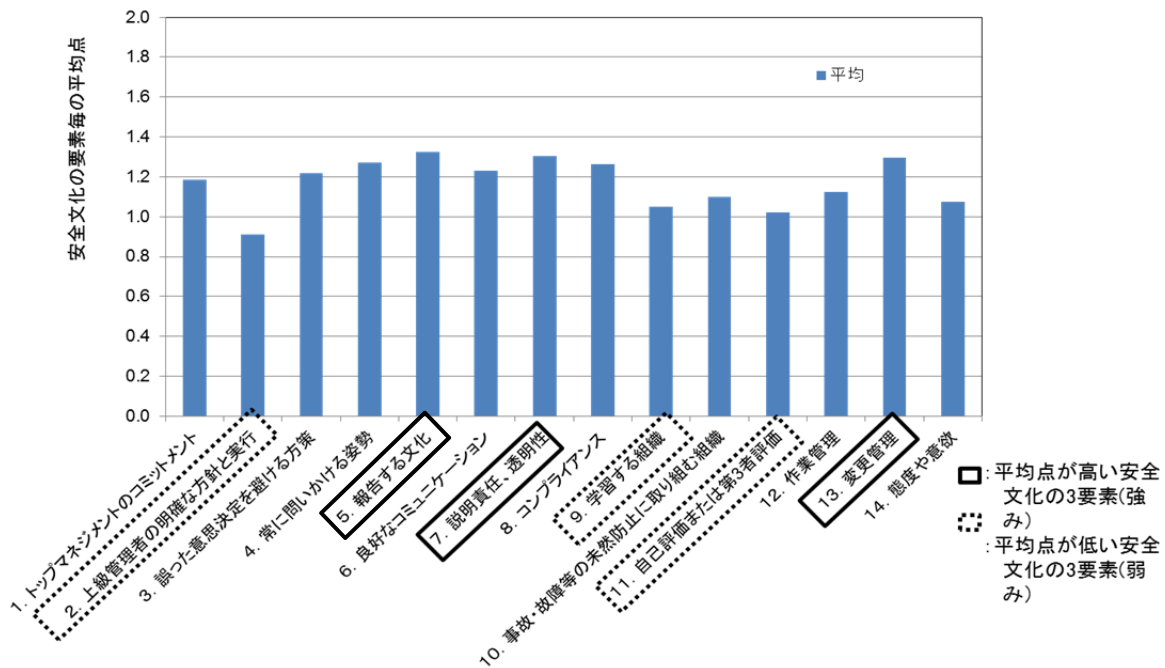


図5 自己評価結果（安全文化の14要素による集計結果）

自己評価の結果から、要素2、9及び11の平均点が相対的に低く、多くの課室長がこれらを見組織の課題と考えていることが確認された。これは、各要素の中に必要な予算・要員の確保や必要な人員配置の実施に係る設問があり、これらに対する点数が低い（十分でないと考えている）ことによるものである。

また、この自己評価の妥当性を確認するため、現地調査（意見交換等）を6事業所で実施した。この結果、経営資源（要員、予算）不足による施設維持・技術継承への懸念、安全文化醸成等の情報不足への懸念等、経営レベル、現場レベルで取り組むべき課題も明らかになった。

このように、モニタリング活動は、意識調査に加えて、課室長自身による自己評価や意見交換を実施することで、多角的に現場の状況を把握できるようになり、施設等の実態把握機能の向上が確認できた。

さらに、安全文化意識の定着状況を客観的に把握するため、外部調査機関による安全文化に係る職員の意識調査を平成26年7月16日から29日の間に実施した。結果の詳細な分析・評価を実施しているところであるが、機構改革で進めてきた理事長方針や安全意識が浸透しつつあること等が現時点までに明らかになったが、今後、機構内の組織単位ごとの分析や電力会社との比較等を行い、今後の安全文化醸成活動に反映させることとしている。

②理事長の意思決定支援機能の強化

施設・設備の安全確保及び核セキュリティ確保の観点で、緊急に対策が必要な施設・設備の有無を調査するとともに、役員による安全巡視での指摘を踏まえ、核サ研のプルトニウム燃料施設、大洗研究開発センター（以下、「大洗」という。）の核物質防護設備、人形峠のウラン濃縮施設等に対して必要な安全対策を施した。写真5に理事長による安全巡視を示す。



写真5 理事長による安全巡視（幌延）

③各事業所への指導の強化と理事長への意見具申の制度化

施設・設備の安全確保及び核セキュリティ確保の観点で、安核部による各事業所へのより一層の指導と、理事長へ意見具申を行うことが出来るように関係規程等を改正した。具体的には、現地調査及び抜き打ち調査等の結果、経営資源の確保又は施設の停止等が必要と判断した場合には、理事長にその旨を意見具申することを明確化した。

④積極的な規制当局からの情報収集・共有

新規規制基準対応等の安全規制に関する情報をタイムリーに収集、整理するとともに、機構イントラに掲載する仕組みを検討し、本年9月上旬から機構イントラに掲載している。

3. 安全文化醸成活動等の総点検

機構の各事業所で実施している安全文化醸成、原子力安全に係る品質保証、法令遵守及び安全衛生に係る活動について、重複の有無や形骸化の状況、有効性を分析・評価し、実効性のある活動となるよう総点検を行った。

具体的には、以下のとおり実施した。

(1) 各事業所における自主点検の実施

安核部は、事業所に対して、現在実施している各種活動の重複の有無や形骸化の状況、有効性について自主点検を実施するよう指示した。なお、点検に当たっては、過去の事故・トラブルの都度、再発防止対策として新たに加えた活動も点検対象とした。

この結果、事業所からは、それぞれ実施している活動については概ね有効であるとし、図6に示すとおり自主点検前後であまり差のない状況であった。しかしながら、安核部がその妥当性を確認したところ、活動の中には、重複や形骸化の観点で一部改善が必要な活動や、既に十分定着しており、活動そのものは継続するものの、活動計画の中に位置づけて実施する必要のない活動等があることを確認した。このため、安核部は、さらに詳細な現地調査を実施することとした。

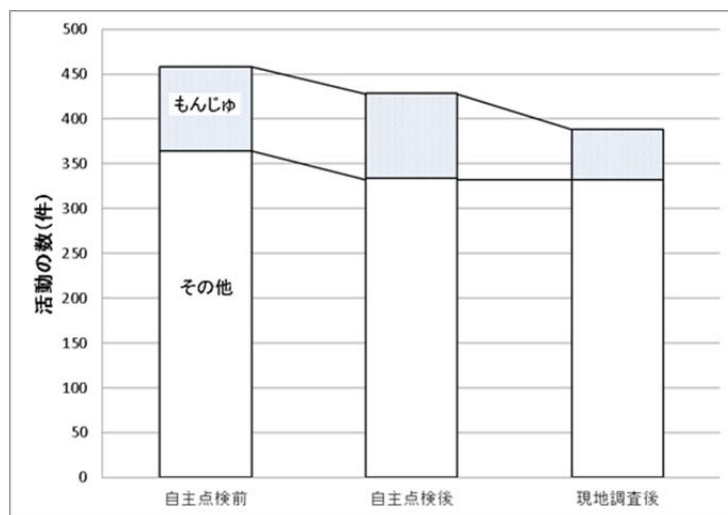


図6 総点検の結果

(2) 安核部による現地調査の実施

保安規定で安全文化醸成及び法令遵守に係る活動が規定されている施設を有している原科研、核サ研、大洗、高速増殖炉研究開発センター（以下、「もんじゅ」という。）、原子炉廃止措置研究開発センター及び人形峠の6事業所について、本年2月に現地調査を実施し、前項の自主点検結果の妥当性を再確認した。写真6に現地調査の様子を示す。



写真6 安核部による現地調査の様子

現地調査では、安核部から、法令等で実施が義務付けられているもの（過去の事故・トラブルを踏まえた重点対策を除く）は、実施が当然であり、敢えて活動計画で管理する必要がないことから、計画から除く等、指導・助言を行った。この結果、同様な教育や講演会の統合、定着した活動の削除等により、機構全体の活動件数を約460件から約390件に約1割削減（図6参照）することができた。

なお、「もんじゅ」については、これまで発生したトラブル対応の再発防止や、保安検査による指導、立地自治体からの要請により活動の総数が多くなっている。より一層実効性のある活動としていくためには、さらにこれらの実施の可否を精査していく必要がある。また、「もんじゅ」においては、安全確保等に係る活動以外にも、地元への協力活動など、様々な活動が実施されており、これらの活動を含め、全体として整理していく必要がある。

以上

リスクマネジメントの機能強化について

1

従来欠けていた部分を補う取組のポイント

1. 新たな取組
 - ・ディスカッションやリスクマトリックスによる洗い出し・分析、評価、対応計画の策定
 - ・リスクマネジメント責任者の設置、自己点検や法務監査部によるフォロー
2. 狙い
 - ・役職員のリスクマネジメント意識の醸成
 - ・リスクを俯瞰的に可視化
 - ・実効性の向上
3. 効果
 - ・新たにディスカッションを取り入れることで、見落としていたリスクの発見、リスクの共有と感度の向上が期待
 - ・リスクマトリックスを活用した組織の抱えるリスクの見える化
 - ・リスクの顕在化の防止や低減等に向けた確実な実行
4. お願い
 - ・リスクマネジメント活動はツールのひとつであり、組織の抱えるリスクを把握したり、ひとりひとりのリスクに対する意識を高めることに活用していただきたい。そのためにも、やらされているという意識ではなく、自分たちの仕事を見直すきっかけにもなるという前向きな気持ちで取り組んでいただきたい。
 - ・なお、コンプライアンス活動はリスクマネジメント活動に含まれるので、これまでどおり、各組織において自主的に取り組んでいただきたい。

2

「リスクマネジメントの基本方針」

原子力を対象とする研究開発機関として、安全確保の徹底及び社会からの信頼が業務の大前提であることを踏まえ、業務遂行に伴う様々なリスクを組織として共有し、適切に対処することにより、もって、我が国唯一の原子力の総合研究開発機関としての使命達成に資するため、リスク管理規程第4条第1項に基づき、リスクマネジメント活動の推進に関する方針を以下のとおり定める。

- 「事業目的及び中期目標のよりよい達成を阻害する要因や、望ましくない結果をもたらすあらゆる危険性や不確実性」をリスクとして捉え、組織としてその顕在化の防止や低減等に取り組む。
- 全役職員は、リスク管理意識の醸成に努め、明確な責任体制の下、リスクマネジメント活動に取り組む。
- 全役職員は、コンプライアンス意識の醸成、円滑なコミュニケーションに取り組む。

3

リスクマネジメントの定義と手法

1. 定義

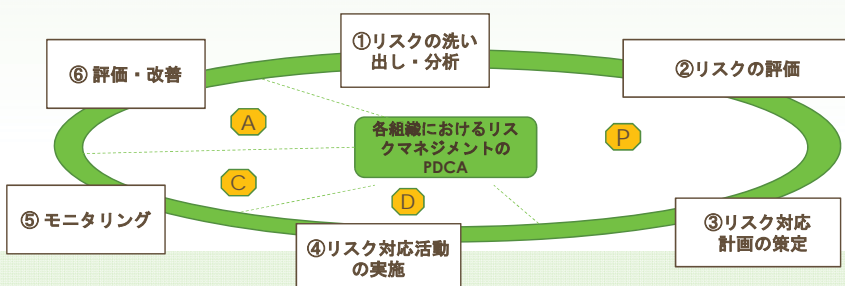
リスク管理規程（案）において次のとおり定義。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 「リスク」※ | 機構の事業目的・中期目標のよりよい達成を阻害する要因や、望ましくない結果をもたらすあらゆる危険性や不確実性をいう。 |
| (2) 「リスクマネジメント」 | リスクを的確に把握し、その顕在化を回避するため、リスクの発生可能性の低減化又は発生した場合の被害の最小化を図り、機構の事業目的の達成及び社会的信頼の確保に資するための一連の活動をいう。 |
| (3) 「コンプライアンス」 | 機構の経営理念、行動基準等を踏まえ、法令等のルール及び契約並びに企業倫理を遵守し、社会の良識に適合するよう行動することをいう。コンプライアンスは、リスクマネジメントの観点からも極めて重要な社会的約束であり、本規程の運用に当たり一体的に推進されるべきものとする。 |

※漏れなく洗い出す視点が重要であり、「見たいものだけが見える」傾向があることに留意する。

2. リスクマネジメント手法

- 責任者（部門長等）を明確化し、現場でリスクマネジメントのPDCAサイクルを回していき、常に改善をはかる組織を目指す。
- リスクの全体像を俯瞰し、PDCAが有効に機能しているかをリスクマネジメント委員会で確認



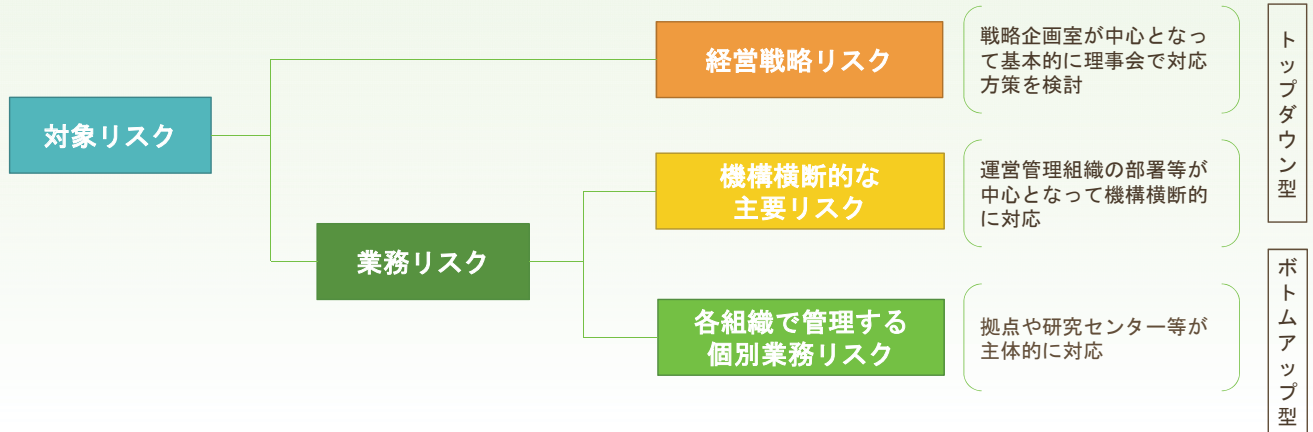
- A) 機構の全部署において、リスクマネジメントの考えに基づく業務遂行を徹底させるとともに、リスクマネジメントにかかるPDCAサイクルの有効性を評価。
- B) 機構を取り巻くリスクの全体像を俯瞰し、経営として優先的に取り組むべき重要なリスクについてその責任部署を明確にしてリスクマネジメントを確実に行わせる。

4

リスクの区分について

① リスク管理組織

リスクマネジメント委員会は、常にリスクの全体像を俯瞰し対応の責任部署を指示



② リスクマネジメント責任者

- ・ リスク管理活動の円滑な推進を図るために、単位組織毎に「リスクマネジメント責任者」を指定し、責任の明確化と活動の促進を図る。

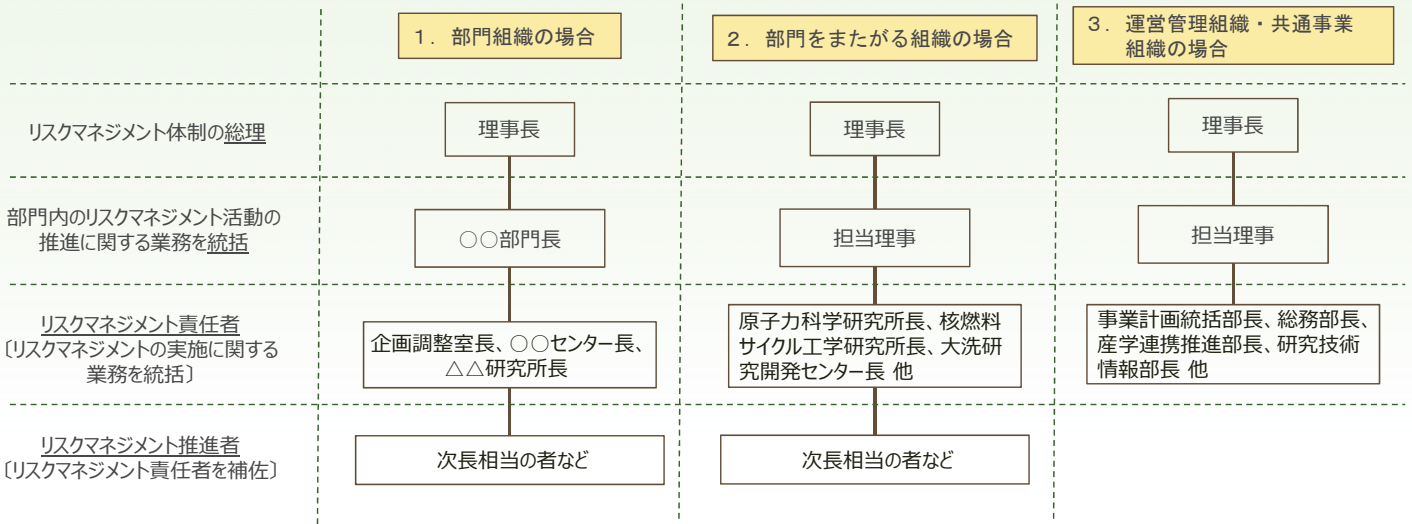
JAEAのリスクの全体像（イメージ）

区分	分類	具体的リスク（事象）	リスク管理部署
経営戦略	機構改革	改革の遅れによる社会からの信用失墜	戦略企画室他
	バックエンド問題	バックエンド戦略の失敗による事業停滞	
	福島対応	計画の遅延等	
	機構ミッション	次期中期計画の方向性等が社会の期待に沿っていない	
機構横断的な主要リスク	安全・核セキュリティ	経営判断機能不全、国際的プレゼンス、研究力の低下、国の政策変更	安全・核セキュリティ統括部
		事故・トラブルの発生、労働者安全、地震停電等への対応	
	リスクマネジメント	原子力安全・核不拡散・核セキュリティに関する法令違反、核不拡散・核セキュリティの確保、核物質RI毒劇物の紛失耐震化	建設部
		リスクマネジメントの定着	法務監査部
	コンプライアンス	法令違反、機構の行動規範違反	法務監査部
		ハラスメント	法務監査部、人事部
	契約	契約不正・談合、手続き違反	契約部、産学連携推進部他
		不適切な資産管理・会計処理	財務部
	財務	財務情報の誤り	財務部
		サイバーテロ、セキュリティ対策の不備による情報漏えい	システム計算科学センター
	情報セキュリティ	法令違反	国際部
		機微情報の漏えい（ネットワークを介したもので、PP除く）、公文書管理の不備	総務部
	輸出管理	研究不正	法務監査部、研究技術情報部
		不適切な外部資金執行	事業計画統括部、産学連携推進部、法務監査部
	情報管理	研究開発成果の管理	研究技術情報部
		業務継続の失敗（ライフライン障害に付随するものも含む）	総務部、システム計算科学センター他
	業務継続	連絡体制の構築（安全関係以外のトラブル等の対応も含む）	事業計画統括部
人材不足・人件費縮減、人材マネジメントの失敗による技術伝承の失敗・業務の停滞		事業計画統括部、人事部他	
人材・資金	研究費不足による研究・事業の停滞	事業計画統括部他	
	公正な処遇失敗・モチベーション低下・労務管理・健康管理	人事部	
社会との信頼構築	高齢化・老化による重大な事故・トラブルの発生	事業計画統括部、安核部	
	自治体との対外的約束の不履行	総務部	
ガバナンス	不十分、不適切な情報発信、クレーム対応	広報部	
	通報の遅れ	安全・核セキュリティ統括部（+拠点）	
業務改革	経営管理サイクルの形骸化によるガバナンスの低下	事業計画統括部	
	トップの方針の不徹底による弊害、	総務部	
リスク個別	安全	業務改革の失敗（非効率な業務運営の放置等）による事業の遅延、効率の低下	リスク管理単位組織
	研究開発・技術開発・施設運転	原子力安全、労働安全において、事故・トラブル、法令違反等につながるリスクを自らの組織について分析	
	管理	研究開発、技術開発の停滞、施設の運転停止等につながるリスクを自らの組織について分析	
	社会	管理業務の停滞等につながるリスクを自らの組織について分析	
	社会からの信用失墜につながるリスクを分類		
	(各組織の実情に応じて加除)		

リスクマネジメント体制

リスクマネジメント委員会（事務局：法務監査部）
 （理事長、副理事長、監事、理事、戦略企画室長、事業統括部長、法務監査部長）

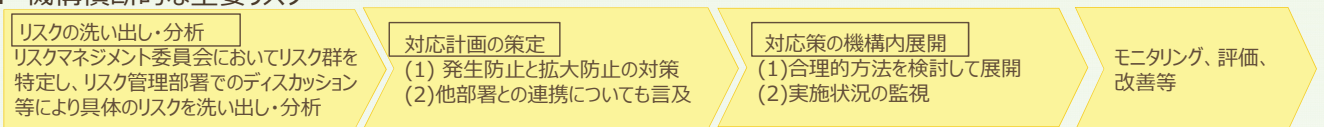
リスク主管部署調整会議〔随時、関係するリスクマネジメント責任者等による会合〕



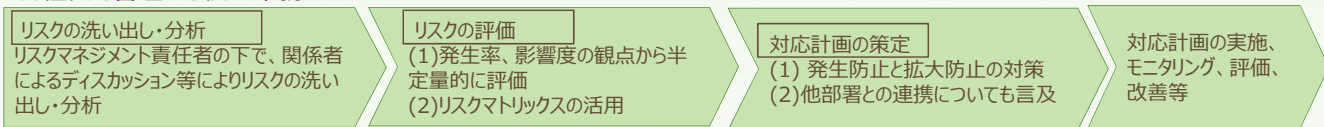
幹事会〔随時、関係者による情報の共有、意見交換を行う。〕

リスクマネジメント実施イメージ

1. 機構横断的な主要リスク



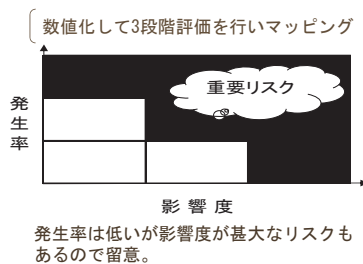
2. 各組織で管理する個別業務リスク



〔評価尺度の例〕

項目／評価	小 (0点)	中 (1.5点)	大 (3点)
発生率	1回/2～3年	1回/1年	複数回/1年
社会的影響	センター、課室レベルでの対応	部門長等の対応が必要	理事長が対応するなど、JAEA全体での対応が必要
経済的損失	500万円	中間	1億円
事業運営上の影響	業務停滞1日未満	中間	1か月以上の業務停滞

〔例〕リスクマトリックスの活用



〔memo〕

- リスクマトリックスの活用は、一般的な手法であり、他法人でも採用されていることから、モデルケースとして提示する。
- ディスカッションすることで形骸化を防止し、風通しを良くする。
- ディスカッションの分、負担増となるが、合理化やペーパーワークを減らすなどして負担軽減を図る。

J-PARC改革の概要

J-PARC改革の理念とポイント

・ 改革の理念

1. J-PARCが世界最大級の強度を持つ大強度陽子ビームとそれに伴う潜在的リスクを有し、かつ
2. JAEAとKEK という組織と文化の異なる二機関を母体とすることを念頭に、

両機関による運営の一体化を図るとともに、安全の定着と深化を中心に据え、ハードとソフトの両面にわたって改革を進め、意識変革を図ってきた。

・ 改革のポイント

1. ハドロン事故原因となったハードウェア面の改革
2. 事故対応の問題を招いた安全管理体制の改革
3. 安全文化の定着・深化に向けた意識面の改革



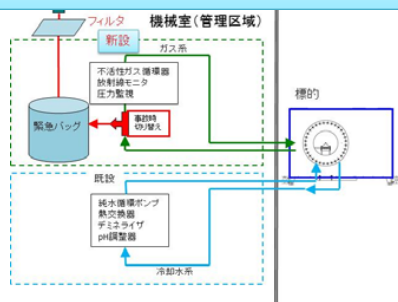
ハードウェア面の改革と実施状況(1/2)

(1) 異常ビーム発生原因への対策(済)

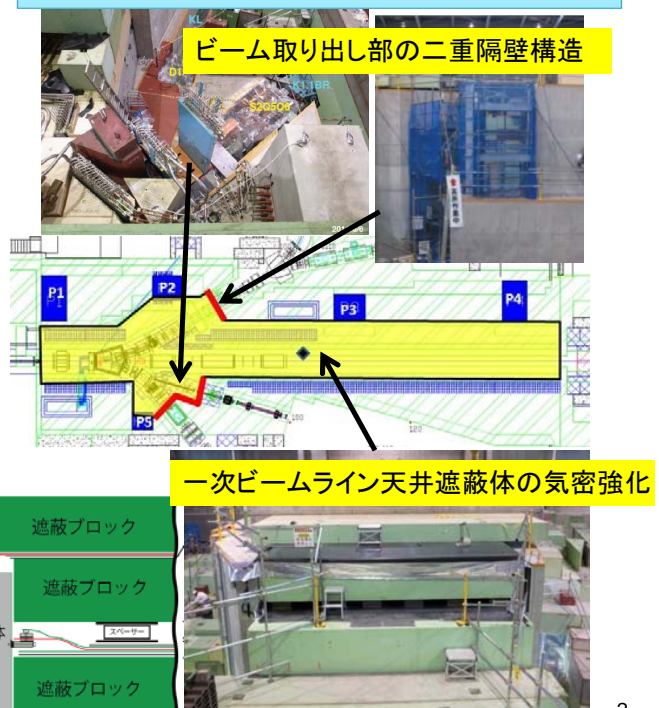


原因となったEQ電磁石電源5V制御電源基盤の発熱対策と水平展開、インターロック強化を実施。(平成26年9月)

(2) 標的容器の気密化(実施中)



(3) ハドロン一次ビームライン室の気密強化(実施中)





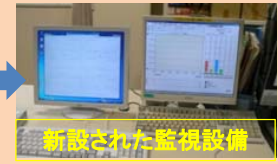
ハードウェア面の改革と実施状況(2/2)

(4) ハドロン実験ホールの改修

- 排風ファンを封止(済)
- 排気設備を設置(済)、放射線モニタ(排気モニタ・空気モニタ)を整備中

(5) 放射線監視設備(済)

- 増強及び注意喚起警報の設定
- 制御系への組み込み



新設された監視設備

ハドロン実験ホール排気設備 (3月終了)

排気ダクト

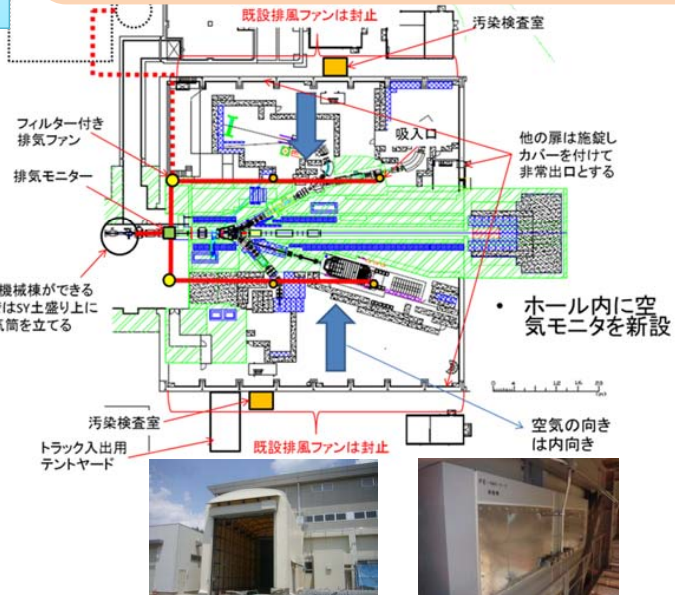
排気筒



フィルターユニット



排風機 (10,000 m³/h)



トラック入出用テントヤード設置

排風ファン撤去・封止済

3



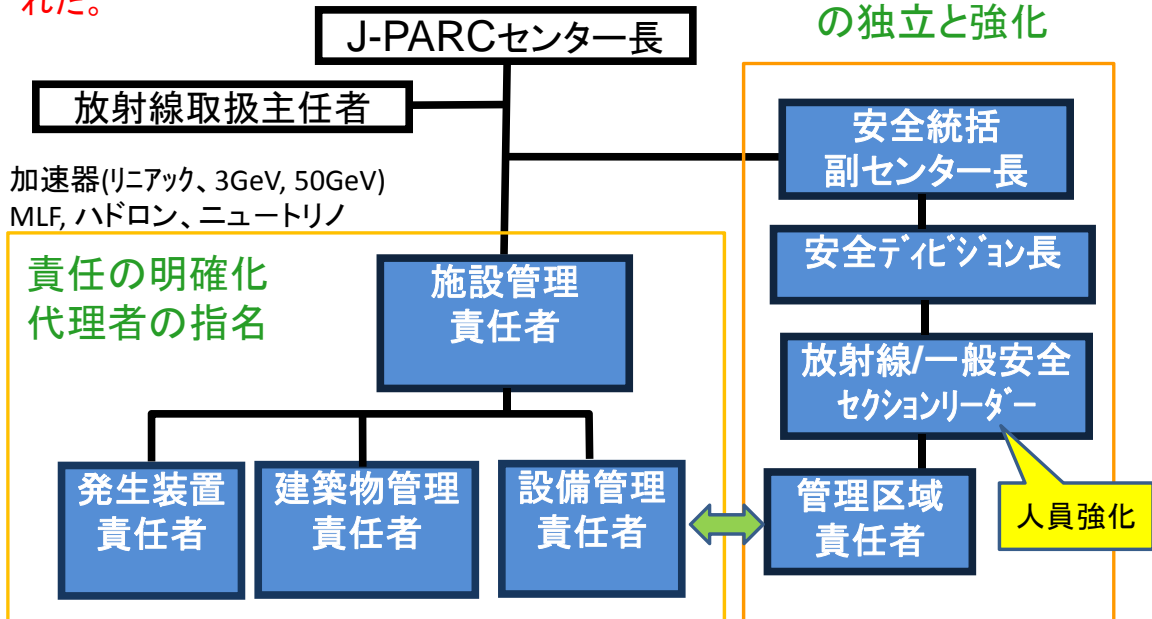
安全管理体制の改革と実施状況(1/2)

(1) 責任の所在と指揮・命令系統の明確化

- ✓ 責任体制の明確化と総括管理責任者の配置によって、JAEAとKEKとの一体的な安全管理体制が促進された。

平成25年10月及び11月に実施

安全管理組織の独立と強化



4



安全管理体制の改革と実施状況(2/2)

(2) 放射線安全評価体制の強化

- ・放射線安全評価委員会の設置:外部委員、作業部会の導入
- ・7作業部会で専門的審議を実施中
 運転手引、ホーン交換、ニュートリノ冷凍機保守作業、ハドロン標的交換、
 High-p/COMET,インターロック、水銀標的交換

(3) 緊急時対応手順の明確化

- ・判断・行動基準の明確化(マニュアル・規則)
- ・注意体制の導入

* 教育訓練の実施: 新規定類、理解度確認

* 緊急時対応訓練の実施 (計8回)

→安全意識の高揚、自律的判断力が課題



放射線安全評価委員会



物質・生命科学実験施設での事故対応訓練
11/15 報道関係者の中で360人が参加



ニュートリノ施設事故
対応訓練 (1/20)



教育訓練

5



安全文化の定着と深化に向けた意識面の改革(1/2)

(1) 安全スローガン、安全カードの配布



(2) 安全ポータルサイトの創設

- ・安全情報、ヒヤリハット、規程類

(3) J-PARC「作業標準」の制定と安全巡視

- ・事前のリスク評価と作業手順の明確化・共有
- ・安全パトロール: 内部、外部専門家



作業環境の整理と安全確保

(4) 研修会・シンポジウム等の実施

- ・安全に関する外部有識者講演 (8月)
- ・安全講話・教育訓練 (10,11月)
- ・加速器安全シンポジウム開催(12月)
- ・国際評価における検討 (2-3月)
- ・安全衛生講習会 (3月)
- ・センター長懇談会の実施 (4月)
- ・安全文化醸成研修会 (5月)



安全文化醸成研修会

* 安全意識の定着が進展、作業における安全意識の高揚

6



安全文化の定着と深化に向けた意識面の改革(2/2)

安全文化醸成関係講演会のアンケート結果より

- 1) 安全に対する関心は高まっている。
 - さらに、講演会等を充実・継続させていただきたい。
 - 安全文化についてより議論を深める機会があると良い。
- 2) 各個人が安全に取り組むことが重要、という認識を持つ人が増えた。
 - 安全は個人に帰着するということに感銘をうけた。
 - 個としての安全文化醸成の必要性を再認識する機会となった。
 - 安全を維持するためには、各個人の意識を向上させていくことが重要。

安全及び安全文化への理解の深化、学習意欲、しかし

- 3) 安全はすべての基礎にあるという認識が十分ではない。
 - 安全の重視と成果は両立しないと思う。
 - 仕事量と安全の共有(が問題)。

} 今後の課題

7



KEKとの共同運営に係る取組

1. センター長のリーダーシップの強化

センター長のリーダーシップがJ-PARCセンター全体にわたって発揮されるよう、センター長がその出身母体にかかわらず、KEK及びJAEAの責任者(セクションリーダー以上)に対する人事評価を実施する。

2. 不測の事態に常時対応可能な体制

緊急時に適切に対応できるよう、施設管理責任ラインの構成メンバーが短時間で参集・対応できるよう、住環境の整備を図るとともに、不在時に代理の指名を義務づけることとした。

3. J-PARC運営会議の下に安全監査体制を整備

J-PARCセンターにおける安全管理に係る取組の適合性及び有効性を検証するため、外部有識者若干名の監査実施者(監査員)による安全監査の体制を整備した。

4. JAEA-KEK合同対策本部の設置

J-PARCで事故・事案が発生した場合、つくば一東海をTVで結び合同対策本部を設置、現地対策本部と多元TV会議にて**情報と認識の共有**が可能とした。これにより、統一的で多面的な判断と行動が可能な環境を整えた。

8



まとめと課題

* ハドロン施設事故後

- ・J-PARCについての総点検
- ・抽出された課題に対する改善策の策定

* 具体的取り組み

- ・ハードウェアの改善
- ・安全管理体制の抜本的強化
- ・安全文化の定着と深化

* J-PARCにおける安全意識は確実に向上し、確かなものとなってきた。
作業計画、実施方法、アンケート等に如実に現れている。

* しかし、

指示や情報が現場までよく浸透していない、という問題があり、

J-PARCの会議体での情報共有化を推進するとともに、

J-PARC意見箱、センター長懇談等を通じて現場職員との一体感の醸成に努める

9

機構改革に係る職員の意識調査について

1. はじめに

本調査は、職員に対する機構改革の意義の浸透状況を把握し、課題を見付けて改善すること、及び職員の意識変化をモニタリングすることを目的として、常勤の全職員を対象に実施した。さらに、各職員が機構改革について考え、職場内で議論することを意図した設問を織り交ぜることで、改革に対する理解を深めることを目指した。また、調査結果から、改革計画で定めた取組の効果を確認し、必要に応じて追加対策を講じた。

設問は、改革の浸透に関するもの、安全確保に関するもの、原子力機構のミッションに関するもの、ガバナンス強化に関するもの及びコンプライアンスに関するものの計27問並びに自由記述とし、所属、職種及び職位による相違を把握できるようにした。

調査は、集中改革期間中に3回実施した(2月、6月及び9月)。結果は、改革に関するイントラネットHP及び機構内メールマガジンにより、全職員へ周知するとともに、原子力機構改革検証委員会へ報告した。以下に、実施内容、評価方法及び結果について詳述する。

2. 目的

- ・改革の浸透状況を把握し、浸透不足な点を改善する
- ・職員の意識変化をモニタリングする
- ・設問を通じて各職員が「改革」について考え、理解を深める
- ・改革計画で定めた取組の効果を確認し、追加対策を講ずる

3. 実施内容

(1) 実施期間

- ・第1回意識調査(平成26年1月29日～2月5日)
- ・第2回意識調査(平成26年6月11日～20日)
- ・第3回意識調査(平成26年9月3日～10日)
(9月3日午後に拠点間のネットワーク障害が発生したため、調査期間を当初予定より1日延長した。)

(2) 調査対象

- ・定年制職員(第2回以降は任期制職員を追加し常勤の全職員を対象)

(3) 設問

- ・選択式(5択 27問)、自由記述

- ・第2回から更問を1問追加
- (4) 属性情報
 - ・所属、勤務地
 - ・身分（3分類；定年制職員、任期制職員、技術開発協力員）
 - 第1回は定年制職員のみ対象
 - ・職位（5分類；一般職、係長級、課長代理級、課長級、次長・部長級）
 - ・職種（3分類；研究職、技術職、事務職）
- (5) 方法
 - ・無記名
 - ・イントラネットを用いたWEB方式
 - ・職位や職種にかかわらず共通の設問

4. 設問内容

設問は選択式（5択）とし、改革の浸透に関するもの11問、安全確保に関するもの4問、原子力機構のミッションに関するもの3問、ガバナンス強化に関するもの8問、コンプライアンスに関するもの1問、計27問と自由記述とした。

原子力機構改革検証委員会（第2回）で第1回意識調査結果を報告したところ、「意識調査に関する専門家の意見を聞くとよい」とのコメントを受け、専門家に設問内容等について相談した。その結果、以下の点を修正した。

- ・設問内容によって分類し、その表題を付けた。
- ・関連する設問が連続するように並べ替えた。
- ・設問18の回答理由について更問を追加した。更問は、一部職員（研究職、技術職、事務職）にヒアリングを行った上で作成した。

意識調査の設問は以下のとおり。

【改革の浸透】

- 1) 機構改革の「改革計画」を知っている
- 2) 機構改革について役員の熱意・意気込みが伝わっていると思う
- 3) 機構改革の必要性を感じる
- 4) 機構改革について職員に対し職場で説明がなされている
- 5) 機構改革についてあなたの職場で議論している
- 6) 機構改革が着実に進んでいると感じている
- 7) 機構改革はあなたと直接関係があると思う

- 8) 機構改革に自分も貢献したいと思う
- 9) あなたの職場には改革すべき課題があると感じている
- 10) 機構改革の成否は機構の存廃につながると思う
- 11) 法人統合を含め改革は繰り返されてきたが今回の改革は成功すると思う

【安全確保】

- 12) 業務遂行する上であなたの安全に対する意識は高いと思う
- 13) あなたの職場では業務遂行において安全確保が最優先となっていると思う
- 14) あなたは日々の業務において学ぶ心と改善する心を持って、より良くするためにはどうすべきかという問いかけを行っている
- 15) あなたにとって安全文化醸成活動は安全意識を高めるために役立っていると思う

【原子力機構のミッション】

- 16) あなたは社会から機構が何を求められているかを意識している
- 17) あなたは社会から機構職員として期待されるレベルに達していると思う
- 18) あなたはもんじゅに配属されたら今より「もんじゅプロジェクト」を進める自信がある

更 18) 設問 18. でその選択肢を選んだ理由は次のうちどれですか

- ① 自分の知識や経験が役立つと思うから
- ② 何らかの貢献ができると思うから
- ③ もんじゅの実態を十分に把握していないから
- ④ 自分の専門性や経験が活かせないと思うから
- ⑤ もんじゅプロジェクトは国民の将来を左右するものであり、社会的影響が非常に大きく小さなミスも許されないから
- ⑥ まずはもんじゅの組織体制の改革が必要と思うから
- ⑦ その他（理由を 300 字以内で簡潔に記載して下さい）

【ガバナンス強化】

- 19) 役員の経営能力を信頼している
- 20) 理事長をはじめとする役員との距離が縮まってきたと感じる
- 21) マトリックス制から 6 部門制への変更によってガバナンスが効くようになったと思う
- 22) 機構内では異なる部署間の連携は取れていると思う
- 23) あなたの職場では一つひとつの業務について誰が責任を持っているか明確になっていると思う

- 24) あなたは積極的に職場の課題を上司に相談している
- 25) あなたの意見やアイデアが途中でたち消えてしまって、上の方まで届いていない
- 26) あなたの職場は思ったことを自由に言える雰囲気となっていると思う

【コンプライアンス】

- 27) あなたの職場では業務遂行に必要な規則やルールが適時適切に更新されている

<自由記述>

機構改革について思うところを 300 字以内で率直に記述

5. 評価方法

5つの選択肢に対してポジティブな回答の順に、2点, 1点, 0点, -1点, -2点として、設問ごとに平均点を算出した。

6. 結果

(1) 回収結果

① 第1回意識調査

対象者 ; 3, 729名
回答者 ; 2, 679名
回答率 ; 71.8%

② 第2回意識調査

対象者 ; 3, 762名 (常勤の全職員 6, 048名)
回答者 ; 3, 590名 (常勤の全職員 5, 781名)
回答率 ; 95.4% (常勤の全職員 95.6%)

③ 第3回意識調査

対象者 ; 3, 748名 (常勤の全職員 6, 054名)
回答者 ; 3, 559名 (常勤の全職員 5, 668名)
回答率 ; 95.0% (常勤の全職員 93.6%)

原子力機構改革検証委員会(第2回)で第1回意識調査結果を報告した際に、委員から「可能な限り全員から回答を得るべき」とのコメントを受

け、第2回意識調査からは所属長から調査対象者へ回答を促すとともに、回答依頼の電子メールを実施期間中に複数回配信した。その結果、回答率は90%以上となり、ほぼ全員から回答を得た。なお、対象者には、外部出向や長期出張、長期休暇の者も含まれている。

(2) 回答結果

図1に機構全体の結果を、図2～図8に勤務地別の結果を、図9に職位別の結果を、図10に職種別の結果を示す。以下に調査結果に対する分析を述べる。

① 改革の浸透

本年2月に実施した第1回意識調査では、設問4「機構改革について職員に対し職場で説明がなされている」、設問5「機構改革についてあなたの職場で議論している」の結果が低く、役員との意見交換会や意識調査の自由記述においても、もんじゅやJ-PARC以外の職員からは「改革と言われても何をすれば良いかわからない」といった意見が多かった。そこで、本年4月に原子力機構改革室から各拠点長に対して「本改革の本旨は自己改革である」ことを改めて伝え、職制を通じて改革の意義を再度説明した上で、課室長主導による職場単位での業務改革に取り組むこととした。本取組により、職員一人ひとりが身の回りの課題を自ら見付けて解決する意識が醸成され、その後実施した調査結果で大幅な上昇がみられた。また、設問14「あなたは日々の業務において学ぶ心と改善する心を持って、より良くするためにはどうするべきかという問いかけを行っている」の結果が比較的高く、かつ、徐々に上昇したことは、自己改革の意識が浸透したことの表れと考える。

② 改革の進捗の実感

第1回意識調査の自由記述や役員との意見交換会において、「改革に関する情報不足、説明不足」との意見が多数寄せられた。そこで、改革に関するイントラネットHPを本年3月に開設し、情報発信を展開するとともに、本年5月には機構内広報誌に機構改革の特集号を組み、以降、広報誌を活用した情報発信を強化した。さらに、「改革に関する情報を電子メールで職員全員に発信して欲しい」との意見を踏まえ、本年7月から改革に関する機構内メールマガジンを週1回発行し、改革に関する最新情報や「もんじゅ」改革の進捗、上述①で述べた職場単位での業務改革の良好事例を紹介した。加えて、役員と職員の意見交換会について、今年度から機構改

革全般をテーマとして継続することで、役員から直接、現場第一線の職員に対して、改革の進捗を伝えた。これらの取組により、第2回及び第3回意識調査では、設問6「機構改革が着実に進んでいると感じている」の調査結果が大幅に上昇したと考える。

③ 安全に対する意識

安全に関する設問の調査結果は比較的高いことから、理事長の安全最優先の方針が相当程度伝わっていると分析する。また、設問15「あなたにとって安全文化醸成活動は安全意識を高めるために役立っていると思う」の調査結果が徐々に上昇したことから、安全文化醸成活動の総点検の結果、活動がより実効的な内容となり、有効なものになったと考える。

④ 原子力機構のミッションに対する意識

設問16～18は原子力機構のミッションに関するもので、職員一人ひとりが機構の使命を改めて意識した上で業務を遂行するために設定したものである。設問16「あなたは社会から機構が何を求められているかを意識している」の調査結果は比較的高いことから、各自が機構の使命を認識し、社会へ貢献する意識を持っていると分析する。一方、設問17「あなたは社会から機構職員として期待されるレベルに達していると思う」については、徐々に上昇傾向にあるものの絶対値は高くなく、特に低職位の職員（若年層）の結果が低い。役員との意見交換会においても、人材育成の必要性や技術継承の問題を指摘する意見が多いことから、計画的な人材育成やスキルの向上、確実な技術継承が必要であり、集中改革期間終了後も取り組むべき課題であると考えられる。

設問18「あなたはもんじゅに配属されたら今より「もんじゅプロジェクト」を進める自信がある」は、「もんじゅ」で起こっていることを他人事と思わず関心を持ってもらう、自分達には何ができるか・何をすべきか考えてもらう、「もんじゅ」が成功しなければ機構全体に大きな影響を与えることを理解してもらうための設問である。第1回意識調査では、全設問中、最も低い結果となったが、これには様々な理由があると考え、意識調査の専門家のアドバイスを踏まえて、第2回調査からその理由を問う更問を追加した。その結果、第2回意識調査では、「もんじゅの実態を十分に把握していないから」との理由が最も多く、2番目に「自分の専門性や経験が活かせないと思うから」が多かった。特に、研究職は「自分の専門性や経験が活かせないと思う」との意見が多かったことは当然の結果であると考えられる。これを受けて、機構内広報誌や機構内メールマガジンで「もんじゅ」

改革の進捗を伝えることを強化した。さらに、7月23日～24日には、他拠点職員が「もんじゅ」を訪問して「もんじゅ」職員と意見交換を行う理解促進活動を実施した。この結果を、機構内広報誌や機構内メールマガジンで全職員へ紹介した。このような取組の結果、第3回意識調査では、「もんじゅの実態を十分に把握していないから」の理由は、約10ポイント低下したことから、「もんじゅ」の状況が少しずつ他拠点の職員に伝わり、理解が深まったと考える。また、これら取組の結果、設問18「あなたはもんじゅに配属されたら今より「もんじゅプロジェクト」を進める自信がある」の結果も徐々に上昇した。

⑤ 経営への信頼

第1回意識調査では、設問20「理事長をはじめとする役員との距離が縮まってきたと感じる」の結果が低かった。そこで、上述のとおり、役員との意見交換会を精力的に実施し、役員と現場第一線の職員との直接の交流を促進した。また、その主な内容を改革イントラネットHPに掲載して、職員へ広く紹介した。また、機構内広報誌に役員への改革に対するメッセージを掲載し、強い意欲を伝えることに努めた。設問2「機構改革について役員への熱意・意気込みが伝わっていると思う」や設問20「理事長をはじめとする役員との距離が縮まってきたと感じる」の調査結果は大幅に上昇したのはこれら取組の成果と考える。また、設問19「役員への経営能力を信頼している」についても、第3回意識調査の結果で大きく上昇した。

⑥ ガバナンスの強化

ガバナンスに関する設問のうち、設問23～26については比較的高く、かつ、徐々に上昇したことから、改革における様々な取組は有効であり、職員意識も向上したと分析する。一方、原子力機構のミッションを的確に達成する「強い経営」を確立するため実施した組織再編については、設問21「マトリックス制から6部門制への変更によってガバナンスが効くようになったと思う」の結果が、第2回意識調査で下がった。これは、指示・連絡系統や事務手続きの流れの混乱等、組織再編に伴う初期課題が原因であると分析しており、その後、これら初期課題を着実に改善しつつあることから、第3回意識調査では上昇したと考える。

(3) 自由記述

第1回意識調査 1,004名

第2回意識調査 984名（常勤の全職員 1,371名）

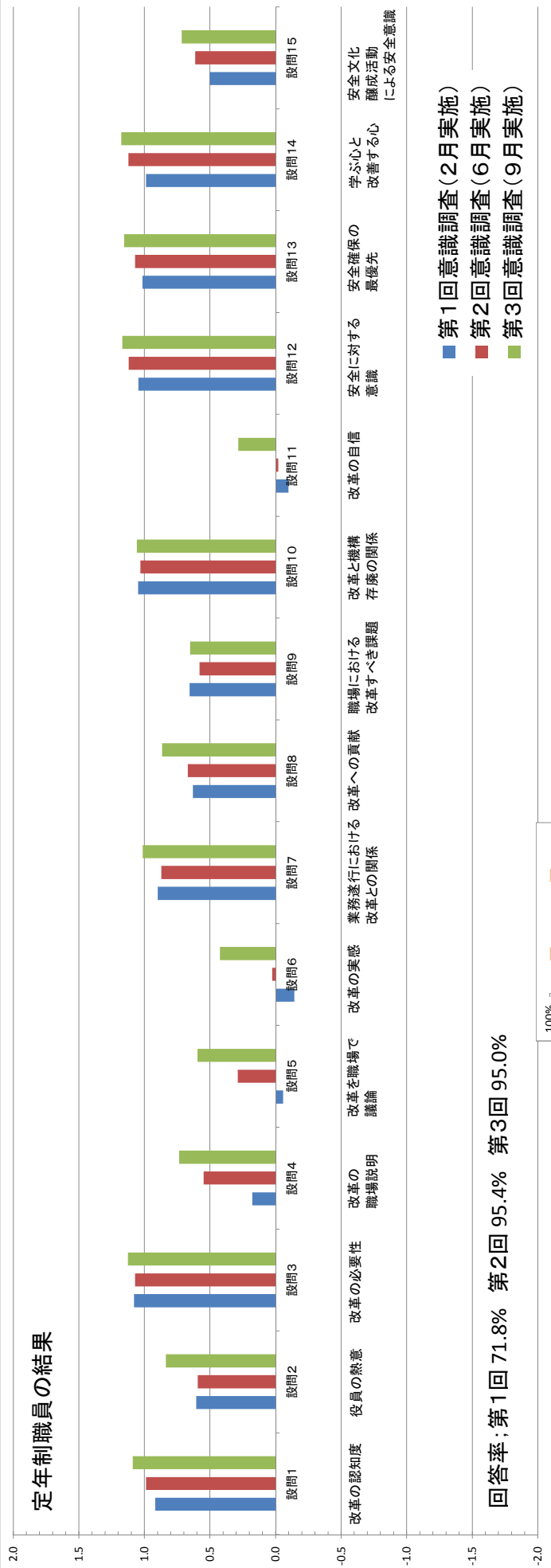
第3回意識調査 615名（常勤の全職員 886名）

第1回意識調査では、前述のとおり、「改革に関する情報不足、説明不足」や「改革と言われても何をすれば良いかわからない」といったネガティブな意見が多かったが、徐々に「職員一人ひとりの意識改革が必要」、「業務の質の向上が必要」といった前向きな意見が増え、本改革の意義が職員に徐々に浸透したものとする。

7. まとめ

職員に対する機構改革の意義の浸透状況を把握し、課題を見つけて改善すること、及び職員の意識変化をモニタリングすることを目的として、常勤の全職員を対象に意識調査を実施した。集中改革期間の初期は、改革の意義が職員一人ひとりに十分伝わっていなかったが、改革に関するイントラネットHPや機構内広報誌、機構内メールマガジンによる情報発信に加えて、役員との意見交換会や職場単位での業務改革等の取組により、徐々に改革の意義や役員の熱意が伝わったとする。

定年制職員の結果



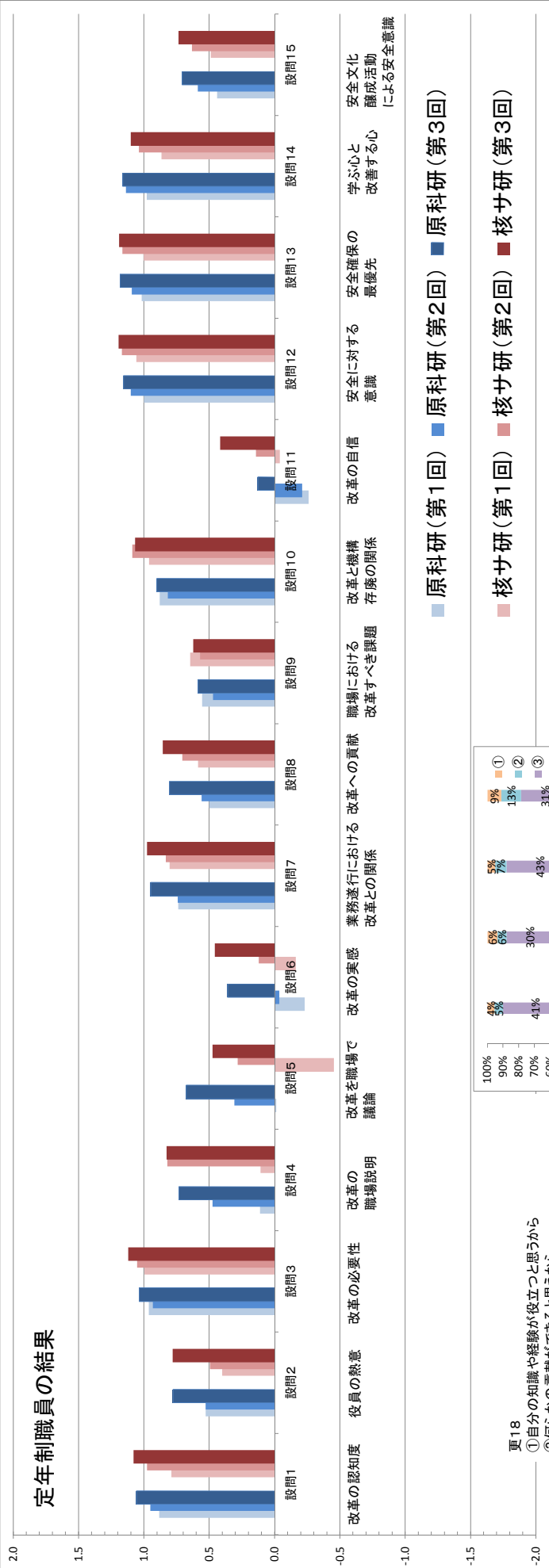
■ 第1回意識調査(2月実施)
 ■ 第2回意識調査(6月実施)
 ■ 第3回意識調査(9月実施)

回答率: 第1回 71.8% 第2回 95.4% 第3回 95.0%

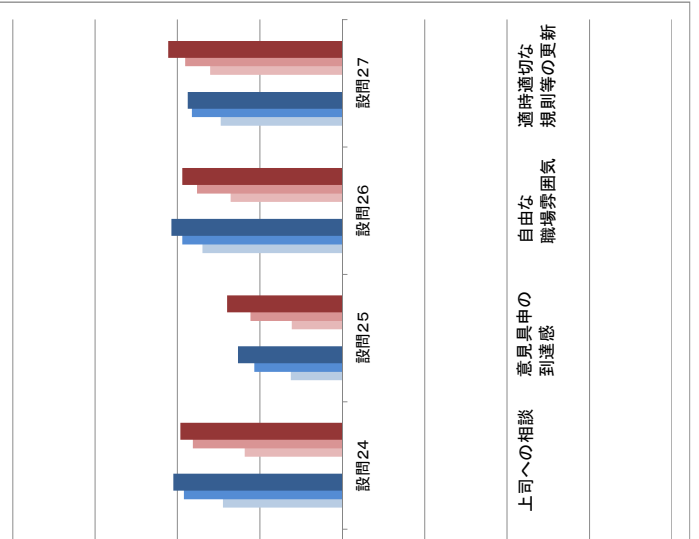
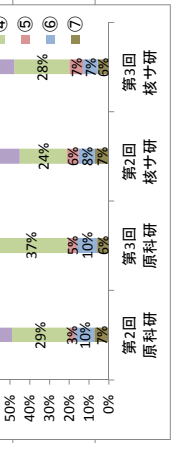


図1 意識調査結果(機構全体)

定年制職員の結果



更18
 ①自分の知識や経験が役立つと思うから
 ②何らかの貢献ができると思うから
 ③もんじゅの事態を十分に把握していないから
 ④自分の専門性や経験が活かせないと
 ⑤もんじゅプロジェクトは国民の将来を左右するものであり、社会的影響が非常に大きく小さなミスも許されないから
 ⑥まずはもんじゅの組織体制の改革が必要と思うから
 ⑦その他

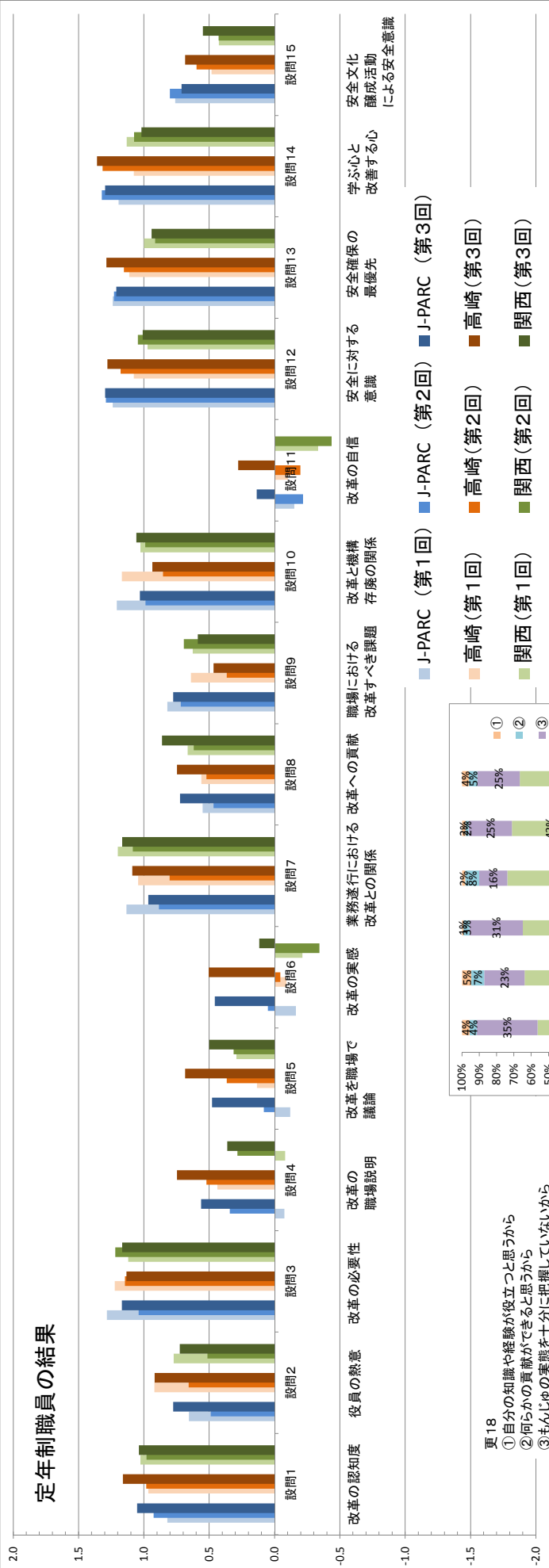


設問
 【1】改革計画を知っているか
 【2】改革の熱意・意気込みは伝わっているか
 【3】改革の必要性を感じるか
 【4】改革について職場で議論しているか
 【5】改革が着実に進んでいると感じるか
 【6】改革はあなたと直接関係があると思うか
 【7】自分も改革へ貢献したいと思うか
 【8】職場において改革すべき課題はあるか
 【9】改革の成否は機構の存続につながると思うか
 【10】今回の改革は成功すると思うか
 【11】あなたは安全に対する意識が高いと思うか
 【12】日々の業務に対して常に改善しようとしているか
 【13】安全文化醸成活動は役立っているか
 【14】安全文化醸成活動は役立っているか
 【15】安全文化醸成活動は役立っているか
 【16】機構に対する社会からの要求を認識しているか
 【17】社会から期待されるレベルに達しているか
 【18】もんじゅプロジェクトを進める自信はあるか
 【19】役員の経営能力を信頼しているか
 【20】役員との距離が縮まったと感じるか
 【21】6部門制によりガバナンスが効くと思うか
 【22】部署間の連携は取れているか
 【23】業務の責任は明確になっているか
 【24】課題を上司へ相談しているか
 【25】自分の意見は上まで届いているか
 【26】意見を自由に言える職場雰囲気か
 【27】適時適切に規則等が更新されているか

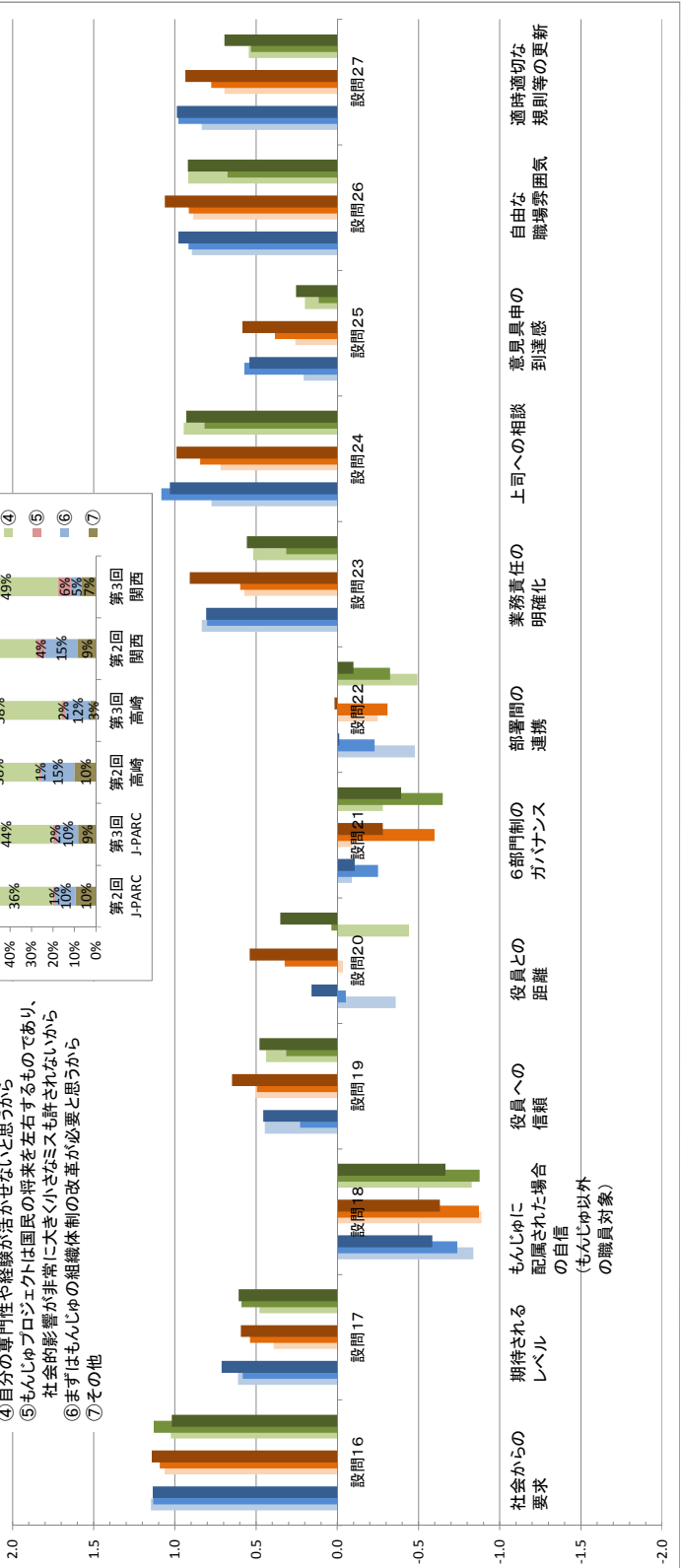
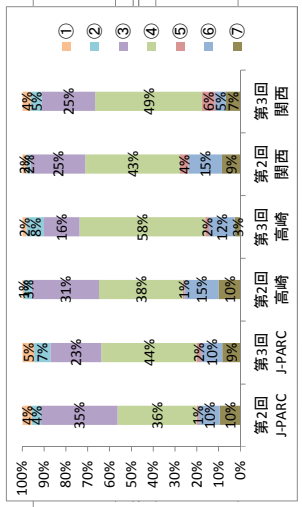
集計方法
 選択肢に対して
 「5 大いに思う」 → 2点
 「4 思う」 → 1点
 「3 どちらとも言えない」 → 0点
 「2 あまり思わない」 → -1点
 「1 思わない」 → -2点
 とした

図2 勤務地別の意識調査結果(原科研、核サ研)

定年制職員の結果



更18
 ①自分の知識や経験が役立つと思うから
 ②何らかの貢献ができると思うから
 ③もんじゅの実態を十分に把握していないから
 ④自分の専門性や経験が活かせないと
 ⑤もんじゅプロジェクトは国民の将来を左右するものであり、社会的影響が非常に大きく小さなミスも許されないから
 ⑥まずはもんじゅの組織体制の改革が必要と思うから
 ⑦その他

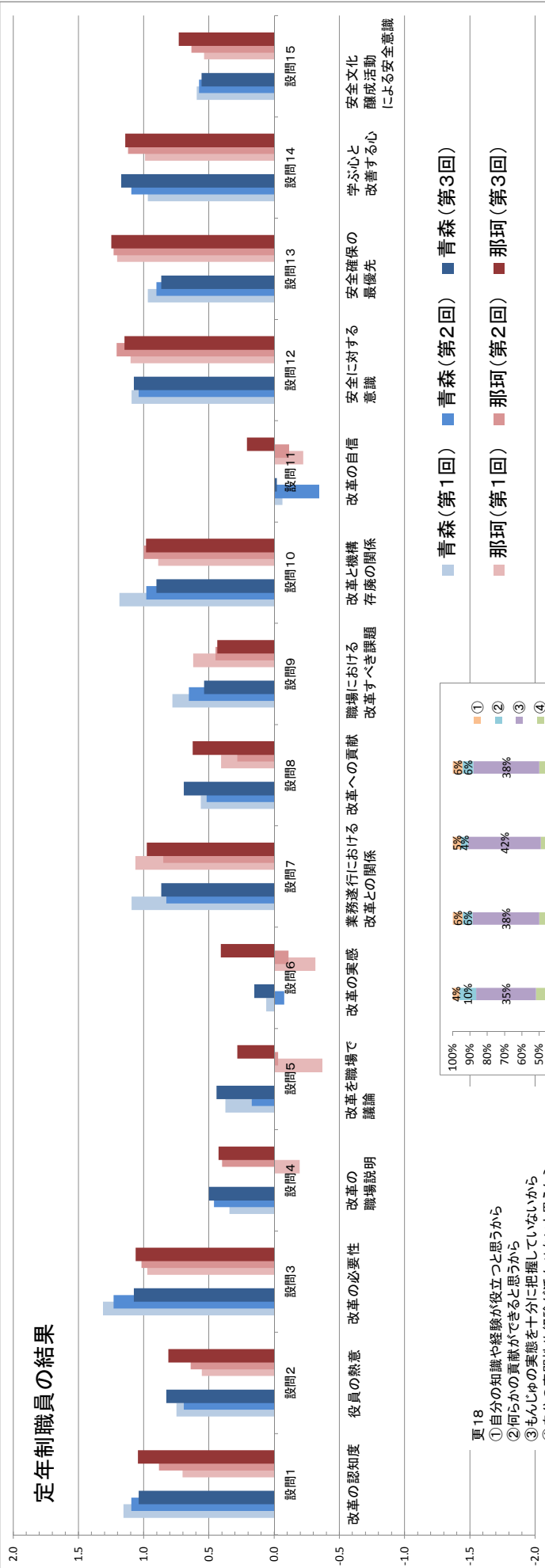


設問
 【1】改革計画を知っているか
 【2】改革の熱意・意気込みは伝わっているか
 【3】改革の必要性を感じるか
 【4】改革について職場で議論しているか
 【5】改革が着実に進んでいると感じるか
 【6】改革はあなたと直接関係があると思うか
 【7】自分も改革へ貢献したいと思うか
 【8】職場において改革すべき課題はあるか
 【9】今回の改革は成功すると思うか
 【10】あなたは安全に対する意識が高いと思うか
 【11】日々の業務に対して常に改善しようとしているか
 【12】安全文化醸成活動は役立っているか
 【13】組織に対する社会からの要求を認識しているか
 【14】社会から期待されるレベルに達しているか
 【15】もんじゅプロジェクトを進める自信はあるか
 【16】従業員の終業能力を信頼しているか
 【17】役員との距離が縮まったと感じるか
 【18】6部門制によりガバナンスが効くと思うか
 【19】部署間の連携は取れているか
 【20】業務の責任は明確になっているか
 【21】自分の意見を自由に言える職場雰囲気か
 【22】意見を自由に言える職場雰囲気か
 【23】通時適切に規則等が更新されているか
 【24】通時適切に規則等が更新されているか

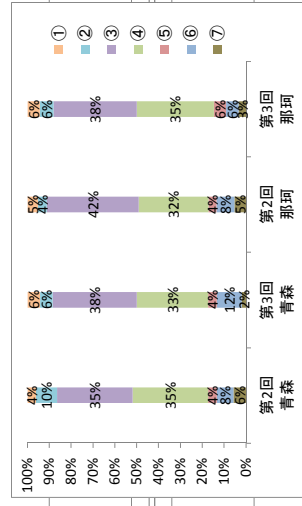
集計方法
 選択肢に対して
 「5 大いに思う」 → 2点
 「4 思う」 → 1点
 「3 どちらとも言えない」 → 0点
 「2 あまり思わない」 → -1点
 「1 思わない」 → -2点
 とした

図3 勤務地別の意識調査結果 (J-PARC、高崎、関西)

定年制職員の結果



更18
 ①自分の知識や経験が役立つと思うから
 ②何らかの貢献ができると思うから
 ③もんじゅの実態を十分に把握していないから
 ④自分の専門性や経験が活かせないと思うから
 ⑤もんじゅプロジェクトは国民の将来を左右するものであり、社会的影響が非常に大きく小さなミスも許されないから
 ⑥まずはもんじゅの組織体制の改革が必要と思うから
 ⑦その他



- 設問
 【1】改革計画を知っているか
 【2】役員の熱意・意気込みは伝わっているか
 【3】改革の必要性を感じるか
 【4】改革について職場で説明がなされているか
 【5】改革が着実に進んでいると感じるか
 【6】改革はあなたと直接関係があると思うか
 【7】自分も改革へ貢献したいと思うか
 【8】職場において改革すべき課題はあるか
 【9】改革の成否は機構の存在にかかると思うか
 【10】今回の改革は成功すると思うか
 【11】あなたは安全に対する意識が高いと思うか
 【12】あなただけの職場は、安全意識が先となっているか
 【13】日々の業務に対して常に改善しようとしているか
 【14】安全文化醸成活動は役立っているか
 【15】安全文化醸成活動は役立っていないか
 【16】機構に対する社会からの要求を認識しているか
 【17】社会から期待されるレベルに達しているか
 【18】もんじゅプロジェクトを進める自信はあるか
 【19】役員の総能力を信頼しているか
 【20】役員との距離が縮まったと感じるか
 【21】6部門制によりガバナンスが効くと思うか
 【22】部署間の連携は取れているか
 【23】部署間の責任は明確になっているか
 【24】課題を上司へ相談しているか
 【25】自分の意見を上司で届けているか
 【26】意見を自由に言える職場雰囲気か
 【27】適時適切に規則等が更新されているか

・集計方法
 選択肢に対して
 「5 大いに思う」 → 2点
 「4 思う」 → 1点
 「3 どちらとも言えない」 → 0点
 「2 あまり思わない」 → -1点
 「1 思わない」 → -2点
 とした

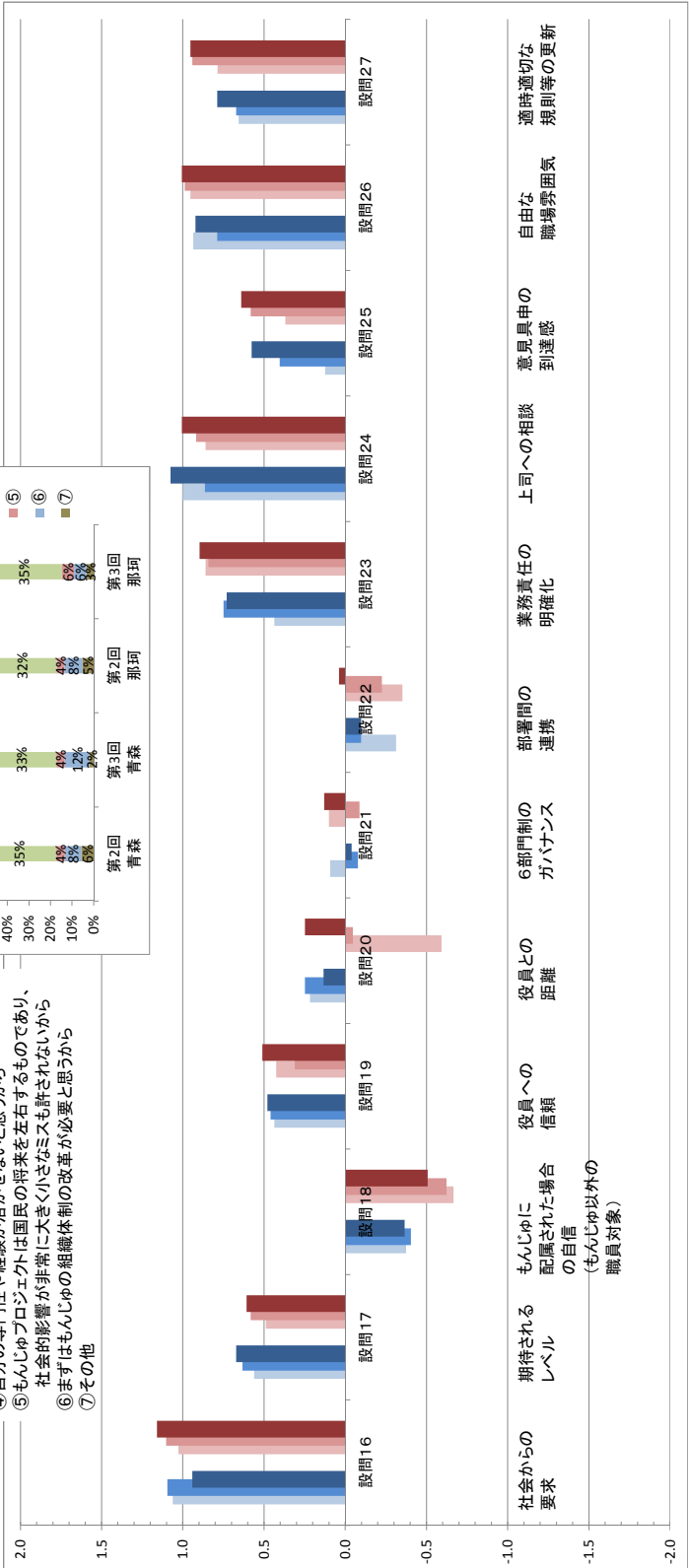
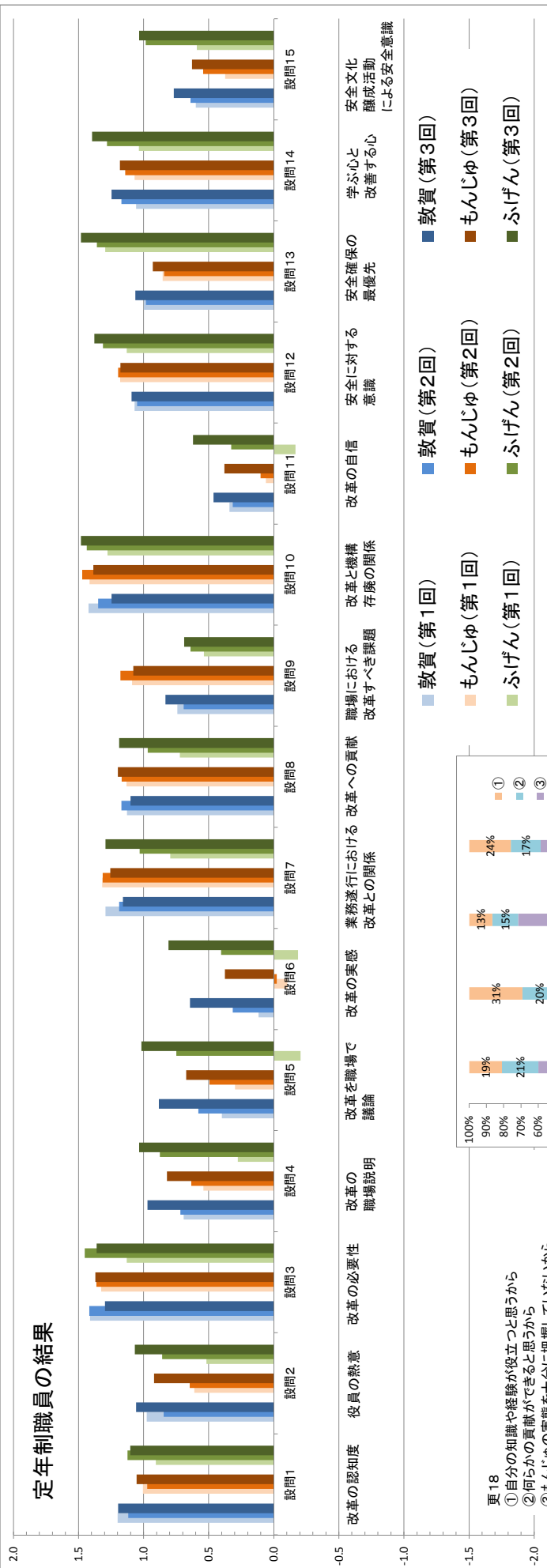
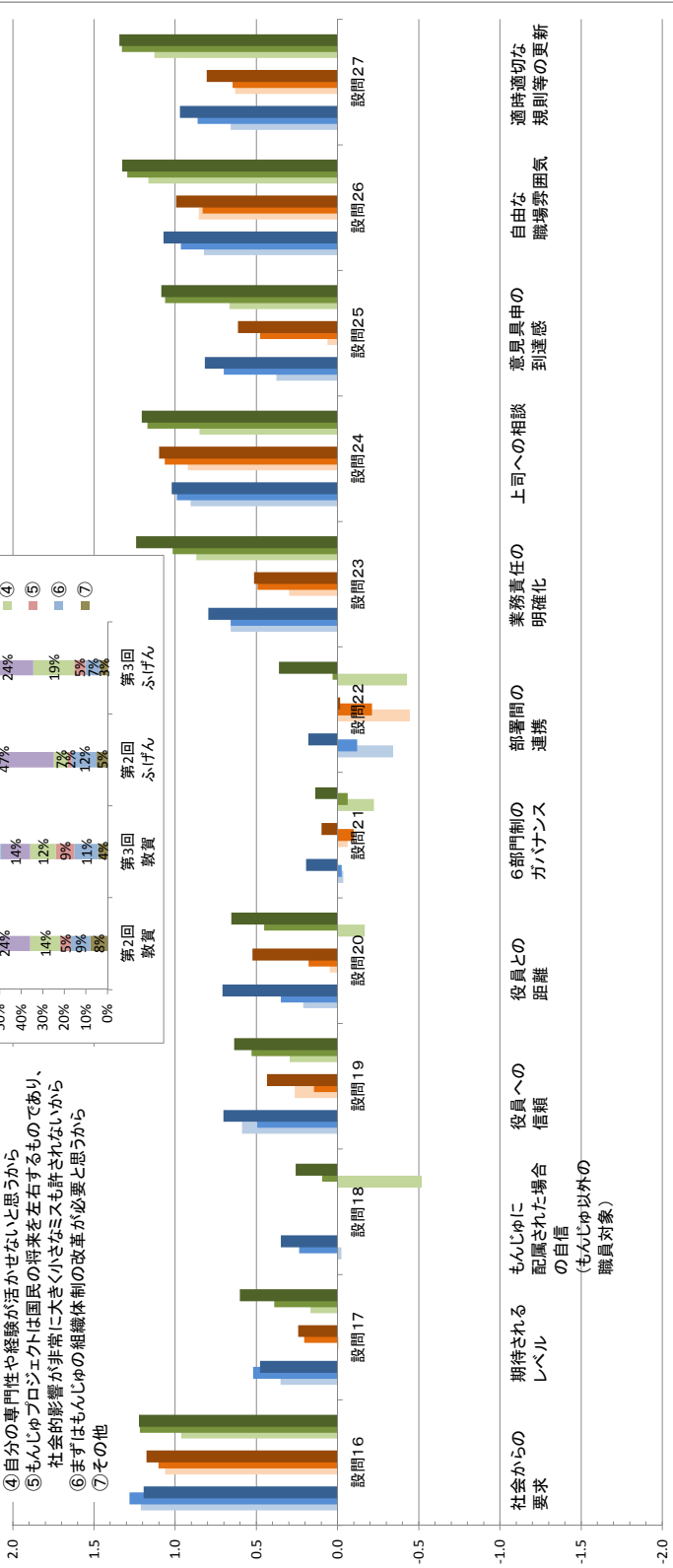
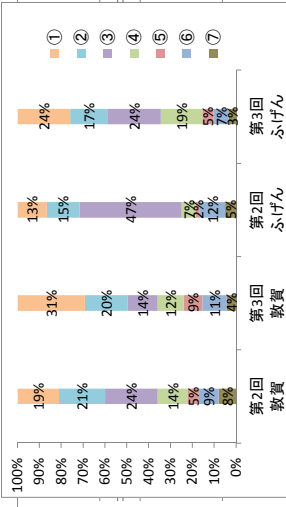


図4 勤務地別の意識調査結果(青森、那珂)

定年制職員の結果



更18
 ①自分の知識や経験が役立つと思うから
 ②向らかの貢献ができると思うから
 ③もんじゅの実績を十分に把握していないから
 ④自分の専門性や経験が活かせないと思うから
 ⑤もんじゅプロジェクトは国民の将来を左右するものであり、社会的影響が非常に大きいためミスも許されないから
 ⑥まずはもんじゅの組織体制の改革が必要と思うから
 ⑦その他

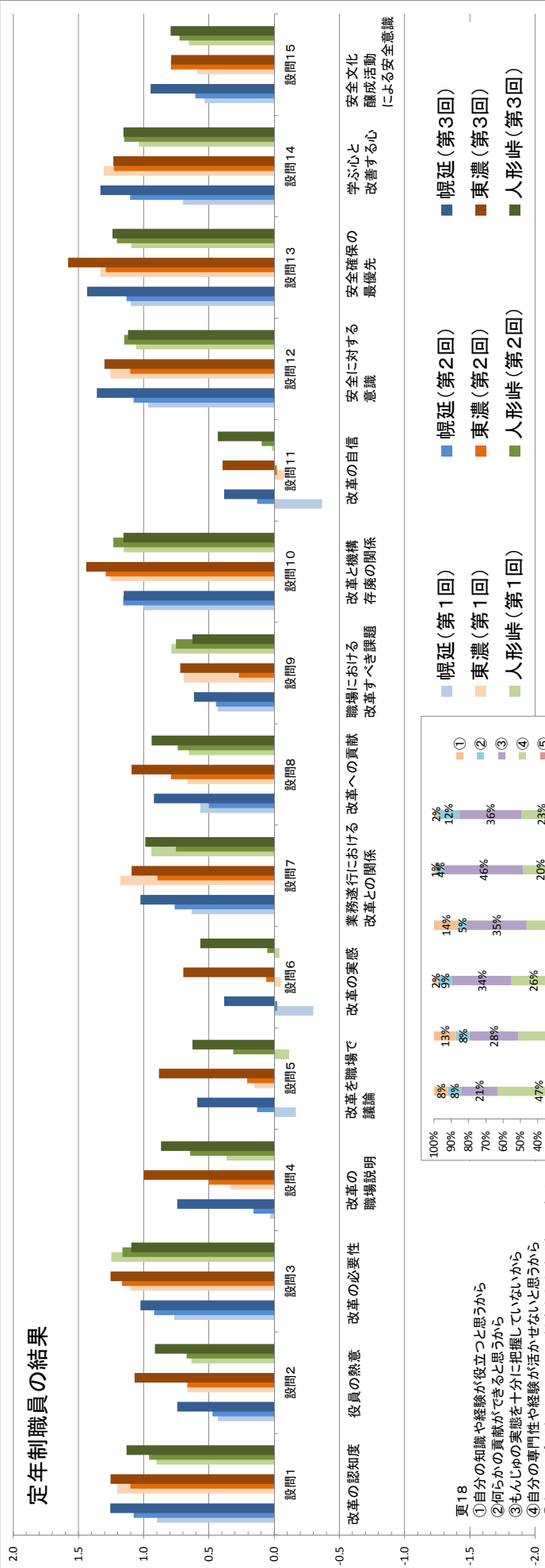


設問
 【1】改革計画を知っているか
 【2】改革の熱意・意気込みは伝わっているか
 【3】改革の必要性を感じるか
 【4】改革について職場で議論しているか
 【5】改革が着実に進んでいると感じるか
 【6】改革はあなたと直接関係があると思うか
 【7】自分も改革へ貢献したいと思うか
 【8】職場において改革すべき課題はあるか
 【9】今回の改革は成功すると思うか
 【10】あなたは安全に対する意識が高いと思うか
 【11】日々の業務に対して常に改善しようとしているか
 【12】安全文化醸成活動は役立っているか
 【13】組織に対する社会からの要求を意識しているか
 【14】社会から期待されるレベルに達しているか
 【15】もんじゅプロジェクトを進める自信はあるか
 【16】役員の経営能力を信頼しているか
 【17】役員との距離が縮まったと感じるか
 【18】6部門制によりガバナンスが効くと思うか
 【19】部署間の連携は取れているか
 【20】業務の責任は明確になっているか
 【21】業務の責任は明確になっているか
 【22】意見を自由に言える職場雰囲気か
 【23】自分の意見が上司へ相談しているか
 【24】自分の意見が上司へ相談しているか
 【25】自分の意見が上司へ相談しているか
 【26】意見を自由に言える職場雰囲気か
 【27】適時適切な規則等が更新されているか

集計方法
 選択肢に対して
 「5 大いに思う」 → 2点
 「4 思う」 → 1点
 「3 どちらとも言えない」 → 0点
 「2 あまり思わない」 → -1点
 「1 思わない」 → -2点
 とした

図5 勤務地別の意識調査結果(敦賀、もんじゅ、ふげん)

定年制職員の結果



設問
 【1】改革計画を知っているか
 【2】役員熱意・意気込みは伝わっているか
 【3】改革の必要性を感じるか
 【4】改革について職場で説明がなされているか
 【5】改革について職場で議論しているか
 【6】改革が着実に進んでいると感じるか
 【7】改革はあなたと直接関係があると思うか
 【8】自分も改革へ貢献したいと思うか
 【9】職場において改革すべき課題はあるか
 【10】改革の成否は職場の存続につながると思うか
 【11】今回の改革は成功すると思うか
 【12】あなたは安全に対する意識が高いと思うか
 【13】あなただけの職場は、安全最優先となっているか
 【14】日々の業務に対して常に改善しようとしているか
 【15】安全文化醸成活動は役立っているか
 【16】組織に対する社会からの要求を認識しているか
 【17】社会から期待されるレベルに達しているか
 【18】もんじゅプロジェクトを進める自信はあるか
 【19】役員との距離が縮まったと感じるか
 【20】役員との距離が縮まらなかったと感じるか
 【21】6部門制によりガバナンスが効くと思うか
 【22】部署間の連携は取れているか
 【23】業務の責任は明確になっているか
 【24】課題を上司へ相談しているか
 【25】自分の意見は上司で届いているか
 【26】意見を自由に言える職場雰囲気か
 【27】適時適切に規則等が更新されているか

・集計方法
 選択肢に対して
 「5 大いに思う」 → 2点
 「4 思う」 → 1点
 「3 どちらとも言えない」 → 0点
 「2 あまり思わない」 → -1点
 「1 思わない」 → -2点
 とした

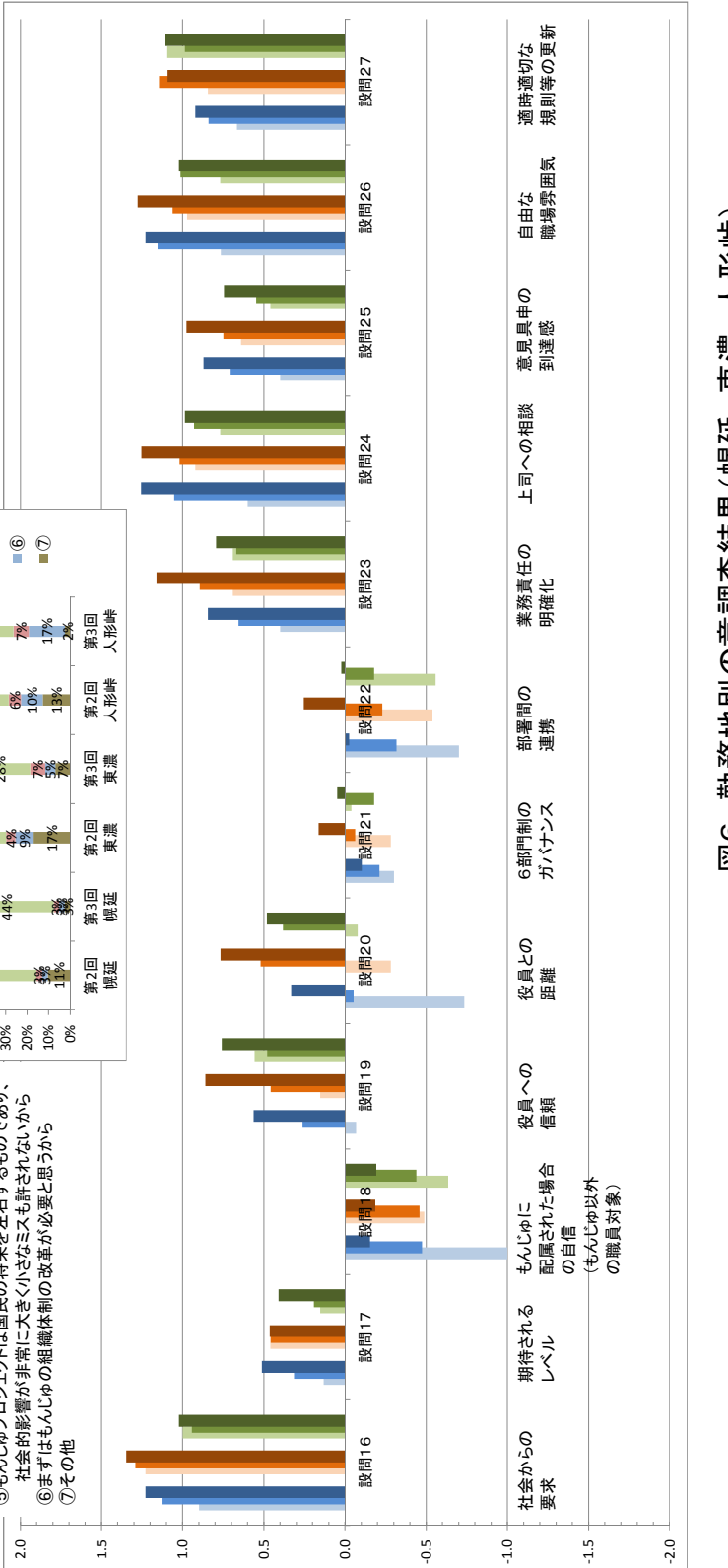
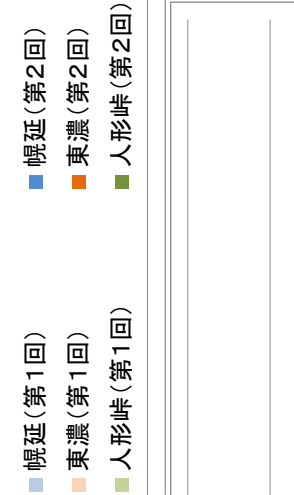


図6 勤務地別の意調査結果(幌延、東濃、人形峠)

定年制職員の結果

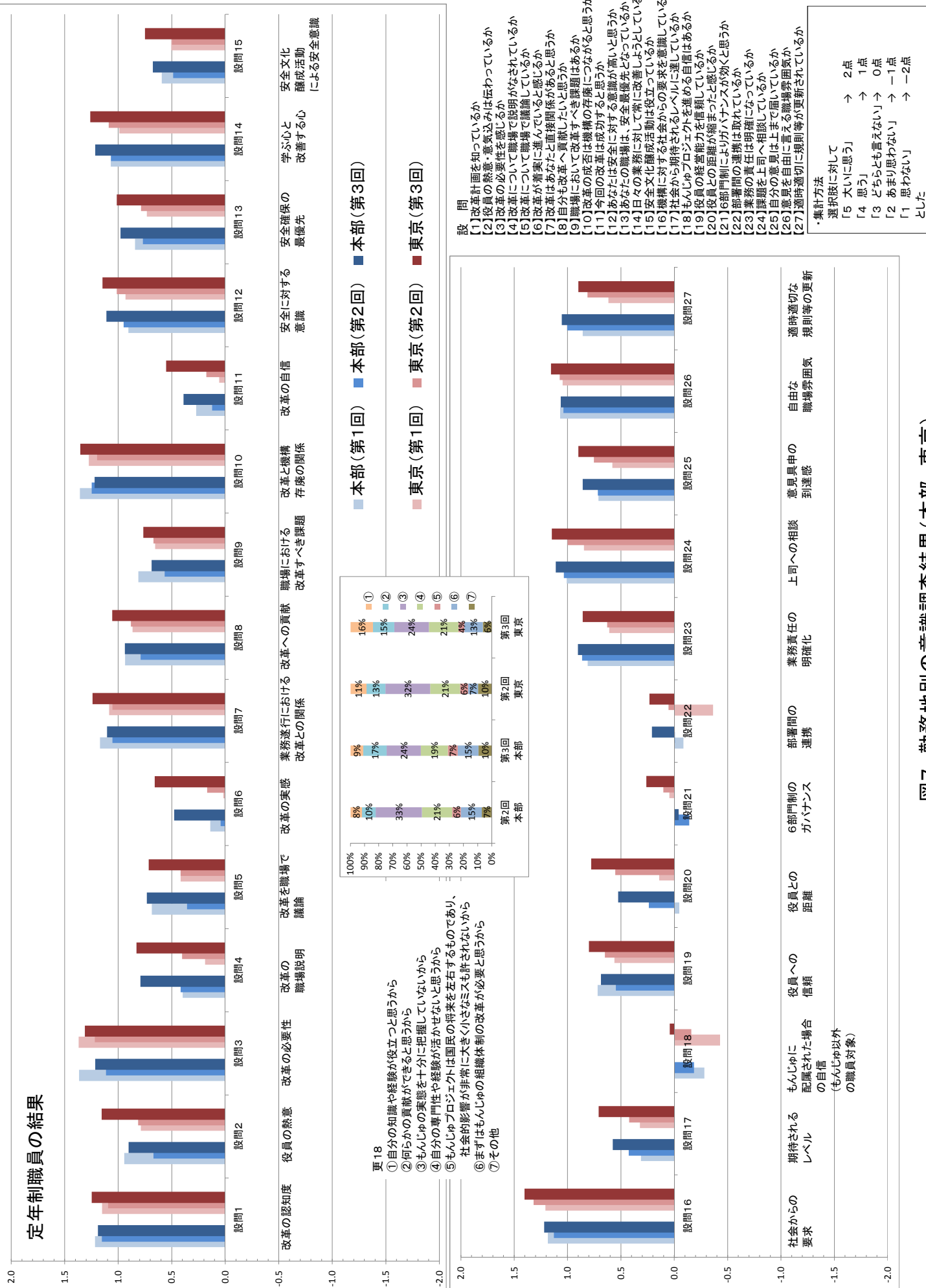
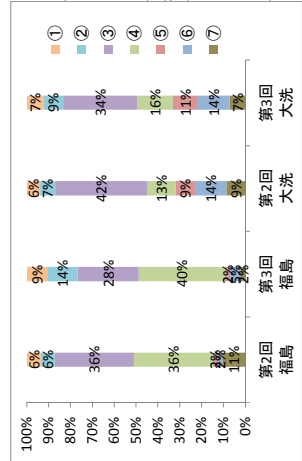
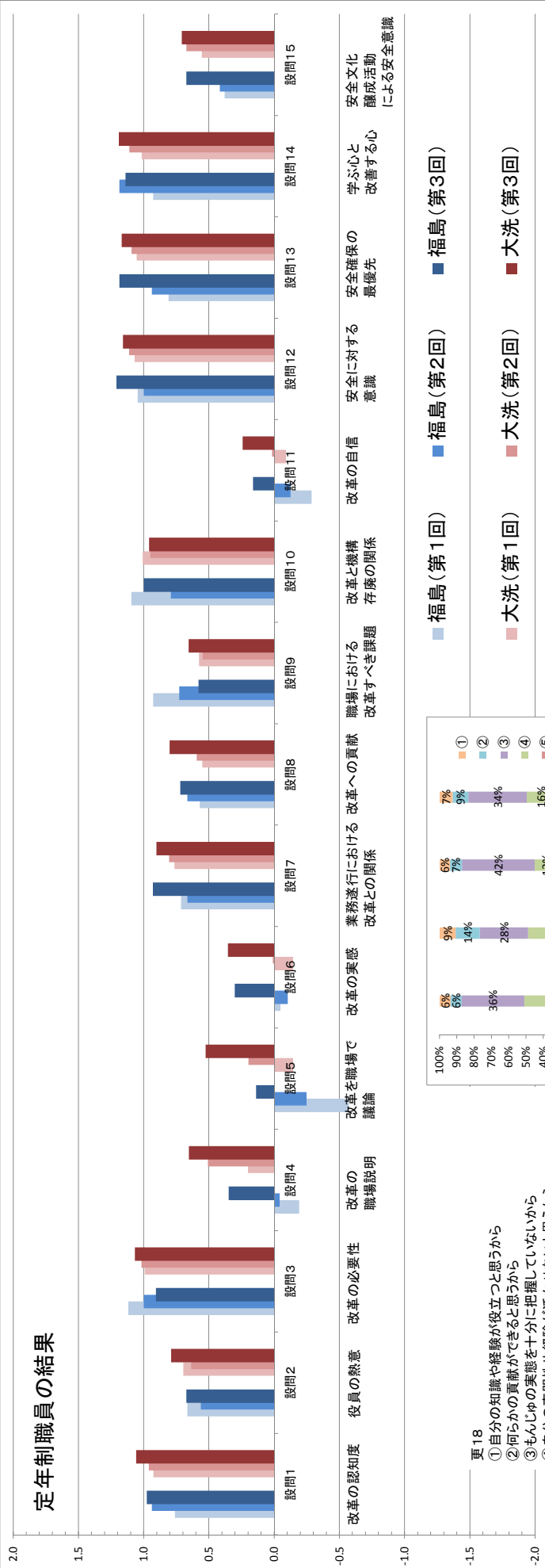


図7 勤務地別の意識調査結果(本部、東京)

定年制職員の結果



- 更18
- ① 自分の知識や経験が役立つと思うから
 - ② 何らかの貢献ができると思うから
 - ③ もんじゅの実態を十分に把握していないから
 - ④ 自分の専門性や経験が活かせないと思うから
 - ⑤ もんじゅプロジェクトは国民の将来を左右するものであり、社会的影響が非常に大きく小さなミスも許されないから
 - ⑥ まずはおもんじゅの組織体制の改革が必要と思うから
 - ⑦ その他

- 設問
- 【1】改革計画を知っているか
 - 【2】改革の熱意・意気込みは伝わっているか
 - 【3】改革の必要性を感じるか
 - 【4】改革について職場で説明がなされているか
 - 【5】改革について職場で議論しているか
 - 【6】改革が着実に進んでいると感じるか
 - 【7】改革はあなたと直接関係があると思うか
 - 【8】自分も改革へ貢献したいと思うか
 - 【9】職場において改革すべき課題はあるか
 - 【10】改革の成否は機構の存続につながると思うか
 - 【11】今回の改革は成功すると思うか
 - 【12】あなたはその安全に対する意識が高いと思うか
 - 【13】あなたの職場は、安全意識が先となっているか
 - 【14】日々の業務に対して常に改善しようとしているか
 - 【15】安全文化醸成活動は役立っているか
 - 【16】機構に対する社会からの要求を認識しているか
 - 【17】社会から期待されるレベルに達しているか
 - 【18】もんじゅプロジェクトを進める自信はあるか
 - 【19】従業員の経営能力を信頼しているか
 - 【20】従業員との距離が縮まったと感じるか
 - 【21】6部門制によりガバナンスが効くと思うか
 - 【22】部署間の連携は取れているか
 - 【23】部署間の責任は明確になっているか
 - 【24】課題を上司へ相談しているか
 - 【25】自分の意見は上まで届いているか
 - 【26】意見を自由に言える職場雰囲気か
 - 【27】適時適切に規則等が更新されているか

・集計方法
選抜隊に対して
「5 大いに思う」 → 2点
「4 思う」 → 1点
「3 どちらとも言えない」 → 0点
「2 あまり思わない」 → -1点
「1 思わない」 → -2点
とした

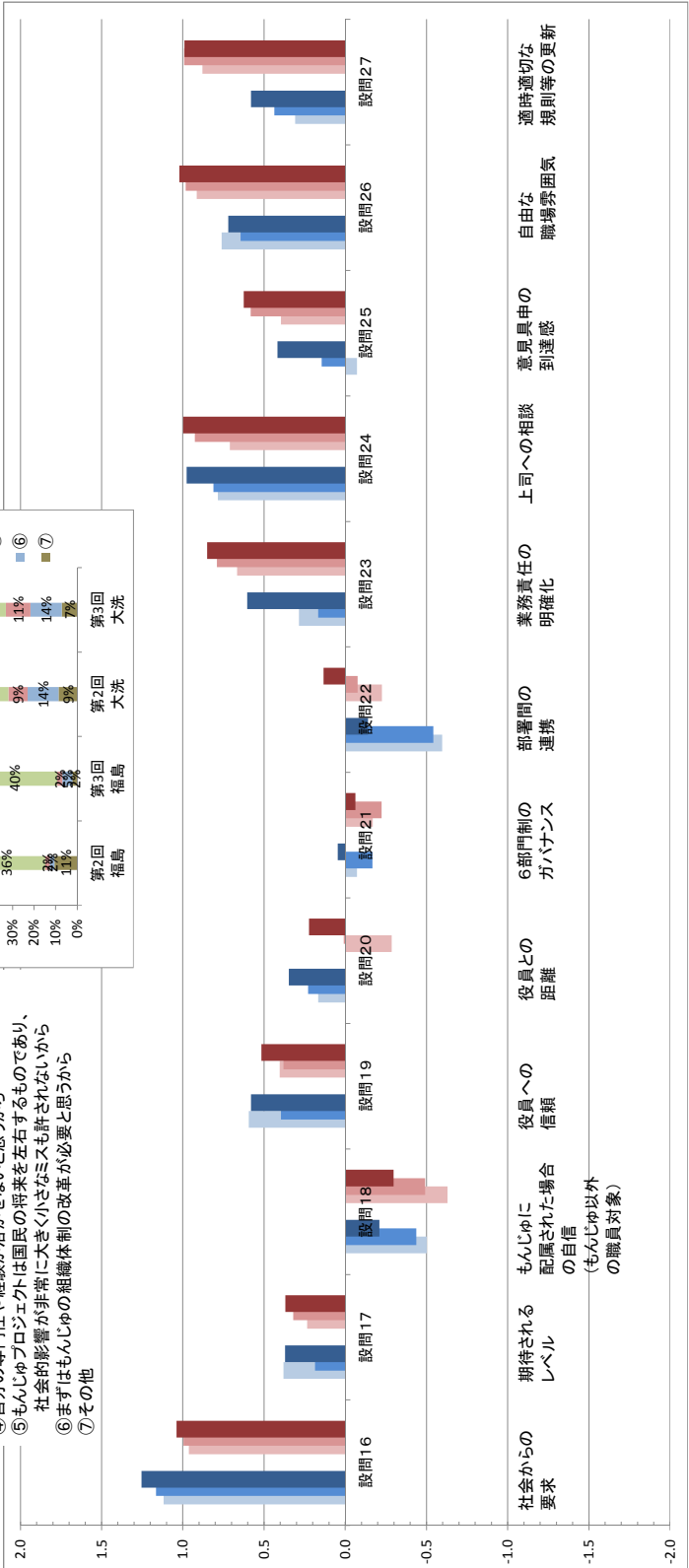


図8 勤務地別の意識調査結果(福島、大洗)

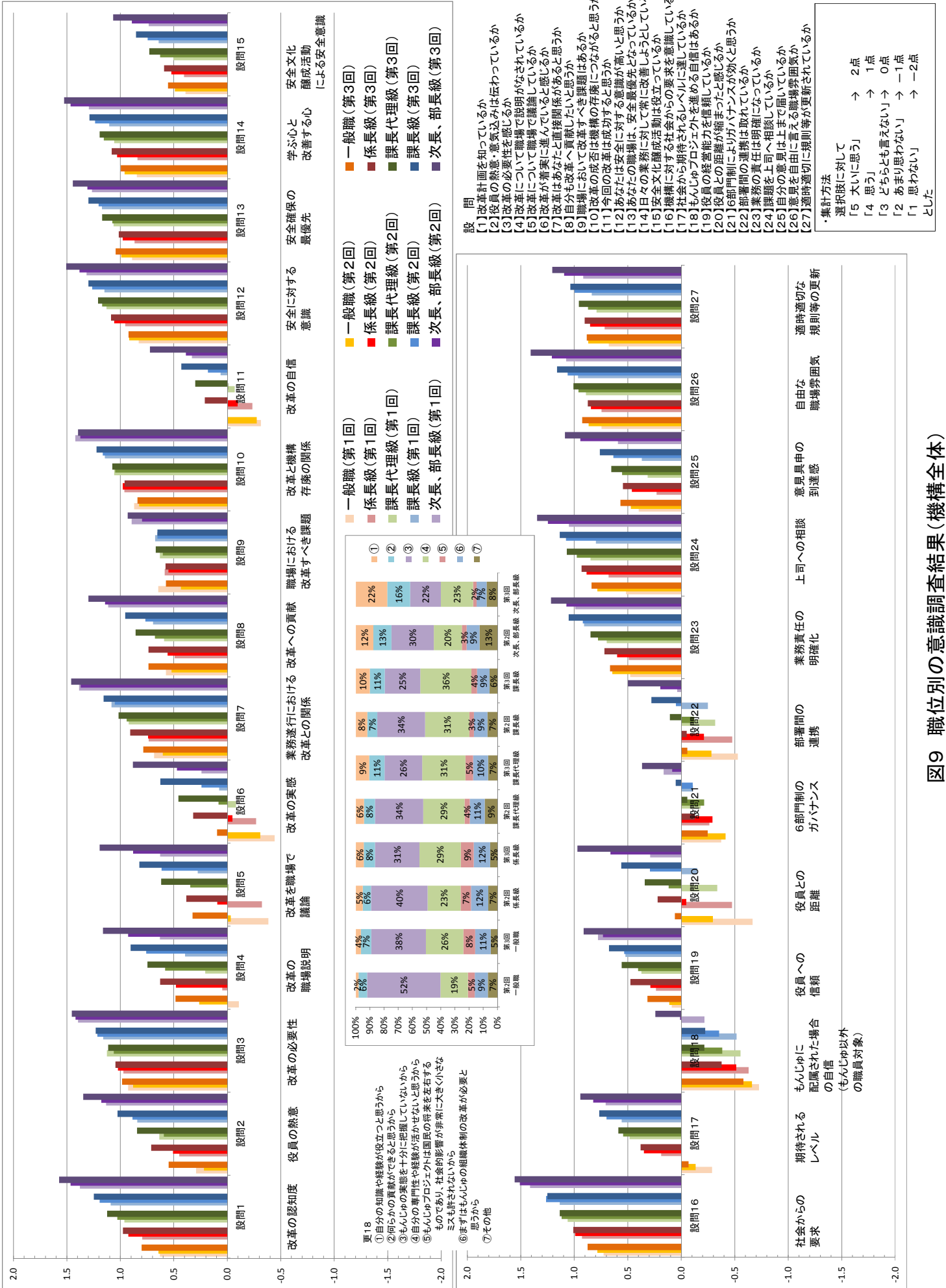
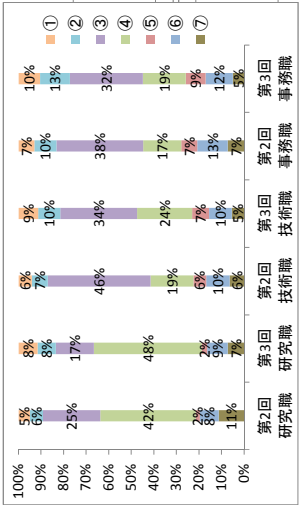
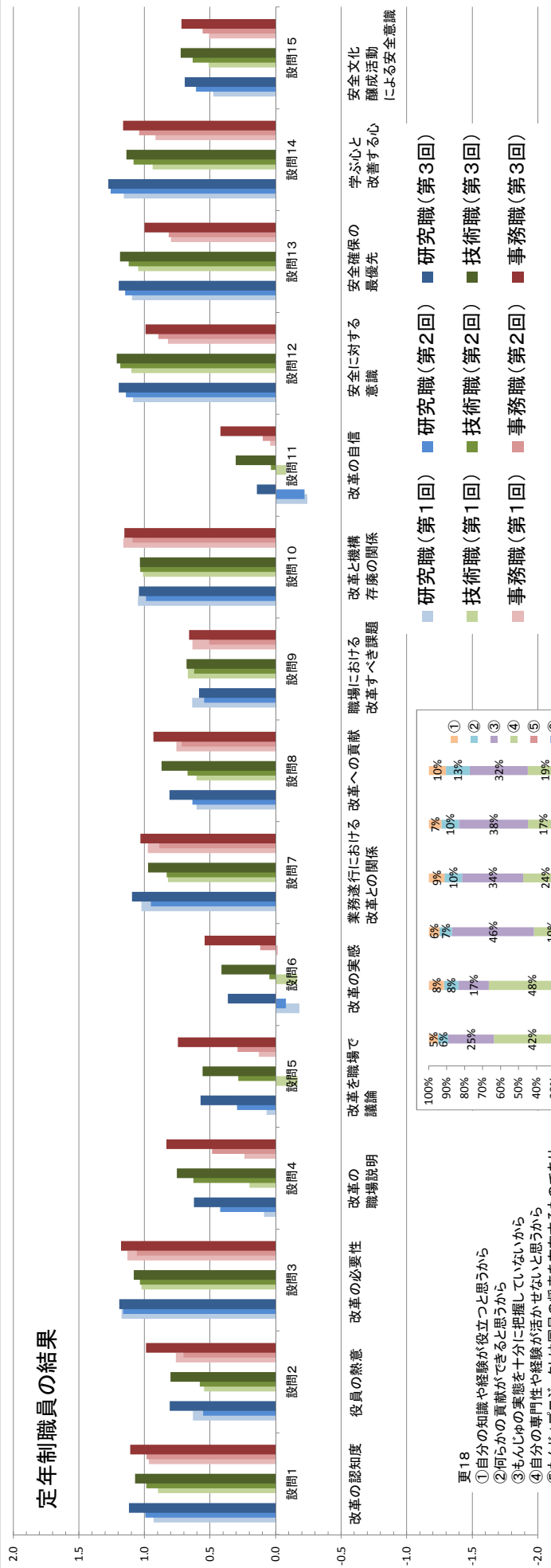


図9 職位別の意識調査結果 (機構全体)

定年制職員の結果



- 更 18
- ①自分の知識や経験が役立つと思うから
 - ②何らかの貢献ができると思うから
 - ③もんじゅの実態を十分に把握していないから
 - ④自分の専門性や経験が活かせないとと思うから
 - ⑤もんじゅプロジェクトは国民の将来を左右するものであり、社会的影響が非常に大きく小さなミスも許されないから
 - ⑥まずはもんじゅの組織体制の改革が必要と思うから
 - ⑦その他

設 問

- 【1】改革計画を知っているか
- 【2】改革の熱意・意気込みは伝わっているか
- 【3】改革の必要性を感じるか
- 【4】改革について職場で議論しているか
- 【5】改革が着実に進んでいると感じるか
- 【6】改革はあなたと直接関係があると思うか
- 【7】自分も改革へ貢献したいと思うか
- 【8】職場において改革すべき課題はあるか
- 【9】改革の成否は機構の存続につながると思うか
- 【10】今回の改革は成功すると思うか
- 【11】あなたは安全に対する意識が高いと思うか
- 【12】日々の業務に対して常に改善しようとしているか
- 【13】安全文化醸成活動は役立っているか
- 【14】組織に対する社会からの要求を認識しているか
- 【15】社会から期待されるレベルに達しているか
- 【16】もんじゅプロジェクトを進める目標はあるか
- 【17】従業員の経営能力を信頼しているか
- 【18】部門制によりガバナンスが効くと思うか
- 【19】部署間の連携は取れているか
- 【20】自分の責任は明確になっているか
- 【21】業務の責任は上司へ相談しているか
- 【22】自分の意見は上まで届いているか
- 【23】意見を自由に言える職場雰囲気か
- 【24】通時適切に規則等が更新されているか

・集計方法

- 選択肢に対して
- 「5 大いに思う」 → 2点
- 「4 思う」 → 1点
- 「3 どちらとも言えない」 → 0点
- 「2 あまり思わない」 → -1点
- 「1 思わない」 → -2点
- とした

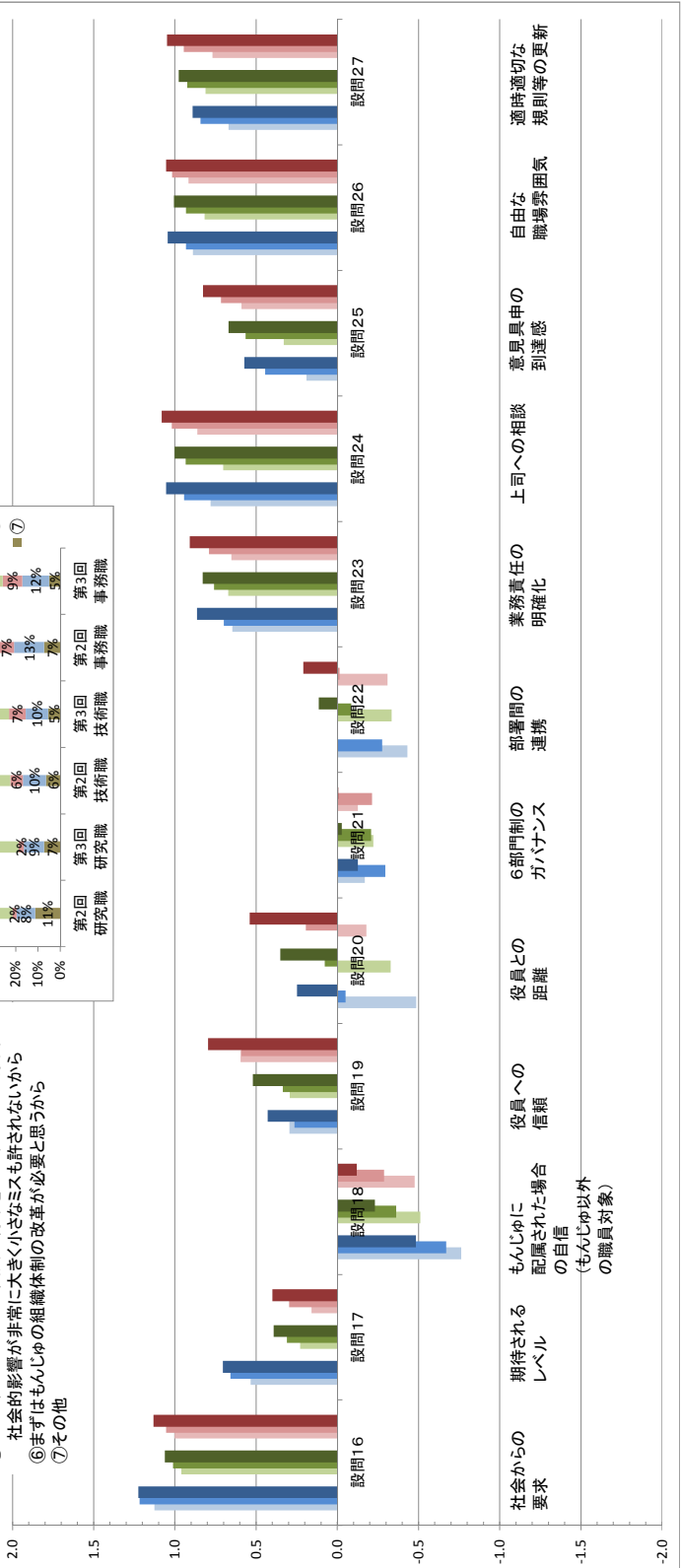


図10 職種別の意識調査結果(機構全体)

原子力機構改革本部 名簿

【平成25年10月～平成26年3月】

本部長：松浦 祥次郎 理事長

本部長代理：辻倉 米藏 副理事長

本部長員：野村 茂雄 理事

廣井 博 理事

伊藤 洋一 理事

南波 秀樹 理事

上塚 寛 理事

森山 善範 理事

山野 智寛 理事

【平成26年4月～平成26年9月】

本部長：松浦 祥次郎 理事長

本部長代理：齋藤 伸三 副理事長

本部長員：野村 茂雄 理事

伊藤 洋一 理事

南波 秀樹 理事

上塚 寛 理事

森山 善範 理事

山野 智寛 理事

吉田 信之 理事

原子力機構改革本部 会議開催経緯

- (第1回) 平成25年10月9日(水)
議題：改革本部の体制、機構改革の進め方
- (第2回) 平成25年11月5日(火)
議題：実施状況報告、機構改革検証委員会設置
- (第3回) 平成25年11月18日(月)
議題：実施計画(案)、組織再編
- (第4回) 平成25年12月9日(月)
議題：実施計画(案)、実施状況報告、
第1回機構改革検証委員会開催予定、リスクマネジメント
- (第5回) 平成26年1月14日(火)
議題：実施状況報告、第1回機構改革検証委員会を踏まえた対応、
戦略企画室
- (第6回) 平成26年2月24日(月)
議題：実施状況報告、第1回意識調査結果、安全統括機能の強化、
業務改革
- (第7回) 平成26年3月17日(月)
議題：実施状況報告、リスクマネジメント、業務改革
- (第8回) 平成26年4月10日(木)
議題：実施状況報告、第2回機構改革検証委員会開催予定、
安全統括機能の強化
- (第9回) 平成26年5月12日(月)
議題：実施状況報告、業務改革、安全確保・安全文化醸成活動、
役員と職員の意見交換会、第2回機構改革検証委員会を踏ま
えた対応

- (第10回) 平成26年6月9日(月)
議題：実施状況報告、リスクマネジメント、
機構改革の成果取りまとめ方針、理事長安全提案箱運用状況
- (第11回) 平成26年7月7日(月)
議題：実施状況報告、第2回意識調査結果
- (第12回) 平成26年7月22日(火)
議題：今後の進め方、安全確保・安全文化醸成活動
- (第13回) 平成26年7月28日(月)
議題：実施状況報告
- (第14回) 平成26年8月4日(月)
議題：実施状況報告
- (第15回) 平成26年8月8日(金)
議題：実施状況報告
- (第16回) 平成26年8月18日(月)
議題：機構改革の成果取りまとめ
- (第17回) 平成26年8月25日(月)
議題：機構改革の成果取りまとめ
- (第18回) 平成26年9月1日(月)
議題：機構改革の成果取りまとめ
- (第19回) 平成26年9月9日(火)
議題：機構改革の成果取りまとめ
- (第20回) 平成26年9月16日(火)
議題：第3回意識調査結果、機構改革の成果取りまとめ、
第3回機構改革検証委員会開催予定
- (第21回) 平成26年9月22日(月)
議題：機構改革の成果取りまとめ

以上

第Ⅱ部 参考資料 目次

参考資料1:集中改革期間の「もんじゅ」改革に係る対策の実績及び今後の改革計画案	1
参考資料1-1:「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)	2
参考資料1-2:課題の再整理－14対策から3課題へ整理－	42
参考資料1-3:「もんじゅ」改革第2ステージの改革計画(案)	45
参考資料2:「もんじゅ」改革の自己評価	48
参考資料3:もんじゅ安全・改革本部会議及び小委員会開催実績	62
参考資料4:保守管理上の不備についての経緯	70

集中改革期間の「もんじゅ」改革に係る対策の実績及び今後の改革計画案

1. 対策の実績について

(参考資料1-1:「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込))

「もんじゅ」改革の実施計画(以下「現実実施計画」という)の各対策について、平成26年8月末実績(9月末見込みを含む)と実績に基づく有効性評価を実施した。

2. 課題の再整理

(参考資料1-2:課題の再整理-14対策から3課題へ整理-)

改革の評価に基づき、課題を再整理した。その結果、現実実施計画の対策は3課題に整理された。

3. 今後の改革計画案について

(参考資料1-3:「もんじゅ」改革第2ステージの改革計画(案))

再整理した課題ごとに現実実施計画を再整理し、新規に必要な対策を追加し、今後の改革計画案(以下、「第2ステージ改革計画」という。)にまとめた。

なお、10月に開催を予定している理事長マネジメントレビューにおいて、現実実施計画の9月末実績に基づく実績評価を受けると同時に第2ステージ改革計画についても確認を受け、正式に制定することとする。

3. 添付資料

参考資料1-1: 「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

参考資料1-2: 課題の再整理-14対策から3課題へ整理-

参考資料1-3: 「もんじゅ」改革第2ステージの改革計画(案)

以上

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針		① 理事長の直接指揮による「もんじゅ」改革の推進														
1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】	活動方針	もんじゅ安全・改革室、敦賀本部、もんじゅ														
【対策1】理事長を本部長とする「もんじゅ安全・改革本部」による改革の推進	実施部署	もんじゅ安全・改革室、敦賀本部、もんじゅ														
目的	達成目標	1. 「もんじゅ安全・改革本部」を設置し、基本計画で定める対策14項目とその他1項目を実施するために理事長が直接指揮できる体制を整え、外部検証委員会で改革の進捗及び定着状況を検証する。 2. 「もんじゅ」の全体工程を策定する。														
実施要領		2012年度			2013年度			2014年度								
		10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4
		集中改革期間														
①「もんじゅ安全・改革本部」を設置。その事務局として「もんじゅ安全・改革室」を設置する。	対策元	詳細な実施部署														
②集中改革期間中、原則として毎週「もんじゅ」サイトで改革本部の会議を開催し、理事長が直接改革を指揮する。	短期-1	原子力機構改革室 (旧原子力機構改革推進室)														
③「もんじゅ安全・改革検証委員会」を設置し、改革の進捗、定着状況を検証する。	短期-2	もんじゅ安全・改革室 もんじゅ安全・改革室														
	短期-3	もんじゅ安全・改革室														
①-1 10月1日までに、「もんじゅ安全・改革本部」、事務局として「もんじゅ安全・改革室」を設置する。	実施項目	<p>①-1 10月1日までに、「もんじゅ安全・改革本部」、事務局として「もんじゅ安全・改革室」を設置する。</p> <p>②-1 原則毎週「もんじゅ安全・改革本部会議」をもんじゅサイトで開催し、理事長が直接指揮を行う。具体的には、以下を継続的に実施する。 ・「もんじゅ」改革の14対策に対する課題等を審議し、対応策を指示 ・本実施計画に従い、実施部署が毎月まとめる改善活動状況に対し、改革の観点から確認する。毎月のPDCAサイクルにより改革を推進</p> <p>②-2 保全計画の入カミス等が発生したことを反省し、「もんじゅ安全・改革本部」の下に「もんじゅ安全・改善小委員会」を設置し、理事長直轄で保全計画の確認・見直しを指導。なお、小委員会は、必要に応じて、名称、役割を変更して幅広い課題に対応する。</p> <p>③-1 「もんじゅ安全・改革検証委員会」を定期的に開催し、改革内容の評価を受ける。</p>														
	対策元	<p>短期-1 「もんじゅ安全・改革本部会議」原則毎週開催 毎月の進捗確認によるPDCAサイクルによる継続的な業務改善</p> <p>短期-2 「もんじゅ安全・改善小委員会」の開催 (もんじゅ改革全般の重要課題を検討するため 保全計画点検・改善小委員会から改組)</p> <p>短期-3 12/16 3/3 7/18 「もんじゅ安全・改革検証委員会」適宜開催</p>														

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	① 理事長の直接指揮による「もんじゅ」改革の推進	
対策項目	【対策1】理事長を本部長とする「もんじゅ安全・改革本部」による改革の推進		実施部署	もんじゅ安全・改革室、敦賀本部、もんじゅ	
目的	「もんじゅ」改革を着実に推進することを目的とする。		達成目標	1. 「もんじゅ安全・改革本部」を設置し、基本計画で定める対策14項目とその他1項目を実施するために理事長が直接指揮できる体制を整え、外部検証委員会で改革の進捗及び定着状況を検証する。 2. 「もんじゅ」の全体工程を策定する。	
実施要領	<p>④「もんじゅ」の全体工程を、各要素(設備点検、許認可対応、施設・設備の試験等)の整合性をとりつつ策定する。</p> <p>④-1 もんじゅ総括調整グループが、運営管理室等と協議(対策9④-1で策定するプラント工程等)しつつ、「もんじゅ」の全体工程案を作成し、もんじゅ運営会議等において調整する。</p> <p>④-2 事業計画統括部、敦賀本部経営企画部、高速増殖炉研究開発センターが連携し、必要に応じて、敦賀本部会議や理事会議等に付議する。</p>	<p>対策元</p> <p>短期-4</p>	<p>詳細な実施部署</p> <p>敦賀本部もんじゅ総括調整Gr もんじゅ安全・改革室 (もんじゅ)</p>	<p>2012年度</p> <p>10 1 4 7 10</p> <p>2013年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>2014年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>集中改革期間</p> <p>10/11もんじゅ特別チーム会合 11/25理事懇談会 5/30中期計画検討</p> <p>全体工程を検討・策定し、適宜経営層に報告</p> <p>必要に応じ見直し</p>	
達成レベル	<p>①、②-1 「もんじゅ安全・改革本部」、「もんじゅ安全・改革室」が設置され、原則毎週「もんじゅ安全・改革本部会議」をもんじゅサイトで開催し、理事長の直接指揮がなされること。 毎月の進捗確認によるPDCAサイクルにより、継続的に業務改善がなされること。</p> <p>②-2 保全計画の入力ミス等が発生したことに対する見直し作業方針、作業状況が把握され、必要な場合は柔軟な計画の見直しが行われていること。</p> <p>③ 「もんじゅ安全・改革検証委員会」を設立し、定期的にレビューを受けられること。</p> <p>④-1 「もんじゅ運営会議」等において、「もんじゅ」の全体工程の調整が行われていること。</p> <p>④-2 「もんじゅ」の全体工程が必要に応じて、敦賀本部会議や理事会議等に付議されていること。</p>				
達成レベルの到達状況	<p>①、②-1 「もんじゅ安全・改革本部会議」をもんじゅサイトで開催し、改革を推進する上での重要事項を語り、その決定事項を活動に反映した(累計35回(9月末見込み38回))。[進捗率 ①100%、②92%]</p> <p>②-2 保全計画に係る具体的改善策を検討するため、保全計画点検・改善小委員会を実施(累計14回)。より広範な内容を検討するため、もんじゅ安全・改革小委員会に改組して実施(累計15回(9月末見込み17回))。</p> <p>③ 改革活動に対する外部有識者の検証を受けるため、もんじゅ安全・改革検証委員会を設置し、改革の実施状況を説明するとともに、レビューを受けた(累計3回)。また第4回委員会(9月25日予定)の準備を進めた。 [進捗率80%]</p> <p>④-1 「もんじゅ」の全体工程について、概算要求や中期計画検討等の必要とされる機会に応じて見直しを行い、また、今後必要に応じて見直ししていくためのベースとなる工程案が整備された。</p>				
有効性評価方法	<p>A. 機構の組織規程に定められ、本部会議での決定事項が朝ミーティング等を通して、速やかに関係者に伝わっていることを確認する。</p> <p>B. 「もんじゅ安全・改革検証委員会」における評価、コメントが適切に改革活動にフィードバックされていることを確認する。</p> <p>C. 工程は、必要に応じて常に見直されるものであることから、その見直しが適宜行われていること。</p>				
有効性評価の結果	<p>A. 「もんじゅ安全・改革本部」、「もんじゅ安全・改革室」は、機構の組織規程に定められ、本部会議での決定事項が朝ミーティング、イントラネット、Eメールを通して、速やかに関係者に伝えている。</p> <p>B. 「もんじゅ安全・改革検証委員会」における評価、コメントを適切に改革活動にフィードバックするために、本部会議において議論し採否や対応方針を決めている。</p> <p>C. もんじゅの年間工程、次期中期計画等プロジェクト工程については作成し、もんじゅ運営会議等で都度調整している。ただし、許認可対応及び再稼働に向けた工程は保安措置命令解除後に策定する。理事長を本部長とする「もんじゅ安全・改革本部」を設置して改革を推進し、発生した課題に対してトップマネジメントによって迅速に対応した(理事長が「もんじゅ」及び「もんじゅ」改革関連で「もんじゅ」サイトで指揮した日:52日)。</p> <p>以上より、「もんじゅ」改革を着実に推進するという目標に対して、概ね有効であると評価する。</p>				

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針		② 運転・保全に専念できる組織、支援組織の充実	
	実施項目	実施項目	実施項目	実施項目	2013年度	2014年度
対策項目	【対策2】「もんじゅ」組織、支援組織の強化				10	1
目的	「もんじゅ」の現場組織が運転・保全業務に集中できる体制を作り、同時に全体計画、許認可対応、高速炉サイクル研究開発等を着実に推進する体制の構築を目的とする。	対策元			10	1
実施要領	<p>②-5 もんじゅ連絡会で得られた情報で、敦賀本部会議、もんじゅ運営会議、安全・品質推進会議の審議又は報告、管理責任者への報告が必要と判断した事項については、もんじゅと調整し、審議事項又は報告事項として前記会議等で審議又は報告させる。</p> <p>②-6 もんじゅで計画策定した、保守計画(案)に基づく予算計画(案)等の重要案件及び安全確保や品質保証上の重要な事項について、敦賀本部の会議体等(もんじゅ運営会議、敦賀本部会議、安全・品質推進会議、管理責任者への報告)のいずれかで審議又は報告するよう、敦賀本部の会議体等規則を見直す。</p> <p>②-7 もんじゅで計画策定した、保守計画(案)に基づく、重要な予算計画(案)等の重要案件及び安全確保や品質保証上の重要事項について、敦賀本部の会議体等で審議又は報告を受ける。</p> <p>②-8 経営企画部、安全品質推進部、業務統括部は、上記、審議、報告の途中で、経営に係る重要な課題、問題がある場合、速やかに経営に報告する。</p> <p>②-9 もんじゅの現状、研究開発計画について地元の方々へ説明を行い理解をいただく活動を行う。</p>	<p>RCA拡充 (7)-①-2</p> <p>RCA拡充 (7)-②-1</p> <p>RCA拡充 (7)-②-2</p> <p>RCA拡充 (7)-③-4</p> <p>(7)-⑤-1</p>	<p>経営企画部 安全品質推進部</p> <p>運営管理室 業務統括部 経営企画部 安全品質推進部</p> <p>経営企画部 安全品質推進部</p> <p>経営企画部 業務統括部 安全品質推進部</p> <p>業務統括部 (敦賀地区全部署)</p>	<p>2012年度</p> <p>2013年度</p> <p>2014年度</p> <p>集中改革期間</p> <p>もんじゅ運営会議の設置</p> <p>敦賀本部での会議体で審議 必要の都度改正</p> <p>▼敦賀本部会議規則改正</p> <p>必要の都度改正</p> <p>敦賀本部大での会議体で審議</p> <p>必要の場合、速やかに報告</p> <p>▼首長・議会等説明 ①県内の首長説明(①25.10~25.11 8市6町、②26.05~26.06 7市7町) ②議会等での説明 ・福井県議会各会派(①25.11.29、②26.02.20、③26.06.12) ・敦賀市原特委員会(①25.11.29、②26.02.24、③26.06.06) ・敦賀市議会説明・敦賀市原懇(①25.10.28、②26.05.26) ・美浜町原特委員会(①25.11.12、②26.06.12) ・若狭町全協(26.06.16) ⑤隣接府県へ説明(滋賀・岐阜・京都・石川・愛知←基本半年に1回実施) ・愛知県H26.07.24 ・岐阜県H26.08.05</p> <p>▼オピニオンへの説明 機構懇話会 ①福井(26.03.27) ②敦賀(26.03.28)</p> <p>▼戸別訪問 25年12月 年末の戸別訪問(約610ヶ所)</p> <p>▼さいくるミーティング(適宜)</p> <p>▼プレス 25.10.23 理事長とのプレス懇談会(TVニュースで放映、翌朝朝刊掲載) ▼マスメディア ▼3月 地元CATVでの改革広告(敦賀・美浜で放映、HP掲載)</p> <p>▼広報誌 機構からのお知らせ発行(HP掲載) ①25.10.29 ②25.12.13 ③26.03.07 ④26.05.22 ⑤26.07.07 ⑥26.09.01</p> <p>▼その他 文科省もんじゅ広報協力 (フォーラム開催、TV放映、新聞等記事広報)</p>		

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	② 運転・保全に専念できる組織、支援組織の充実	
対策項目	【対策2】「もんじゅ」組織、支援組織の強化		実施部署	敦賀本部、もんじゅ、総務部、もんじゅ安全・改革室、原子力機構改革室、(次世代センター)	
目的	「もんじゅ」の現場組織が運転・保全業務に集中できる体制を作り、同時に全体計画、許認可対応、高速炉サイクル研究開発等を着実に推進する体制の構築を目的とする。		達成目標	1.もんじゅが運転・保全に集中でき、全体計画、許認可対応、研究開発等を着実に推進するために、もんじゅの課題、問題点等が経営層にまで共有・審議され、速やかに対応される体制を整える。	
実施要領	<p>③ 高速炉サイクル研究開発を一元的に運営する組織として、「高速増殖原型炉もんじゅ」(仮称)、「もんじゅ運営計画・研究開発センター」(仮称)、「次世代高速炉サイクル研究開発センター」(仮称)等から成る「高速炉研究開発部門」を設置する。</p> <p>③-1 もんじゅ安全・改革本部等と連携の上、以下の原子力機構改革本部の作成するスケジュールに則り、以下の組織設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速炉サイクル研究開発を一元的に運営する組織として、「高速増殖原型炉もんじゅ」、「もんじゅ運営計画・研究開発センター」(仮称)、「次世代高速炉サイクル研究開発センター」(仮称)等から成る「高速炉研究開発部門」を設置。 <p>③-2 組織の構成(部課室等)の確定後、文書課と連携の上、組織規程・決裁権限規程等の改正のための作業を実施し、平成26年4月1日付で改正を行う。</p> <p>また、「もんじゅ」保安規定の変更申請内容に応じ、部門内で必要な組織改正の準備・手続を進める。</p> <p>③-3 組織規程・決裁権限規程等、基本となる規程案の確定後、関連する拠点規則の改正等のための作業を実施し、平成26年4月1日付で改正を行う。</p> <p>また、「もんじゅ」保安規定の変更申請内容に応じ、部門内で必要な組織改正の準備・手続を進める。</p>	<p>対策元</p> <p>短期-3</p>	<p>詳細な実施部署</p> <p>敦賀本部 もんじゅ 総務部 (次世代センター) もんじゅ安全・改革室</p>	<p>2012年度</p> <p>10 1 4 7</p> <p>2013年度</p> <p>10 1 4 7</p> <p>2014年度</p> <p>10 1 4 7</p> <p>集中改革期間</p> <p>10 1 4 7</p>	<p>▼11/18 組織詳細設計を改革本部会議付議</p> <p>▼11/26 組織詳細設計を理事付議</p> <p>▼組織再編案を取りまとめ</p> <p>改革本部等とスケジュールを調整しつつ組織設計を実施</p> <p>▼改正案取りまとめ</p> <p>▼4/1高速炉研究開発部門を設置</p> <p>▼10/1組織規程等改正予定</p> <p>▼改正案取りまとめ</p> <p>▼4/1高速炉研究開発部門を設置</p> <p>改正のための規則改正等の作業を実施</p> <p>▼9/9改正作業準備指示</p> <p>▼10/1拠点規則改正予定</p>
達成レベル	<p>①もんじゅが運転・保全に集中できる体制が維持されており、課題等がPDCAにより改善されていることを確認する。</p> <p>②もんじゅを支援する体制が構築されていること。</p> <p>③ 高速炉サイクル研究開発を一元的に運営する組織体制となっていること。</p>				
達成レベルの到達状況	<p>①、②、③(組織改正関係)</p> <p>「もんじゅ」と支援組織との関係、「もんじゅ・支援組織」と高速炉部門長との関係、「もんじゅ」と支援組織の業務運営を統括する敦賀事業本部長と高速炉部門長と敦賀事業本部長の関係等について、組織規程及び決裁権限規程上で相互の関係を明確に記載した。</p> <p>②-4 もんじゅ総括調整グループは、継続的にもんじゅ連絡会に出席している。</p> <p>②-5 もんじゅ総括調整グループは、継続的にもんじゅ連絡会やもんじゅ運営会議に出席し、もんじゅ連絡会に諮られた事項のうちもんじゅ運営会議に諮るべき事項がもんじゅ運営会議に諮られていることを確認している。</p> <p>②-7 経営企画部は、もんじゅで策定された概算要求案、補正予算要求案等がもんじゅ運営会議に諮られていることを確認している。</p>				
有効性評価方法	<p>A.もんじゅが運転・保全に集中できる体制が維持されており、課題等がPDCAにより改善されていることを確認する。</p> <p>B.①・②・③の組織改正関係:組織改組において業務の移行が組織規程の条文の文言上明確になっているかについて各部署への確認を行う。</p>				
有効性評価の結果	<p>A.もんじゅが運転・保全に集中できる体制となる保安規定変更認可は10月の予定である。また、今後も体制が整い課題等がPDCAにより改善されていることを確認する必要がある。また根本原因分析の結果、必要に応じ組織を見直す。</p> <p>B.①・②・③の組織改正関係:組織改組において業務の移行が組織規程の条文の文言上明確になっているかについては、組織改正前に各部署において確認されている。</p> <p>以上より、「もんじゅ」の現場組織が運転・保全業務に集中できる体制を構築するという目標に対して、効果的な組織体制の検討が完了し、保安規定変更認可申請を終えていることから、対策として概ね有効であると評価する。今後は改組後の組織におけるPDCAにより組織の実効性を高めいくこととする。また、根本原因分析の再検討結果によっては再度組織再編が必要となる可能性がある。今後、組織が有効に機能するようフォローアップが必要である。</p>				

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	③ トップマネジメントによる経営資源の投入	
対策項目	【対策3】トップマネジメントによる安全確保のための経営資源の集中投入		実施部署	敦賀本部、もんじゅ、人事部、事業計画統括部	
目的	もんじゅの運営管理を確実に実施するために必要な経営資源の確保方を構築するとともに、所長裁量を超える経営資源が必要な場合、経営判断で適切に対応できるようにすることを目的とする。		達成目標	1. 必要予算計画の策定と必要要員を検討し、経営資源の確保方を構築する。また、所長裁量を超える場合は経営判断を仰ぐために適切に対応する。 2. 必要な要員、予算等を充当する。	
実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署	2012年度 2013年度 2014年度 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 集中改革期間	
① 保守管理体制及び品質保証体制の再構築と新規基準対応等のため、原子力機構内他拠点等からの異動と実務経験者採用により、プロパー職員を担当する部署に投入する。	<p>①-1 「もんじゅ」の性能試験完了と本格運転開始(最終の使用前検査合格)を目指し、「もんじゅ」の保全や運営管理を確実かつ円滑に実施できる体制とするため、他拠点等からの異動によるプロパー職員(約30名)を、次代を担う重要な人材として、管理職から主査クラスを中心とした主要ポストに配置。</p> <p>①-2 「もんじゅ」の保全や運営管理を確実かつ円滑に実施できる体制とするため、即戦力となる実務経験者(20名程度)を採用し、適正配置する。</p> <p>①-3 新規基準対応等を行うため、次世代部門からの異動によるプロパー職員(約10名)を適正に配置する。</p>	短期-1	敦賀本部 もんじゅ 人事部	<p>▼異動</p> <p>要員追加措置方法の検討</p> <p>▼配属</p> <p>採用</p> <p>▼異動</p>	
② 平成25年度の「もんじゅ」の点検、安全確保に必要な予算を追加措置する。	<p>②-1 運営管理室は、もんじゅ内各組織の予算課題を抽出し、取りまとめる。</p> <p>②-2 運営管理室は、予算課題について重要度に応じ優先順位を設定し、当該年度に措置が必要となる事項を確認する。</p> <p>②-3 運営管理室は、もんじゅ予算の執行状況を確認し、②-2当該年度に措置すべき予算課題事項の実施に必要な予算の確保方法を不要不急な案件の抽出とあわせて検討する。</p> <p>②-4 運営管理室は、②-3検討結果についてFBRセンター運営会議に諮り、その妥当性を確認する。</p> <p>②-5 運営管理室は、②-4確認結果について敦賀本部会議へ諮るため、経営企画Grへ議題登録を行う。</p> <p>②-6 経営企画Gr、運営管理室は、敦賀本部会議審議結果に基づき、事業計画統括部へ予算上の課題について説明し、役員への対応要領を調整する。</p> <p>②-7 事業計画統括部は、説明のあった予算上の課題について精査する。また、機構全体での調整・対応案について検討する。</p> <p>②-8 運営管理室は、②-7調整結果に基づき、役員に予算上の課題について説明する。</p> <p>②-9 事業計画統括部は、予算上の課題についての精査の結果、追加措置等の対応案を経営層へ説明する。</p> <p>②-10 経営層が決めた予算の追加措置等の方針に従い、回議書決裁。</p>	短期-2	敦賀本部 もんじゅ 事業計画統括部	<p>予算課題とりまとめ</p> <p>とりまとめ</p> <p>とりまとめ</p> <p>▼7/23運営会議実施</p> <p>▼7/23敦賀本部会議付議依頼実施</p> <p>敦賀本部会議、役員説明</p> <p>精査、対応案検討</p> <p>7/25敦賀本部会議審議、9/9理事懇談説明(役員説明実施)</p> <p>敦賀本部会議、役員説明</p> <p>経営層の方針に従い、予算が確保できた段階で、適宜回議書決裁を行い、追加予算措置</p>	

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針		活動方針		
1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		③ トップマネジメントによる経営資源の投入		
対策項目	【対策3】トップマネジメントによる安全確保のための経営資源の集中投入	実施部署	敦賀本部、もんじゅ、人事部、事業計画統括部	
目的	もんじゅの運営管理を確実に実施するために必要な経営資源の確保方を構築するとともに、所長裁量を超える経営資源が必要な場合、経営判断で適切に対応できるようにすることを目的とする。	達成目標	1. 必要予算計画の策定と必要要員を検討し、経営資源の確保方を構築する。また、所長裁量を超える場合は経営判断を仰ぐために適切に対応する。 2. 必要な要員、予算等を充当する。	
実施要領	<p>③ 保守担当部署は、保全計画に基づき、保守点検に必要な予算計画を策定。予算計画を所長が精査し、所内の予算配分を適切に実施。所長の裁量を超える予算増が必要な場合は、経営判断で適切に対応する。</p> <p>③-1 点検に係る必要な資源計画(予算計画についての検討が経営層まで情報共有するために、センター内での予算計画に関する管理マニュアルを策定し、実施していく。</p> <p>a. 保守担当課は、保全計画に基づき、年度計画表を作成し、保守点検の必要な予算計画を策定する。</p> <p>b. 保守担当課は、予算上の課題が発生した場合には、正確な見積もりが得意でない段階であっても、運営管理室へ情報提供する。</p> <p>c. 運営管理室は、予算計画を精査し、所長に報告する。また、所長の裁量を超える予算増が必要な場合は、経営判断で適切に対応する。</p> <p>d. 運営管理室は、点検計画に基づき必要となる点検費用を確保するため、プラント工程に対する予算計画案の妥当性を確認し、概算予算要求案をもんじゅ運営会議に諮る。</p> <p>e. 運営管理室は、保守担当課からの情報提供を基に、予算上の課題についてもんじゅ運営会議に諮り、点検に必要な予算を示すとともに、必要な予算を確保するよう努める。</p> <p>f. 運営管理室は、概算予算要求案を取りまとめもんじゅ運営会議で議題として登録し、審議を行う。</p> <p>g. 運営管理室は、もんじゅ運営会議審議結果に基づき、概算予算要求案を高速炉研究開発部門企画調整室に提出し、企画調整室より本部事業計画統括部へ提出する。</p> <p>h. 運営管理室は、複数年の予算計画を策定し、実績による評価を行い、予算計画にフィードバックし、予算計画を見直す。</p>	<p>対策元</p> <p>短期-3</p> <p>RCA拡充 (2)-①-8a</p> <p>RCA拡充 (2)-①-8b</p> <p>(2)-①-8c</p> <p>RCA拡充 (2)-①-8d</p> <p>RCA拡充 (2)-①-8e</p> <p>RCA拡充 (2)-①-8f</p>	<p>詳細な実施部署</p> <p>敦賀本部 もんじゅ 事業計画統括部</p> <p>運営管理室</p> <p>保守計画課 (機械保修課) (電気保修課) (施設保全課) (燃料環境課) (安全管理課)</p> <p>保守計画課 (機械保修課) (電気保修課) (施設保全課) (燃料環境課) (安全管理課)</p> <p>敦賀本部経営企画Gr (運営管理室)</p> <p>運営管理室</p> <p>運営管理室</p> <p>運営管理室</p> <p>運営管理室 高速炉研究開発部門 企画調整室</p> <p>運営管理室</p>	<p>2012年度</p> <p>10 1 4 7 10</p> <p>2013年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>2014年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>集中改革期間</p> <p>予算編成・管理に係るマニュアルの策定</p> <p>工事計画作成マニュアルの改正 (4/24)</p> <p>概算予算時に情報を提供する</p> <p>必要に応じ改善</p> <p>概算予算時に情報を提供する</p> <p>▽評価</p> <p>▽評価</p> <p>所長ヒアリング: 5/23</p> <p>もんじゅ運営会議: 5/22</p> <p>部門運営会議: 5/23</p> <p>事業計画統括部: 6/10</p> <p>理事長ヒアリング: 6/19</p> <p>資金展開の作成</p>

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立	
対策項目	【対策4】保守管理方法、業務の進め方の見直し		実施部署	敦賀本部、人事部、もんじゅ、契約部、経営企画部、安全・核セキュリティ統括部	
目的	合理的な保全計画の構築を含めた、保守管理方法や業務の進め方の見直しを図ることを目的とする。		達成目標	1. プラント状態に応じた保全計画の見直しを行い、保全のPDCAを確実に実施する管理方法を確立する。 2. 契約方法や保全計画など、保守業務の進め方を見直す。	
実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署		
①	<p>①-1 保守管理業務支援システム運用についてマニュアルを作成し、保守管理がセンター内に定着することを確認する。</p> <p>a. 保修計画課は、点検期限に関して、警告機能等をもった保守管理業務支援システムを整備し、試運用する。また、対策9⑧-2a,b)にて実施している保全計画の実施状況の管理について、当システムを用いて簡便に運用されるよう改善し、点検超過機器を発生させないように実績管理を確実に実施する。</p> <p>b. 保修計画課は、保守管理不備対応で得た知見(ダブルチェックの効果的な方法等)及び利用者の要望・利便性等を考慮し、優先順位を付けて適宜システムの改良を行うとともに、評価に活用できるよう、過去の点検実績等を蓄積する。</p> <p>①-2 保修計画課は、保守管理業務支援システムの改良高度化、及び他の保守関係システムとの連携等による機能強化を図る。</p>	<p>短期-1 中期-2</p> <p>RCA (2)-①-4a</p> <p>RCA (2)-①-4b</p> <p>(2)-①-5</p>	もんじゅ 保修計画課 保修計画課 保修計画課	<p>準備</p> <p>▼試運用を開始</p> <p>▼保全計画作業実績 管理要領の改正</p> <p>▼本格運用を開始</p> <p>▼システム改善検討及び改良(継続実施)</p> <p>▼評価</p> <p>▼修正</p> <p>システム改良高度化や他の保守関係システムとの連携</p> <p>随時反映</p>	
②	<p>②-1 保全計画の見直しを実施する。 技術根拠に基づく見直し等については長期改善計画を作成し計画的に実施する。</p> <p>・現行点検計画における誤記・点検記録の不備、保全の有効性評価不備、保全の有効性評価の技術的再評価等に基づく見直しを実施する。</p> <p>・低温停止中に保安規定に機能要求がある機器の見直しを行う。その際には、運転状態がプラント供用後と異なる機器の点検を、特別な保全計画として管理する。</p> <p>・その他の機器について技術根拠に基づき保全計画の見直しを行う。</p> <p>・その後は、プラント供用後の合理的な保全計画を整備していく。</p> <p>・保全のPDCAにより保全計画を継続的に見直す。(中期)</p>	<p>短期-2 短期-3 中期-1</p> <p>RCA RCA拡充 (1)-①-1</p> <p>(1)-④-2</p>	<p>もんじゅ 安全・核セキュリティ統括部</p> <p>保修計画課</p> <p>保修計画課</p>	<p>保全計画の見直し ▼Rev11 ▼Rev12, 13 ▼Rev15</p> <p>▼修正</p> <p>現行点検計画の見直し</p> <p>▲Rev14</p> <p>▼計画策定</p> <p>本部長説明</p> <p>長期改善計画の検討</p> <p>長期改善計画の検討</p> <p>低温停止中に保安規定に機能要求がある機器の技術根拠に基づく保全計画の見直し</p> <p>その他機器の技術根拠に基づく保全計画の見直し</p> <p>PDCAによる保全計画の継続的な見直し</p>	
②-2	保全のPDCAによる保全計画の継続的な見直しを実施する。		保修計画課		

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立	
対策項目	【対策4】保守管理方法、業務の進め方の見直し		実施部署	敦賀本部、人事部、もんじゅ、契約部、経営企画部、安全・核セキュリティ統括部	
目的	合理的な保全計画の構築を含めた、保守管理方法や業務の進め方の見直しを図ることを目的とする。		達成目標	1. プラント状態に応じた保全計画の見直しを行い、保全のPDCAを確実に実施する管理方法を確立する。 2. 契約方法や保全計画など、保守業務の進め方を見直す。	
実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署	2012年度 10 1 4 7 10 集中改革期間 2013年度 1 4 7 10 2014年度 1 4 7 10	
③機器の機能要求の有無を整理し、機器の保全重要度、劣化要因等を考慮した、技術根拠を整備する。(低温停止中に保安規定に機能要求がある機器から計画的に進め、同種機器のグループ毎に作成する。)(旧番号⑦)	③-1 管理所掌分の機器について整理を行う。 a. 低温停止中に保安規定において機能要求がある設備を抽出 b. 運転状態がプラント供用開始後と同じ設備を抽出	RCA (1)-②-1a RCA (1)-②-1b	<p>必修計画課 電気保修課 (発電機)(機械保修課)(施設保全課) (燃料環境課)(安全管理課)(技術課)</p> <p>必修計画課 電気保修課 (機械保修課)(施設保全課) (燃料環境課)(安全管理課)</p>	機器の抽出 機器の抽出	
	③-2 保守内容根拠書を策定する。 a. 保全重要度、管理単位の精査及び保全情報の収集、検討、評価 b. 反映関連QMSへの反映	RCA (1)-②-2a RCA (1)-②-2b	<p>必修計画課 (施設保全課)(機械保修課) (電気保修課)(燃料環境課) (安全管理課)</p> <p>必修計画課 (施設保全課)(機械保修課) (電気保修課)(燃料環境課) (安全管理課)</p>	情報の収集、評価 情報の収集、評価 要領への反映	
	③-3 保全内容根拠書の内容を保全計画に確実に反映 (低温停止中に保安規定に機能要求がある機器から計画的に進め、同種機器のグループ毎に作成する。)	RCA (1)-②-2c RCA (1)-③-1	<p>必修計画課 (施設保全課)(機械保修課) (電気保修課)(燃料環境課) (安全管理課)</p> <p>必修計画課 (施設保全課)(機械保修課) (電気保修課)(燃料環境課) (安全管理課)</p>	保全内容根拠書の作成 (低温停止中に保安規定において機能要求がある設備) 保全計画に反映 (低温停止中に保安規定において機能要求がある設備) 点検内容への見直しを先行実施)	(その他設備) (その他設備)
④「もんじゅ」管理職を対象としたマネジメント研修を実施する。(旧番号③)	④-1a 「もんじゅ」の技術系管理職を対象に人材マネジメント実施計画の考え方に従いマネジメント実践研修を実施する。その後は、継続的に人事部主催のマネジメント実践研修を受講する。 ④-1b 「もんじゅ」の技術系管理職を対象に現場のリスク認識力向上のためのリスクマネジメント研修を実施する。	短期-4	<p>敦賀本部 人事部 もんじゅ</p> <p>品質保証室</p>	人事部主催の研修の受講継続(随時) 検討準備 ▼第1回(研修:2月4-5日) ▼第1回(個別コーチング:2月26-27日) ▼第2回(研修:4月22-23日) ▼第2回(個別コーチング:5月20-21日) ▼多面評価・フィードバック研修(8月5日) ▼フィードバック研修 ▼第1回(2月24日) ▼第2回(2月28日) ▼第3回(4月15日) ▼第4、5回(7月8、15日) ISO9001/JEAC4111 内部監査員養成講座	
	④-2 「もんじゅ」の技術系管理職を対象にISO9000に係る研修を実施する。		品質保証室	JEA G4111 ワンポイント解説	

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	④ 「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立	
対策項目	【対策4】保守管理方法、業務の進め方の見直し		実施部署	敦賀本部、人事部、もんじゅ、契約部、経営企画部、安全・核セキュリティ統括部	
目的	合理的な保全計画の構築を含めた、保守管理方法や業務の進め方の見直しを図ることを目的とする。		達成目標	1. プラント状態に応じた保全計画の見直しを行い、保全のPDCAを確実に実施する管理方法を確立する。 2. 契約方法や保全計画など、保守業務の進め方を見直す。	
実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署	2012年度 2013年度 2014年度	
				10 1 4 7 10	1 4 7 10
<p>⑦ 保安規定及び核物質防護規定に基づく業務について、業務を計画的に行うことができるように、業務ごとの承認、報告等に係る責任者の明確化や、業務の効率化を実施し、要領等に反映する。</p> <p>⑦-1 品質保証室及び危機管理室は、保安規定及び核物質防護規定に基づく業務について、業務を計画的に行うことができるように、業務ごとの承認、報告等に係る責任者の明確化や、業務の効率化を実施し、要領等に反映する。</p> <p>⑦-2 軽水炉発電所の情報も活用しながら、電力会社と比べ不足している業務フローを作成する等、必要な業務の合理化・標準化を進め、要領等に反映する。(旧番号⑥)</p> <p>⑦-3 プラント保全部長は、保安規定に定められた保修計画課の職務(保守計画及び管理の業務)について整理し、保全計画・予算・工程の業務での保修計画課の関与のあり方を検討する。必要に応じて要領等を制定/改正する。</p> <p>⑦-4 a. 各課室長は、現在の業務を見直し、効果の少ない業務や形骸化している業務の整理を行い、異動や出向者交代等により業務に支障が発生しないよう、業務毎に正・副担当を決め、責任の所在を明確にし、担当副所長に報告する。 b. 各課室長は、職位に応じた責任範囲の明確化・業務分担の徹底を図り、チーム内年間業務計画を作成し、進捗状況の確認及び課題が発生した場合は、各課室長へ報告させる。(月1回の進捗確認) c. 上記の検討の結果、人員が不足している場合は必要に応じて所内の人員の再配置で調整する。さらに不足がある場合は、トップマネジメントによる人材の投入を要請する。</p> <p>⑦-5 プラント保全部は、点検要領書の標準化に関する検討を実施する。</p>	<p>短期-7</p> <p>RCA拡充 (5)-⑤-1d</p> <p>RCA拡充 (5)-⑤-1d</p> <p>RCA (5)-②-1c</p>	<p>もんじゅ 敦賀本部</p> <p>品質保証室</p> <p>危機管理室</p> <p>プラント管理部</p> <p>保修計画課</p> <p>各部課室</p> <p>担当副所長 運営管理室 管理課 (各部課室)</p> <p>プラント保全部</p>	<p>2012年度 2013年度 2014年度</p> <p>10 1 4 7 10 1 4 7 10</p> <p>集中改革期間</p> <p>責任者の明確化 業務の計画に係る作成要領 (H25.11.29)</p> <p>▼業務実施マニュアル制定</p> <p>調査・分析</p> <p>合理化・標準化(業務フローの見直し)</p> <p>検討</p> <p>要領類の制定・改訂(必要に応じて)</p> <p>調査・整理・業務分擔表、</p> <p>仕組みの検討 拠点規則の作成</p> <p>チーム内年間業務計画 作成・運用</p> <p>必要に応じ人員の再配置・投入</p> <p>計画的実施に向けた計画書の作成</p> <p>計画に基づく作成</p>	<p>⑦-1 品質保証室及び危機管理室は、保安規定及び核物質防護規定に基づく業務について、業務を計画的に行うことができるように、業務ごとの承認、報告等に係る責任者の明確化や、業務の効率化を実施し、要領等に反映する。</p> <p>⑦-2 軽水炉発電所の情報も活用しながら、電力会社と比べ不足している業務フローを作成する等、必要な業務の合理化・標準化を進め、要領等に反映する。(旧番号⑥)</p> <p>⑦-3 プラント保全部長は、保安規定に定められた保修計画課の職務(保守計画及び管理の業務)について整理し、保全計画・予算・工程の業務での保修計画課の関与のあり方を検討する。必要に応じて要領等を制定/改正する。</p> <p>⑦-4 a. 各課室長は、現在の業務を見直し、効果の少ない業務や形骸化している業務の整理を行い、異動や出向者交代等により業務に支障が発生しないよう、業務毎に正・副担当を決め、責任の所在を明確にし、担当副所長に報告する。 b. 各課室長は、職位に応じた責任範囲の明確化・業務分担の徹底を図り、チーム内年間業務計画を作成し、進捗状況の確認及び課題が発生した場合は、各課室長へ報告させる。(月1回の進捗確認) c. 上記の検討の結果、人員が不足している場合は必要に応じて所内の人員の再配置で調整する。さらに不足がある場合は、トップマネジメントによる人材の投入を要請する。</p> <p>⑦-5 プラント保全部は、点検要領書の標準化に関する検討を実施する。</p>	

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】	活動方針	④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立
対策項目	【対策4】保守管理方法、業務の進め方の見直し	実施部署	敦賀本部、人事部、もんじゅ、契約部、経営企画部、安全・核セキュリティ統括部
目的	合理的な保全計画の構築を含めた、保守管理方法や業務の進め方の見直しを図ることを目的とする。	達成目標	1. プラント状態に応じた保全計画の見直しを行い、保全のPDCAを確実に実施する管理方法を確立する。 2. 契約方法や保全計画など、保守業務の進め方を見直す。
実施要領	<p>実施項目</p> <p>⑦-6 a. 会議の全面的な整理 ・定期的な会議体の整理として、法令に基づくなど会議体設置根拠が明らかでないものみに見直し、類似の会議体は統合する。 ・会議及び電子メールの効率的かつ効果的な運営・活用を徹底する。 b. 要領類の整理 改正すべき要領類の整理及び改正を行うとともに、改正後の運用状況を確認し、定期的な見直しを図る。 c. 適切な業務フローの作成 業務フローの作成活動を行い、業務の見える化を進め、業務品質の向上、業務引き継ぎの円滑化に資する。</p>	<p>対策元</p> <p>詳細な実施部署</p> <p>運営管理室 (各部課室) 管理課 (各部課室) 品質保証室 (各部課室) プラント保全部</p>	<p>2012年度</p> <p>2013年度</p> <p>2014年度</p> <p>集中改革期間</p> <p>調査・整理 改善に基づく業務実施 周知 改善に基づく業務実施 要領類の整理・見直し 検討・業務フローの作成</p> <p>評価</p> <p>必要に応じて改善</p>
⑧保全計画に定められた点検が確実に実施され、管理が適切に行われる仕組みを構築し運用する。	<p>⑧-1 保修計画課は、所長承認後の保全計画及び電子データの管理者及び管理方法を定め、容易にアクセス(閲覧は可能)できないようQMS文書に規定し、管理する。なお、改正した内容を部内教育にて周知し、理解向上を図る。教育後は教育の有効性評価を実施する。</p> <p>⑧-2 保修計画課は、QMS文書に保全計画・点検計画を変更した際に、変更箇所の妥当性を確認する等の仕組みを定める改善を行う。</p>	<p>RCA拡充 (2)-①-9 RCA拡充 (1)-③-2</p> <p>保修計画課 保修計画課</p>	<p>保全計画検討要領の改正 保全計画検討要領の改正</p> <p>評価 評価</p> <p>必要に応じて改善</p>
⑨QMS文書に係る仕組みを改善する。	<p>⑨-1 QMS文書を制定・改正する際に、より分かりやすく具体的なQMS文書になるよう仕組みを構築する。 a. 品質保証室は、各種会議体における審議事項をQMS文書で明確にし、当該会議で何を決定したかを確認する仕組みを構築する。 b. 品質保証室は、法令等の要求事項の改正時に関係部課室における検討・反映を確実にするための仕組みを強化する。(対策10⑥-1で実施) c. 各室課は、QMS文書の制定・改正時は、その内容をまとめた概要書を作成し、制定・改正の理由と内容をわかりやすくする。また、QMS文書の制定・改正時の所員への教育実施方法について、定める。具体的には、所長承認文書の制定・改正時は、内容に応じて、集合教育、部会・課会等による教育を定め、実施する。</p> <p>⑨-2 品質保証室は、「業務の計画に係る作成要領」に非正常業務についても、業務の計画を作成することを規定する改善を行う。</p>	<p>RCA拡充 (5)-⑤-1a RCA拡充 (5)-⑤-1b RCA拡充 (5)-⑤-1c RCA拡充 (直接) (5)-⑤-2</p> <p>品質保証室 品質保証室 品質保証室 品質保証室</p> <p>(対策10⑥-1で実施) 文書管理要領の改正、教育訓練実施要領の改正・検討 教育の実施 業務の計画に係る作成要領の検討・改正</p>	<p>審議事項の明確化 文書管理要領の改正、教育訓練実施要領の改正・検討 教育の実施</p> <p>評価 評価 評価</p> <p>必要に応じて改善</p>

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立	
対策項目	【対策4】保守管理方法、業務の進め方の見直し		実施部署	敦賀本部、人事部、もんじゅ、契約部、経営企画部、安全・核セキュリティ統括部	
目的	合理的な保全計画の構築を含めた、保守管理方法や業務の進め方の見直しを図ることを目的とする。		達成目標	1. プラント状態に応じた保全計画の見直しを行い、保全のPDCAを確実に実施する管理方法を確立する。 2. 契約方法や保全計画など、保守業務の進め方を見直す。	
実施要領	<p>⑨-3 運営管理室は、「課題発生時対応要領」に課題発生時に責任者が策定する実施計画書に対する運営管理室長及び品質保証室長の確認の具体的な内容を定め、運営管理室長及び品質保証室長の責任を明確にするとともに、実効的な実施計画を作成する仕組みに改善する。</p> <p>⑩-1 保守管理業務支援システムが運用され、定着していること。 ⑩-2 保守管理業務支援システムの改善提案を含めた高度化等が計画されていること。 ⑩-3 低温停止状態での保全計画の見直しが行われ、運転状態での保全計画における長期改善計画が策定されていること。 ⑩-4 保全のPDCAが確実に実行されていること。 ⑩-5 機器の保全重要度、劣化要因等を考慮した技術的根拠書を整備し保全内容の見直しを行っていること。 ⑩-6 研修、講演が実施されていること。 ⑩-7 メーカー、協力会社との契約の見直しが行われていること。 ⑩-8 保全のPDCAの部内診断や話し合いの場を通じて、現場の課題等が共有されていること。 ⑩-9 保安規定及び核物質防護規定に基づく業務について責任者が明確になっていること。必要な業務フロー等が作成され、業務の合理化・標準化が検討されていること。業務ラインに必要な人員が配置されていること。 ⑩-10 保全計画の点検の管理が適切に行われる仕組みを構築していること。 ⑩-11 QMS文書を改訂・作成する際に、その内容が理解しやすい文書となるよう仕組みが構築されていること。</p>	<p>対策元</p> <p>詳細な実施部署</p> <p>RCA拡充(直接) (5)-⑤-3</p> <p>運営管理室</p>	<p>2012年度</p> <p>2013年度</p> <p>2014年度</p> <p>集中改革期間</p>		
達成レベル	<p>⑩-1 保守管理業務支援システムの本格運用を開始。機能等について随時改良を実施中。 ⑩-2 低温停止状態における保全計画の見直しを実施。建設段階に向けた長期計画の策定中。(保全計画点検・改善小委員会により現行の保全計画見直し作業により計画の見直しが必要) ⑩-3 保守内容根拠書を策定中(機械:41件着手、制御:34件着手、電気:0件) ⑩-4 マネジメント実践研修及びリスクマネジメント研修を計画しており実施した。 ⑩-5 JEAC4111ワンポイント解説については、40回実施。また、内部監査員養成講座に13名参加した。 ⑩-6 エンジニアリング業務に係る仕様書モジュールの作成完了。保全計画の基本となる技術根拠データ整備作業に係る作業方法のメーカー間での統一等の調整業務をエンジニアリング会社へ発注。 ⑩-7 メーカーについて、点検・保守に係る特命クライテリアを制定。メーカー各社と複数年の随意契約にて契約を締結。 ⑩-8 協力会社について、点検・保守に係る特命クライテリアを制定。特命クライテリアの適用は、協力会社が1社選定後に開始。 ⑩-9 3協規性及び有効性確認マニュアルを策定し、部内診断の実施に向け診断計画等の策定中。また、コミュニケーション活動においては、所長とのひざ詰め対話(25回、延べ190名)、保守担当課間における保守管理の実施状況、プラント保全全部管理職ミーティング・チームリーダーミーティングを実施し、情報の共有化を継続的に実施中。 ⑩-10 保安規定、核物質防護に基づく業務の責任の明確化を実施。業務フローの検討について、電力会社のマニュアル体系を調査し、各職位の指示、報告、承認に係るフローや手順を含む文書4件を確認し、2件のフロー(①サーベランス時に使用する計器の構成記録の確認、②作業用空気、電気、水等の使用時の調整)が必要と判断されたため、フローを作成中。 ⑩-11 保全計画の点検に関する「保全計画検討要領」の改正実施。 ⑩-12 文書管理要領に作成、改正、廃止の際には、概要書を作成する旨を追記。また、業務の計画に係る作成要領、課題発生時対応要領等の改正実施。</p>		<p>建設段階、運転段階の保全計画の長期改善計画が策定されるところに、保全のPDCAが確実に実行され、その有効性を確認する。</p>		
有効性評価方法	建設段階、運転段階の保全計画の長期改善計画が策定されるところに、保全のPDCAが確実に実行され、その有効性を確認する。				
有効性評価の結果	<p>「保守管理業務支援システム」を導入し、点検期限等の的確な管理を開始したところであるが、建設段階、運転段階の保全計画の長期改善計画に基づき、保全計画の全面的な見直しを実施中である。保全のPDCAは実行されているものの、その有効性を確認できる状況にまで到達していない。</p> <p>改革の発端となった保守管理上の不備問題に対する対策である保全計画の見直し作業に時間を要しており、保全計画内の全項目の徹底的な見直し、劣化メカニズム等の技術根拠の整備とそれに基づく保全内容の見直しを進める必要がある。今後は作業の質と手続が十分であることを確認しながら、作業を仕上げていく必要がある。また、点検要領書の整備等の業務の合理化の促進についても対策を進める必要がある。</p>				

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針		活動方針	
1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立	
対策項目	【対策5】電力会社の運営管理手法の導入	実施部署	敦賀本部、もんじゅ、人事部
目的	電力会社の発電所運営管理に関する知見を活用するために、要員の受け入れ及び派遣を行うことを目的とする。	達成目標	1. 電気事業者から豊富なプラント運営経験を実務を通して習得し、自立的な運営管理体制をより効果的に構築する。継続的に知見を取得し、保守管理の改善に役立てる。 2. 電気事業者の原子力発電所へ機構職員を派遣し、発電所の実務を経験させ、先行発電プラントの運営管理手法等を学ばせ、自立的運営管理体制の確立に役立てる。
実施要領	<p>①現在の電気事業者からの要員受入れに、加えて指導的な技術者の追加受入れを行う(全所的な運営管理や、プラント保全部、運営管理室、品質保証室等に追加)。また、他発電所からの保全の知見や情報を積極的に入手し、「もんじゅ」の保守管理の改善に努める。</p> <p>①-1 電気事業者に対し指導的な技術者の追加派遣(十数名)を要請し、支援協力の合意を得る。</p> <p>①-2 電気事業者より副所長級から課長級までの指導的な技術者(十数名)を追加派遣いただき、所長を補佐する所長代理をはじめ、プラント保全部、運営管理室、品質保証室等に配置する。</p> <p>①-3 自立的な運営管理体制をより効果的に構築するため、電気事業者から豊富なプラント運営経験を実務を通して習得する。</p> <p>①-4 要員の確保において、電力、プラントメーカー等の技術者が必要な場合は、経営企画部、業務統括部は関係部署と協調し、電力、プラントメーカー等と協議、調整する。</p> <p>①-5 他発電所の知見や情報を「もんじゅ」の保守管理の改善に反映する。</p> <p>a. プラント保全部は、他発電所の調査を行い、「最新の保全プログラム」に関する知見や情報を積極的に入手し、部会又は課会等で情報共有を行い、保全プログラムへの反映を検討する。</p> <p>b. 保修計画課は、上記aの検討結果を基に適宜保守管理業務に反映する。</p>	<p>対策元</p> <p>短期-1</p> <p>RCA拡充 (7)-③-2</p> <p>RCA拡充 (2)-④-1a</p> <p>RCA拡充 (2)-④-1b</p>	<p>2012年度</p> <p>10 1 4 7 10</p> <p>2013年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>2014年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>集中改革期間</p> <p>調整</p> <p>受入れ準備</p> <p>▼電気事業連合会へ「もんじゅ」改革の支援要請</p> <p>▼受入れ</p> <p>▼評価</p> <p>プラント運営経験の習得</p> <p>電気事業者との調整(必要な場合)</p> <p>▼5/23中国電力 ▼10/31九州電力 ▼5/21 東京電力 ▼7/3関西電力 ▼12/20 北海道電力</p> <p>他発電所調査・情報の周知</p> <p>要領等への反映</p> <p>▼保守管理の有効性評価要領の改正</p> <p>必要に応じ改善</p>
詳細な実施部署	敦賀本部、もんじゅ、人事部	保修計画課	保修計画課

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針	④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立	
対策項目	【対策5】電力会社の運営管理手法の導入		実施部署	敦賀本部、もんじゅ、人事部	
目的	電力会社の発電所運営管理に関する知見を活用するために、要員の受け入れ及び派遣を行うことを目的とする。		達成目標	1. 電気事業者から豊富なプラント運営経験を実務を通して習得し、自立的な運営管理体制をより効果的に構築する。継続的に知見を取得し、保守管理の改善に役立てる。 2. 電気事業者の原子力発電所へ機構職員を派遣し、発電所の実務を経験させ、先行発電プラントの運営管理手法等を学ばせ、自立的運営管理体制の確立に役立てる。	
実施要領	実施項目	対策元			
②原子力機構職員を電気事業者の原子力発電所へ派遣する。	<p>②-1 電気事業者に対し、軽水炉発電所等への機構職員の派遣研修の受け入れを要請し、支援協力の合意を得る。(5名程度/年)</p> <p>②-2 平成25年度については、プラント保全部及び運営管理室の職員2名を電気事業者の発電所に派遣し、発電所の実務を経験させ、先行発電プラントの運営管理手法等を学ぶ。平成26年1月から派遣を開始し、保守管理、品質保証、プラント運営管理等の実務経験を積み、派遣終了後は、もんじゅの業務の改善に反映する。</p> <p>②-3 教育、人材育成、技術継承のため、もんじゅ職員を外部へ派遣(出向)する必要がある場合は、経営企画部が、機構内関係部署と協議し、受け入れ先の外部機関と協議、調整する。</p>	<p>対策元</p> <p>短期-2</p> <p>RCA拡充 (7)ー③ー3</p>	敦賀本部 もんじゅ 人事部	<p>調整</p> <p>▼電気事業連合会へ「もんじゅ」改革の支援要請派遣準備</p> <p>▼1/1北海道電力、九州電力各1名派遣</p> <p>▼4/1関西電力1名派遣</p> <p>▼5/1東北電力1名派遣</p> <p>▼6/16東京電力1名派遣(以後、継続)</p> <p>評価</p> <p>関係機関との調整(必要な場合)</p>	
達成レベル	<p>①「もんじゅ」として自立的な運営管理体制をより効果的に構築するため、電気事業者から豊富なプラント運営経験を実務を学ばせていること。</p> <p>②電気事業者の発電所へ機構職員を派遣し、発電所の実務を経験させ、先行発電プラントの運営管理手法等を学ばせていること。</p>				
達成レベルの到達状況	<p>①-1、②-1 10月2日、電気事業連合会へ「もんじゅ」改革の支援要請を行った。(指導的な技術者の派遣追加支援、電気事業者の発電所への機構職員の派遣研修依頼)</p> <p>①-2副所長級から課長級までの14名を全所的な安全管理やプラント保全部、運営管理室、品質保証室等に配置する(計画:14名)。(配置済:H25.12月1日:9名、2日:2名。H26.2月1日:1名、4月1日:2名)</p> <p>①-5中国電力、関西電力、九州電力、北海道電力、東京電力について、調査を実施。(調査結果を基に「保守管理の有効性評価」、「保全の有効性評価」、「点検・補修等の結果の確認・評価について」、「保守管理目標」について、評価実施)</p> <p>②-2プラント保全部等の職員を各原子力発電所へ1名ずつ、計5名派遣した(1月1日付:北海道電力、4月1日付:関西電力、5月1日付:東北電力、6月16日付:東京電力)。</p>				
有効性評価方法	<p>A.「もんじゅ」として自立的な運営管理体制をより効果的に構築するため、電気事業者からの技術者による指導や実務を通じて、豊富なプラント運営経験を習得し、他発電所の知見や情報から「もんじゅ」の保守管理の改善を検討・実施しているか評価する。</p> <p>B.電気事業者の発電所へ機構職員を派遣し、月例の報告書から、保守管理、品質保証等の実務経験、プラント運営管理手法等の学習、習得状態を評価する。</p>				
有効性評価の結果	<p>A.「もんじゅ」が自立的な運営管理体制をより効果的に構築するため、電気事業者の知見の調査、技術者による指導や実務を通じて、電気事業者の豊富なプラント運営経験を習得している。さらに、これらの知見から、「もんじゅ」の保全プログラムの改善を実施している。</p> <p>B.電気事業者の発電所へ機構職員を5名派遣し、月例の報告書、帰社報告等から、保守管理、品質保証等の実務経験、プラント運営管理手法等について学んでいると評価できる。</p> <p>以上より、保全プログラムの改善に対する知見の取得等、発電所管理能力の向上が確認できていることから、電力会社の発電所運営管理に関する知見を活用するという目標に対して、有効であると評価する。</p>				

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針		④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立											
1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		2012年度			2013年度			2014年度			2014年度		
		10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7
対策項目 【対策6】メーカー・協力会社との連携強化	活動方針 敦賀本部、もんじゅ、契約部、もんじゅ安全・改革室、原子力機構改革室												
目的 プラント設計・製作・据付けを担当した複数のメーカーにまたがる調整業務の強化方策、協力会社の技術力向上方策を検討・具体化し、保守管理業務での連携を強化することを目的とする。	達成目標 1. メーカー・協力会社に対する発注業務を見直し、保守管理業務での連携を強化するために最適な契約形態で発注する。	詳細な実施部署 敦賀本部 もんじゅ もんじゅ安全・改革室 原子力機構改革室 もんじゅ (プラント保全部、 保修計画課)											
実施要領 ①施設ごとの保守作業工程等の調整業務に関するメーカー支援を得るための当面の形態を検討し、具体化する。	対策元 短期-1	実施項目 ①-1 保全計画、技術継承等の検討・調整課題について、メーカーの総力を結集できる体制の具体化を図り、調整業務のあり方を検討する。											
②協力会社との連携強化策を検討し、具体化する。	対策元 短期-2	実施項目 ②-1 代表的な設備の点検工事及び定期事業者検査準備における業務分担・役割など、協力会社との連携強化の在り方を検討する。											
③メーカー・協力会社との契約形態を最適化する。	対策元 短期-3	実施項目 ③-1 上記①、②に対する体制及び契約内容を検討し、平成26年度から逐次具体化する。											
		敦賀本部 もんじゅ 契約部 もんじゅ (保修計画課)											
		上記①、②に対する契約方法検討 契約手続き 評価 契約手続き 必要に応じ改善											

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針		1) 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立【体制の改革】		活動方針		④「もんじゅ」の自立的運営管理体制の確立																														
対策項目	【対策6】メーカー・協力会社との連携強化			実施部署	敦賀本部、もんじゅ、契約部、もんじゅ安全・改革室、原子力機構改革室																															
目的	プラント設計、製作、据付けを担当した複数のメーカーにまたがる調整業務の強化方策、協力会社の技術力向上方策を検討・具体化し、保守管理業務での連携を強化することを目的とする。	対策元		達成目標	1. メーカー・協力会社に対する発注業務を見直し、保守管理業務での連携を強化するために最適な契約形態で発注する。																															
実施要領		実施項目		詳細な実施部署	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2012年度</th> <th colspan="2">2013年度</th> <th colspan="2">2014年度</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>1</th> <th>4</th> <th>7</th> <th>10</th> <th>1</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" style="text-align:center">集中改革期間</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			2012年度		2013年度		2014年度		10	1	4	7	10	1	4					集中改革期間											
2012年度		2013年度		2014年度																																
10	1	4	7	10	1	4																														
				集中改革期間																																
④性能試験を終え、各メーカー担当の設備機器の性能が確認される段階に合わせ、原子力機構とメーカーとの関係を再構築し、電力会社とメーカーとの関係に近い形で運用できる形態を検討する。(中期)	④-1 性能試験を終え、各メーカー担当の設備機器の性能が確認される段階に合わせ、原子力機構とメーカーとの関係を再構築し、電力会社とメーカーとの関係に近い形で運用できる形態を検討する。	中期-1		敦賀本部 もんじゅ	(性能試験の計画が策定された段階で検討する。)																															
達成レベル					<p>①②③メーカー・協力会社に対する発注業務を見直し、保守管理業務での連携を強化するために最適な契約形態で発注すること。</p> <p>①連携タスクフォースにおいて、機構及びメーカーが重要と考えている課題や調整事項についての、解決の見通しが得られていること。</p>																															
達成レベルの到達状況					<p>①メーカーとの協力関係強化については、1月に設置した保修技術連携タスクフォースにて技術検討課題、調整事項等をメーカー等と共有するとともに、従来メーカーが実施していた点検等について一部協力会社への移管業務の合意、保全計画の基本となる技術根拠データ整備作業の着手等ができた。</p> <p>②協力会社の育成・強化について、具体的な体制等強化の取り組みを整理。</p> <p>③メーカーとの協力関係強化及び協力会社の育成・強化について、具体的な連携強化策を取りまとめ、3/27の改革本部会議にて報告し了承を得て、メーカー及び協力会社と随意契約を可能とする判断基準となる特命クライテリアを制定(4/21)した。メーカーについては、目標どおり、平成26年8月以降の設備点検について、メーカー各社と複数年(3年)の随意契約により契約を締結(7月下旬～8月上旬)した。協力会社については、外部有識者を含めた委員会により技術力を評価し、評価結果をとりまとめた。今後、協力会社の選定について関係者の了解のうえ進める。</p>																															
有効性評価方法					<p>A.メーカー・協力会社と最適な形態で契約が締結され、発注業務が円滑に実施されたことを確認する。</p> <p>B.連携タスクフォース会議で検討状況を確認する。</p> <p>C.協力会社については、外部有識者等で構成する委員会等により技術力を評価する。</p>																															
有効性評価の結果					<p>A.メーカーとは、新たに特命クライテリアを設け契約を締結。最適な協力会社を選定し契約準備が完了した。実際の契約は特命クライテリアを今後新規設定し契約する。複数年契約等も実現し、円滑に発注業務を行うことができた。</p> <p>B.連携タスクフォース会議を計6回実施し、「本格運転開始に向けた保全計画の基本データ整備作業」「設備点検の協力会社への移管、各社からの議題提案状況」「設備点検の協力会社への移管、点検要領書の標準化など。協力会社への点検移管について」「メーカー各社における技術継承の課題」等を検討し検討結果を確認、合意した上で協議を進めた。</p> <p>C.協力会社については、具体的な体制等強化の取り組みを整理し、協力会社の技術力の向上を促し、外部有識者等で構成する委員会等により技術力を評価し選定した。</p> <p>以上より、メーカーがプラント安全に継続的にかつ安定的に対応できる契約の仕組みを構築する、及び、協力会社の技術力向上を図ることができている体制が構築するという目標に対して、概ね有効であると評価する。今後は、メーカーや協力会社との連携を更に強化するための取組を継続し、運転再開を見据えて必要な技術力の強化への取組を継続する。</p>																															

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	2) 安全最優先の組織風土への変革【風土の改革】		活動方針	① 理事長主導による原子力機構全体の安全意識改革	
対策項目	【対策7】安全統括機能、リスクマネジメント及びコンプライアンス活動の強化		実施部署	安全・核セキュリティ統括部、総務部、法務監査部等関係部署	
目的	安全意識改革のために関連組織の活動を整理・強化し、安全文化の定着を促すことを目的とする。		達成目標	1. 安全統括部の組織を見直し、施設等の状況把握機能等の安全統括機能を強化する。 2. リスクマネジメント制度を見直し、新たな制度導入を行う。「法務監査部」及び「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス活動及びリスクマネジメント活動を一元的に管理する。	
実施要領	① 安全統括部が所管する原子力安全総括業務、核物質管理科学技術推進部が所管する核物質防護総括業務と保障措置対応業務を安全・核セキュリティ統括部に集約して機能を強化する。 ② コンプライアンス活動及びリスクマネジメント活動を一元化し、原子力機構全体で俯瞰的な視野に立って、効率的に活動を展開するため、「法務監査部」を設置。リスクマネジメント活動、コンプライアンス活動の活動状況を機構横断的かつ一元的に監視し、実効性のある取組とするため、「リスクマネジメント委員会」を設置する。	実施項目 ①-1 原子力安全総括業務、核物質防護総括業務及び保障措置対応業務を実施するための機能、必要な課室、人員等について検討し、組織を改編する。改編後、3Sの機能強化に係る業務について評価する。評価した結果を踏まえ、必要に応じ、業務の運用方法を改善する。 ②-1 リスクマネジメント及びコンプライアンス推進活動の強化に必要なリスクマネジメント制度の見直し、組織改編及び委員会の設置を行う。リスクマネジメントの体制・基本規程等の検討を行い、組織・委員会の所掌業務の検討、関係規程等の改正に係る検討を実施し、関係規程等の改正後、組織・委員会を設置する。また、関係規程施行・委員会設置後、リスクマネジメント及びコンプライアンス推進活動に係る取組状況、安全文化意識の定着状況、3Sに係る取組状況について、モニタリングを行い、当該活動の定着状況を確認する。	対策元 短期-1 短期-1	詳細な実施部署 安全・核セキュリティ統括部 総務部 法務監査部等 関係部署	2012年度 10 1 4 7 10 2013年度 1 4 7 10 2014年度 1 4 7 10
達成レベル	達成レベル		① 安全統括部の組織を見直し、施設等の状況把握機能及び3Sに係る実施体制並びに仕組を整備する。 ② リスクマネジメント制度の見直し・新たな制度導入を行う。(2013年度3月までは見直し・準備、2014年度第一四半期において、新たな体制構築・運用開始(各組織への周知、委員会等新たな体制始動等)、第二四半期には、各組織におけるリスク把握支援、重要リスクへの対応計画確認等実施、各組織において新たな体制の下でのリスク対応計画を実施(研修等)を行う。 ③ 「法務監査部」を設置する。 ④ 「リスクマネジメント委員会」を設置する。	組織改正 検討 運用 規程改正 評価 必要に応じ改善 組織改正 委員会設置 検討 運用開始 運用支援 施行 規程改正 評価 必要に応じ改善	
有効性評価方法	有効性評価方法		① 本実施項目は、組織改編が終了し、運用段階に移行した。核セキュリティに係る指標を明確にした役職員等の自己評価(アンケート方式)を実施(7/7~7/11)した。アンケートに係るデータ整理、分析及び評価(中間報告)を行い、各拠点の担当窓口へ送付(7/24)するとともに、公開できる一部データについてはイントラに掲載した。また、詳細な分析・評価を実施し、結果を取りまとめ拠点担当部署と情報共有を図った(9月実績見込み)。 ② 予定とおり進捗。完了見込(希望する全部署への導入研修を兼ねた説明会を実施した他、8月中旬に機構全体で各組織におけるリスクの洗い出し・重要リスクへの対応計画の確認等を実施した。今後、第3回リスクマネジメント委員会(9/24開催予定)において、理事長主導の下、経営としてリスクの俯瞰を行い、10月以降各組織において新たな体制の下でのリスク対応計画の実施体制を整えることとなっている。従来のコンプライアンス通信を、リスクマネジメントの観点をも取り入れた「リスク・コンプライアンス通信」として改め、機構内役職員等に配信した。 ③ 完了(4月) ④ 完了(6月)	安全意識改革のために「もんじゅ」の状況等を安全・核セキュリティ統括部が把握し、理事長レビューで実効性ある活動であったかどうかを評価する。具体的には、原子力安全総括業務、核物質防護総括業務、保障措置業務が連携し、強化が図られた事例を確認する。 リスクマネジメントについては、従来のコンプライアンス活動・リスク管理活動を減衰させることなく、一元化・強化することなく、これまでの知見を活かしたリスク管理活動を行っていることを確認する。	
有効性評価の結果	有効性評価の結果		安全意識改革のために「もんじゅ」の状況等を安全・核セキュリティ統括部が把握する仕組みを構築した。年度中期の理事長レビューで実効性ある活動であることを評価する。具体的には、原子力安全・核セキュリティ及び保障措置(3S)関連組織を安全・核セキュリティ統括部として再編し、機構の安全・核セキュリティに係る体制強化を図ったこと、また、相互に関連する保安規定、核物質防護規定、計量管理規定等に係る申請手続の調整業務を一体的に実施できるようになったことから、原子力安全総括業務、核物質防護総括業務、保障措置業務が連携し、強化が図られていることを確認した。 リスクマネジメントについては、コンプライアンス委員会をリスクマネジメント委員会に改組し、従来のコンプライアンス活動・リスク管理活動を減衰させることなく、一元化・強化することができた。結果として、これまでの知見を活かしたリスク管理体制を構築し、また各組織において、今後PDCAが有効に機能するよう制度設計・整備を行った。具体的には、基本方針・基本規程・実施要領の整備、リスクマネジメント責任者への個別の意識喚起を実施した他、ほか、機構大によるリスクの効率的なリスクの把握及び一般職も含めた組織全体でのリスク意識の醸成を行うため、モデルケースやフェイスカッションによるリスクの見直し洗い出しを行い、全組織でフェイスカッションないしモデルケースを取り入れた、既存のリスクの全体に対する見直しを実施されたことを確認した。 集約されたリスク情報については、経営として俯瞰し対応計画の妥当性を確認するため、リスクマネジメント委員会にて審議を行うとともに、対応計画を実践することにより、リスクへ対応強化を図り、また、所要の対策を講じていく。 「もんじゅ」では理事長が指揮するもんじゅ安全・改革本部会議及び小委員会に民間企業で安全管理を実施していた監事がオブザーバ参加することにより、理事長が指揮する安全文化の醸成に向けた取組の現場への定着状況について「もんじゅ」現地で確認を受けた。また、「もんじゅ」の現場状況を密に確認しながら根本原因分析を行うことにより、実効的な対策提言がなされている。 以上より、安全意識改革のために関連組織の活動が整理・強化され、安全文化の定着を促す仕組みを構築するという目標に対して、概ね有効であると評価する。	安全意識改革のために「もんじゅ」の状況等を安全・核セキュリティ統括部が把握する仕組みを構築した。年度中期の理事長レビューで実効性ある活動であることを評価する。具体的には、原子力安全・核セキュリティ及び保障措置(3S)関連組織を安全・核セキュリティ統括部として再編し、機構の安全・核セキュリティに係る体制強化を図ったこと、また、相互に関連する保安規定、核物質防護規定、計量管理規定等に係る申請手続の調整業務を一体的に実施できるようになったことから、原子力安全総括業務、核物質防護総括業務、保障措置業務が連携し、強化が図られていることを確認した。 リスクマネジメントについては、コンプライアンス委員会をリスクマネジメント委員会に改組し、従来のコンプライアンス活動・リスク管理活動を減衰させることなく、一元化・強化することができた。結果として、これまでの知見を活かしたリスク管理体制を構築し、また各組織において、今後PDCAが有効に機能するよう制度設計・整備を行った。具体的には、基本方針・基本規程・実施要領の整備、リスクマネジメント責任者への個別の意識喚起を実施した他、ほか、機構大によるリスクの効率的なリスクの把握及び一般職も含めた組織全体でのリスク意識の醸成を行うため、モデルケースやフェイスカッションによるリスクの見直し洗い出しを行い、全組織でフェイスカッションないしモデルケースを取り入れた、既存のリスクの全体に対する見直しを実施されたことを確認した。 集約されたリスク情報については、経営として俯瞰し対応計画の妥当性を確認するため、リスクマネジメント委員会にて審議を行うとともに、対応計画を実践することにより、リスクへ対応強化を図り、また、所要の対策を講じていく。 「もんじゅ」では理事長が指揮するもんじゅ安全・改革本部会議及び小委員会に民間企業で安全管理を実施していた監事がオブザーバ参加することにより、理事長が指揮する安全文化の醸成に向けた取組の現場への定着状況について「もんじゅ」現地で確認を受けた。また、「もんじゅ」の現場状況を密に確認しながら根本原因分析を行うことにより、実効的な対策提言がなされている。 以上より、安全意識改革のために関連組織の活動が整理・強化され、安全文化の定着を促す仕組みを構築するという目標に対して、概ね有効であると評価する。	

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針		2) 安全最優先の組織風土への変革【風土の改革】		活動方針		① 理事長主導による原子力機構全体の安全意識改革						
対策項目	【対策8】安全最優先の意識の浸透	実施項目	対策元	実施部署	達成目標	2012年度	2013年度	2014年度				
目的	経営と現場の相互理解を深め、安全を最優先する意識を役職員が共有し、安全意識の浸透を図ることを目的とする。	①-1 理事長の安全確保最優先との考えを松浦直言として発信、イントラネットに掲載する。 ①-2 職員等への理事長の安全確保最優先との考えの浸透を目的として、名刺サイズのカードを職員等へ配布し、自らの行動目標を記載させ、意識させる。 ①-3 経営者が安全確保を最優先とするメッセージを現場第一線に直接伝えることを目的に役員との意見交換会を開催する(もんじゅは対策8③参照)。 ①-4 安全文化のモニタリング(安全文化醸成に係る自己評価、現地調査及び意識調査)において、理事長の安全確保最優先との考えの浸透等の安全文化の状況を確認する。 ①-5 ①-4の結果を踏まえ、安全文化の醸成に係る活動の継続的な改善を図る。	短期-1	安全・核セキュリティ統括部	1. 安全文化の向上に係る理事長宣言、方針等を現場に浸透させるとともに、現場からの意見をフィードバックできる仕組みを作る。安全意識浸透のための啓もう活動を実施する。 2. 理事長や経営層と現場のコミュニケーションの円滑化、モチベーションの向上等を図るための取組を実施する。	10	1	4	7	10	1	4
実施要領						2012年度	2013年度	2014年度				
② 理事長安全提案箱を設置し、原子力安全、労働安全、核セキュリティに係るコンプライアンス、業務等の改善に資する現場の意見を経営に提案し、現場にフィードバックする。			短期-2	安全・核セキュリティ統括部								
③ 定期的に理事長と「もんじゅ」に関連する職員との直接対話を実施する。経営層と「もんじゅ」に関連する職員とのコミュニケーションの円滑化を図り、モチベーションの向上を図る。			短期-3 (6)-④-2c RCA拡充 (6)-⑤-1	敦賀本部 もんじゅ もんじゅ安全・改革室 敦賀本部もんじゅ総括調整Gr (管理課) (運営管理室) 管理課								

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

<p>基本方針</p> <p>2) 安全最優先の組織風土への変革【風土の改革】</p>	<p>活動方針</p> <p>① 理事長主導による原子力機構全体の安全意識改革</p>	<p>① 理事長主導による原子力機構全体の安全意識改革</p>
<p>対策項目</p> <p>【対策8】安全最優先の意識の浸透</p>	<p>実施部署</p> <p>安全・核セキュリティ統括部、敦賀本部、もんじゅ、もんじゅ安全・改革室</p>	<p>安全・核セキュリティ統括部、敦賀本部、もんじゅ、もんじゅ安全・改革室</p>
<p>目的</p> <p>経営と現場の相互理解を深め、安全を最優先する意識を役職員が共有し、安全意識の浸透を図ることを目的とする。</p>	<p>達成目標</p> <p>1. 安全文化の向上に係る理事長宣言、方針等を現場に浸透させるとともに、現場からの意見をフィードバックできる仕組みを作る。安全意識浸透のための啓もう活動を実施する。 2. 理事長や経営層と現場のコミュニケーションの円滑化、モチベーションの向上等を図るための取組を実施する。</p>	<p>1. 安全文化の向上に係る理事長宣言、方針等を現場に浸透させるとともに、現場からの意見をフィードバックできる仕組みを作る。安全意識浸透のための啓もう活動を実施する。 2. 理事長や経営層と現場のコミュニケーションの円滑化、モチベーションの向上等を図るための取組を実施する。</p>
<p>実施要領</p> <p>④安全に係る啓発活動を実施する。(継続実施)</p> <p>④-1 保安教育等により、リスクを考慮した保安活動の徹底を図り、安全意識向上のための啓発を図ることを安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動方針及び活動施策を受けた機構活動計画に反映し、関係個所での活動を展開する。活動結果を評価し、理事長レビューへ報告し、理事長のアウトプットに基づき、継続的に改善する。</p> <p>④-2 技術者倫理・研究者倫理に係る研修(講演及び講演後の意見交換)を実施し、安全意識の向上を図る。 研修後にアンケートを取り、理解度を把握し、教育効果の見られないものへのフォローアップを行う。さらに、意見交換参加者については、継続的なフォローアップを行う。</p> <p>④-3 もんじゅの保守管理上の不備に係る不適合事例検討会を開催し、根本原因分析結果の報告及び報告した不適合事例の教訓を踏まえた意見交換を実施する。これにより、業務を行う上で不可欠な安全文化を醸成することやコンプライアンスを徹底することを再確認し、業務の安全や品質の向上に反映する。 意見交換で出された意見をとりまとめ、中央安全審査・品質保証委員会及び役員会に報告するとともに各拠点と情報共有する。</p>	<p>対策元</p> <p>短期-4 中期-1</p> <p>安全・核セキュリティ統括部</p>	<p>2012年度</p> <p>10 1 4 7 10 1</p> <p>2013年度</p> <p>4 7 10 1 4 7</p> <p>2014年度</p> <p>10 1 4 7 10 1 4</p> <p>集中改革期間</p> <p>検討・準備(機構活動計画へ反映)</p> <p>検討・準備</p> <p>理事長レビュー</p> <p>検討・準備</p> <p>事例検討会の実施</p> <p>もんじゅ保守管理上の不備に係る事例検討会での意見のとりまとめ</p> <p>役員会、中央安全審査・品質保証委員会へ報告</p> <p>拠点との情報共有</p> <p>▽評価</p> <p>以降、継続的に実施</p> <p>定着状況を評価し、研修方法等の改善</p>
<p>達成レベル</p>	<p>①安全確保最優先との理事長宣言を現場に浸透させること。 ②原子力安全、労働安全及び核セキュリティに係る業務の改善及びコンプライアンスに関する現場の意見(理事長安全提案)を広く収集し、現場にフィードバックする仕組みを作り、安全文化及び核セキュリティ文化の向上に活用されていること。 ③-1 理事長と所員との直接対話を実施していること。 ③-2 所員の称えるべき行動に対して表彰を行っていること。 ④保安教育等で安全に関する教育がなされていること。</p>	<p>①安全確保最優先との理事長宣言を現場に浸透させること。 ②原子力安全、労働安全及び核セキュリティに係る業務の改善及びコンプライアンスに関する現場の意見(理事長安全提案)を広く収集し、現場にフィードバックする仕組みを作り、安全文化及び核セキュリティ文化の向上に活用されていること。 ③-1 理事長と所員との直接対話を実施していること。 ③-2 所員の称えるべき行動に対して表彰を行っていること。 ④保安教育等で安全に関する教育がなされていること。</p>
<p>達成レベルの到達状況</p>	<p>①ライン管理職による自組織の自己評価を踏まえ、拠点の実態把握のため、現地調査を実施(7/23:サイクル研、7/25:大洗研、7/30:もんじゅ、8/7:ふげん、8/16:J-PARC、8/18:人形峠)した。実施した結果について、取りまとめ、拠点に通知し、情報共有を図った(9月末予定)。また、平成26年度の安全文化に係る意識調査について、役員会に報告(9/16予定)し、結果についてイントラへ掲載した(9月末予定)。 ②理事長安全提案は、9月までに計26件が提案され、理事長等へ理事長安全提案の受領について報告した。理事長安全提案について本人に通知し、イントラネットに掲載した。他の5件については、関係部署と対応検討中である(9/9現在の状況)。 ③-1 2 理事長が9月末までに30回(もんじゅ:27回(うち、所長が15回)、ふげん:1回)、述べ226名(もんじゅ:200名、敦賀本部:19名、ふげん:7名)の職員との直接対話を実施し、5月には対話における意見の反映をポスター化してもんじゅ内に掲示、また、第10回～第30回の参加者アンケートにおける「対話において、理事長の安全確保を最優先とするメッセージが伝わりましたか。」との設問に対して153名中130名が「伝わった」を、1名が「伝わらなかった」を、22名が「どちらとも言えない」を選択。 ④平成26年度の研修として、9月までに、9拠点で実施(6/20:核サ研、6/27:人形峠、7/4:高崎研、7/11:関西研、7/14:大洗、7/25:東濃、8/1:福島、9/5:幌延、9/11:青森センター)した。</p>	<p>①ライン管理職による自組織の自己評価を踏まえ、拠点の実態把握のため、現地調査を実施(7/23:サイクル研、7/25:大洗研、7/30:もんじゅ、8/7:ふげん、8/16:J-PARC、8/18:人形峠)した。実施した結果について、取りまとめ、拠点に通知し、情報共有を図った(9月末予定)。また、平成26年度の安全文化に係る意識調査について、役員会に報告(9/16予定)し、結果についてイントラへ掲載した(9月末予定)。 ②理事長安全提案は、9月までに計26件が提案され、理事長等へ理事長安全提案の受領について報告した。理事長安全提案について本人に通知し、イントラネットに掲載した。他の5件については、関係部署と対応検討中である(9/9現在の状況)。 ③-1 2 理事長が9月末までに30回(もんじゅ:27回(うち、所長が15回)、ふげん:1回)、述べ226名(もんじゅ:200名、敦賀本部:19名、ふげん:7名)の職員との直接対話を実施し、5月には対話における意見の反映をポスター化してもんじゅ内に掲示、また、第10回～第30回の参加者アンケートにおける「対話において、理事長の安全確保を最優先とするメッセージが伝わりましたか。」との設問に対して153名中130名が「伝わった」を、1名が「伝わらなかった」を、22名が「どちらとも言えない」を選択。 ④平成26年度の研修として、9月までに、9拠点で実施(6/20:核サ研、6/27:人形峠、7/4:高崎研、7/11:関西研、7/14:大洗、7/25:東濃、8/1:福島、9/5:幌延、9/11:青森センター)した。</p>
<p>有効性評価方法</p>	<p>安全文化のモニタリング(安全文化醸成に係る自己評価及び意識調査)の結果等を評価し、理事長レビューで実効性ある活動であったかどうかを評価する。</p>	<p>安全文化のモニタリング(安全文化醸成に係る自己評価及び意識調査)の結果等を評価し、理事長レビューで実効性ある活動であったかどうかを評価する。</p>
<p>有効性評価の結果</p>	<p>トップダウンとボトムアップを有機的に組み合わせさせた活動により、安全を最優先とする意識の浸透が図られつつあり、安全文化のモニタリングの結果では、安全文化の各要素の意識調査において、全ての要素で維持又は改善傾向にあることが確認されている。なお、取り組みの実効性について理事長レビューで評価をうける。</p> <p>以上より、経営と現場の相互理解を深め、安全を最優先する意識を役職員が共有し、安全意識の浸透を図るという目標に対して、概ね有効であると評価する。</p>	<p>トップダウンとボトムアップを有機的に組み合わせさせた活動により、安全を最優先とする意識の浸透が図られつつあり、安全文化の各要素の意識調査において、全ての要素で維持又は改善傾向にあることが確認されている。なお、取り組みの実効性について理事長レビューで評価をうける。</p> <p>以上より、経営と現場の相互理解を深め、安全を最優先する意識を役職員が共有し、安全意識の浸透を図るという目標に対して、概ね有効であると評価する。</p>

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	②「もんじゅ」における安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築														
	2012年度			2013年度			2014年度			2014年度					
対策項目	【対策9】保守管理体制・品質保証体制の強化														
目的	もんじゅの保守管理業務を確実に実施できる体制及び制度を強化し、適切に運用することを目的とする。														
実施要領	実施項目	対策元	活動方針	2014年度											
			もんじゅ	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	
				集中改革期間											
①品質保証の体制を強化する。	<p>①-1 品質保証室に2名の職員増員。 ・他事業所のトラブル水平展開等の強化のための要員1名 ・保安規定を担当する専任者1名(保守管理上の不備を踏まえた対応) 品質保証専任の副所長を配置する。 また、各室課へ品質保証業務の担当者を配置し、品質保証担当者が行うべき業務の明確化を図る。 ・課内でのQMS文書に基づく要領書類(作業用要領書等)のチェック ・QMS文書制改正時の課内への教育 ・不適合管理の進捗確認とフォロー ・規格・基準類のチェック</p>	短期-1	品質保証室 各室課	<p>▼2名増員済 (対策3③-1に含まれる) ▼副所長の配置 ▼品質保証担当者の配置</p>											
②保安規定と下部規定の整合性をQMS文書専門部会において確認することを規則化する。	<p>②-1 保安規定と下位文書との整合性確認及びQMS文書専門部会での確認事項の反映を図る。 a. 品質保証室は、QMS文書改正時に、保安規定と下位文書との整合性を確認するための仕組みを改善するまでの間、保安規定と下位文書との整合性を確認する暫定処置を定め、センター職員に周知する。 b. 品質保証室は、保安規定と下位文書との整合性を確認する仕組みを改善するため、「QMS文書専門部会」での確認(審議)事項を具体化し、QMS文書に反映する。</p>	短期-2 RCA (5)-②-1a RCA (5)-②-1b	もんじゅ 品質保証室 品質保証室	<p>▼暫定措置の周知(業連) ▼要領改正の検討 ▼必要に応じ改善 ▼QMS文書専門部会マニュアル制定 ▼保安管理専門委員会規則改正</p>											
③保安管理専門委員会において保全計画の策定・改正を審議する。(保全計画の策定、改正の際の審議プロセスを明確化する仕組みを構築し運用する。)	<p>③-1 保全計画・点検計画で定めた点検時期・点検周期等の変更の際には、保安の観点から検討・審議を行うこと。また、センタ大での共有化を図ること。 a. 保修計画課は、「プラント保安部安全技術検討会運営マニュアル」について、プラント保安部各課が作成する「点検計画」、「補修、取替え及び改造計画」及び「特別保全計画」の制定、改正時において、点検間隔/頻度等の妥当性並びに変更後の実施時期の妥当性、影響等について確認すること。点検間隔/頻度等の変更の際に、必要な手続きが行われていることを確認することを追記し、改正する。 b. 品質保証室は、「保安管理専門委員会規則」の審議事項に「保全計画の策定及び見直しに関する事項」を追加し、委員会では、保全計画・点検計画で定めた点検時期、点検周期等の変更について、原子炉施設の保安の観点から検討・審議する。 c. 保修計画課は、制定された保全計画について、もんじゅイントラネットに掲載し、所全体で共有する。</p>	短期-3 中期-1 RCA (2)-③-1a RCA (2)-③-1b RCA (2)-③-1c	もんじゅ 保修計画課 品質保証室 保修計画課	<p>▼プラント保安部安全技術検討会運営マニュアル改正 ▼改正 ▼改正 ▼改正 ▼改正 ▼プラント保安部安全技術検討会運営マニュアルの改正(分科会の設置検討) ▼保安管理専門委員会規則改正 ▼イントラ掲載実施(継続実施中)</p>											

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	2) 安全最優先の組織風土への変革【風土の改革】		活動方針	② 「もんじゅ」における安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築	
対策項目	【対策9】保守管理体制・品質保証体制の強化		実施部署	もんじゅ	
目的	もんじゅの保守管理業務を確実に実施できる体制及び制度を強化し、適切に運用することを目的とする。		達成目標	1. 保守管理体制・品質保証体制を強化する。	
実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署	2012年度 10 1 4 7 10 2013年度 1 4 7 10 2014年度 1 4 7 10 集中改革期間	
④ プラント工程と点検計画との整合性等を組織横断的に確認する。 (保全計画に定められた点検が確実に実施され、管理が適切に行われる仕組みを構築し運用する。)	④-1 運営管理室は、工程管理要領を次のとおり改正する。 a. プラント工程を覆襲する現地マスター工程検討会の審議事項に「保全計画との整合性」を追加することを「工程管理要領」に定め、プラント工程制定・変更の際、保全計画との整合性について検討するとともに、工程検討会で審議する。 b. 「安全を最優先した工程を策定する」ことを明確にする。 c. 現地マスター工程検討会における各部室長の責任を明確にし、組織横断的に現地マスター工程会議で確認する。 d. 各主任者(代理者も可とする)の出席に対する会議開催の成立性について、プラント状況の確認も含め実態に合わせた検討を行っている。	短期-4 中期-2 RCA (2)-①-1e RCA拡充 (2)-①-1e	もんじゅ 運営管理室	▼現地マスター工程検討会 ▼工程管理要領改正 ▼平成25年度現地マスター工程制定 ▼平成25年度現地マスター工程改訂1 ▼平成25年度現地マスター工程改訂2 ▼平成26年度現地マスター工程策定 ▼平成26年度現地マスター工程改訂1 ▼平成26年度現地マスター工程改訂2 ▼工程管理要領改正(9/3) ▼工程管理要領の改正検討(各部室長の責任の明確化、会議の成立条件)	▼平成25年度現地マスター工程制定 ▼平成25年度現地マスター工程改訂1 ▼平成25年度現地マスター工程改訂2 ▼平成26年度現地マスター工程策定 ▼平成26年度現地マスター工程改訂1 ▼平成26年度現地マスター工程改訂2 ▼工程管理要領改正(9/3) ▼工程管理要領の改正検討(工程が遅延する場合の対応の見直し)
⑤ 点検を確実に実施する運用が行われていることを「保全計画作業実績管理要領」等に基づき確認する。	⑤-1 保全計画に基づき点検を確実に実施するため、GMS文書を改正する。 a. 保修計画課は、点検計画に年度に実施する点検が明確になるよう「保全計画点検要領」に、管理単位の明確化、点検実績/計画欄の点検実績には完了年月を、次回点検期限欄には点検間隔/頻度を踏まえた至近点検の年月を記載する旨を追記し、改正する。なお、改訂した内容を部内教育にて周知し、理解向上を図る。教育後はアンケートを実施し、教育が有効性であったかを評価する。 b. 保修計画課は、保全計画本文の記載事項を見直し、点検期限の始期の考え方や点検間隔/頻度の管理の考え方を記載する。なお、それらの考え方を部内教育にて周知し、理解向上を図る。教育後はアンケートを実施し、教育が有効性であったかを評価する。 c. 保修計画課は、「保全計画作業実績管理要領」を新規に作成し、保全計画に定めた計画の予定・実績の管理を確実に実施することを品質マネジメントに係る文書に定める。なお、保全計画の実績確認は、対策9⑧-2で実施。 d. 保修計画課は、保全プログラムに係る要領の制定・改正において、保全計画に係る点検計画を設定する際の点検期限等が遵守される仕組みであることを確実にし、品質保証室は必要な指導を行う。	短期-5 中期-3 RCA (2)-①-1a RCA (2)-①-1b RCA (2)-①-1c RCA (2)-①-1d	もんじゅ 保修計画課 保修計画課 保修計画課 保修計画課 (品質保証室)	▼保全計画点検要領改正 ▼教育の実施、評価 ▼保全計画改正 ▼保全計画作業実績管理要領制定 ▼保全計画作業実績管理要領制定(保全サイクル作業計画管理マニュアルを廃止し要領に取り込む) ▼保全計画作業実績管理要領改正	▼平成26年度現地マスター工程策定 ▼平成26年度現地マスター工程改訂1 ▼平成26年度現地マスター工程改訂2 ▼工程管理要領改正(9/3) ▼工程管理要領の改正検討(工程が遅延する場合の対応の見直し)

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針		②「もんじゅ」における安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築																																																																																																		
対策項目		【対策9】保守管理体制・品質保証体制の強化																																																																																																		
目的		もんじゅの保守管理業務を確実に実施できる体制及び制度を強化し、適切に運用することを目的とする。																																																																																																		
実施要領		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">2012年度</th> <th colspan="3">2013年度</th> <th colspan="3">2014年度</th> <th colspan="3">2014年度</th> </tr> <tr> <th>10</th><th>1</th><th>4</th><th>7</th><th>10</th><th>1</th><th>4</th><th>7</th><th>10</th><th>1</th><th>4</th><th>7</th><th>10</th><th>1</th><th>4</th> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align:center;">集中改革期間</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策元</td> <td>実施項目</td> <td colspan="13"> <p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p> </td> </tr> <tr> <td>対策元</td> <td>実施項目</td> <td colspan="13"> <p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p> </td> </tr> <tr> <td>対策元</td> <td>実施項目</td> <td colspan="13"> <p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p> </td> </tr> </tbody> </table>												2012年度			2013年度			2014年度			2014年度			10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	集中改革期間															対策元	実施項目	<p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p>													対策元	実施項目	<p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p>													対策元	実施項目	<p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p>												
2012年度			2013年度			2014年度			2014年度																																																																																											
10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4																																																																																						
集中改革期間																																																																																																				
対策元	実施項目	<p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p>																																																																																																		
対策元	実施項目	<p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p>																																																																																																		
対策元	実施項目	<p>▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価</p> <p>▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育</p> <p>▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育</p> <p>評価 保全計画の見直しに反映</p>																																																																																																		
⑧-3	<p>電気・計測制御設備の有効性評価のサンプルを例示するとともに、保守担当課が実務的・実効的な評価が実施できるよう、教育の仕組み及びサポート体制を検討する。</p> <p>a. 保修計画課長は、「保全の有効性評価要領」に電気・計測制御設備の有効性評価のサンプルを例示し、評価が容易にできるようQMS文書を改正する。なお、改正した内容を部内教育にて周知し、理解向上を図る。教育後は教育の有効性評価を実施する。また、過去に実施した保全の有効性評価の技術的妥当性の再確認を実施し、保全計画の見直しに反映する。</p> <p>b. プラント保全部長及び保修計画課は、保守担当課が実務的・実効的な評価が実践できるよう、教育の仕組み及びサポート体制を検討する。なお、教育の仕組みの検討結果は対策12②-3bのインプットとし、サポート体制の検討については本活動項目対策13③-1にて実施する。</p> <p>c. 電気保修課の管理職は、担当者が抱える有効性評価に係る課題等を吸い上げ、課題解決に向けた指導や支援などの適切なフォローを行う。</p>	RCA (2)-①-6a	保修計画課	▼ 保守の有効性評価要領改正 ▼ 部内教育, 評価																																																																																																
⑧-4	<p>点検期限超過における技術評価の実施と確実に記録することを「保守管理要領」もんじゅ不適合管理要領」に定める。</p> <p>a. 保修計画課及び品質保証室は、点検周期内に点検を計画することと、点検期限を超える場合の処置として、不適合管理の仕組みで管理し、その中で技術評価を行うとともに、確実に記録することを「保守管理要領」もんじゅ不適合管理要領」に定める。なお、改正した内容を部内教育にて周知し、理解向上を図る。教育後は教育の有効性評価を実施する。</p> <p>b. 保修計画課長は、今回作成した電気・計測制御設備の点検期限超過に対する健全性確認に係る要領書を基に技術評価方法を整備する。なお、改正した内容を部内教育にて周知し、理解向上を図る。教育後は教育の有効性評価を実施する。</p>	RCA (2)-①-6b RCA (2)-①-6c	保修計画課 (プラント保全部) 電気保修課	▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育																																																																																																
		RCA (2)-①-7a RCA拡充 (直接)	品質保証室 保修計画課	▼ 保守管理要領改正 もんじゅ不適合管理要領改正 ▼ 部内教育																																																																																																
		RCA (2)-①-7b	保修計画課	▼ 点検・補修等の結果の確認・評価要領の改正 ▼ 部内教育																																																																																																

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

<p>基本方針 2)安全最優先の組織風土への変革【風土の改革】</p> <p>対策項目 【対策10】安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築</p> <p>目的 これまでの「もんじゅ」における安全文化醸成活動を総点検し、実効性を高めた活動に改善することを目的とする。</p>	<p>活動方針 ②「もんじゅ」における安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築</p> <p>実施部署 敦賀本部、もんじゅ、安全・核セキュリティ統括部</p> <p>達成目標 1. 安全文化醸成活動の総点検により、抽出した活動項目を活動計画に反映する。 2. 安全文化の劣化状態(弱み)を適切に把握及び評価する仕組みを改善し、安全文化を醸成する活動へ反映する。 3. タスクチーム等の活動を計画し、安全文化の醸成活動を促進するための活動や教育を実施する。</p>	<p>実施項目</p> <p>2012年度 1 4 7 10 2013年度 1 4 7 10 2014年度 1 4 7 10</p> <p>集中改革期間</p>
<p>実施要領</p> <p>①安全確保、安全文化醸成、コンプライアンス活動など、これまでの「もんじゅ」における活動の有効性を分析し、全ての活動を総点検し、実効性のあるものに再構築する。また、安全文化醸成、コンプライアンス活動の改善に取り組む。</p>	<p>詳細な実施部署 敦賀本部 安全統括部</p>	<p>安全文化の醸成活動計画 反映事項の評価 ↑ ①-2から ⑤-1から ↓ 安全文化の醸成活動の評価 必要に応じ安全文化の醸成活動計画改正</p>
<p>①-1 【活動の総点検】 以下の活動の評価を行い、安全文化醸成活動に係る年度活動計画の作成に反映する。 ・理事長が定める方針に基づく活動(年度活動計画等に記載した活動) ・第5回総点検報告書(平成22年2月9日原子力・安全保安院長への補正報告書)に記載した活動</p> <p>①-2 ・安全確保を最優先とする理事長方針等を現場の第一線にまで浸透させるよう、安全文化の醸成に係る年度活動計画を作成し、計画に基づき活動を実施する。 ・安全文化の醸成活動を推進し、9月までの活動実績を評価し、管理責任者へ報告し、理事長へインプットする。 ・本活動の評価、⑤JANSIの評価の結果から必要に応じ、年度活動計画を変更し、活動を展開する。</p>	<p>短期-1 短期-1</p>	<p>安全文化の醸成活動の実施</p>
<p>①-3 【安全文化・コンプライアンス】 これまでの「もんじゅ」における安全文化醸成及びコンプライアンス活動について、「①-1活動総点検」の結果(活動の有効性分析)や電力調査を参考に、安全文化の醸成活動について醸成活動計画、醸成活動及び醸成度評価に係る醸成プロセスの点検を行う。</p>	<p>RCA拡充 (8)-(1)-① (8)-(3)-①</p> <p>敦賀本部 安全・核セキュリティ統括部 (もんじゅ)</p>	<p>電力調査・検討 プロセスの点検 醸成活動プロセスの評価 醸成活動プロセスの再構築と継続的な改善 ⑤-1から 安全文化の指標 情報(指標)の評価 評価手法、手順の点検 情報(指標)の継続的な改善 評価手法、手順の継続的な改善</p>
<p>①-4 ①-3の醸成プロセスの点検結果を踏まえて、安全文化の醸成及びコンプライアンス活動に関する醸成活動方針、醸成活動計画、醸成活動及び醸成度評価の各ステップの対応策を検討し、実効性のある安全文化醸成及びコンプライアンス活動プロセスを再構築する。</p> <p>①-5 組織風土の調査結果、情報(指標)を活用した安全文化の状態を評価する手法、手順を検討する。 ・安全文化の状態を表すことが可能な情報(指標)を選択し、これらの情報(指標)が容易に採取できるかの検討を行う。 ・安全文化の状態を評価する情報(指標)として、有効確認の優先順位を決め、安全文化の状態評価に情報(指標)が有効かを確認する。 ・「もんじゅ保守管理上の不備」に係る安全文化要素の劣化を表現している情報(指標)を安全文化の状態を評価する手順に反映する。</p>	<p>短期-1</p>	<p>安全文化の醸成活動の実施</p>

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	2)安全最優先の組織風土への変革【風土の改革】		活動方針	②「もんじゅ」における安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築	
対策項目	【対策10】安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築		実施部署	敦賀本部、もんじゅ、安全・核セキュリティ統括部	
目的	これまでの「もんじゅ」における安全文化醸成活動を総点検し、実効性を高めた活動に改善することを目的とする。		達成目標	1. 安全文化醸成活動の総点検により、抽出した活動項目を活動計画に反映する。 2. 安全文化の劣化状態(弱み)を適切に把握及び評価する仕組みを改善し、安全文化を醸成する活動へ反映する。 3. タスクチーム等の活動を計画し、安全文化の醸成活動を促進するための活動や教育を実施する。	
実施要領	<p>②安全文化醸成改革推進チームを設置し、安全文化の向上に取り組み、改善提案キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善提案キャンペーンにより所員一人ひとりが自ら問題点を考える。(問いかける心) ・現状を分析し、改善計画を作成する。(改善する心) ・ルール遵守とコミュニケーション改善の観点から他機関の事例も踏まえ、小集団活動により安全文化向上活動を行う。(学ぶ心) <p>②安全文化醸成に関する意識レベルの分析・調査を実施する。(中期に継続実施)</p>	<p>②-1 安全文化の醸成活動の活性化を図るため、安全文化醸成改革推進チームを設置するとともに、改善活動の実施計画を策定する。</p> <p>②-2 第1回改善提案キャンペーン(業務改善検討)原子力発電所の全ての業務は必ず安全確保に繋がっているため、業務改善活動を「もんじゅ」全体で実施することにより安全文化の醸成に取り組む。所員が自らの業務を点検し、業務上の各種課題を整理、認識した上で、課題の改善を提案する活動を行う。更に改善提案に対する対応方針を作成し、改善活動を実施する。</p> <p>②-3 a. 第2回改善提案キャンペーン(小集団によるルール改善検討) 現行ルールに対する改善提案活動を行う。 b. 「法律遵守と安全文化の醸成」に関する課室内徹底討論を行う。 c. 保守管理上の不備のような事象の発生を防止するため、第2回改善提案と徹底討論の結果を踏まえ、各チームにおいてルール遵守とコミュニケーション改善の観点から活動計画を作成し、実施する。</p> <p>②-4 安全文化醸成に係る意識調査 安全文化醸成活動の方策の策定と活動の結果評価(対策10-②-2,3)に資するため、コンプライアンス、モチベーション、コミュニケーションに関する意識調査を行い、意識レベルの推移を確認する。</p> <p>②-5 コンプライアンス遵守教育 ルールの改善提案キャンペーン(対策10-②-3)を始める前に、保守管理上の不備を踏まえ、問題点や反省点を明確にし、所員全員で共有する。</p> <p>②-6 改善提案システムの強化 実施担当が問題点の指摘や改善の提案を迅速に行えるように、従来からある木製の提案箱に加え、イントラネットに提案システムを設置する。</p>	<p>対策元</p> <p>短期-2 短期-3 中期-1</p> <p>RCA (6)-①-1a</p> <p>RCA (6)-①-1b(2)</p> <p>RCA (6)-①-1b(4)</p> <p>所長指示</p> <p>RCA (6)-①-1b(1)</p> <p>RCA (6)-①-1b(3)</p> <p>RCA (6)-①-1b(5)</p>	<p>2012年度</p> <p>10 1 4 7 10</p> <p>2013年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>2014年度</p> <p>1 4 7 10</p> <p>集中改革期間</p>	<p>▼安全文化醸成改革推進チーム設置</p> <p>▼実施計画の策定</p> <p>■第1回改善提案募集</p> <p>■改善提案の対応方針作成</p> <p>■改善の実施</p> <p>■改善内容のポスター掲示</p> <p>■第2回改善提案募集</p> <p>■現状分析</p> <p>■徹底討論の実施</p> <p>▼中間報告</p> <p>▼徹底討論結果説明会</p> <p>■小集団による活動計画の作成</p> <p>■活動の実施</p> <p>■活動報告の作成</p> <p>▼第1回調査</p> <p>▼第2回調査</p> <p>▼第3回調査</p> <p>▼第4回調査</p> <p>▼第5回調査</p> <p>■意識調査</p> <p>▼7回実施</p> <p>▼提案箱運用規則(改正:9/30)施行(10/24)</p> <p>▼イントラへの所長提案箱設置(10/24)</p> <p>▼提案箱設置に関するアンケート</p> <p>必要に応じ実施</p>

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	2)安全最優先の組織風土への変革【風土の改革】		活動方針	②「もんじゅ」における安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築	
対策項目	【対策10】安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築		実施部署	敦賀本部、もんじゅ、安全・核セキュリティ統括部	
目的	これまでの「もんじゅ」における安全文化醸成活動を総点検し、実効性を高めた活動に改善することを目的とする。		達成目標	1. 安全文化醸成活動の総点検により、抽出した活動項目を活動計画に反映する。 2. 安全文化の劣化状態(弱み)を適切に把握及び評価する仕組みを改善し、安全文化を醸成する活動へ反映する。 3. タスクチーム等の活動を計画し、安全文化の醸成活動を促進するための活動や教育を実施する。	
実施要領	実施項目	対策元	2012年度 2013年度 2014年度 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 集中改革期間		
③保安規定解説書を作成・整備し、保安規定・QMS文書の教育に活用	③-1 保安規定解説書を作成・整備し、保安規定・QMS文書の教育に活用する。	短期-4 (5)-②-2	詳細な実施部署	▼計画書策定 作成・整備 教育に活用	
④核物質防護規定上の必要な措置等の教育を実施する。(中期に継続実施)	④-1 核物質防護規定上の法令等の遵守及び核セキュリティ意識を徹底させるための教育を実施し、教育計画に反映する。教育後はアンケートにより有効性評価を実施する。	短期-5 中期-2 (6)-①-4c	敦賀本部 もんじゅ 危機管理室	訓練計画・教育資料作成 教育の実施、教育資料の整備 評価 以降、継続的に実施	
⑤原子力安全推進協会(JANSI)等の外部機関を活用し、「もんじゅ」の安全文化の醸成の定着状況を評価する。	⑤-1 JANSI等の外部機関を活用し、もんじゅの安全文化を評価する。 ・INSSが実施する職場の安全風土の調査結果を周知すると共に、安全文化の評価方法を検討する。 ・職場の安全風土の調査結果に基づき、安全文化を評価し、①-2の安全文化の醸成に係る年度活動計画へ反映する。 ・「もんじゅ」支援計画に基づきJANSIが実施するもんじゅの安全文化の評価及び改善策の提案をもんじゅ安全・改革室、敦賀本部が受け、敦賀本部は、①-2の安全文化の醸成に係る年度活動計画へ反映する。	短期-6	敦賀本部 もんじゅ	①-2へ 安全文化評価結果 評価方法の検討 3/16幹部への報告 2/5、6職員への報告 安全風土調査(INSS) 安全風土調査(INSS) ①-2へ 安全文化評価(JANSI) 及び評価(JANSI) 醸成活動の継続的な改善	
⑤-2	JANSIの「もんじゅ」支援計画*1に基づき対応していく。 ・安全文化の醸成活動、安全文化の評価に係る情報提供、など ・醸成活動、安全文化の評価に係るJANSI提案の対応 ・安全文化の醸成活動、安全文化の評価に係る打合せ *1) 自主保安活動を安全文化の観点から問い直し、支援する。 ・根本的解決は短期間では取まらない要素があるため、数年間を視野に長期的に支援する。 ・モチベーションの維持のため現場のニーズに配慮して支援する。	RCA (8)-(3)-③	敦賀本部 (もんじゅ)	JANSIによる安全文化の評価及び醸成活動の改善方法の調整 ①-2へ(改善策のJANSI提案)	

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	3)マイプラント意識の定着と個々人の能力を最大限発揮できる現場力強化への改革【人の改革】		活動方針	①「もんじゅ」の意義の再確認によるマイプラント意識の定着																													
	対策項目	実施項目		実施部署	2012年度			2013年度			2014年度																						
対策項目	【対策11】「もんじゅ」を運転する意義の浸透、マイプラント意識の定着	実施項目	実施部署	敦賀本部、もんじゅ、次世代センター																													
目的	職員の業務に対する使命感とモチベーションを高めることを目的とする。	対策元	達成目標	1. 使命感とモチベーションを高める活動として、勉強会、意見交換会等を計画的に実施する。																													
実施要領			詳細な実施部署	<table border="1"> <tr> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table>												2012年度	2013年度	2014年度	10	10	10	1	1	1	4	4	4	7	7	7	10	10	10
2012年度	2013年度	2014年度																															
10	10	10																															
1	1	1																															
4	4	4																															
7	7	7																															
10	10	10																															
①文部科学省のもんじゅ研究計画作業部会の報告書やエネルギー基本計画を踏まえ、「もんじゅ」の政策上の位置付けの勉強会、意見交換を実施する(エネルギー基本計画策定後、それぞれ実施)。	①-1 実施計画の策定。 ①-2 「もんじゅ研究計画」における「もんじゅ」の政策上の位置付けに関する勉強会または意見交換会の実施。 ①-3 「エネルギー基本計画」における「もんじゅ」の政策上の位置付けに関する勉強会または意見交換会の実施。	短期-1	敦賀本部 もんじゅ 次世代センター	実施計画策定	評価																												
			敦賀本部もんじゅ総括調整Gr (運営管理室)	勉強会、意見交換会の実施																													
②「もんじゅ」運転・保守データ取得の意義を検討させる意見交換等を実施する。	②-1 運営管理室は、「もんじゅ」運転・保守データ取得の意義を検討させる意見交換会等を計画的に実施する。 ②-2 プラント保全部各課及び安全管理課は、業務実施結果のテクニカルメモの作成目標をH25年度品質目標に設定し、その目標に沿ってテクニカルメモを作成する。また、H26年度は各課において、目標設定を行い、テクニカルメモを作成する。	短期-2	敦賀本部 もんじゅ 次世代センター	▼運転保守技術検討会	▼評価																												
			敦賀本部もんじゅ総括調整Gr 運営管理室	▼運転保守技術検討会 ▼ブシャーラ氏講演会(もんじゅデータの意義) 必要に応じ改善検討会、講演会等の開催(随時) ▼年度の作成目標設定 ▼年度実績確認 ▼テクニカルメモの作成(随時)																													
③安全朝礼、勉強会、モーニングミーティング等の場を通じて、「もんじゅ」の政策上の位置付けを浸透させる(中期に継続実施)。	③-1 運営管理室は、勉強会、小集団活動等の場を通じて、「もんじゅ」の政策上の位置付けの浸透を計画的に実施していく。 ③-2 「もんじゅ」の中期計画に係る年度計画に対する実績、評価の結果及び次年度の年度計画について、ラインを通じて所員に周知する。	短期-3 中期-1	もんじゅ	もんじゅ研究計画の内容周知	▼評価																												
			敦賀本部もんじゅ総括調整Gr 運営管理室	もんじゅ研究計画の内容周知 エネルギー基本計画におけるもんじゅの位置づけの周知 前年度の独法評価結果の周知及び当該年度の計画の周知																													

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	3)マイプラント意識の定着と個々人の能力を最大限発揮できる現場力強化への改革【人の改革】		活動方針	①「もんじゅ」の意義の再確認によるマイプラント意識の定着																			
対策項目	【対策11】「もんじゅ」を運転する意義の浸透、マイプラント意識の定着		実施部署	敦賀本部、もんじゅ、次世代センター																			
目的	職員の業務に対する使命感とモチベーションを高めることを目的とする。		達成目標	1. 使命感とモチベーションを高める活動として、勉強会、意見交換会等を計画的に実施する。																			
実施要領	実施項目	対策元	<table border="1"> <tr> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>集中改革期間</p>			2012年度	2013年度	2014年度	10	10	10	1	1	1	4	4	4	7	7	7	10	10	10
2012年度	2013年度	2014年度																					
10	10	10																					
1	1	1																					
4	4	4																					
7	7	7																					
10	10	10																					
④「もんじゅ」幹部と職員間や設計技術者と現場職員との間で意見交換会を実施する(中期に継続実施)。	④-1 運営管理室は、「もんじゅ」幹部と職員間及び設計技術者と現場職員間で、技術に関する意見交換会を実施する(但し、幹部と職員との意見交換は、対策4 ⑥-3bで実施)。	短期-4 中期-2 (5)-⑧-1	もんじゅ 敦賀本部 設計技術検討会 ▼第1回 ▼第2回 ▼第3回 ▼第4回 ▼第5回 ▼第6回 必要に応じ改善	評価																			
⑤技術年報を発行する(中期に継続実施)。	⑤-1 運営管理室は、平成25年度技術年報を発行する。	短期-5 中期-3 (5)-⑦-1	もんじゅ 運営管理室	▼H24年度技術年報の発行 H25年度年報作成 ▼H25年度技術年報の発行 以降、継続																			
達成レベル	<p>①「もんじゅ」研究計画」及び「エネルギー基本計画」における「もんじゅ」の政策上の位置付けに関する勉強会または意見交換会を実施していること。</p> <p>②-1 意見交換会が実施されていること。</p> <p>②-2 テクニカルメモの作成目標に基づき、テクニカルメモが作成されていること。</p> <p>③-1もんじゅ所員にもんじゅ政策上の位置づけが浸透されていること。</p> <p>③-2年度計画の実績および評価、次年度の計画が周知されていること。</p> <p>④意見交換会を実施していること。</p> <p>⑤平成25年度技術年報を発行していること。</p>																						
達成レベルの到達状況	<p>① 参加者アンケートにおける「この勉強会に出席したことにより、業務に対する使命感やモチベーションが高まりましたか。」との設問に対し、もんじゅ研究計画に関する勉強会においては回答者104名中70名が、また、エネルギー基本計画に関する勉強会においては回答者147名中82名が「高まった」を選択。さらに、7月7日には、エネルギー基本計画に関する勉強会のアンケートにおいて「高まらなかった」や「どちらとも言えない」を選択した参加者の意見のうち主なものに加え、それらの意見に関する事務局としての考えを紹介するポスターをもんじゅ内に掲示。</p> <p>②-1もんじゅ設計技術検討会(6回)、運転保守技術検討会(2回)、プシヤール氏講演会(もんじゅデータの意義)等を開催し、参加者間の意見交換が行われると共に、もんじゅの意義やデータ取得について、有意義だったとの回答を得た。</p> <p>②-2 各課においてテクニカルメモ作成中(燃料環境課:21件、保修計画課:3件、機械保修課:1件、電気保修課:3件、施設保全課:12件、安全管理課:3件)</p> <p>②-3 エネルギー基本計画におけるもんじゅの位置づけについて、小集団活動を実施。前年度の独法評価結果及び当該年度の計画の周知を各課へ周知予定(9月中旬)</p> <p>②-4 技術者との意見交換会として、設計技術検討会を実施(6回)</p> <p>②-5 H25年度技術年報をJAEAホームページ掲載(8/20)製本版は9月中旬納品予定。</p>																						
有効性評価方法	①については、勉強会及び意見交換会の後に参加者に対するアンケートによる調査を実施し、その結果によって評価することとし、それだけでは評価が難しい場合には、関連する②や③の結果も加えて評価する。 ②～⑤については、勉強会、意見交換会が使命感、モチベーションを高める活動として展開し、勉強会・検討会後にはアンケートによる参加意識調査・分析評価を行うとともに、意見交換会の際には、活発な議論が展開され参加者各位の意識の高まりを客観的(第三者的)な視点で確認し、有効であったかを議事録等で評価する。																						
有効性評価の結果	<p>・プシヤール氏講演会、もんじゅ研究計画に関する勉強会、エネルギー基本計画、もんじゅ設計技術検討会、運転・保守技術検討会、勉強会・検討会後にはアンケートによる参加意識調査・分析評価を行うとともに、</p> <p>・それぞれの活動後におけるアンケート結果から、モチベーションの向上に繋がりが、有効な活動であったと評価できる。</p> <p>・職員の自主活動も芽生え、「段取り八分」の習慣が浸透しつつある。</p> <p>以上より、職員の業務に対する使命感とモチベーションを高めるという目標に対して、概ね有効であると評価する。</p>																						

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	3)マイプラント意識の定着と個々人の能力を最大限発揮できる現場力強化への改革【人の改革】		活動方針	② 運転・保守技術の教育訓練、技術力の認定による現場力の向上。																															
対策項目	【対策12】運転・保守技術等に関する教育充実、技術力を認定する制度の確立		実施部署	敦賀本部、人事部、もんじゅ																															
目的	運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、技術者の能力向上を図り、それを維持することを目指す。		達成目標	1. 運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、必要な運転・保守技術等に関する教育・訓練を実施する。																															
実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署	<table border="1"> <tr> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table>		2012年度	2013年度	2014年度	10	10	10	1	1	1	4	4	4	7	7	7	10	10	10	1	1	1	4	4	4	7	7	7	10	10	10
2012年度	2013年度	2014年度																																	
10	10	10																																	
1	1	1																																	
4	4	4																																	
7	7	7																																	
10	10	10																																	
1	1	1																																	
4	4	4																																	
7	7	7																																	
10	10	10																																	
①保守技術者個人ごとの経歴、専門分野、技術的能力、教育訓練実績等に基づき、年間の教育訓練計画を作成する(教育の実施は②)。	①-1 プラント保全部は、保守管理技術をはじめとした保修員に求められる技術的能力を整理し、それを満足するために必要な教育・訓練又は経歴等を明確にする。	短期-1 RCA (4)-②-1d	敦賀本部 もんじゅ	技術力の明確化と教育訓練項目の選定 個人毎の教育・研修実績等の把握 個人毎の育成計画の検討 設定																															
	①-2 プラント保全部及び安全管理課は、保修員毎の業務経歴や教育研修実績等を検討する。	RCA (4)-②-1g	保修計画課 (安全管理課) (敦賀本部研修課)	育成目標の検討 教育方法の検討 実効性のある教育訓練はなっているかの評価方法の検討 育成計画のとりまとめ ▼保全部内レビュー ▼教育委員会レビュー ▼初版制定 ▼教育委員会レビュー ▼改訂																															
	①-3 保守管理業務に係る保修員の業務経歴や教育研修実績等を育成計画に反映する。(旧番号⑥-2)	中期-1	敦賀本部 もんじゅ																																
	a. プラント保全部及び安全管理課は、保守管理業務に係る保修員の育成目標を検討する。(旧番号⑥-2a)	RCA (4)-②-1a	保修計画課 (安全管理課)																																
	b. プラント保全部及び安全管理課は、対策12①-1にて明確にした教育訓練に合わせた教育方法を検討する。(旧番号⑥-2d)	RCA (4)-②-1f	保修計画課 (安全管理課)																																
	c. プラント保全部及び安全管理課は、実効性のある教育訓練になっているかを確認するため、育成の結果を確認する仕組みを検討する。(旧番号⑥-2e)	RCA (4)-②-1h	保修計画課 (安全管理課)																																
	d. プラント保全部及び安全管理課は、検討結果を「保守担当者の育成計画書」(プラント保全部)、「保守担当者の育成要領」(安全管理課)として取りまとめる。(旧番号⑥-2b)	RCA (4)-②-1b	保修計画課 (安全管理課)																																
	e. プラント保全部は、「保守担当者の育成計画書」について教育委員会レビューを受け、部長の承認を得る。安全管理課は、「保守担当者の育成要領」を定める。(旧番号⑥-2h)	RCA (4)-②-1k	保修計画課 (安全管理課)																																

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	3) マイプラント意識の定着と個々人の能力を最大限発揮できる現場力強化への改革【人の改革】		活動方針	② 運転・保守技術の教育訓練、技術力の認定による現場力の向上。		
対策項目	【対策12】運転・保守技術等に関する教育充実、技術力を認定する制度の確立		実施部署	敦賀本部、人事部、もんじゅ		
目的	運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、技術者の能力向上を図り、それを維持することを目的とする。		達成目標	1. 運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、必要な運転・保守技術等に関する教育・訓練を実施する。		
実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署	2012年度 10 1 4 7 10 2013年度 1 4 7 10 2014年度 1 4 7 10		
②教育訓練計画を基に保守技術者の教育訓練を実施するとともに実施状況の評価し、「もんじゅ」の教育委員会においてレビューを実施する(中期に継続実施)。(旧番号⑥)	②-1 a. プラント保全部及び安全管理課は、保修員の教育・訓練のシステム(育成計画)を運用する。(旧番号⑥-2g) b. プラント保全部は、第三者機関又は専門家(学識経験者)より、教育・訓練の仕組みについてレビューを受け、必要に応じて是正及び改善を図る。(旧番号⑥-2f) c. 保修計画課及び安全管理課は、保守技術者の教育訓練の実施状況を評価し、「もんじゅ」の教育委員会においてレビューを実施する。(旧番号⑥-3)	中期-1 RCA (4)-②-1j RCA (4)-②-1i (4)-②-2	敦賀本部 もんじゅ 保修計画課 (安全管理課) 保修計画課 保修計画課 (安全管理課) (敦賀本部研修課)	試行 運用 電力支援者によるレビュー 教育委員会でのレビュー	▼年度実績の確認/次年度計画の設定 ▼年度実績の確認/次年度計画の設定 ▼HEに係るトラブル事例教育	
	②-2 トラブル事例研修に関する教育計画、教育資料の作成を行い、研修を実施する。(旧番号⑥-4) a. 保修計画課は、教育計画を策定し、講師の選任、教育資料の作成依頼を行い、計画に従い実施運営する。(旧番号⑥-4a) b. 品質保証室は、過去のトラブル事例を学ぶ「トラブル事例研修」を計画し、研修を実施運営する。(旧番号⑥-4b) c. 保守担当課は、計画に従い、トラブル事例研修の資料を作成し、研修において事例説明を行う。(旧番号⑥-4c)	RCA (6)-①-2a RCA (6)-①-2b RCA (6)-①-2c	保修計画課 品質保証室 電気保修課 (機械保修課) (施設保全課) (燃料環境課) (安全管理課)	過去のトラブル事例教育の評価 運用を統合	▼実施 ▼実施 ▼実施 ▼実施 ▼実施 ▼実施	▼年度実績の確認/次年度計画の設定 ▼年度実績の確認/次年度計画の設定 ▼HEに係るトラブル事例教育
	②-3 直接要因対策の周知徹底及び教育プログラムへの反映(旧番号⑥-1) a. 保修計画課は、保守管理上の不備に係る直接要因への対策として、次の事項の周知徹底を図る。(旧番号⑥-1a) ・点検計画表に基づく適正な保守管理の重要性について。 ・点検計画表の点検間隔/頻度の起点、管理の考え方について。 ・点検期限を超過する場合の不適合処置方法の考え方及び具体例について。 b. 保修計画課は、上記の教育を継続的に実施するため、教育プログラムへ反映する。(旧番号⑥-1b)	RCA (4)-①-1a RCA (4)-①-1b	保修計画課 (敦賀本部研修課) 保修計画課 (敦賀本部研修課)	▼実施 ▼実施	▼評価	▼プラント保全部教育訓練計画に反映 ▼プラント保全部教育訓練計画に反映 継続実施

「もんじゅ」改革の実績報告(8月末実績及び9月末見込)

基本方針	3)マイプラント意識の定着と個々人の能力を最大限発揮できる現場力強化への改革【人の改革】		活動方針	
	実施要領	実施項目	対策元	詳細な実施部署
対策項目 【対策12】運転・保守技術等に関する教育充実、技術力を認定する制度の確立				実施部署 教賀本部、人事部、もんじゅ
目的 運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、必要な運転・保守技術等に関する教育・訓練を実施する。				達成目標 1. 運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、必要な運転・保守技術等に関する教育・訓練を実施する。
				2012年度 2013年度 2014年度 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 集中改革期間
③保守管理上の不備に係る時系列及び法令・ルールの遵守を題材とした勉強会を実施する。(旧番号②)	③-1 保守管理の不備等を得られた教訓の展開及び教育プログラムへの反映を図る。(旧番号②-1) a. プラント保全部長は、もんじゅや島根発電所の保守管理の不備等を得られた教訓が部内に正しく理解され業務に展開されるように、教育を実施する。(旧番号②-1a) b. 保守担当課は、保守管理に関する教育実施後、実務を通して発生した疑問や提言について、必要に応じて、教育プログラムや仕組み(要領)にフィードバックする。(旧番号②-1b)	短期-2 RCA (6)-②-1a RCA (6)-②-1b	教賀本部 もんじゅ 保修計画課 機械保修課 (保修計画課) (電気保修課) (施設保全課) (燃料環境課) (安全管理課)	保守管理の不備に関する転入者教育、一般教育プログラムへの反映と実施 継続的に実施 改善についての課内会議、アンケート ▼アンケート受領 必要に応じて、部内教育の実施とQMS文書改正の検討を開始
③-2 原子力安全を学ぶ講習・研修会等の企画運営を行う。(旧番号②-2) a. 品質保証室は、保守管理上の不備に係る時系列及び法令・ルール遵守を題材とする検討会を計画し、実施運営する。(旧番号②-2a) b. 保修計画課は、原子力安全を学ぶ講習会、研修、勉強会等を計画する。(旧番号②-2b) ・メーカーの経験・知見等の講演会 ・JEAC4209原子力発電所の保守管理規程、JEAG4210原子力発電所の保守管理指針の理解促進の講演会 ・電気事業者における保全プログラムの運用(対策5①-5で調査を行う)	RCA (6)-③-1a RCA (6)-③-1b	教賀本部 安全品質推進室 (品質保証室) 保修計画課	検討会の計画・運営 10/28-30講演会▼ 講習会の計画・運営 ▼メーカー経験者による保守管理講演会 ▼JEAC4209講演会	評価 評価 ▼
④保守技術者の技術力を認定する制度を構築する。(旧番号③)	④-1 保修計画課は、保守技術者の技術力を認定するような制度を構築する。(旧番号③-1) ④-2 保修計画課は、設計管理要領に明確にした能力を基に、設計管理員認定基準を見直す。(旧番号⑥-2c)	短期-3 RCA拡充 (4)-②-1e RCA (4)-②-1c	教賀本部 もんじゅ 保修計画課 保修計画課	制度の検討 試運用 本運用 検討実施



課題の再整理－14対策から3課題へ整理－

対策	項目数	実施済 (改善継続)	改革活動 として継続
対策1	4	4	—
対策2	3	—	3
対策3	5	5	—
対策4	20	12	8
対策5	6	6	—
対策6	4※	1	2
対策7	2	2	—
対策8	4	4	—
対策9	13	8	5
対策10	6	6	—
対策11	5	5	—
対策12	6	4	2
対策13	3	3	—
対策14	2	2	—
合計	82	62(76%)	20(24%)
新規	8	—	8

【課題1】保守管理体制の再構築と継続的改善 項目数：10

○組織要因1：管理機能の不足
管理者の所掌範囲が過大であるにも関わらず、管理者自らがプレーヤーとなりマネージャーとしての意識が不足していたため、業務の段取りの整備状況や担当者の業務実施状況の確認を自ら行っておらず、保守管理における管理機能が十分に発揮されていなかった。

○組織要因3：保守に係る技術基盤の整備不足
保全計画や点検管理システムが構築途上にあるにも関わらず、保守管理に係る課題に対し本質的な対応（保守管理に係る要領類や保全計画の見直し、点検要領標準化への取組、QMS理解への取組等）が十分でなく、また、これらを実施する要員、体制が不十分であった。

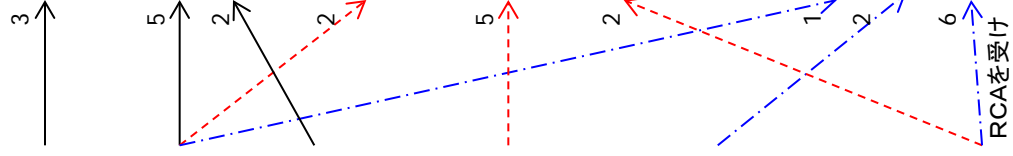
【課題2】品質保証体制の再構築と継続的改善 項目数9

○組織要因2：横串機能の不足
組織としてルール遵守意識が不足しており、これを是正すべき品質保証室等による横串機能が十分に働いていなかった。また、保全プログラム開発等への計画的取組のための調整、管理機能やサポート体制が不足していた。

○組織要因4：安全最優先の意識と取組の不足
点検期限超過等の保守管理状況の実態把握が不足して、現場の安全を最優先とする意識や資源確保等への取組が不足していた。また、過去のRCAの対策取組へのフォローも不足していた。

【課題3】現場技術力の強化 項目数：9

○体制を再構築し、定着を図るための基礎能力の向上と再稼働を見据えた現場技術力の強化



※：集中改革期間以降の中長期的目標1件を含む
RCAを受け再整理

「もんじゅ」改革の実施計画の10月以降の活動の進め方(14対策整理)

実施計画 対策番号	項目	実施済 (改善活動を継続)	改革活動として実施
対策1			
1①	もんじゅ安全・改革本部室の設置	○*	
1②	もんじゅ安全・改革本部会議の運営, もんじゅ安全・改革小委員会の運営	○	
1③	もんじゅ安全・改革検証委員会の開催	○	
1④	もんじゅ全体工程の調整	○	
対策2			
2①,②,③	もんじゅ組織, 支援組織の強化		課題1
対策3			
3①	職員の増員	○*	
3②	H25年度もんじゅ予算の追加措置	○*	
3③	保守点検に必要な予算計画の策定	○	
3④	経営層判断による予算追加配賦の仕組み	○	
3⑤	もんじゅの人員計画の策定	○	
対策4			
4①	保守管理業務支援システムの整備・高度化	○	
4②	保全計画の見直し		課題1
4③	劣化メカニズムに基づく技術根拠の整備		課題1
4④-1	マネジメント実践研修・リスクマネジメント研修の実施	○	
4④-2	ISO9001に係る研修(QMS研修)		課題3
4⑤	メーカー・協力会社との契約手続き見直し	○	
4⑥-1	保全部の部内診断の実施(制度整備済), 外部有識者による保全のPDCAに対する意見聴取		課題2
4⑥-2,3,4	コミュニケーションの強化・円滑化	○	
4⑦-1	保安規定・PP規定に基づく業務の責任者の明確化・効率化	○	
4⑦-2	電力の業務フロー調査に基づく業務の見直し	○*	
4⑦-3	必修計画課の業務整理(保安全管理課と保全計画課の業務整理)		課題1
4⑦-4	業務の整理・チーム内年間業務計画(業務管理表)の作成		課題2
4⑦-5	点検要領書標準化(標準要領書の整備)		課題1
4⑦-6	会議体の整理, 業務フローの作成・見直しの仕組みの整備		課題1
4⑧	保全計画のアクセス管理及び変更箇所妥当性確認の仕組み	○	
4⑨-1	QMS文書改正時のわかりやすくする仕組みの構築	○	
4⑨-2,3	非常業務の計画作成, 課題発生時対応の仕組み改善	○	
対策5			
5①- 1,2,3,4 5②	電気事業者への技術者派遣, 電気事業者からの指導的技術者の受入対応	○	
5①-5	他発電所調査結果の反映	○	
対策6			
6①	メーカーとの連携		課題1
6②	協力会社との連携		課題1
6③	メーカー・協力会社との契約	○	
6④	性能試験後のメーカーとの関係の再構築	—※	—※
対策7			
7①	安全・核セキュリティ機能の強化	○	
7②	コンプライアンス活動, リスクマネジメント活動の一元的展開	○	
対策8			
8①	理事長宣言の発信と安全最優先意識の浸透	○	
8②	理事長提案箱	○	
8③	経営層ともんじゅ職員のコミュニケーション	○	
8④	安全にかかる啓発活動	○	

実施計画 対策番号	項目	実施済 (改善活動を継続)	改革活動として実施
対策9			
9①	品質保証体制強化・品質保証業務担当者を配置		課題2
9②	保安規定と下位文書の整合性確認	○	
9③	保全計画の策定・改正時の審議プロセスの明確化	○	
9④	プラント工程と点検計画の整合性確認の仕組み	○	
9⑤	点検を確実に実施する運用が行われていることの確認の仕組み	○	
9⑥	不適合管理に関する教育		課題2
9⑦	保守管理の実施状況の管理責任者報告・MR		課題2
9⑧-1,2	点検が確実に実施され管理が適切に行われる仕組み	○	
9⑧-3	保全の有効性評価の妥当性確認を受けての要領・教育の仕組みの見直し、勉強会の実施		課題2
9⑧-4	点検期限超過の際の不適合管理手順	○	
9⑨	保守管理体制の増強の評価方法検討と評価、人員計画への反映	○	
9⑩	CAP本格導入		課題2
対策10			
10①	安全文化醸成・コンプライアンス活動の再構築	○	
10②	安全文化醸成活動(小集団)の実施	○	
10③	保安規定解説書の整備・運用	○	
10④	PP規定の教育	○	
10⑤	もんじゅの安全文化醸成活動の定着状況評価	○	
10⑥	法令改正時の下部要領を含めた適合性確認	○	
対策11			
11①	エネルギー基本計画等の勉強会	○*	
11②	もんじゅの運転・保守データ取得の意義検討・テクメモの作成	○	
11③	もんじゅの政策上の位置づけの浸透、機構年度評価のもんじゅの評価の周知	○	
11④	設計技術者と職員の意見交換	○	
11⑤	技術年報の発行	○	
対策12			
12①	保修員の年間教育訓練計画(育成シート)の制度の整備	○*	
12②	保修員の年間教育訓練計画(育成シート)の制度等の運用		課題3
12③	保守管理上の不備に関する勉強会		課題3
12④	保守技術者の技術力認定制度の導入(試運用)	○	
12⑤	運転技術者の教育訓練方法の改善	○	
12⑥	人事評価制度の運用方法の見直し	○	
対策13			
13①	シニア技術者による講習会等	○	
13②	人材データベースの整備	○	
13③	技術専門職の設置	○	
対策14			
14①②	もんじゅ運転保守データベースの作成・活用	○	
新規			
	不適合管理委員会等の改善		課題2
	所長や所幹部による現場巡回		課題2
	担当者が現場に足を運べる環境整備		課題3
	メーカー・協力会社の作業員の現場作業環境の改善		課題3
	法令要求のある資格取得の促進		課題3
	運転再開を見据えた運転員の育成		課題3
	JEAC4209,JEAG4210の情報収集と保修員への教育		課題3
	保修担当者のOJTプログラムの構築		課題3
		* : 継続せず終了	
		※ : 集中改革期間以降の中長期的目標	

【課題1】保守管理体制の再構築の仕上げ				:第2ステージ中に集中して実施する対策							
項目分類	実施項目	旧実施計画対策番号	実施部署	2013年度		2014年度			2015年度		
				10	1	4	7	10	1	4	7
				集中改革期間			改革第2ステージ				
保守計画の見直し	① 建設段階の「もんじゅ」に適した保守計画となるよう現行点検計画を見直す。 また、技術根拠に基づく見直し等について長期改善計画を作成し、計画的に実施する。 ② 機器の機能要求の有無を整理し、機器の保全重要度、劣化要因等を考慮した、技術根拠を整備する。	4②	プラント保全部	▼Rev15改正 保全計画の見直し		▽改正			▽評価		
				点検計画の基本事項見直し等		継続的見直し 保安規定に低温停止中の機能要求がある設備について技術的根拠に基づく見直し					
				長期改善計画の策定・見直し							
		4②	プラント保全部								
		4③	プラント保全部	技術根拠整備 (低温停止中に保安規定において機能要求がある設備)		要領作成 根拠整備 (その他の設備)					
保守計画関連システムの改良	① 点検期限に関して警告機能等をもった保守管理業務支援システムを整備し運用する。また、保守担当者の意見を確認しつつ改良高度化、及び他の保守関係システムとの連携等による機能強化を図る。 ② 所長承認後の保守計画及び電子データの管理方法を定めQMS文書に規定し、管理する。	4①	プラント保全部	試運用		保守管理業務支援システムの運用・機能強化			以降通常業務として実施		
				要領制定		要領に基づく実施			以降通常業務として実施		
		4⑧	プラント保全部								
業務内容見直し、標準化、責任体制の明確化等	① 保守計画課の業務整理(保安全管理課と保守計画課の業務整理)を行う。 ② 点検要領書標準化(標準要領書の整備) ③ 会議体の整理、業務フローの作成・見直しの仕組みの整備 ④ 電力の業務フロー調査に基づく業務の見直し ⑤ 他発電所調査結果の反映	4⑦-3	プラント保全部	▼組織改正		要領改正			▽評価		
				検討		その他の要領書見直し			次年度計画への反映		
				計画策定		自ら行う点検の要領書見直し					
				業務フローの検討・作成、見直しの仕組みの構築		運用状況のフォロー					
				電力の調査、不足している業務フローの作成							
		5①-5	プラント保全部	電力の調査、調査結果の業務への反映		通常業務で対応					
保守管理体制の強化とその評価方法の検討	① 保守管理体制及び品質保証体制の再構築と新規基準対応等のため、原子力機構内他拠点等からの異動と実務経験者採用により、プロパー職員を担当する部署に投入する。 ② もんじゅ組織を運転・保守に専念できる組織の改組する。また、理事長直轄とする。 もんじゅ組織の改組に合わせて、全体計画立案、許認可対応等の技術的支援、渉外、電力情報等の収集・展開等の業務を担当する支援組織を発足する。 ③ 保守管理体制の増強の効果について評価する方法を検討する。検討結果に基づき評価を行い、人員計画への反映を行う。	3①	敦賀本部 もんじゅ 人事部	▼人事異動 ▼配属					▽評価		
				▼改正		▼申請			▽改正		
				組織検討・改正手続き		再改正検討・準備			理事長直轄体制の運用、必要に応じ体制の再検討(RCA対応)		
				組織検討・改正手続き		再改正検討・準備			もんじゅ/支援センター間の会議体運用		
		2②,③	もんじゅ 支援センター	▼改正		▼申請			▽改正		
		9⑨	プラント保全部	増員の効果の調査・評価方法の検討		通常業務で対応					
メーカー・協力会社との連携	① 保守計画、技術継承等の検討・調整課題について、メーカーの総力を結集できる体制の具体化を図り、調整業務のあり方を検討する。 ② 代表的な設備の点検工事及び定期事業者検査準備における業務分担・役割など、協力会社との連携強化の在り方を検討する。 ③ 上記①、②に対する体制及び契約内容を検討し、平成26年度から逐次具体化する。 ④ メーカー・協力会社体制の見直しを基に、契約手続を合理化し、随意契約基準の見直し、複数年契約・一括契約等を実現する。	6①	敦賀本部 もんじゅ	契約内容検討・調整業務体制検討		連携タスクフォースへの協力会社の参画			▽状況確認		
				契約内容検討・連携強化策検討		技術力向上に向けた対策の具体化とその実施			検討を継続(①で実施)		
				契約方法検討		契約手続き			以降通常業務として実施		
				契約基準の検討、契約手続き		以降通常業務として実施					
		6②	敦賀本部 もんじゅ 契約部								
		6③	敦賀本部 もんじゅ 契約部								
		4⑤	敦賀本部 もんじゅ 契約部								
電気事業者からの技術協力・支援	① 電気事業者の指導的技術者を受け入れる。 ② 電気事業者の原子力発電所へ機構職員を派遣する。	5①	敦賀本部 もんじゅ 人事部	指導的技術者の受入、電気事業者のプラント調査		以降通常業務として実施					
				機構職員の派遣準備、派遣		以降通常業務として実施					
		5②	敦賀本部 もんじゅ 人事部								

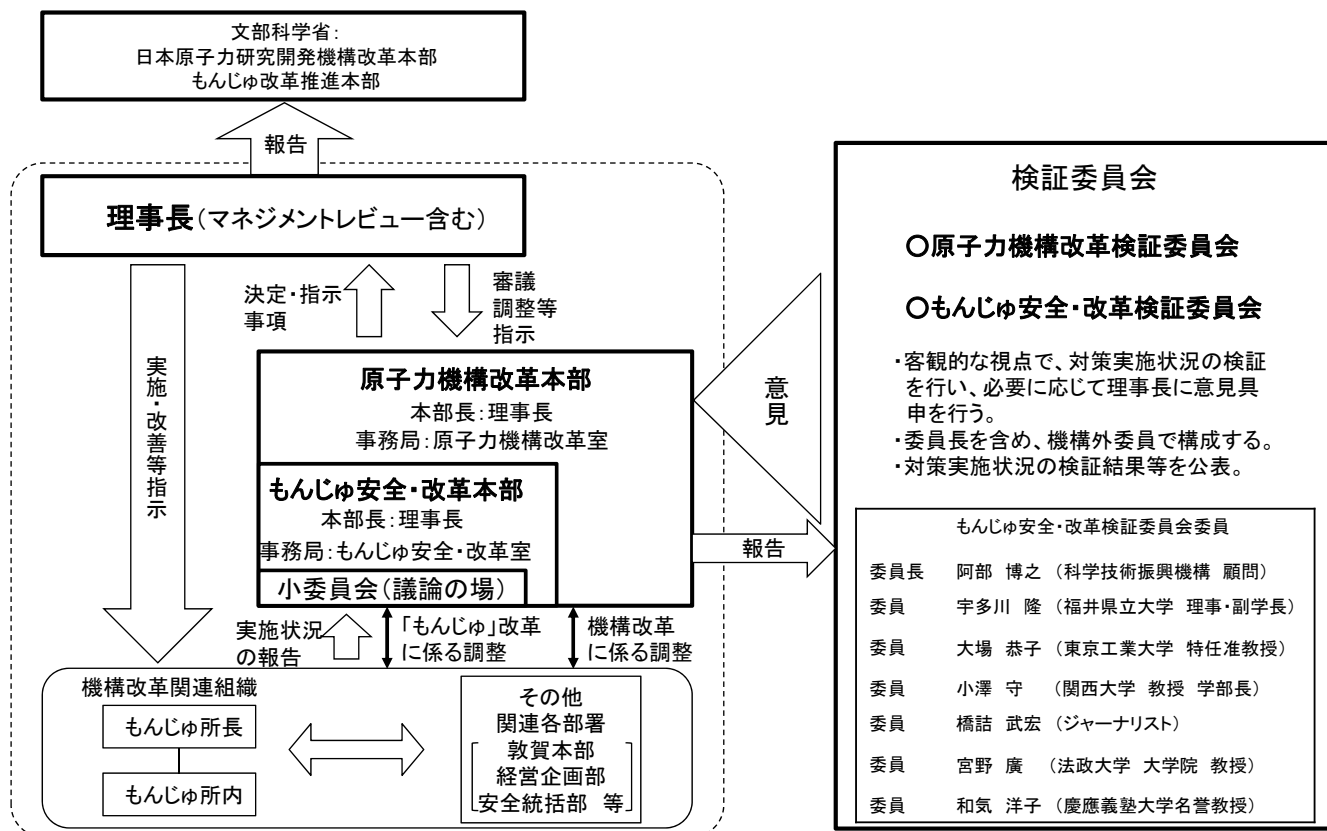
【課題2】品質保証体制の再構築の仕上げ				第2ステージ中に集中して実施する対策							
項目分類	実施項目	旧実施計画対策番号	実施部署	2013年度			2014年度			2015年度	
				10	1	4	7	10	1	4	7
				集中改革期間			改革第2ステージ				
品質保証体制の強化	① 品質保証室の増員及び担当副所長の配置により品質保証体制を強化する。各室課へ品質保証業務の担当者を配置し、品質保証担当者が行うべき業務の明確化を図る。	9①	品質保証室 各室課	品質保証室増員			品質保証担当副所長配置	品質保証担当者配置	課題の抽出と改善	定期的な確認	評価
業務管理の仕組みの強化	① 各室課の業務整理結果に基づき、チーム内年間業務計画(業務管理表)を作成し、進捗状況の確認及び課題の発生等の管理に用いる。また、業務管理票管理マニュアル(仮称)を制定する。	4⑦-4	各室課 (技術総括課)	業務の整理、業務分擔表、機能組織図の作成			仕組みの検討	管理表作成・課題の抽出		運用・改善	評価
内部監査の仕組みの導入	① 保全部の部内診断を実施し、保全のPDCAが確実に機能していることを確認する。	4⑥-1	プラント保全部				策定	運用準備	部内診断実施	継続的な実施	評価
	もんじゅ内全課室に業務診断の仕組みを導入する。	4⑥-1 (継続)	各室課 (品質保証室)	仕組みの検討・「法規性及び有効性確認マニュアル」策定					外部有識者の意見聴取	全課室への展開準備	全課室への展開
不適合管理に係る改善	① CAP本格導入(CAP情報連絡会・是正措置確認会の実施)	9⑩	品質保証室				導入	試運用・要領書作成	正式運用	継続的な実施	評価
	② 不適合管理委員会・不適合処置フロー等の改善	新規	品質保証室					改善検討		継続的な実施	
	③ 不適合管理に関する教育を実施する	9⑥	プラント保全部					H26年度教育内容検討・計画策定	教育		
	④ 保全の有効性評価の妥当性確認を受けての要領・教育の仕組みの見直し、勉強会の実施	9⑧-3	プラント保全部	過去に実施した保全の有効性評価の妥当性確認					確認結果の周知教育	継続的な実施	
QMSに基づく業務の改善	① QMS文書を制定・改正する際に、より分かりやすく具体的なQMS文書になるよう仕組みを構築する。また、会議体における審議事項を明確化する。	4⑨-1	品質保証室	要領改正			要領改正		要領改正	以降継続運用	
	② 非定常業務の計画作成、課題発生時対応の仕組みを改善する。	4⑨-2,3	品質保証室 運営管理室	要領改正				運用状況の確認		以降継続運用	
	③ プラント工程と点検計画の整合性確認の仕組みを整備する。	9④	運営管理室					工程管理要領の改正検討		以降継続運用	
	④ 保守管理(保守管理目標)の実施状況報告の仕組みを策定し、四半期毎に管理責任者に報告する。また、電力を参考とし理事MRの仕組みを改善する。	9⑦	品質保証室 プラント保全部	要領改正				仕組みの整備、管理責任者報告の実施、MR対応		適切な運用(報告内容の質)のための仕組みの検討	評価
	⑤ 保安規定・PP規定に基づく業務の責任者を明確にする。	4⑦-1	品質保証室 危機管理室	要領改正						以降継続運用	
	⑥ 保安規定と下位文書との整合性を確認する仕組みを改善する。	9②	品質保証室	要領改正						以降継続運用	
	⑦ 保全計画の策定・改正時の審議プロセスの明確化 ・技術検討会による審議 ・保安管理専門委員会による審議	9③	プラント保全部 品質保証室					要領の改正・運用		以降継続運用	
	⑧ 点検を確実に実施する運用が行われていることを「保全計画作業実績管理要領」等に基づき確認する。	9⑤	プラント保全部	要領改正						以降継続運用	
	⑨ プラント工程が変更の際に、保全計画に基づく点検が定められたプロセスに則して実施、点検されることを確認する。また、点検期限超過の際の不適合管理手順を定める。	9⑧-1,2,4	プラント保全部 品質保証室	要領改正						以降継続運用	
	⑩ 保安規定解説書を作成・整備し、保安規定・QMS文書の教育に活用する。	10③	品質保証室	計画書策定				解説書の作成・整備		以降運用	
	⑫ 法令改正時の下部要領を含めた適合性確認を行う仕組みを構築する。	10⑥	プラント保全部	要領改正				要領改正		要領の改正・運用	以降継続運用
	コミュニケーションの強化	① 双方向のコミュニケーション活動の展開を図り、経営層と「もんじゅ」現場との確実なコミュニケーションを行える仕組みを検討する。	4⑥-2,3,4	プラント保全部	要領改正					仕組みの整備、運用	以降通常業務として実施
安全文化醸成・コンプライアンス活動	① 安全文化醸成・コンプライアンス活動	10①-⑤	敦賀本部 安全・核セキュリティ統括部						活動の検討・実施	以降通常業務として実施	
	② 安全・核セキュリティ機能の強化、コンプライアンス活動、リスクマネジメント活動の一元的展開	7①②	安全・核セキュリティ統括部 総務部				組織改正		組織改正検討・運用	以降通常業務として実施	
	③ 安全最優先の意識の浸透	8	安全・核セキュリティ統括部						安全最優先の意識の浸透	以降通常業務として実施	
	④ 所長や所幹部による現場巡回	新規	もんじゅ						制度化	改善 本格的実施	

【課題3】現場技術力の強化				:第2ステージ中に集中して実施する対策					
項目分類	実施項目	旧実施計画対策番号	実施部署	2013年度		2014年度		2015年度	
				10	1	4	7	10	1
				集中改革期間		改革第2ステージ			
技術力強化に向けた整備	① 担当者が現場に足を運べる環境整備	新規	プラント保全部						▽評価
	② メーカー・協会の作業員の現場作業環境の改善(コミュニケーションを図れるスペースの整備等)	新規	もんじゅ						▽評価
計画的な作業員等の育成	① もんじゅの人員計画の策定	3⑤	もんじゅ						▽評価
	② 保修員の年間教育訓練計画(育成シート)の制度の整備	12①	プラント保全部						
	③ 保修員の年間教育訓練計画(育成シート)の制度等の運用	12②	プラント保全部						
	保修担当課はOJTプログラムを構築する。そのための要領を整備する。	新規	プラント保全部						
	研修課は保全教育担当と研修プログラムの検討・改善を行う。	新規	研修課						
	運転再開を見据えた運転員の育成	新規	もんじゅ						
	④ 保守技術者の技術力認定制度の導入	12④	プラント保全部						
	⑤ 運転技術者の教育訓練方法の改善	12⑤	プラント管理部						
	⑥ ISO9001に関する研修(QMS研修)	4④-2	品質保証室						
	JEAC4209,JEAG4210の情報収集と保修員への教育	新規	プラント保全部						
	法令要求のある資格取得の促進	新規	もんじゅ						
	⑦ マネジメント実践研修・リスクマネジメント研修の実施	4④-1	敦賀本部 人事部 もんじゅ						
⑧ 保守管理上の不備に関する勉強会	12③	プラント保全部							
モチベーションの向上等	① エネルギー基本計画等の勉強会	11①	もんじゅ総括調整Gr						
	② もんじゅの運転・保守データ取得の意義検討・テクメモの作成	11②	もんじゅ総括調整Gr						
	③ もんじゅの政策上の位置づけの浸透、機構年度評価のもんじゅの評価の周知	11③	運営管理室						
	④ 設計技術者と職員の意見交換	11④	運営管理室						
	⑤ 技術年報の発行	11⑤	運営管理室						
	⑥ 人事評価制度の運用方法の見直し	12⑥	人事部 敦賀本部労務課						
シニア技術者による技術指導等	① シニア技術者による講習会等	13①	品質保証室						
	② 人材データベースの整備	13②	品質保証室						
	③ 技術専門職の設置	13③	プラント保全部						
	④ もんじゅ運転保守データベースの作成・活用	14①②	技術課						
	⑤ 保全計画、技術継承等の検討・調整課題について、メーカーの総力を結集できる体制の具体化を図り、調整業務のあり方を検討する。(再掲)(技術力強化の観点)また、協力会社の技術力強化を図る。	6①、② (再掲)	もんじゅ						▽評価

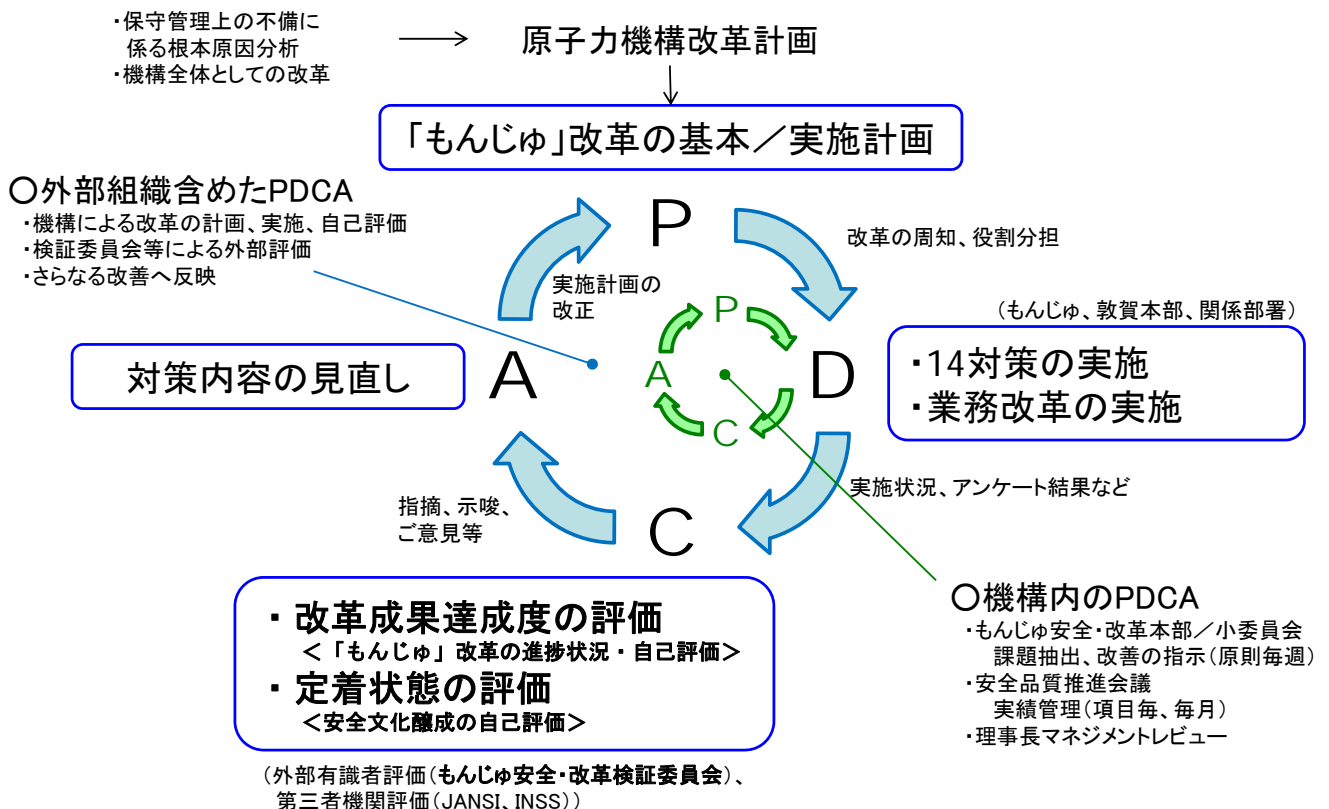
「もんじゅ」改革の自己評価

独立行政法人日本原子力研究開発機構

「もんじゅ」改革の実施体制



フェーズ	平成25年10-12月 A	平成26年1-3月 B	平成26年4-6月 C	平成26年7-9月 D
集中改革期間	実施(D) 評価(C)			
計画(P)				
確認すべき視点	<ul style="list-style-type: none"> 計画立案と体制整備 保守管理不備対応 	<ul style="list-style-type: none"> 実績の積み重ね 4月の組織再編準備 	<ul style="list-style-type: none"> 実績の積み重ね 成果が確認される時期 	<ul style="list-style-type: none"> 実績の積み重ね 成果の評価と定着
検証委	▽H25/12/16 第1回検証委員会	▽H26/3/3 第2回検証委員会		▽H26/7/18 第3回検証委員会 H26/9/25▽ 第4回検証委員会



「もんじゅ」改革の進捗状況・自己評価

「もんじゅ」改革の課題、基本方針と対策項目

○ 「もんじゅ」改革は14項目の対策に基本計画と実施計画を定めて推進

課題	基本方針 (3項目)	対策項目 (14項目)
① 強力なトップマネジメントにより安全最優先の徹底 ② 安全で自立的な運営管理を遂行できる組織・管理体制の早急な確立 ③ 安全な運営管理を着実に実施できるマネジメント能力の改善	【体制の改革】 発電プラントとして自立的な運営管理体制を確立	【対策1】理事長を本部長とする「もんじゅ安全・改革本部」による改革の推進
		【対策2】「もんじゅ」組織、支援組織の強化
		【対策3】トップマネジメントによる安全確保のための経営資源の集中投入
		【対策4】保守管理方法、業務の進め方の見直し
		【対策5】電力会社の運営管理手法の導入
		【対策6】メーカー・協会社との連携強化
① 強力なトップマネジメントにより安全最優先の徹底 ④ 安全最優先を徹底できる組織風土への再生	【風土の改革】 安全最優先の組織風土への変革	【対策7】安全統括機能、リスクマネジメント及びコンプライアンス活動の強化
		【対策8】安全最優先の意識の浸透
		【対策9】保守管理体制・品質保証体制の強化
		【対策10】安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築
⑤ 高い技術力の育成、モチベーションの高揚	【人の改革】 マイプラント意識の定着と個々人の能力を最大限発揮できる現場力強化への改革	【対策11】「もんじゅ」を運転する意義の浸透、マイプラント意識の定着
		【対策12】運転・保守技術等に関する教育充実、技術力を認定する制度の確立
		【対策13】原子力機構やメーカーのシニア技術者による技術指導
		【対策14】「もんじゅ」の運転・保守から得られる技術を蓄積し、技術継承を図る

○「体制、風土、人の改革」に対する14対策は、各対策の達成目標と進捗状況により、以下の4段階※で評価する。

優
良
可
課題あり

※明瞭性の観点から4段階評価の表現見直し

対策項目	7月評価	9月評価
【対策1】理事長を本部長とする「もんじゅ安全・改革本部」による改革の推進	良	良
【対策2】「もんじゅ」組織、支援組織の強化	課題あり	可
【対策3】トップマネジメントによる安全確保のための経営資源の集中投入	良	良
【対策4】保守管理方法、業務の進め方の見直し	課題あり	課題あり
【対策5】電力会社の運営管理手法の導入	優	優
【対策6】メーカー・協力会社との連携強化	可	良
【対策7】安全統括機能、リスクマネジメント及びコンプライアンス活動の強化	可	良
【対策8】安全最優先の意識の浸透	良	良
【対策9】保守管理体制・品質保証体制の強化	課題あり	課題あり
【対策10】安全文化醸成活動、コンプライアンス活動の再構築	可	可
【対策11】「もんじゅ」を運転する意義の浸透、マイプラント意識の定着	良	良
【対策12】運転・保守技術等に関する教育充実、技術力を認定する制度の確立	良	良
【対策13】原子力機構やメーカーのシニア技術者による技術指導	良	良
【対策14】「もんじゅ」の運転・保守から得られる技術を蓄積し、技術継承を図る	良	良

改革以前の姿	「もんじゅ」改革の成果
<ul style="list-style-type: none"> 相次ぐ事故・トラブルへの対応や、限られた予算の中で、経営や「もんじゅ」幹部が裁量を十分に発揮できない側面もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「もんじゅ安全・改革本部」を設置し、改革を理事長が直接指揮できる体制を整備し、14の対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒もんじゅ安全・改革本部、もんじゅ安全・改革室の設置(H25/10/1) ⇒もんじゅ安全・改革本部会議(本部長:理事長)(計38回開催、直近H26/9/19) 平成25年度第3回保安検査結果を受けて、保全計画改善・検討小委員会(現もんじゅ安全・改革小委員会)を設置し、保全計画の見直し等の指揮、進捗管理を実施 <ul style="list-style-type: none"> ⇒小委員会(委員長:理事長)(計31回開催、直近H26/9/19) 改革の進捗のフェーズごとに、外部検証委員会で改革の進捗及び定着状況を検証。改革の成果の定量化と自己評価の実施、関連会社も含めた目標の共有等の助言を受け、適宜、改革に反映。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒もんじゅ安全・改革検証委員会(H25/12/16、H26/3/3、7/18、9/25)
対策の狙い	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> 理事長の直接指揮による「もんじゅ」改革の推進。 	<p style="text-align: center;">今後も改革を推進し、その定着の確認が必要。「良」</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長を本部長とする「もんじゅ安全・改革本部」を設置して改革を推進し、発生した課題に対してトップマネジメントによって迅速に対応した。 今後も改革を推進するため、「もんじゅ安全・改革本部」を存続する。
達成目標	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> 「もんじゅ安全・改革本部」を設置し、改革を理事長が直接指揮できる体制を整える。 外部検証委員会で改革の進捗及び定着状況を検証する。 「もんじゅ」の全体工程を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年10月の組織再編において、「もんじゅ」を理事長直轄の組織とし、強力なトップマネジメントにより「もんじゅ」改革を加速する。 保安措置命令解除後においては、理事長主導の下、「もんじゅ」に係る全ての取組を俯瞰し、「もんじゅ」再稼働に向けた基本方針等をまとめる。

改革以前の姿

・許認可対応、性能試験対応、行政庁や自治体等の外部対応などのための「もんじゅ」支援体制が不十分(現場における業務負担増により運転・保守業務がおろそかとなる懸念)

対策の狙い

・もんじゅが運転・保全に集中でき、もんじゅの課題、問題点等が経営層にまで共有・審議されるような体制とする。

達成目標

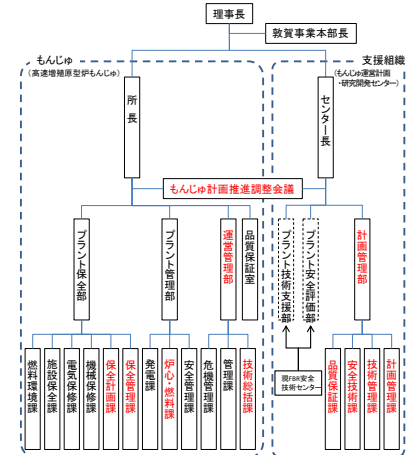
・もんじゅが運転・保全に集中でき、全体計画、許認可対応、研究開発等を着実に推進するために、もんじゅの課題、問題点等が経営層にまで共有・審議され、速やかに対応される体制を整える。

「もんじゅ」改革の成果

・「もんじゅ」を理事長直轄の組織にするとともに、「もんじゅ」を運転・保守に専念させるため、「もんじゅ」から運転・保守以外の業務を分離した上で「もんじゅ」を支援する組織を別に設置。

・保安規定変更命令に対して昨年12月に認可申請した保安規定変更の中で実施することとしていたが、本年4月に予定していた原子力機構全体の組織再編と同時期の再編には間に合わず。
→ 本年3月、認可申請を取り下げ。

・「もんじゅ」を理事長直轄とする等の組織再編は、改革を加速させるために有効であることから、保安規定変更命令に対する対応とは切り離し、本年10月の再編に向け、同8月に申請。



自己評価

遅れて組織再編し、RCA結果によっては再度組織再編の可能性。「可」

・本年10月に、理事長直轄により「もんじゅ」の運転及び保守に専念できるよう組織再編を実施。

・RCA結果によっては再度組織再編が必要となる可能性がある。今後、組織が有効に機能できるようフォローアップが必要である。

今後の課題

・保安規定違反の指摘に係る要因を十分検討し、再発防止を徹底する観点から必要に応じ体制を見直す。

改革以前の姿

・トップマネジメントによる経営資源の適切な配分見直しなどにおいて、経営としての対応が必ずしも十分でなかった。

対策の狙い

・もんじゅの運営管理を確実に実施するために必要な経営資源の確保方策を構築する。

達成目標

・必要予算計画の策定と必要要員を検討し、経営資源の確保方策を構築する。また、所長裁量を超える場合は経営判断を仰ぐために適切に対応する。

・必要な要員、予算等を充当する。

「もんじゅ」改革の成果

・トップマネジメントにより「もんじゅ」の運営管理を確実に実施するために必要な経営資源を投入した。

- 人材
 - ・「もんじゅ」幹部並びに他拠点からの異動(40名)
 - ・実務経験者の中途採用(22名)等
 - 今後「もんじゅ」における経験・知見等を積んでいく必要はあるが、これらの人材投入による体制強化によって、業務の品質向上を追求できるようになりつつある。
- 予算
 - ・理事長裁量財源の仕組みの構築
 - ・「もんじゅ」関係の安全強化に関する予算の追加措置(平成25年度:約24億円、平成26年度:約10億円)

自己評価

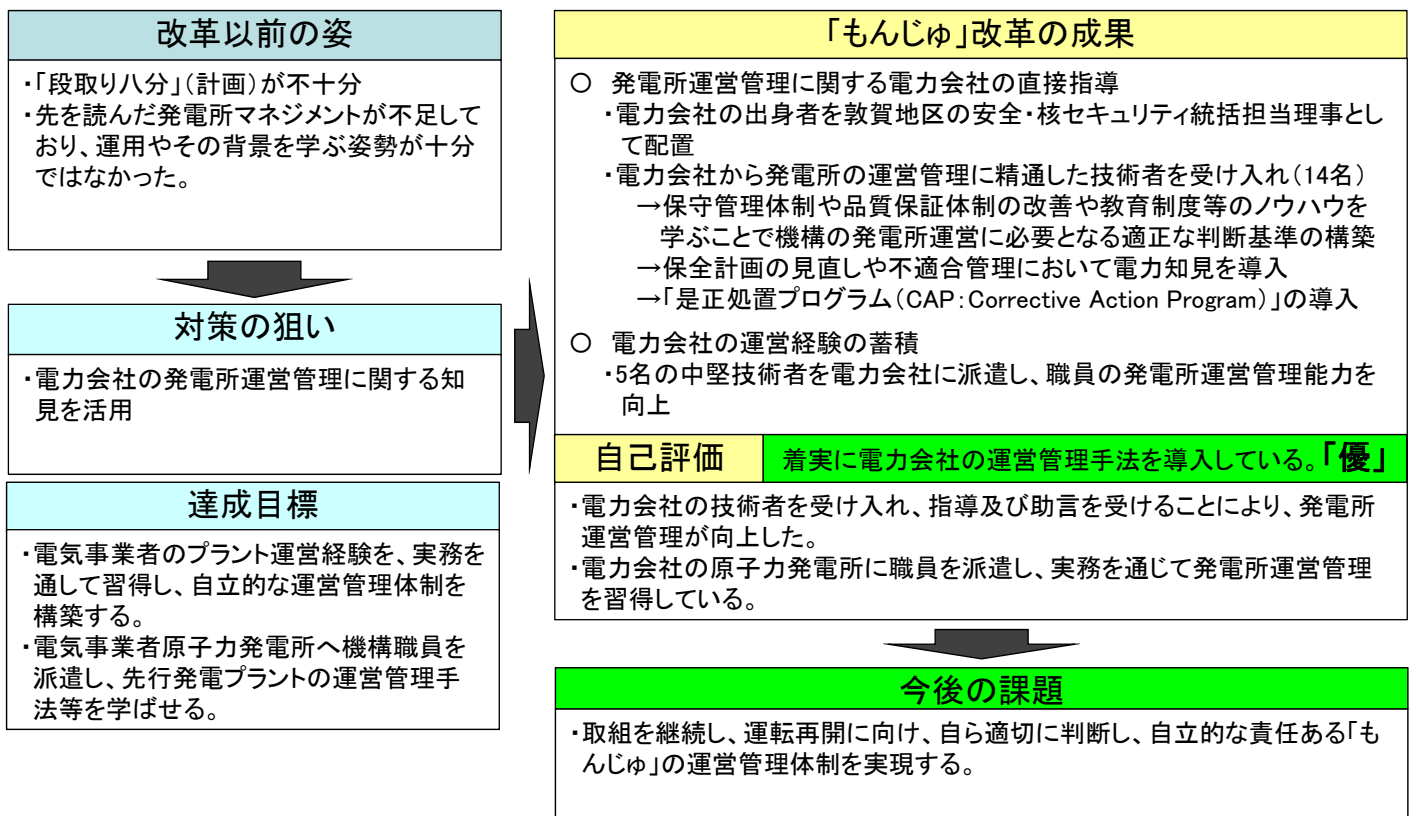
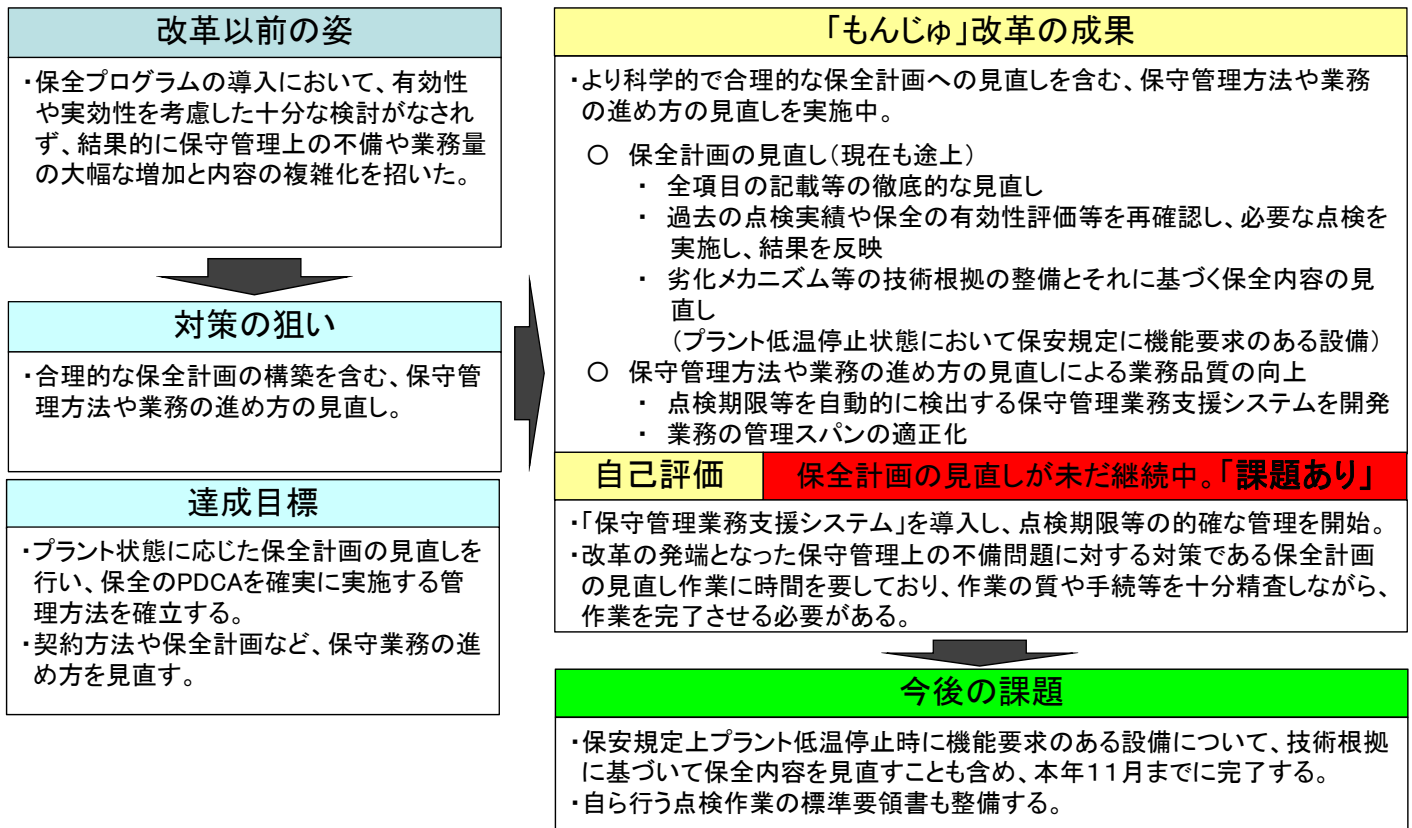
経営資源確保の努力を今後も継続する必要。「良」

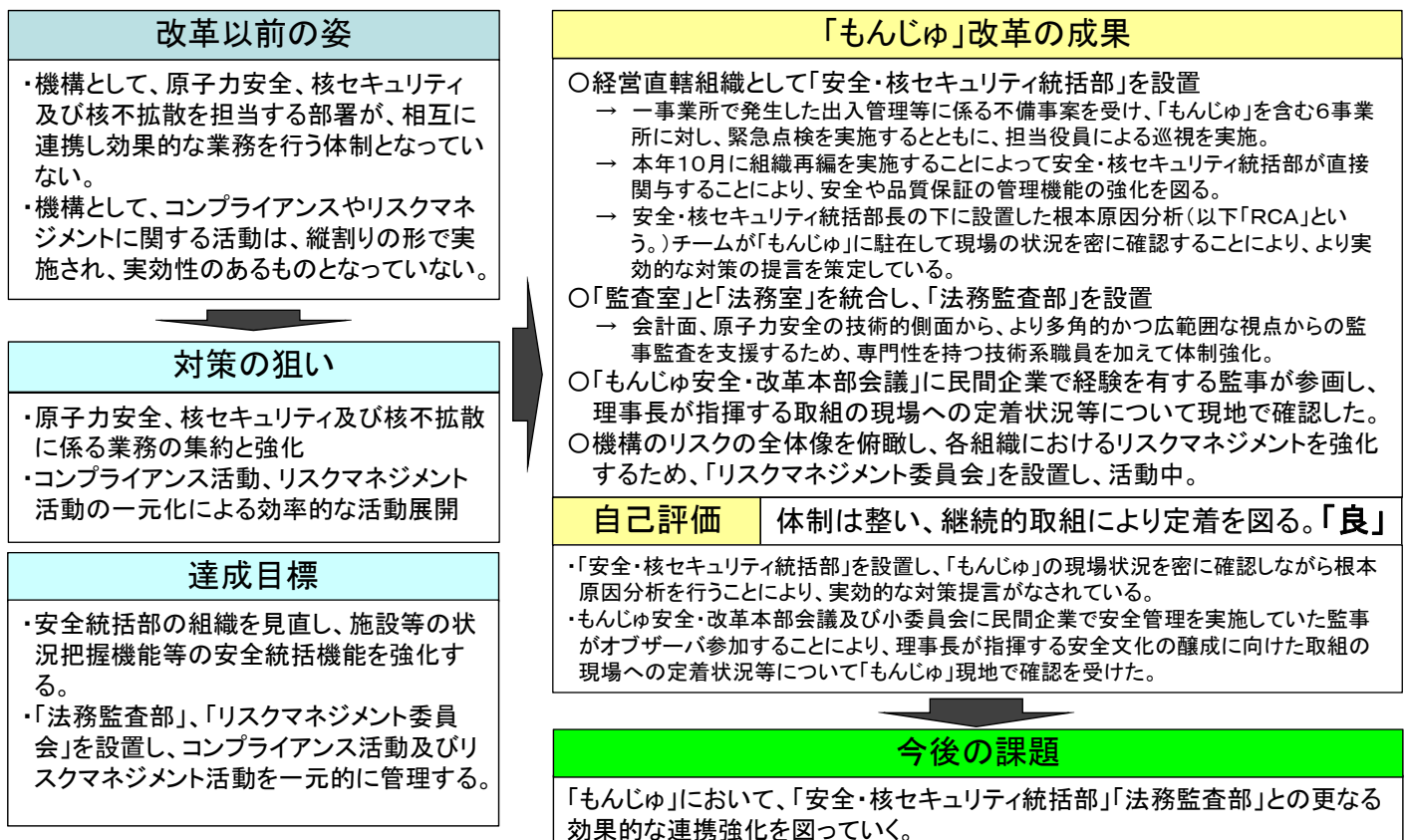
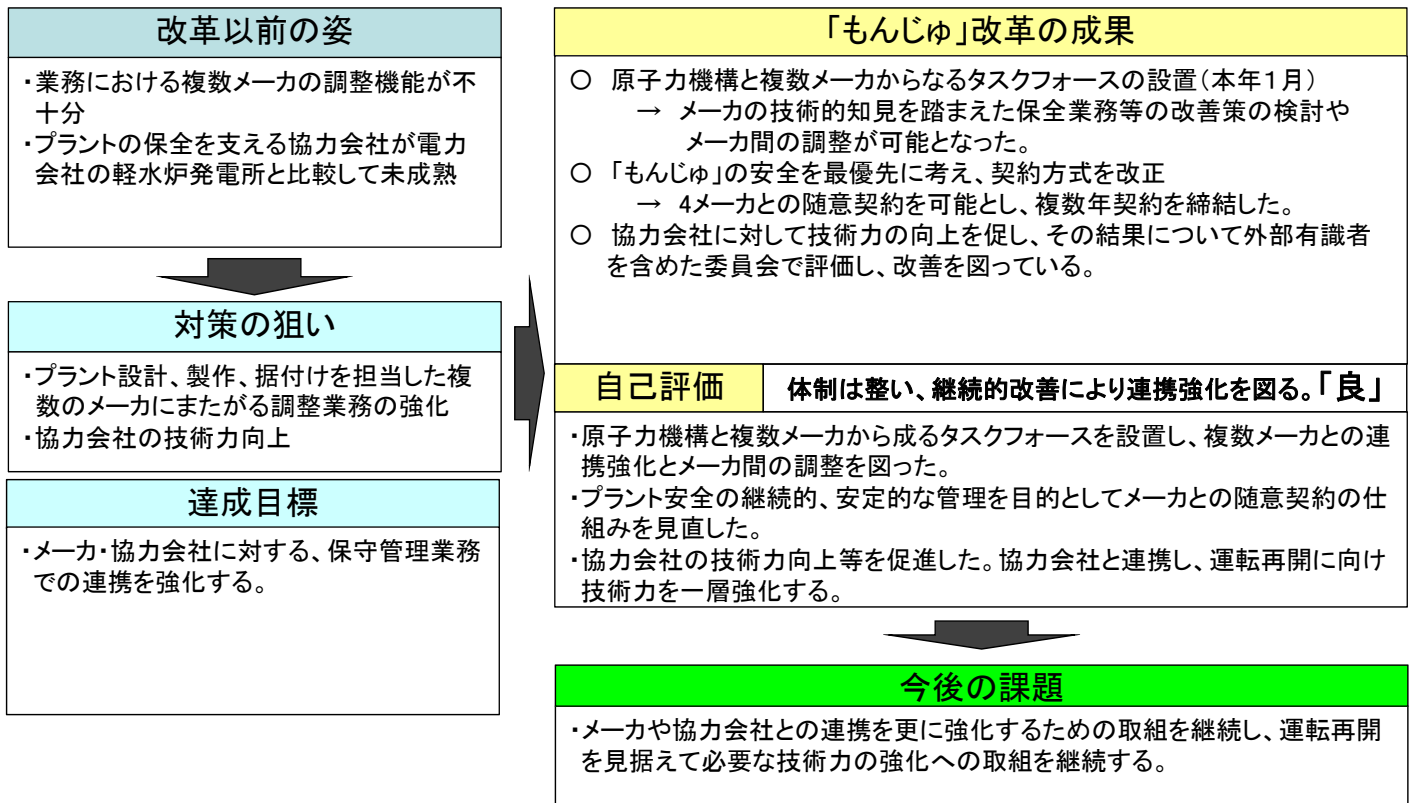
・トップマネジメントによって経営資源を集中的に投入し、保守管理に必要な人員を配置し、業務負担を軽減した。

・今後も適切に経営資源の確保の努力を継続する必要がある。

今後の課題

「もんじゅ」の安全確保に必要な予算及び要員の確保について、現場の状況に応じて適切な対応を継続していくとともに、投入した資源を現場の安全確保や技術力の向上に着実に活かしていく。





<h3>改革以前の姿</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ・トップマネジメントによる安全やコンプライアンスの現場への周知・徹底などにおいて、経営としての対応が必ずしも十分ではなかった。
<h3>対策の狙い</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ・経営と現場の相互理解を深め、安全を最優先する意識を役職員が共有し、安全意識の浸透を図る。
<h3>達成目標</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化の向上に係る理事長宣言及び方針等を現場に浸透させるとともに、現場からの意見をフィードバックできる仕組みや安全意識浸透のための啓発活動の実施。 ・理事長や経営層と現場のコミュニケーションの円滑化、モチベーションの向上等を図るための取り組みの実施。

<h3>「もんじゅ」改革の成果</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○経営と現場の相互理解の促進、安全を最優先とする意識の共有及び安全意識の浸透を図る活動を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・理事長と職員の直接対話(計30回(うち所長15回同席)、述べ226名) ・所長と職員の直接対話(計25回、延べ190名) ○トップダウンとボトムアップを有機的に機能させた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保を最優先とするメッセージの浸透 ・安全文化に対する現場の課題についての実態の把握 ・理事長と現場職員との相互理解の深化 ・職員からの意見・要望に対して具体的に対応 ○現場からの改善意見として所長に対し、132名から196件の意見も寄せられ、改善活動に取り入れた。 ○意識調査等により安全文化の各要素について、調査したところ、全ての安全文化の要素が維持又は改善傾向にあることを確認した。 	
<h3>自己評価</h3>	意識改革は進んでいるが、継続的取組が必要。「良」
<ul style="list-style-type: none"> ・経営層と現場の直接対話等、トップダウンとボトムアップを有機的に組み合わせた活動により、安全を最優先とする意識の浸透が図られつつある。 ・安全文化醸成の評価では、全ての安全文化の要素について維持又は改善傾向を示した。 	
<h3>今後の課題</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ・QMSに従った業務遂行の習慣が根付いていないことから、法令や規定等の遵守に重点を置いて、今後も安全文化醸成に係る改善活動を継続する必要がある。 	

<h3>改革以前の姿</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ・保全計画策定・変更時の検討が不十分 ・点検実績・期限の確認が不十分 ・点検計画の進捗管理が不十分 ・プラント工程検討時の点検計画への影響の確認が不十分 ・保全の有効性評価の技術的検討に対する対応が不十分 ・保全計画に関する教育・技術能力が不十分
<h3>対策の狙い</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ・保守管理業務を確実に実施できる体制及び制度を強化し、適切に運用すること。
<h3>達成目標</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ・保守管理体制及び品質保証体制を強化する。

<h3>「もんじゅ」改革の成果</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○直面している保守管理上の不備の問題を着実に解決するための体制の整備と管理スパンの適正化を図り、組織マネジメントを強化。対策4とあわせて保全計画を見直すとともに、日々の保全活動を改善中。 <ul style="list-style-type: none"> ・プラント保全部の人員を25名増員(保守管理不備の問題発覚時と比較) ・プラント保全部を指揮する担当所長代理を明確化(昨年10月) ・プラント保全部長を補佐する管理職を2名追加配置(本年6月) ○品質保証体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全と品質保証の経験豊富な者を担当副所長として追加配置(本年6月) ・「もんじゅ」で発生する機器等の不具合やその管理について、所長以下の全管理職で情報を共有し、不適合を検討する仕組みとして電力会社の実例を参考に「是正処置プログラム(CAP: Corrective Action Program)」を導入。 	
<h3>自己評価</h3>	保守管理体制及び品質保証体制の再構築が途上。「課題あり」
<ul style="list-style-type: none"> ・QMSに従った業務遂行の習慣が十分に根付いておらず、集中改革期間中の保安検査において保安規定違反との指摘を受けたことから、体系的で使いやすいQMSへの継続的な改善が必要。 ・品質保証室を強化し、QMSの改善と「もんじゅ」横断的なチェック・監督機能(横串機能)を強化する必要がある。 	
<h3>今後の課題</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ・保全計画の見直し作業については、過去の点検実績や保全の有効性評価等を再確認した上で必要な点検を実施するとともに、保安規定上プラント低温停止時に機能要求のある設備について技術根拠に基づいた保全内容に見直し、保安措置命令に対する報告の再提出を行う。 ・保安規定変更命令に対する変更認可を申請し、必要なQMS文書を見直す。 ・今後は、迅速で確実な不適合処置及び是正処置の実施並びに品質保証活動の実施状況について自主的な内部監査等によりQMSルール遵守の監視を強化し、組織文化として定着させる。 	

<p>改革以前の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に関するコンプライアンス意識が社会の認識と乖離、職場で問題を共有する意識が希薄、自ら課題を認識し改革に取り組む姿勢に乏しいなど、組織の体質改善が不十分であった。
<p>対策の狙い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「もんじゅ」における安全文化醸成活動を総点検し、実効性を高めた活動に改善すること。
<p>達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成活動の総点検を活動計画に反映する。 ・安全文化の劣化状態(弱み)を把握、評価する仕組みを改善し、安全文化を醸成する活動へ反映する。 ・タスクチーム等による安全文化の醸成活動を促進する。

<p>「もんじゅ」改革の成果</p>	
<p>○「安全文化醸成改革推進チーム」を設置し、主に次のような活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成に係る活動全体の見直し ・「ルールや業務の進め方等において改善すべき事項は無いか」、「保守管理上の不備のような事案を再発させないために何をすべきか」等の観点での小集団活動を実施。(本年3月から7月) <ul style="list-style-type: none"> → 所内で10名程度のチームが約30チーム立ち上がり、具体的な改善活動を実施。所内発表会と優秀活動への表彰により共有・展開を図るとともに、モチベーション向上にも配慮。 → 定期的実施した安全文化醸成意識調査の結果、全般的に改善傾向が見られた。 	
<p>自己評価</p>	<p>安全文化は改善されているが十分ではない。「可」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・小集団で自らの業務を見直していく活動に重点を置き、安全文化の醸成活動に取り組んだ。その結果、安全文化の要素の維持又は改善傾向を確認した。 ・QMSに従った業務遂行の習慣が十分に根付いていない。 	

<p>今後の課題</p>
<p>安全文化醸成に向け、職員一人ひとりの意識の改革及びその徹底が図られるよう、各組織のラインを通じ、業務管理の徹底と改善への取組を継続する。</p>

<p>改革以前の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務に対するモチベーション高揚に十分に取組んでおらず、業務遂行のためのコミュニケーションも不足していた。 ・高速炉の実用化の見通しが不透明な状況であり「もんじゅ」の意義を見いだし辛い状況 ・自らプラントを守るというマイプラント意識が不十分
<p>対策の狙い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務に対する使命感とモチベーションを高めること
<p>達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務に対する使命感とモチベーションの高揚

<p>「もんじゅ」改革の成果</p>	
<p>○職員の業務に対する使命感とモチベーションを高め、マイプラント意識の定着を図る取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もんじゅ研究計画」や「エネルギー基本計画」における「もんじゅ」の政策上の位置付け等に関する勉強会等を開催 <ul style="list-style-type: none"> → 「もんじゅ」データの意義や重要性について理解増進 → 「もんじゅ」を運転することの必要性、そのために個々の職員が果たすべき責務、役割等について意識を向上 <p>○これらの取組と並行して、自発的なプラント清掃活動や挨拶活動などの活動も始まり、マイプラント意識が高まりつつある。</p>	
<p>自己評価</p>	<p>意識改革は進んでいるが、継続的取組が必要。「良」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の自主的活動が展開されるなど改革によって職員の中にマイプラント意識及び改革・改善の意識が芽生えてきている。 ・「もんじゅ」の意義を再認識することで、職員の業務に対する使命感やモチベーションを高めることができた。 	

<p>今後の課題</p>
<p>・マイプラント意識を身近な機器やシステムに置き換えることで、自らの業務に対する使命感ややりがいが一層高まっていくよう、「マイ機器」及び「マイシステム」といった、それぞれの業務を通じた改善活動を継続する。</p>

改革以前の姿

- ・長期停止により、組織の技術力が低下。
- ・業務遂行に当たり具備すべき技量や意識が不足。

対策の狙い

- ・運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、技術者の能力向上を図り、維持すること。

達成目標

- ・運転・保守技術者に要求される技術的能力を明確にした上で、必要な運転・保守技術等に関する教育・訓練を実施する。

「もんじゅ」改革の成果

- 運転再開も見据え、中長期的な技術力の維持及び向上が図られるよう、人材育成の見直し及び強化
 - ・特に保守管理に係る技術力向上に重点を置き、保守担当者の育成計画やマニュアル等の整備を行い、運用を開始。
 - すでに整備されている運転担当者の技術認定制度を参考に、保守担当者の技術認定制度をまとめ、今後試運用に入る予定。
 - ・運転担当者については、各当直班で行っていたOJT教育のうち、重要な項目を発電課として体系的に纏め、当直長が技術力認定できるように改善した。
- 人事評価制度の見直し
 - ・地道に現場安全を確保する者が適切に評価されるよう運用を見直し
 - ・優秀な若手人材を抜擢登用できるよう制度を見直し

自己評価 育成計画を策定したが、継続的育成が必要。「良」

- ・中長期的な観点から「もんじゅ」に必要な技術力を確保・強化できるよう個人ごとの育成計画を策定し、継続的に技術力を向上・強化する基礎ができた。
- ・保守担当者の育成計画の運用を開始することで、現場技術力の強化の基礎ができた。

今後の課題

- ・保守管理等に関し、現状では、机上作業が多くなっている。現場の様々な状況に応じた的確な対応が図れるよう、現場に足を運べる環境を整備する。現場で行う作業を通じた教育、訓練等を強化するとともに、原子炉主任技術者等の資格取得を促進し、現場技術力の向上を図る。

改革以前の姿

- ・運転停止期間が長期化し、運営管理の実経験を積みなかったこと等により、職員の技術力の向上や技術の伝承に支障を来すこととなった。

対策の狙い

- ・「もんじゅ」に関する技術情報及び経験などについて、世代間の技術継承を図ること。

達成目標

- ・人材データベースを構築し、講習会、研修等を計画的に実施する。
- ・技術評価の技術的チェックと指導に専念する保守経験を有した技術専門職を配置する。

「もんじゅ」改革の成果

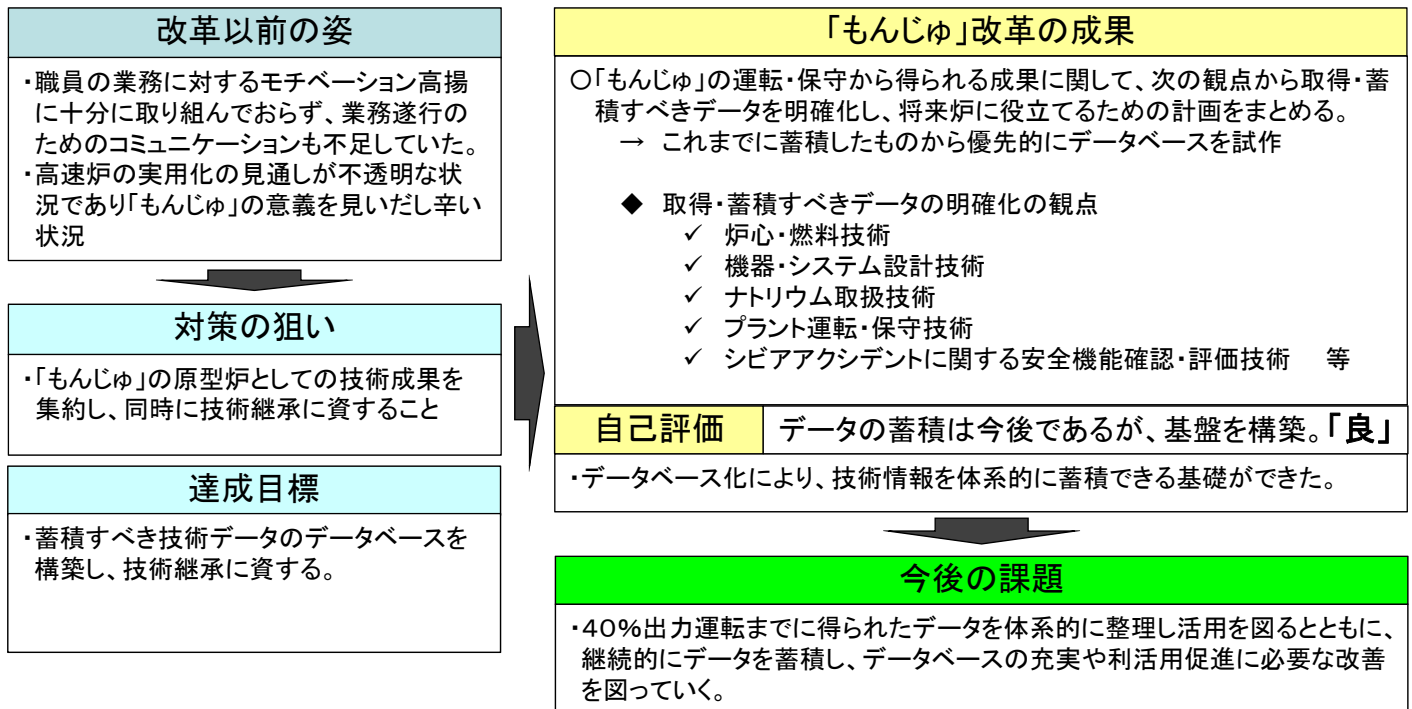
- 「もんじゅ」に関する技術情報やこれまでの様々な経験等について、世代間の技術継承を図る活動を実施
 - ・シニア技術者に係るデータベースの作成
 - ・シニア技術者による講習会 等
 - (講習会には「もんじゅ」職員に加え、次世代炉設計者も参加)
 - 設計当初の知見を若い世代が理解し、「もんじゅ」の意義を再認識。
 - 原型炉と次世代炉の知見の共有
- メーカー出身のシニア技術専門職の配置
 - 民間企業目線による業務効率化や標準化

自己評価 技術継承が図られたが、継続的取組が必要。「良」

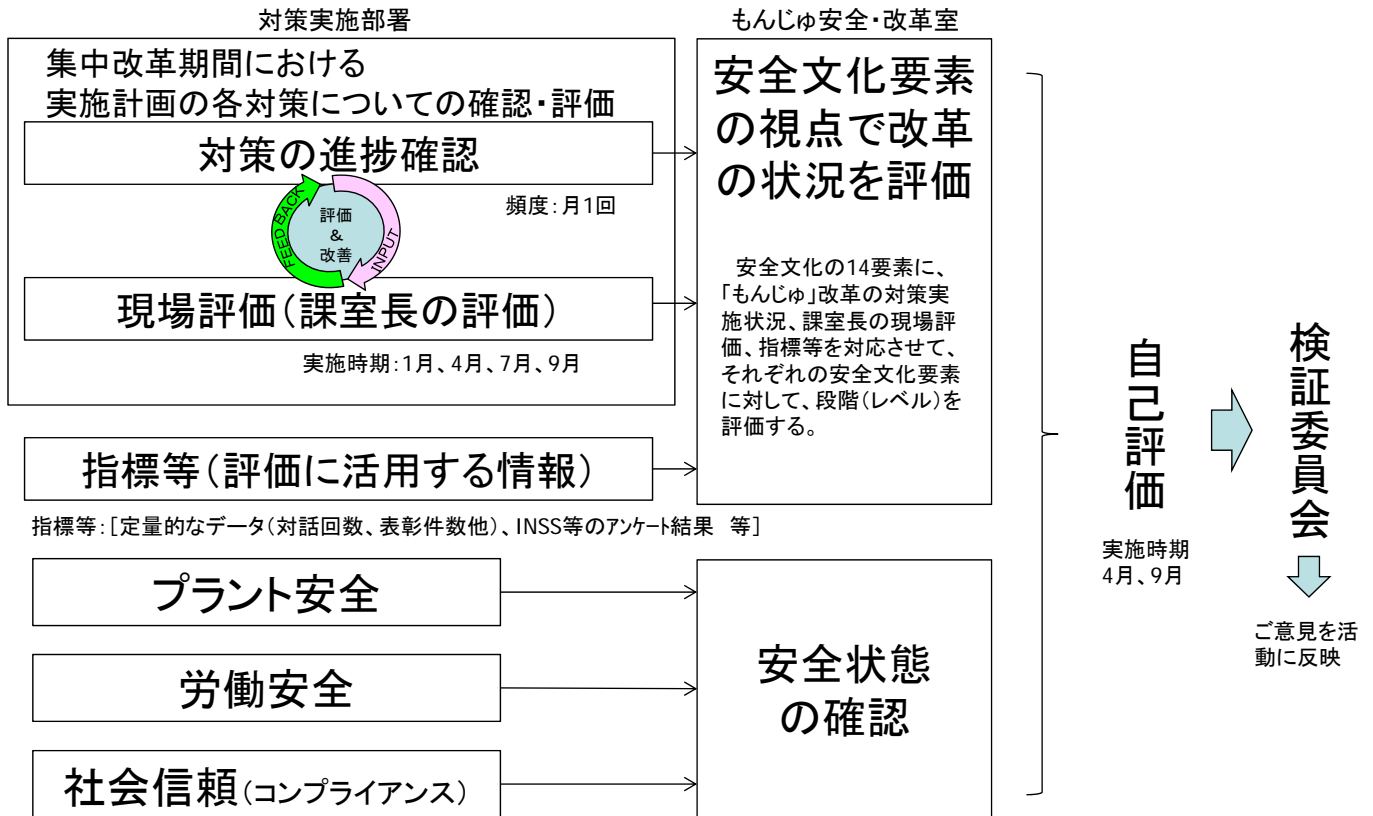
- ・シニア技術者から設計当初の知見が若い世代に継承されつつある。
- ・運転再開に向け、今後の安全審査等の対応に際し、シニア技術者の更なる効果的活用を図っていく。

今後の課題

- ・運転再開に向け、今後の安全審査等の対応に際し、シニア技術者の更なる効果的活用を図っていく。



安全文化醸成の自己評価



1. 目的

- ①安全文化活動の形骸化防止を図る
- ②安全文化醸成の達成度および安全文化の劣化兆候を把握する
→①、②より更なる改善活動につなげる

2. 評価の考え方

○現場評価結果を含むインプット情報※に基づき、各「評価の視点」ごとに「あるべき姿」と対比した評価を行い、次の4段階で評価



- ◇上記判定で **改善余地あり** **課題あり** と判定した項目に対して【課題】を抽出
- ◇ **概ね良好** **改善余地あり** と判定した項目の内、現状、【課題】とするレベルのものではないが、今後、推移を見守る必要があると考えられる事項は【気がり】として抽出

※：各対策の進捗や直接的な成果だけでなく、各安全文化要素・劣化兆候を評価する視点・あるべき姿に関する指標として、アンケート結果(役員の熱意他)やその際の自由記述による言語情報の事実(理事長のメッセージが伝わった他)、定量的なデータ(対話回数、不適合報告書完了件数他)等を把握することにより、客観性も加味したうえで、4段階評価

安全文化要素 (14要素)		4月評価	9月評価	評価のポイント ▲:課題 ◇:気がかり
1. トップマネジメントのコミットメント		概ね良好	概ね良好	安全を最優先するという明確なメッセージを発信、各人が安全文化を向上させるための行動目標を定める。また、直接対話後の参加者の感想から、理事長の安全確保を最優先とするメッセージが伝わっていることを確認できている。更にトップの方針を適切に伝えるべく、本部会議をほぼ毎週コンスタントに実施している。
2. 上級管理者の明確な方針と実行		改善余地あり	概ね良好	業務改善を含めた、基本計画、実施計画を8月に改正し、職員に周知徹底し方針を明確にした。 また機構改革室アンケートで、業務の責任明確化について、2月から9月までの評価が改善傾向である。保全部の管理スペースの適正化や電気保修課の体制改善が寄与しているものと考えられる。 ◇各種方針の周知に当たっては、職員の納得感に留意する必要がある。
3. 誤った意思決定を避ける方策		課題あり	改善余地あり	▲不適合に関し、迅速で確実な意思決定を行い、設備の安全確保のための点検・実作業に速やかに着手することを目的としたCAPを導入し8月から試運用しているが、実効性をフォローしていく必要がある。
4. 常に問いかける姿勢		概ね良好	概ね良好	自分の課が安全文化要素の内、どこが強く、どこが弱いかをグループで評価し、議論等を実施している。 また、機構改革室アンケートで、業務に対して常に改善しようとしているかについて、2月から9月まで評価が改善傾向である。
5. 報告する文化		改善余地あり	概ね良好	機構改革室アンケート結果からは上司への相談について、2月から9月まで評価が改善傾向である。また、CAPの導入により、速やかに不適合を報告できるようになっている。
6. 良好なコミュニケーション		改善余地あり	改善余地あり	▲安全文化意識調査結果の傾向は著しい変化はないものの殆どの項目で改善傾向であり改善が見られる。また、機構改革室アンケートでは改善の兆しはあるものの部署間連携の評価が他よりも低く、コミュニケーションの充実により、更に一体感の醸成を図っていく必要がある。 ◇各種アンケート結果の職位間の差異や実施時期の違いによる評価の変化等については、注視していく必要がある。
7. 説明責任・透明性		改善余地あり	概ね良好	もんじゅの状況を毎週プレス発表したり、検証委員会で改革状況等を説明・公表する等、社会からの理解促進に努めている。
8. コンプライアンス		改善余地あり	改善余地あり	▲保安規定違反は発生していないが、6月の保安検査で違反に至らない指摘を受けており、改善していく必要がある。 なお、情報漏えいや通報遅れは発生していない。
9. 学習する組織		改善余地あり	改善余地あり	▲教育、技術力向上について、保守技術者の技術力を認定する制度を構築する取組について、少し進捗が遅れており、着実に取組を進める必要がある。
10. 事故・故障等の未然防止に取り組む組織		課題あり	改善余地あり	▲CAPを導入し、8月から試運用中であり、不適合管理の改善を進めているが、是正処置、予防処置の未着手分の処置等、継続的に処理していく必要がある。また、保全計画の徹底した確認・見直し作業を実施中であり、着実に作業を進め改正する必要がある。
11. 自己評価または第三者評価		概ね良好	概ね良好	安全文化要素に基づいた自己評価を実施している。また、JANSIの第三者評価(現場診断)を受けている。
12. 作業管理		改善余地あり	概ね良好	保全計画点検・改善小委員会により多数の入力ミスが発生した要因を分析し、その後の保全計画見直し作業では、作業工程の見積もりを実施し、また点検作業者が分かりやすい点検要領書を作成するなど「段取り八分」を実践し、改善に努めている。 今後も「段取り八分」を実践していく。
13. 変更管理		概ね良好	概ね良好	保全計画・点検計画で 定めた点検時期、点検周期等の変更について、原子炉施設保安の観点から検討・審議するよう要領を改正し、運用している。
14. 態度や意欲		概ね良好	概ね良好	もんじゅの意義について意見交換を実施する等、業務に対する使命感とモチベーションの高揚が図られつつある。 今後も、使命感とモチベーションを高める活動として、勉強会、意見交換会等は継続して実施する。
安全状態 の確認	プラント安全 ・トラブルなどの発生件数の増減	気がかりあり	概ね良好	ヒューマンエラーに起因するトラブルの共通原因であるコミュニケーションの問題対応について、室内内のコミュニケーション時間を確保する等、トラブル未然防止のための活動が継続的に実施されている。
	労働安全 ・労災の増減	課題あり	概ね良好	H26年度上期は熱中症に至らない脱水症が1件発生したが、他の労災の発生は無く、昨年の8件から減少している。
	社会の信頼 ・保安規定違反の増減 ・情報漏えい、通報遅れ等発生	課題あり	改善余地あり	▲今後もコンプライアンスの徹底に向けた取組を継続して実施していく。

「誤った意思決定を避ける方策」

不適合に関し、迅速で確実な意思決定を行い、設備の安全確保のための点検・実作業に速やかに着手することを目的とした是正処置プログラム(CAP: Corrective Action Program)を導入し8月から試運用しているが、実効性をフォローしていく必要がある。

「良好なコミュニケーション」

安全文化意識傾向は、著しい変化はないものの、全体的には改善傾向である。しかし、部署間連携のアンケート評価が他に比べ低く、コミュニケーションの充実により、さらに一体感の醸成を図っていく必要がある。

「学習する組織」

教育、技術力向上について、保守担当者の育成教育は進捗しているが、保守技術者の技術力を認定する制度を構築する取組は進捗が遅れており、着実に取組を進める必要がある。

「コンプライアンス」

保安規定違反ではなかったが、平成26年度第1回保安検査で厳しい指摘を受けており、改善していく必要がある。なお、情報漏えいや通報遅れは発生していない。

「事故・故障等の未然防止に取り組む組織」

CAPを導入し、8月から試運用中であり、不適合管理の改善を進めているが、是正処置、予防処置の未着手分の処置等、継続的に処理していく必要がある。また、保全計画の徹底した確認・見直し作業を実施中であり、着実に作業を進め改正する必要がある。

その他、9要素については、概ね良好と評価しているが、引き続き、フォローしていく。

「プラント安全」

平成25年度までのトラブル発生件数は、至近の5, 6年間と同水準であるが、ヒューマンエラーに起因するトラブルが平成24年度に1件、平成25年度に3件発生しており、コミュニケーションに関する問題が共通の原因として挙げられており、個別事象毎に対策を実施している。平成26年度上期は 労災を除くと1件であるが、今後も注視していく。

「労働安全」

熱中症には至らない脱水症が1件発生していることから、現在実施中の熱中症防止の取り組みを含め、労働安全に対する活動を継続して実施していく。

「社会の信頼(コンプライアンス)」

平成24、25年度の2年間に複数回、保守管理不備に係る違反・監視が発生している。昨年度発生した、コンピュータウイルス感染の件も含め、個別に対策を実施し、仕組み・教育の改善等の再発防止に取り組んでいる。また、通報遅れの対策については、過去の事象に基づき通報連絡改善の地道な取り組みを継続実施している。

H26年度第1回保安検査で違反は無かったものの指摘を受けており、今後もコンプライアンスの徹底に向けた取り組みを継続して実施していく。

【評価結果】

2つの評価を総合すると、安全文化14要素中、4月から9月の変化は、「課題あり」が2個から0個、「改善余地あり」が7個から5個、また、労働安全と社会の信頼で前は、「課題あり」であったが、今回は、社会の信頼で「改善余地あり」となった。また、今後取り組むべき課題を抽出することが出来た。

【今後の取組み】

安全文化は短期間で醸成されるものではなく、評価結果に慢心することなく、定期的に安全文化の劣化兆候を把握することが肝要であり、今後も安全文化醸成活動を行っていく。(具体的には、次の2項目に取り組んでいく。)

- ①平成26年度4月及び9月の評価結果を踏まえ、課題については、継続的に改善し、適宜確認・フォローすると共に、更なる安全文化のレベルアップに向け、安全文化醸成活動に積極的に取り組んでいく。
- ②本安全文化評価の仕組み(4月及び9月に実施した方法)については、通常業務として、安全文化醸成活動の評価方法の改善検討に活用していく。

もんじゅ安全・改革本部会議及び小委員会開催実績

1. もんじゅ安全・改革本部会議（平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 19 日）

回数	開催日	議題
第 1 回	H25.10.1	(1) もんじゅ安全・改革本部の体制 (2) もんじゅ改革 工程表 (3) もんじゅにおける当面の重要事項
第 2 回	H25.10.8	(1) もんじゅ安全・改革本部会議（第 1 回）決定事項の確認 (2) もんじゅ安全・改革本部会議運営要領について (3) もんじゅ安全・改革検証委員会の設置方針について (4) もんじゅ改革の工程管理について
第 3 回	H25.10.17	(1) もんじゅ安全・改革検証委員会の設置方針について (2) もんじゅ改革計画の進捗管理について (3) メーカーとの連携強化について (4) もんじゅの組織改編について (5) 機構改革に関するプレス説明会について
第 4 回	H25.10.23	(1) 炉規法 3 6 条措置命令に対する対応について (2) 炉規法 3 7 条保安規定変更命令への対応について (3) 組織再編に伴う保安管理組織の範囲について
第 5 回	H25.11.1	(1) 「もんじゅ」協力会社の育成・強化について (2) もんじゅ安全・改革検証委員会（仮称）について
第 6 回	H25.11.7	(1) もんじゅ関連の組織改正について
第 7 回	H25.11.14	(1) 「もんじゅ」改革の基本計画について (2) 検証委員会の進捗について (3) 炉規定 3 7 条保安規定改正について
第 8 回	H25.11.20	(1) 「もんじゅ」改革の実施状況について
第 9 回	H25.12.6	(1) 平成 2 5 年第 3 回保安検査対応について (2) 炉規法 3 7 条保安規定改正命令への対応について (3) もんじゅ安全・改革検証委員会について (4) 「もんじゅ」改革の広報について
第 1 0 回	H25.12.20	(1) もんじゅ安全・改革検証委員会コメント対応について (2) 「もんじゅ」改革実施状況（10 月・11 月）について (3) 情報発信方法等について (4) メーカー・協力会社連携強化について

第11回	H26.1.10	(1) 「もんじゅ」改革の評価方法について (2) 実施計画の改定方法と公開について
第12回	H26.1.24	(1) 安全文化醸成に係るアンケートについて (2) 「もんじゅ」改革の評価方法について (3) 「もんじゅ」改革の実施状況について (12月) (4) 保全計画点検・改善小委員会の設置について
第13回	H26.1.31	(1) メーカー・協力会社との連携強化策について (2) 第2回もんじゅ安全・改革検証委員会について
第14回	H26.2.6	(1) 「もんじゅ」の意義共有資料について (2) 保全計画改善から導かれた業務改革 (第1弾) (3) 「もんじゅ」改革の実施計画の提出について
第15回	H26.2.21	(1) 「もんじゅ」改革の実施状況について (1月) (2) 電力追加支援の状況について (3) 保全計画改善から導かれた業務改革について (4) 第2回もんじゅ安全・改革検証委員会について
第16回	H26.2.28	(1) もんじゅの意義に関する資料について (2) 小集団活動の成果と今後の方針
第17回	H26.3.13	(1) 協力会社・メーカーとの連携強化について (2) 業務改革への対応について (3) 検証委員会の指摘への対応について
第18回	H26.3.20	(1) プロパーOB、電力やメーカーと一体となった体制の強化策の検討について (2) 平成26年度の工程と予算計画について (工程計画と予算計画の策定フロー含む) (3) 会議の合理化について (4) 2月の実績報告
第19回	H26.3.27	(1) 安全統括機能の強化について (もんじゅに対する指導、支援を含む) (2) 教育関係の改善について (3) メーカー・協力会社との連携強化策について
第20回	H26.4.3	(1) 本部員交代挨拶 (2) 保全計画点検・改善小委員会の改組と当面の検討課題例 (3) 改革6か月の現状と課題
第21回	H26.4.23	(1) 保全計画点検・改善小委員会の改組について (2) 電力派遣の状況報告と今後の計画

		(3) もんじゅ組織の弱点について (4) 運転員の強化について
第22回	H26.5.2	(1) 3月の実績報告
第23回	H26.5.13	(1) QMS 文書の改正について
第24回	H26.5.23	(1) QMS 文書改定と運用状況について (2) 第4回保安検査結果を受けて (3) JANSI による簡易評価結果と今後の予定 (4) 【中間報告】改革の自己評価
第25回	H26.5.28	(1) 「もんじゅ」改革の実施状況について(4月) (2) JANSI による簡易評価結果と今後の予定 (3) 【中間報告】改革の自己評価
第26回	H26.6.6	(1) 理事長裁量財源(もんじゅ執行管理含)について (2) シニア技術者データベースの活用について (3) 実施計画書改定について
第27回	H26.6.13	(1) もんじゅ安全文化醸成活動の状況について
第28回	H26.6.20	(1) もんじゅ予算(執行管理)について (2) 協力会社との連携強化の状況について (3) 第3回もんじゅ安全・改革検証委員会について
第29回	H26.6.26	(1) 5月の実績報告 (2) 集中改革期間中の検証委員会と今後の「もんじゅ」改革について
第30回	H26.7.4	(1) 第3回もんじゅ安全・改革検証委員会について (2) 課長の肌感覚速報(7月)
第31回	H26.7.10	(1) 広報戦略について (2) もんじゅ安全・改革検証委員会について (3) メーカーとの連携強化について
第32回	H26.7.25	(1) 検証委員会の指摘への対応について (2) 【報告】原子力環境安全管理協議会 (3) メーカー・協力会社との連携強化の状況について (4) 6月の実績報告
第33回	H26.8.1	(1) 「もんじゅ」改革の基本計画/実施計画の改正について
第34回	H26.8.6	(1) 集中改革期間中の「もんじゅ」改革のまとめとその後の進め方
第35回	H26.8.22	(1) 「もんじゅ」改革の報告書について
第36回	H26.9.5	(1) 「もんじゅ」改革の報告書について

		(2) メーカー・協力会社の連携強化について (3) 7月の実績報告
第37回	H26.9.12	(1) 「もんじゅ」改革の報告書について (2) 第4回もんじゅ安全・改革検証委員会について
第38回	H26.9.19	(1) 「もんじゅ」改革の報告書について (2) 「もんじゅ」改革の実施状況について（平成26年8月、9月（見込み））

2. 保全計画点検・改善小委員会（平成26年1月24日～平成26年4月23日）

回数	開催日	議題
第1回	H26.1.24	(1) 当面の作業体制・方針について (2) 原因に関する調査状況について (3) 今後の見直し方針について
第2回	H26.1.31	(1) 原因に関する調査結果について (2) 保全計画改善への対応について
第3回	H26.2.6	(1) 保安検査対応について (2) 保全計画改善作業計画について
第4回	H26.2.10	(1) 保安検査対応等の重要課題について
第5回	H26.2.17	(1) 【報告】保安検査に向けた対応について (2) 文科省の実施する点検について (3) 4月1日組織改正のためのアクションプラン (4) 36条報告書に対する規制庁ヒアリング対応
第6回	H26.2.21	(1) 保全計画の見直し要領、スケジュール等について (2) 【報告】4月1日組織改正に向けた対応について
第7回	H26.2.28	(1) 4月1日組織改正に向けた対応について (2) 【報告】保安検査準備状況について (3) 【報告】点検作業の進捗状況について (4) 保全計画の見直し要領の確認 (5) 措置命令解除に向けた対応について
第8回	H26.3.13	(1) 【報告】保安検査状況 (2) 【報告】点検作業の進捗状況について (3) 組織改正への対応状況について
第9回	H26.3.20	(1) 保全計画問題を踏まえた体質の抜本的見直し (2) 【報告】保安検査状況 (3) 点検計画点検結果と不適合処理について (4) 点検計画実績に関する点検要領について (5) 組織改正への対応状況について
第10回	H26.3.27	(1) 保安検査状況と見直し (2) 保安規定改正（ミニマム Ver.）と認可見込み (3) 保安規定変更の再申請について
第11回	H26.4.3	(1) 保全計画点検・改善小委員会の改組と当面の検討課題例 (2) 保安検査を踏まえた今後の対応（基本的方向性） (3) 措置命令解除に向けて

第12回	H26.4.11	(1) 保安検査等による保全計画の見直しについて (2) RCA 結果に基づく対策の進捗状況について (3) 措置命令解除に向けた全体工程について
第13回	H26.4.16	(1) 保安検査を受けての対応について
第14回	H26.4.23	(1) 保安検査に対する対応について (2) 喫緊の規制庁への対応について

3. もんじゅ安全・改革小委員会（平成 26 年 5 月 2 日～平成 26 年 9 月 19 日）

回数	開催日	議題
第 1 回	H26.5.2	(1) 第 4 回保安検査を踏まえた対応について (2) 措置命令解除に向けた対応について (3) 点検方法説明 (4) 一次主冷却配管等の点検作業現場の視察 (5) 点検方針とその具体的対応
第 2 回	H26.5.13	(1) 保全計画の作り直しと連動して考えること (2) 一次系支持構造物の点検結果について (3) 措置命令解除に向けたアクションプランについて (4) 保全計画の見直しについて (5) 平成 26 年度第 1 回保安検査への対応について
第 3 回	H26.5.23	(1) 措置命令解除に向けた要件について (2) 「もんじゅ保安検査結果について」の対応 2.1 経営と現場が一体となった徹底的な根本原因分析と対策について 2.2 点検計画の見直しについて 2.3 保安検査（6 月・9 月）への対応について 2.4 集中改革期間の成果の明確化について
第 4 回	H26.5.28	(1) 保安措置命令解除に向けた取組み方針について (2) もんじゅ保守管理不備に係る根本原因分析結果と対策の概要 (3) 再点検と保全計画について (4) 品質保証体制の再構築
第 5 回	H26.6.6	(1) 【報告】規制庁公開面談結果について (2) 【報告】文部科学省への報告について (3) 【報告】再点検・保全計画見直しの進捗 (4) 保安検査対応について
第 6 回	H26.6.13	(1) 保安検査対応における現時点での問題点と対応策 (2) 再点検必要機器の抽出作業の進捗状況と課題 (3) R C A 実施状況について
第 7 回	H26.6.20	(1) 【報告】保安検査対応について (2) 【報告】再点検状況と保全計画見直しの進捗 (3) 組織改編について

第8回	H26.6.26	(1) 【報告】未点検機器解消に向けた再点検等への対応状況 (2) 保安検査の反省会を踏まえた今後の対応 (3) 規制庁との議論を踏まえた組織改正
第9回	H26.7.4	(1) 保全計画の見直し範囲について (2) 【報告】RCAの実施状況 (3) 未点検機器解消に向けた再点検への対応状況 (4) 組織改編について
第10回	H26.7.10	(1) 保全計画の見直しについて (2) 組織改編について
第11回	H26.7.18	(1) 保安規定変更の準備状況 (2) 【報告】保全計画の見直し等の進捗 (3) 保全計画の見直しの考え方について
第12回	H26.7.25	(1) 保全計画の見直し範囲について (2) 組織改編に伴う保安規定の変更について
第13回	H26.8.1	(1) 措置命令解除に向けた今後の対応について
第14回	H26.8.22	(1) 保安調査、保安検査対応について (2) 再点検機器の抽出と進捗状況について (3) 保全計画の見直し状況について
第15回	H26.9.5	(1) 保全計画見直しの進捗 (2) 保安検査の準備状況について
第16回	H26.9.12	(1) 保安検査の状況について (2) 保全計画見直し及び再点検の進捗 (3) 根本原因分析スケジュール
第17回	H26.9.19	(1) 保安検査の状況について (2) 再点検及び点検計画見直し等への対応状況

保守管理上の不備についての経緯

主要な経緯は以下のとおりである。

(平成24年)

- 9月13日 原子力機構は、ナトリウム漏えい検出器の点検計画の変更手続きの不備を見つけ、他に同様の不備がないか自主的に調査を開始
- 11月26日 平成24年度第3四半期保安検査
～12月7日 (「保全計画」に規定された点検間隔を遵守した点検が行われていないことを確認)
- 11月27日 電気・計装制御設備に、点検時期の延長、点検間隔・頻度の変更の手続きに不備があることを確認し、公表。
- 12月12日 原子力規制委員会は、原子炉の保安が適切に実施されていないとの判断の下、保安のために必要な措置命令及び報告の聴取を行うこととし、平成25年1月31日までに報告することを、原子力機構に命令。
・原子炉等規制法第36条に基づく措置命令【資料A】
・原子炉等規制法第67条に基づく報告の徴収【資料B】
- 12月12日 文部科学省研究開発局長から原子力機構理事長へ、もんじゅにおける保安規定遵守義務違反等に対する取組の指示【資料C】

(平成25年)

- 1月31日 原子力機構は、原子力規制委員会へ報告書を提出
・保安のために必要な措置の結果
・事実関係調査、原因究明・再発防止対策、根本原因分析の結果とその対策
- 2月14～15日 原子力規制委員会による立入検査
(報告書確認、点検状況確認、インタビュー)
- 3月4～22日 平成24年度第4四半期保安検査
(保守管理上の不備を中心とした検査)

- 5 月15 日 原子力規制委員会において、もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応を決定
- 5 月16 日 5 月15日の原子力規制委員会の結果を踏まえて、文部科学大臣から原子力機構理事長へ、もんじゅにおける点検時期超過事案に対する取組について指示【資料D】
- 5 月29 日 原子力規制委員会は、原子力機構からの報告及びその後実施した立入検査・保安検査を踏まえ、保安のために必要な措置の実施及び保安規定変更を命令
・原子炉等規制法第36 条に基づく措置命令【資料E】
・原子炉等規制法第37 条に基づく保安規定変更命令【資料F】
- 6 月3～21 日 平成25年度第1四半期保安検査
(保安措置命令等に対する取組状況等の確認を中心とした検査)
- 7 月31 日 原子力規制委員会において、平成25年度第1四半期保安検査の結果報告【資料G】
- 9 月2～20 日 平成25年度第2四半期保安検査
(保安措置命令等に対する取組状況等の確認を中心とした検査)
- 10 月30 日 原子力規制委員会において、平成25年度第2四半期保安検査の結果報告【資料H】
- 12 月2～20 日 平成25年度第3四半期保安検査
(保安措置命令等に対する取組状況等の確認を中心とした検査)
- 2月12 日 原子力規制委員会において、平成25年度第3四半期保安検査の結果報告【資料I】
- (平成26年)
- 3 月10～28 日 平成25年度第4四半期保安検査
(保安措置命令等に対する取組状況等の確認を中心とした検査)
- 5月14 日 原子力規制委員会において、第4回保安検査の結果報告【資料J】

保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上にあると判断

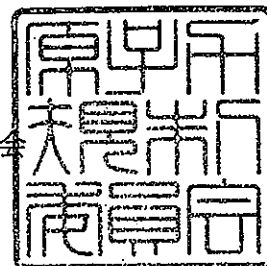
6月9～20日 平成26年度第1四半期保安検査
(保安措置命令等に対する取組状況等の確認を中心とした検査)

8月6日 原子力規制委員会において、平成26年度第1四半期保安検査の結果報告
【資料K】

原管P発第121207001号
平成24年12月12日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定
に基づく保安のために必要な措置命令について

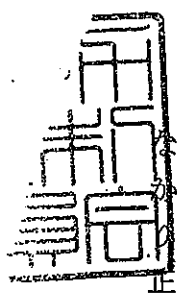
原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成24年11月27日、貴機構から高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に関する報告を受け、同年11月26日から12月11日までの平成24年度第3回保安検査において事実関係の確認を行った。

その結果、報告された一部の機器について、保守管理の実施に関する計画（以下「保全計画」という。）に定める時期に点検が適切に実施されていないこと及び保全計画に定める点検等の評価が適切に実施されていないことを確認し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第35条第1項の規定に基づく研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第30条第1項第4号の規定に違反していると認められる。

このことから、貴機構に対し、同法第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり保安のために必要な措置を講じ、平成25年1月31日までにその結果について報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。



なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経
ないで、この処分取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日
から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行によ
り生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき
正当な理由があるとき。

記

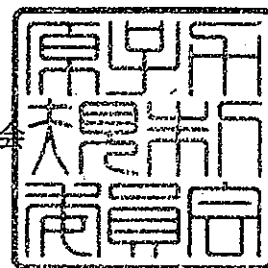
- (1) 点検時期を超過している未点検機器について、原子炉施設の安全性への影響に留意しつつ、早急に点検を行うこと。
- (2) 保安規定に基づく原子炉施設の保全の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、点検計画表を含む保全計画の見直しを行うこと。

以上

原管P発第121207002号
平成24年12月12日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定
に基づく報告の徴収について

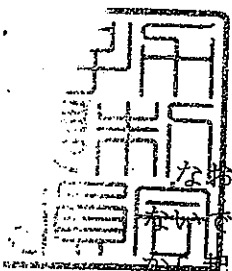
原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成24年11月27日、貴機構から高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に関する報告を受け、同年11月26日から12月11日までの平成24年度第3回保安検査において事実関係の確認を行った。

その結果、保守管理の実施に関する計画に定める時期に点検が適切に実施されていない等保守管理上の不備が確認され、さらに貴機構から提示された今般の保守管理上の不備に係る情報提供が不十分であった。

当委員会は、本事案について事実関係及び原因等の詳細な調査を行うため、貴機構に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、下記の事項について、平成25年1月31日までに報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。



なす、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経
ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日
から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行によ
り生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき
正当な理由があるとき。

記

- (1) 今般の保守管理上の不備に係る事実関係の調査結果
- (2) 今般の保守管理上の不備が発生するに至った原因究明、再発防止対策に関する検
討結果
- (3) 組織的要因（責任の所在を含む）・企業風土の問題等の根本原因分析結果及び当
該結果を踏まえた再発防止対策

以上

平成24年12月12日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 殿

文部科学省研究開発局長
戸谷 一夫

高速増殖原型炉もんじゅにおける保安規定遵守義務違反等
に対する取組について

高速増殖原型炉もんじゅにおいて発生した「機器の保守管理の不備」に関し、今般、原子力規制委員会において原子炉等規制法第37条第4項に定める保安規定遵守義務違反及び第35条第1項に定める保安措置義務違反に該当するとの判断がなされたことは、地元をはじめ国民の最大の関心事である「もんじゅの安全性」への信頼を著しく傷つけるものであり、文部科学省としてもこのような事態が発生したことは、誠に遺憾である。

今後、貴機構においては、原子力規制委員会からの本件に係る措置命令に従って、保安のために必要な措置や原因の究明・再発防止策の検討及び根本原因分析等を行うこととなるが、その際、以下の点について対応を検討し、その方針を文部科学省に報告するとともに、着実に実施されたい。

- (1) 点検時期の超過が認められた機器について、早急に点検作業を行い、安全の確保に万全を期すとともに、本件に関する原因の究明、再発防止策の検討、根本原因分析の実施及びそれに基づく対策の検討に十分な体制を整えて、最優先に取り組み、原子力規制委員会の命令に従って真摯な対応を図ること。
- (2) 上記の取組にあたっては、機構内部のみならず第三者の立場からの意見の聴取及び確認を受ける仕組みを構築する等、透明性・客観性の確保を図ること。

これらの取組の進捗状況については、随時文部科学省に報告されたい。

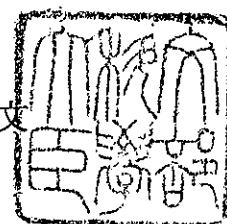
以 上

25文科開 第132号
平成25年5月16日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木篤之 殿

文部科学大臣
下村 博文



高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に
対する取組について

高速増殖原型炉もんじゅにおいて発生した「機器の保守管理の不備」に関し、今般、原子力規制委員会において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第35条第1項の保安措置義務及び第37条第4項の保安規定遵守義務の違反に該当するとの指摘がなされたことは、地元をはじめ国民の関心事である「もんじゅの安全性」への信頼を著しく傷つけるものであり、このような事態が発生したことは誠に遺憾である。

については、原子炉等規制法第35条第1項及び第37条第4項の規定に違反又はそのおそれがある状況を是正するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第65条の規定に基づき、下記のとおり、必要な措置を講ずることを求めるので、講じた措置の内容を速やかに報告されたい。

なお、下記を取組を進めるに当たっては、地元をはじめ国民の理解を得られるよう、説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

記

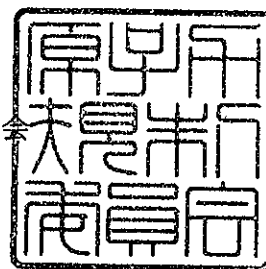
- 1 未点検機器の点検及び保全計画の見直しを早急に完了し、安全の確保に万全を期すこと。
- 2 本件に係る責任の明確化を図った上で、再発防止に係る仕組みや体制の整備を図ること。

- 3 機構役職員の安全文化の醸成に改めて最大限努めること。
- 4 その他原子力規制委員会の命令等に対し早急に必要な措置を講ずること。
- 5 上記に加えて、今後のもんじゅの取組を進めるに当たっては、安全の確保のための取組を最優先とすることを改めて徹底すること。

以上

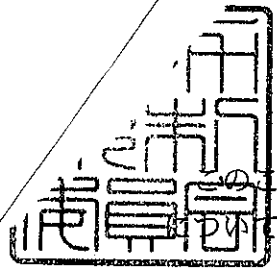
原管P発第1305293号
平成25年5月29日独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長職務代行 副理事長 辻倉 米藏 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定
に基づく保安のために必要な措置命令について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成25年1月31日に貴機構から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」（以下「平成24年12月12日の命令」という。）に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）635）」（以下「平成25年1月31日の報告」という。）及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）636）」の提出を受け、同年2月14日から15日までの立入検査及び平成24年度第4回保安検査等を通じて、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において、約1万の機器について保全計画に定めた点検間隔及び頻度での点検を行わなかったこと、保全の有効性評価を実施せず複数回にわたり点検を先送りしたこと並びに平成24年12月12日の命令に基づき一部機器について点検を実施したことを確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第35条第1項の規定に基づく、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第26条の2第1項、第26条の2の4第2号、第26条の2の5第1号口、第3号及び第5号、第26条の2の6第1号、第26条の2の7各号、第26条の3並びに第30条第1項第4号イ、ロ及びニからへまでの規定に違反すると判断する。



ことから、貴機構に対し、原子炉等規制法第36条第1項の規定に基づき、もんじゅについて、下記の保安のために必要な措置を講じることを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 以下の事項を含め、保守管理体制及び品質保証体制を再構築すること。
 - ・ 経営層は、もんじゅの保守管理業務が確実に実施でき、かつ、新たに点検時期の超過を発生させないよう人材、設備等及び予算を適切に配分するとともに、保守管理業務を担当する職員を組織内で適正に評価すること。
 - ・ 組織として、保全計画の対象となる全ての機器の点検状況を正確に把握し、管理できるシステムを構築すること。
- 2 平成24年12月12日の命令に対し、貴機構が平成25年1月31日の報告を提出した時点において、措置が完了していないものについて、同命令に従い、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 3 上記1及び2について、貴機構の措置が完了した後、対応結果について当委員会へ報告すること。
- 4 上記3に関する当委員会の確認が完了するまでの間、保安の確保に必要な点検等を除き、原子炉等規制法第28条第1項に基づく使用前検査（原子炉施設の性能に関する事項に限る。）を進めるための活動を行わないこと。

以上

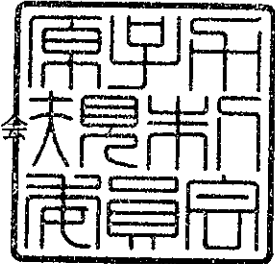


【資料F】

原管P発第1305294号
平成25年5月29日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長職務代行 副理事長 辻倉 米藏 殿

原子力規制委員会

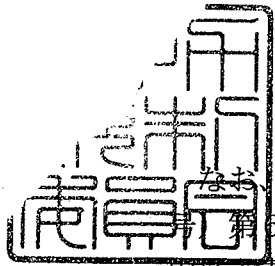


核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第3項の規定
に基づく保安規定の変更命令について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成25年1月31日に貴機構から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）635）」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）636）」の提出を受け、同年2月14日から15日までの立入検査及び平成24年度第4回保安検査等を通じて、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において、組織的要因等根本原因分析結果及び再発防止対策に関し、虚偽の報告は認められないものの対応が不十分であることを確認した。また、当委員会の指摘を受けるまで、貴機構が点検時期の超過を認識し改善に取り組まなかったことから、貴機構の安全文化が劣化していることを確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、もんじゅの保安活動を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更の必要があると判断する。

このことから、貴機構に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第3項の規定に基づき、もんじゅについて、安全文化の劣化等に対し、組織的要因の問題等の根本原因分析をやり直し、再発防止対策の見直しを行うとともに、組織内における役割分担並びに責任及び権限を確認した上で、下記を踏まえ、保安規定の変更を命ずる。



なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること。
- 2 コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること。
- 3 経営層及び発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること。
- 4 経営層から現場に至るまで意識の共有化を図ることができる組織を構築すること。

以上

平成25年7月31日
原子力規制庁

平成25年度第1四半期の保安検査の実施状況について

平成25年度第1四半期（4月～6月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添1参照）

1. 平成25年度第1回保安検査の結果

（1）検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第37条第5項の規定^{※2}に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

※2 当規定は、平成25年7月8日施行前の原子炉等規制法の条項による。

（2）検査実施期間及び検査実施者

別表1に示す期間（2週間程度）に各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

別表1に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

（4）検査結果

検査の結果は、別表1に示すとおりである。また、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、「監視」^{※3}に該当する事象が1件（5号機の設計管理における不備について）確認された。詳細な内容は、別表2のとおり。

※3 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（5）高速増殖原型炉もんじゅにおける保安規定違反

平成25年5月29日、原子力規制委員会として、点検時期の超過事案に

関し、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、保守管理体制等の再構築、未点検機器の早急な点検の実施等及びこれらについて同委員会による確認が完了するまで、もんじゅの性能試験を進めるための活動を行わないこととする命令及び安全文化の劣化等に対する保安規定の変更命令（以下「措置命令等」という。）を決定し、同年5月30日命令文手交。今回の保安検査において、措置命令等に対する機構の取り組み状況等の確認を行った結果、機構が点検済みと整理していた燃料環境課所管設備（真空ポンプ入口圧力警報設定器等65機器）について、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期を超過していたこと等を確認した。

本事案は、原子炉等規制法第35条第1項（原子炉施設の保全）及び第37条第4項（保安規定の遵守）違反に該当するものであるが、電気保修課、機械保修課における同様の事案を確認した際、既に措置命令等により対応を求めているものであり、今後の保安検査において、事業者による対応状況を確認していく。

（6）島根原子力発電所における特別な保安検査について

平成22年3月に判明した中国電力株式会社島根原子力発電所の保守管理の不備を受け、事業者の示した再発防止対策等の実施・定着状況を厳格に確認する観点から、同年6月より3年間特別な体制による保安検査を実施してきた。

その結果、再発防止対策で構築した仕組みにより保守管理が適切に継続実施され、点検時期超過等の不備が発生しておらず、事業者が計画した再発防止への取り組みが機能した状態で定着したものと判断できることから、次回以降の保安検査については通常の保安検査に体制を移行することとする。

2. 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

（1）検査内容

今回の検査においては、別表3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（2）検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

3. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第1四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反の「違反」に該当する事象は認められなかった。なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において「監視」に該当する事象が2件（3号機使用済燃料プール代替冷却設備の停止、汚染車両の管理対象区域からの退出）確認された。詳細な内容は、別表2のとおり。

4. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果について

（1）検査内容

独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（停止中）において、平成25年4月30日14時23分頃、ディーゼル発電機の定期試験を行ったところ、シリンダ内のガスを排出するための弁からの排気により火

災警報が発報し、ディーゼル発電機を停止した運転上の制限を逸脱（14時32分、運転上の制限の逸脱を宣言）したことに関し、保安規定により要求される措置が適切に実施されているか確認するため、立入検査を実施した。

（2）検査結果

検査の結果、保安規定により要求されている措置（動作可能な状態への速やかな復旧）に関する作業（ディーゼル機関本体等の外観点検、異常のあった弁の取替え及びディーゼル発電機が正常に作動することの確認）を手順書どおり実施し、平成25年5月1日22時47分に復旧したことを確認した。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

（1）検査の目的

加工施設、原子炉施設（試験研究の用に供するもの及び廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項^{※2}、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

（2）検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（4）検査結果

検査結果は、別添2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	6月3日(月)～6月21日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>I. <u>保守管理不備を踏まえた品質保証及び安全文化醸成活動に係る改善状況</u></p> <p>II. <u>炉内中継装置落下事象に係る再発防止対策の実施状況</u></p> <p>III. <u>緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>IV. マネジメントレビューの実施状況</p> <p>V. 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る処置状況</p> <p>VI. 抜き打ち検査</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>I. 保守管理不備に係る直接原因分析及び根本原因分析を踏まえた再発防止対策並びにその実施状況について</p> <p>II. 松浦理事長に対する上記Iに関するヒアリング</p>
検査結果	<p>保守管理不備については、原子力規制委員会として、保守管理体制等の再構築、未点検機器の早急な点検の実施等及びこれらについて同委員会による確認が完了するまで、もんじゅの性能試験を進めるための活動を行わないこととする命令及び安全文化の劣化等に対する保安規定の変更命令(以下「措置命令等」という。)を本年5月29日に決定し、30日に事業者へ命令文を手交した。本命令を踏まえ、今回の保安検査では、保守管理不備を受けた品質保証及び安全文化醸成活動に係る改善状況、未点検機器の点検実施状況の確認等を行った。また、命令に係る対応状況、事業者が策定した再発防止対策の実施状況等を確認するため、理事長等経営層から、現状の取り組み及び今後の方針を確認した。(保守管理不備に係る措置命令の対応状況、事業者が策定した再発防止対策の実施状況については、(独)原子力安全基盤機構からの技術的知見の協力を得つつ確認。)その他、炉内中継装置落下事象に係る再発防止対策の実施状況、緊急安全対策等の実施状況について確認を行った。また、これらに加え、マネジメントレビューの実施状況、不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況並びに、抜き打ち検査を行い、一連の保安活動が保安規定を遵守し適切に実施されているか確認した。</p> <p>この結果、原子炉等規制法第35条第1項(原子炉施設の保全)及び第37条第4項(保安規定の遵守)に違反する以下の事実を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が点検済みと整理していた燃料環境課所管設備(真空ポンプ入口圧力警報設定器等65機器)について、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期を超過していた。 <p>本事案は、電気必修課、機械必修課における同様の事案を確認した際、既に措置命令等により対応を求めており、その中での対応を求めることとし、今後の保安検査において、事業者による対応状況を確認していく。</p> <p>また、理事長から、保守管理不備を踏まえた現状の取り組み、今後の方針について確認した。その結果、6月6日に、理事長からもんじゅ職員に対し、原子力安全を最優先とすることの重要性、安全文化を醸成する活動の重要性等について周知が行われたことを確認した。また、6月10日に理事長の下、全役員が参加する「原子力機構改革推進本部」及び「原子力研究機構改革推進室」を設置し、原子力規制委員会の命令への対応もこれら組織により確実に行うとの経営層の基本方針を確認した。これらについて、今後、基本的考えを具体化することや、トップのガバナンスが重要と考えており、保安検査で継続的に確認することとする。</p> <p>その他の検査項目に係る保安活動については、検査で確認した範囲において保安規定遵守状況に問題は確認されなかった。</p>

平成25年10月30日
原子力規制庁

平成25年度第2四半期の保安検査の実施状況について

平成25年度第2四半期（7月～9月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添1参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成25年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表1に示す期間（2週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

④検査結果

検査の結果、高速増殖原型炉もんじゅにおいて保安規定違反に該当する事象を確認した。

昨年11月に発生した点検時期の超過事案に関し、平成25年5月29日、原子力規制委員会は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、保守管理体制の再構築等の命令を決定した。今回の保安検査において、機構から、クラス1機器を含む15機器（補助冷却設備（ACS））について、保全計画に定められた点検頻度、点検時期を遵守した点検が

行われていない事案を確認し、速やかに点検したとの報告を受けた。

原因は、担当者による点検計画表への点検時期の誤入力であり、当委員会の命令に対応するため機構は「未点検機器個数確定のための再確認作業要領書」等を定め、所内の体制を整え作業を行った結果、発電用原子炉主任技術者等による抜取調査により本年7月に本件を認識したものと。

本事案は、原子炉等規制法第43条の3の2第1項（原子炉施設の保全）及び第43条の3の2第4項（保安規定の遵守）違反に該当するものであり、過去2回の保安検査で同様の事案を確認し、既に措置命令等により対応を求めており、今後の保安検査において、機構による対応状況を確認していく。

また、その他の発電所における保安検査結果は別表1に示すとおりである。このうち「監視」※2に該当する事象が、東北電力株式会社東通原子力発電所において1件（「女川原子力発電所の不適合に対する東通原子力発電所における予防処置の一部未検討」）及び四国電力株式会社伊方発電所において1件（「伊方発電所における品質記録に係る保存期間の不適切な取り扱い」）、合計2件確認された。詳細な内容は、別表2のとおり。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査内容

今回の検査においては、別表3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

②検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、関西電力株式会社大飯発電所第3号機に対する安全確保上重要な行為の保安検査実施中の9月5日、同号機において、主タービングランド部からの蒸気漏れが発生した。本事象は、主タービングランド蒸気系統の隔離作業を実施した際に、中央制御室運転員がバウンダリ弁であったグランド蒸気止め弁を手順書の操作順序に従わず開放したため、主タービンの低圧タービングランド部から補助蒸気が漏れ出し、「3号低圧タービン部」火災警報が発信したものである。当該運転員が手順書を遵守せずに操作したことが直接の原因であるが、その背景には、当該グランド蒸気止め弁がバウンダリ弁であることを当該運転員が認識していなかったことを確認した。事業者は、本操作においてダブルチェック等の抑止力がなかったことも踏まえ、短期的な再発防止策を策定し、9月6日から運用を開始するとともに、他号機にも同様の再発防止策を講じた。さらに、事業者は本年11月末までに根本原因分析を行い、再発防止に努めるとしており、今後の保安検査において、不適合管理の実施状況について確認していくこととする。

（3）保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（1）平成25年度第1回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※3}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表4に示すとおりである。このうち「監視」^{※4}に該当する事象が1件（「H4タンクエリアで掘削回収した汚染土壌の不適切な仮保管」）確認された。詳細な内容は、別表5のとおり。

※4 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における汚染水問題に対しては、原子力規制委員会に設置している特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策ワーキンググループにおける議論を踏まえ、事業者が適切に原因究明、再発防止策等を検討し実施しているかについて、今後の保安検査及び保安調査において引き続き確認していくこととする。

特に、大量の汚染水を漏えいさせるなど事業者による漏えい検知方法、体制等に問題があった点については、保守管理上の問題として次回以降の保安検査において厳格に確認していく。

（2）保安検査期間外の実施計画違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、実施計画違反に該当する事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

（1）中部電力株式会社浜岡原子力発電所

①検査内容

中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機において、平成25年7月24日17時17分頃、非常用ディーゼル発電機（C）の定例試験終了後、運転員が燃料油の漏えいを確認したため、漏えい原因を調査するため燃料油供給元弁を閉止した。この措置により、当該非常用ディーゼル発電機が使用できない状態となったことから、保安規定で要求される非常用ディーゼル発電機の待機台数

を満足せず、運転上の制限を逸脱（事業者は17時22分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、立入検査を実施した。

②検査結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置（動作可能な状態への速やかな復旧）に関する作業（燃料油の漏えい原因となった、圧力調整弁の復旧作業及びディーゼル発電機が正常に作動することの確認）を手順書どおり実施したことを確認した。また、事業者が復旧作業を完了し、平成25年7月26日3時27分に当該非常用ディーゼル発電機が待機状態となったことから、同号機が運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

（2）関西電力株式会社大飯発電所

①検査内容

定期検査のために出力降下中の関西電力株式会社大飯発電所3号機において、平成25年9月2日18時19分頃、原子炉内の出力が不均一になったことを示す警報（1/4中性子束偏差大[※]）が発信し、保安規定で要求される炉心出力の偏りに係る制限値を満足しない状態となったことから、運転上の制限を逸脱（事業者は18時35分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、同号機に対して実施中だった安全確保上重要な行為の保安検査の中で、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

※1/4中性子束偏差：原子炉内で燃料が均一に燃焼していることを確認する指標。

②検査結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置（原子炉の状態を確認し、状態に応じて出力を降下させる等）を手順書どおり実施したことを確認した。また、事業者が安全側の措置として原子炉の停止操作を継続し、平成25年9月2日19時35分に原子炉出力が50%以下となったことから、同号機が運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

（3）高速増殖原型炉もんじゅ

①検査内容

高速増殖原型炉もんじゅ（原子炉低温停止中）において、平成25年9月18日11時10分頃、炉外燃料貯蔵設備（以下「EVST」という。）の差圧式ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器の入口手動弁が閉となり、当該検出器の指示値が0kPaとなったため、保安規定に定めるナトリウム漏えい監視装置が動作可能であることを満足せず、運転上の制限を逸脱（事業者は11時35分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、同機に対して実施中だった平成25年度第2回保安検査の中で、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

②検査結果

原子力規制庁は、運転上の制限の逸脱が発生している間、事業者が異常時運転手順書に基づき、当該漏えい検出器の代わりにEVST液面計で漏えいを監視していること等、保安規定で要求される措置を適切に行っていることを確認した。また、当該弁を開とし系統確認を実施し、同日12時32分に運転上の制限

の逸脱状態から復帰との連絡を受け、当該検出器の指示値が正常値を示していること、ナトリウム漏えいが発生していないことを確認した。原因及び再発防止対策等については、今後確認する。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成25年度第2回保安検査の結果

（1）検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

（2）検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（4）検査結果

検査結果は、別添2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反の「違反」に該当する事象は認められなかった。

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	9月2日(月)～9月20日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①保守管理不備を踏まえた品質保証及び安全文化醸成活動に係る改善状況</p> <p>②長期停止に係る特別な保全計画の実施状況</p> <p>③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>④抜き打ち検査</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>保守管理不備に係る原子炉等規制法に基づく措置命令等の対応状況、事業者が策定した再発防止対策の実施状況等について</p>
検査結果	<p>今回の保安検査では、昨年11月もんじゅで発生した保守管理不備に関し、原子力規制委員会が、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下、「機構」という。)に対し命じた品質保証・保守管理体制の再構築及び安全文化醸成活動の改善に係る取組状況等について確認した。また、長期停止に係る特別な保全計画、不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況及び抜き打ち検査により燃料管理の実施状況について確認した。</p> <p>保守管理不備に係る確認の結果、機構から、電気保修課が所掌するクラス1機器15機器※(補助冷却設備(ACS))について、保全計画に定められた点検頻度、点検時期を遵守した点検が行われていない事案を確認し、速やかに点検したとの報告を受けた。</p> <p>原因は、電気保修課担当者による点検計画表への点検時期の誤入力であり、当委員会の命令に対応するため機構は「未点検機器個数確定のための再確認作業要領書」等を定め、所内の体制を整え作業を行った結果、発電用原子炉主任技術者等による抜取調査により本年7月に本件を認識したもの。機構は、当該機器について点検を終了しており、今後、根本原因分析を行い、必要に応じ機構改革計画に再発防止対策を追加するとしている。なお、本年1月及び5月に実施された所内チェックでは本件は認識されなかったことを確認した。</p> <p>本事案は、原子炉等規制法第43条の3の2第1項(原子炉施設の保全)及び第43条の3の2第4項(保安規定の遵守)に違反するものと判断する。本事案については、過去2回の保安検査で同様の事案を確認し、既に措置命令等により対応を求めており、今後の保安検査において、機構による対応状況を確認する。</p> <p>※後日、クラス1機器14機器及びクラス3機器1機器の全15機器と訂正があった。</p> <p>その他、長期停止に係る特別な保全計画の実施状況については、代表機器を選定(発電機本体及び付属設備、後備炉停止棒駆動機構等)し確認した結果、機構直営の点検作業について「請負・工事進捗管理表」が作成されていなかったことを除き、点検の実施、点検結果等の確認・評価並びに記録の保管が適切に行われていることを確認した。また、不適合管理是正処置及び予防処置の実施状況について、もんじゅで発生した非常用ディーゼル発電機LCO逸脱事象については、他事業者の類似のトラブル情報が追加・変更された場合、信頼性向上検討委員会でも再審議を図るよう予防措置プロセスが改善されたこと、タービン建屋への雨水侵入事象については、通報連絡が遅れたことを不適合管理し、再発防止対策を実施するとしていることを確認した。</p> <p>抜き打ち検査による燃料管理の実施状況については、関連する文書管理、関係課の役割分担、燃料取扱いに関する教育・訓練について問題のないこと等を確認した。</p> <p>以上から、これらの項目に係る保安活動について、保安規定を遵守しているものと判断する。</p>

平成26年2月12日
原子力規制庁

平成25年度第3四半期の保安検査の実施状況について

平成25年度第3四半期（10月～12月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添1参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成25年度第3回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-1に示す期間（2週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-1に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表1-1に示すとおりである。このうち「監視」^{※2}に該当する事象が、東京電力株式会社福島第二原子力発電所において1件（工事監理に係る火気作業及び危険物取扱い作業の管理不備）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センターにおいて1件（高速増殖炉研究開発センターにおける保守管理の不備（保全計画と実際の機器、点検内容との相違））、合計2件確認された。詳細な内容は、別表1-2のとおり。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

(2) 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第43条の3の24第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表1-3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第3四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

(1) 平成25年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※3}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表1-4に示すとおりであり、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

(2) 保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第64条の3第7項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第40条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

ア) 4号機

平成25年11月13日から、福島第一原子力発電所事故時に瓦礫が落下した4号機使用済燃料プールより燃料集合体を取り出し、発電所構内の共用プールへ移送する作業に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。この際、本作業の重要性、特殊性に鑑み、特に監視を強化する必要があると判断し、新燃料及び使用済燃料のそれぞれに対する最初の取り出し作業については、福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官に加え、本庁より統括原子力保安検査官他1名を派遣し検査を実施した。

また、その後は、福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官が中心となり、燃料取り出し作業の実施状況を記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより確認している。(現在も検査は継続中)

イ) 6号機

平成25年10月15日から12月6日の期間、福島第一原子力発電所6号機原子炉からの燃料取り出し作業に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

③検査結果

ア) 4号機

平成26年2月11日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体1533体中308体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。

イ) 6号機

検査の結果、福島第一原子力発電所6号機原子炉からの燃料取り出し作業において、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の実実施計画違反について

平成25年度第3四半期では、保安検査期間外において、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

①確認内容

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、平成25年10月7日9時47分頃、所内共通電源設備(3B)停止に伴い、当該設備から電源を供給している1号機復水貯蔵タンク炉注水ポンプ(B)が停止した。

1号機復水貯蔵タンク炉注水ポンプ(B)が停止した後、自動起動した同ポンプ(A)により、原子炉の冷却に必要な注水量は確保されたものの、一時的に特定原子力施設に係る実施計画で要求される運転上の制限(原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること)を満足しない状態となったことから、事業者は10時25分に運転上の制限の逸脱と復帰を宣言した。

原子力規制庁は、特定原子力施設に係る実施計画に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、現場確認等を実施した。

②確認結果

原子力規制庁は、事業者が特定原子力施設に係る実施計画により要求されている措置(待機中の原子炉注水ポンプを起動する)として、待機していた1号機復水貯蔵タンク炉注水ポンプ(A)が正常に動作し、運転上の制限の逸脱状態から復帰していることを確認した。

(2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所

①確認内容

中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機において、平成25年11月1日22時10分頃、非常用ディーゼル発電機(B)の動作を可能とするスイッチが停止位置になっており、動作できない状態であることを運転員が確認した。これに先立ち、同日9時24分から、非常用ディーゼル発電機(C)を点検のため動作できない状態としていたことから、5号機の非常用ディーゼル発電機3台中、保安規定で要求される非常用ディーゼル発電機の待機台数2台を満足せず、事業者は同日22時10分に運転上の制限の逸脱を宣言した。

その後、事業者は同日22時33分に非常用ディーゼル発電機(B)を動作可能な状態に復旧し、5号機は運転上の制限の逸脱状態から復帰した。

原子力規制庁は、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、現場確認等を実施した。

②確認結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置(動作可能な状態への速やかな復旧)に関する作業(非常用ディーゼル発電機(B)のスイッチの復旧)を実施し、運転上の制限の逸脱状態から復帰していることを確認した。

(3) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

①確認内容

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、平成25年11月19日11時49分頃、待機中である非常用窒素ガス分離装置の起動試験において、供給ラインにある空気作動弁が開動作せず、特定原子力施設に係る実施計画で要求される運転上の制限(非常用窒素ガス分離装置が動作可能であること)を満足しない状態となったことから、事業者は11時54分に運転上の制限の逸脱を宣言した。

原子力規制庁は、特定原子力施設に係る実施計画に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、現場確認等を実施した。

②検査結果

原子力規制庁は、事業者が特定原子力施設に係る実施計画により要求されている措置（非常用窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する）を実施したことを確認し、平成25年11月20日11時5分に当該非常用窒素ガス分離装置が動作可能状態となったことから、運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成25年度第3回保安検査の結果

（1）検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

（2）検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（4）検査結果

検査結果は、別表2-1に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第3四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反のうち、「監視」^{※1}に該当する事象が、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、1件（「ウラン物性分析用の白金製試料皿等の所在不明」）確認された。詳細な内容は、別表2-2のとおり。

※1 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	12月2日(月) ~ 12月20日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①保守管理不備に係る原子炉等規制法に基づく保安措置命令等の対応状況 (追加検査項目含む)</p> <p>(7)保安措置命令等に係る対応状況</p> <p>(a)未点検機器の点検等の実施状況</p> <p>(b)保守管理システムの運用状況</p> <p>(c)直接原因等に係る対策の実施状況</p> <p>(4)追加保安措置命令及び保安規定変更命令に係る対応状況</p> <p>(a)機構改革推進本部の活動状況追加</p> <p>(b)根本原因分析の実施状況</p> <p>(c)保全計画見直しに係るプロセス</p> <p>②マネジメントレビュー (臨時) 実施状況</p> <p>(7)マネジメントレビューへのインプット状況</p> <p>(4)マネジメントレビューのアウトプット及びアクションプランの策定状況</p> <p>③抜き打ち検査</p> <p>保守管理の実施状況</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果	<p>今回の保安検査では、一昨年11月もんじゅで発生した保守管理不備に関し、原子力規制委員会が、独立行政法人日本原子力研究開発機構 (以下、「機構」という。) に対し命じた原子炉等規制法に基づく保安措置命令等の対応状況について確認した。また、マネジメントレビューの実施状況及び抜き打ち検査についても、保守管理不備に係る対応状況について確認した。なお、保安措置命令等に係る対応状況については、(独)原子力安全基盤機構からの技術的知見の協力を得つつ確認した。</p> <p>保守管理不備に係る保安措置命令等の対応状況として、機構が未点検(平成24年11月末時点及び平成24年12月～平成25年3月末時点の点検期限超過)だったものについて、平成25年9月30日に点検を完了したとして、当委員会に報告があった機器(約7,000)について、170機器を抜き取りにより確認し、抜き打ち検査として機器の現場設置状況及び保全計画への登録状況を確認した。その結果、点検は行われていたものの、しゃへいプラグシリコンオイル循環系ラック2台のうち1台について、保全計画に登録されていなかった等、当該設備が保全計画に適切に登録されていない事例や、1次冷却系予熱ヒータ温度検出器について、保全計画では外観点検を実施するとなっているところ、実際は高所等の理由から類似機器の代替確認により、外観点検済みとしていた等、点検方法等が保全計画と現場の要領書で一致していない事例を確認した。</p> <p>本件は、保安規定第3条(品質保証)及び第103条(建設段階における保守管理計画)に抵触すると判断する。</p> <p>機構は、昨年11月19日に保全計画の見直しが完了したとして委員会へ報告した時点において、保全計画の記載に関し、保全方式、次回点検時期、点検実績日等の内容について確認作業中であり、その後、修正が必要な箇所を確認していたこと、今回の保安検査時点において、機構は、保全計画について合計約760件の不適合を検出しており、当該不適合について、今後、全貌の把握、原因究明及び再発防止対策を行うとしていたことを確認した。</p> <p>以上の事実は、もんじゅに係る機構の保守管理体制及び品質保証体制の再構築が未だ不十分であることを示しており、保守管理体制及び品質保証体制の再構築、保全計画の見直し等に係る委員会からの命令に関し、適切に対応し、改善されることが必要と考える。</p>

別表1-2：保安規定違反（監視）について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	1件 ☆	<p>【件名 工事監理に係る火気作業及び危険物取扱い作業の管理不備】</p> <p>2009年に柏崎刈羽原子力発電所において頻発した火災対策について、火気作業及び危険物取扱い作業に係る「工事共通仕様書〔原子力〕」(改訂12)に反映し2012年12月1日に改訂・施行されたが、下位の社内規定「福島第二原子力発電所防火管理要領」(改訂4)及び「福島第二原子力発電所危険物取扱い作業運用ガイド」(改訂0)は、旧版の「工事共通仕様書」の要求事項を記載したままで改訂されずに具体的運用が行われるなど、同様の事案を3件確認している。</p> <p>また、危険物取扱い作業において、上述の火気作業及び危険物取扱い作業に係る「工事共通仕様書〔原子力〕」(改訂12)で要求されている「作業計画表・防護指示書に危険物の種別、持ち込み量を記載すること」について、確認した17件の事案のうち12件が遵守されていないなど、実運用においても同工事共通仕様書が遵守されていない事案を3件確認している。</p> <p>これら事案は、火気作業管理及び危険物取扱い作業管理に関し、社内下位マニュアルが上位文書の要求事項を満足せず適切な文書のレビューが実施されず、また、要求事項が変更された場合においても関連文書の修正が行われていないこと及び、実運用上も火気作業及び危険物取扱い作業に関する要求事項を遵守していないことから、保安規定第3条(品質保証計画)4. 2. 3文書管理及び7. 5. 1業務管理の履行が不十分と判断する。</p> <p>一方で、火気作業及び危険物取扱い作業に係るマニュアル等の文書管理の不備、要求事項の不遵守等が散見されたが、火災等の事象は発生しておらず、本条項の不履行そのものが原子力安全に影響を及ぼすものではないことから、「監視」と判断する。</p> <p>規制庁としては、抜打ちな手法を活用し火気作業及び危険物取扱い作業に特化して検査を行った結果、上記の通り多数の違反事実を確認したことから、今後、他の作業分野における状況を確認するなど継続的に事業者の取り組みを監視していくこととする。</p>
独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	1件 ☆	<p>【件名 高速増殖炉研究開発センターにおける保守管理の不備(保全計画と実際の機器、点検内容との相違)】</p> <p>平成25年度第3回保安検査における「保守管理不備に係る措置命令等の対応状況」についての確認として、機構が未点検(平成24年11月末時点及び平成24年12月～平成25年3月末時点の点検期限超過)だったものについて、平成25年9月30日に点検を完了したとして、当委員会に報告があった機器約7,000の機器から、170機器を抜き取り、点検結果等を確認した。又、機器の現場設置状況及び保全計画への登録状況を確認した。その結果、点検は行われていたものの、しゃへいプラグシリコンオイル循環系ラック1台が保全計画に適切に登録されていない事例や、1次冷却系予熱ヒータ温度検出器等の点検方法が保全計画と現場の要領書で一致していない事例を確認した。</p> <p>本件は、保安規定第103条6.1点検計画の策定、7.保全の実施、第3条7.2.2(1)要求事項のレビュー、7.5.1管理された状態での業務の実施、の要求事項に適合していない状態であり、当該条項の履行が不十分であると認め、「監視」と判断する。なお、機構は、本件について原因調査を行い、再発防止対策を実施することとしており、継続的に事業者の取り組みを監視していくこととする。</p>

(凡例) ☆：保安検査期間

◇：保安検査期間外

平成 25 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況について

平成 26 年 5 月 14 日
原子力規制庁

平成 25 年度第 4 四半期（1 月～3 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成 25 年度第 4 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

④検査結果

検査の結果、高速増殖原型炉もんじゅにおいて保安規定違反に該当する事象を確認した。

高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理不備に関し、平成 25 年 5 月、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、原子炉等規制法に基づく保安措置命令等を発出。保安措置命令に基づき同年 9 月に機構から提出された報告書に記載されている未点検機器以外の機器（約 4 万機器）から、78 機器を抜き取り、点検実績等を確認した結果、主な事案として以下を確認した。

- 機構が今回の保安検査の直前に実施した保全計画の確認作業において、次回点検時期や点検実績等の不適合管理の対象にすべき事案についても不適合管理せずに、誤記として訂正印によって保全計画を訂正し、部長の確認及び所長の承認を得ていた事例が多数あった。

- 機構が保安措置命令に関する報告のため昨年7月から9月に実施した保全計画の確認作業において、設備担当課以外の職員が点検実績として適切か否か検討が必要なものを抽出したが、報告を受けた設備担当課は、点検実績として適切ではない可能性があるものについても点検実績として適切であると判断していた。また、設備担当課の判断結果を確認する仕組みが無かったことに加え、確認作業の責任者が確認結果等を把握していないなど、管理された状態で作業が実施されていない事例が多数あった。
- 同一機器の点検を2つのチームが担当し、一方のチームの点検が点検期限を超過していた事例が複数あった。
- クラス1機器を含む安全重要度の高い1次主冷却系及び1次アルゴンガス系の配管支持構造物について、点検要領書に基づき可視可能範囲での外観点検は実施されていたが、配管支持構造物としての機能を発揮している状態にあるか否かの観点からの点検（作動性等の確認）を行うことが点検要領書に記載されていないこと、保全計画では一式として全ての配管支持構造物を点検することになっているにも関わらず、点検要領書では可視可能範囲を対象とし、一部の支持構造物について点検が実施されていないこと等から、保全計画上の点検として不十分であった。
- 機器冷却系冷凍機A出口フロン温度検出器等の外観点検の妥当性に関する保全の有効性評価では、外観点検を実施していないにも関わらず、特性試験の際に機器内の指示計確認や動作を確認することで、同時に外観も見る事ができるとして、外観点検の判定基準を満足するものと評価していた。本事案は、保安規定第3条（品質保証）及び第103条（建設段階における保守管理計画）に違反するものである。平成25年5月に保安措置命令等を発出し、機構に対応を求めているところであり、今後の保安検査において、機構の対応状況を確認していく。

また、その他の発電所における保安検査結果は別表1-1に示すとおりである。このうち「監視」※2に該当する事象が、北海道電力株式会社泊発電所において1件（緊急手配工事における設計・調達管理の不備について）、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において1件（浜岡原子力発電所5号機塩分除去装置における安全重要度の未設定及び点検計画策定における手続き不備について）、合計2件確認された。詳細な内容は、別表1-2のとおり。
 ※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第43条の3の24第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表1-3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に

従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第4四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

(1) 平成25年度第3回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※3}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表1-4に示すとおりである。このうち「監視」^{※4}に該当する事象が1件（「淡水化装置処理後水（RO濃縮塩水）移送時におけるH6エリアタンク天板部からの漏えい」）確認された。詳細な内容は、別表1-5のとおり。

※4 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

(2) 保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第64条の3第7項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第40条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

平成25年11月13日から実施されている、福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業の実施状況について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。（現在も検査は継続中）

③検査結果

平成26年5月13日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体1533体中836体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。

(3) 保安検査期間外の実施計画違反について

平成25年度第4四半期では、保安検査期間外において、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成25年度第4四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成25年度第4回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第4四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設（高速増殖原型炉もんじゅ）
検査実施期間	3月10日（月）～ 3月28日（金）
検査項目	<p>1）基本検査項目（下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。）</p> <p>①保守管理不備に係る原子炉等規制法に基づく保安措置命令等の対応状況（追加検査項目含む）</p> <p>(7)保安措置命令等に係る対応状況</p> <p>(a)未点検機器の点検等の実施状況</p> <p>(b)保守管理システムの運用状況</p> <p>(4)追加保安措置命令及び保安規定変更命令に係る対応状況</p> <p>(a)機構改革推進本部の活動状況</p> <p>(b)保全計画見直しに係るプロセスの確認</p> <p>②抜打ち検査</p> <p>(7)保守管理の実施状況</p> <p>2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果	<p>今回の保安検査では、保守管理不備に関し、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）が、昨年5月29日に独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し発出した原子炉等規制法に基づく保安措置命令等の対応状況等について、抜打ち検査も活用し検査を実施した。</p> <p>(1) 抜取りによる確認結果</p> <p>保安措置命令に基づき、昨年9月30日に機構から報告された、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について」に対する結果報告（その1）について」（以下「報告書（その1）」という。）において、平成24年11月末以降に点検時期を超過していたとしている未点検機器（7,346機器）以外の点検時期を超過していなかったとする機器（約4万機器）について、無作為に700機器を抜き取り、そのうち78機器について点検実績等を確認するとともに、抜打ち検査として機器の現場設置状況及び保全計画への登録状況を確認した結果、主に以下の事実を確認した。</p> <p>(i) 訂正印による保全計画の訂正</p> <p>設備担当課は、今回の保安検査に先立って保安検査官から提示された検査対象機器（700機器）及び他ループ等の同一機器について、保安検査の前までに、保全計画と点検成績書との照合を行い、保全計画に誤りがあることが判明したことから、不適合管理を行うため、不整合箇所を抽出しリストを作成した。しかし、最終的には、抽出した不整合箇所のうち1件を除いて不適合管理の対象とせず、保全計画を訂正印で訂正し、その後、プラント管理部長、プラント保全部長及び品質保証室長の確認並びに所長の承認を得ていた。</p> <p>訂正印で訂正された箇所には、次回点検期限や点検実績等の不適合管理の対象にすべき事案についても不適合管理せずに、誤記として訂正印によって保全計画を訂正していたものが多数含まれていたことから、経緯を確認したところ、以下のとおりであった。</p> <p>機構は、保全計画に多数の誤りが発見されたことから、所長を委員長とする「もんじゅ保全計画改善検討委員会」（以下「保全計画委員会」という。）を設置し、本年2月12日の第3回保全計画委員会において、今後の確認作業で出てくる保全計画の変更箇所は、「不適合とする事案」と「記載の適正化又は誤記とする事案」を明確に区分するという方針が示された。なお、これまでの保全計画の不適合については、保守管理の改善活動として、原則として不適合報告書を発行し、不適合管理委員会に付議していた。</p>

設備担当課が抽出した今回の不適合箇所について、品質保証室は、不適合管理委員会の審議を経ずに、第3回保全計画委員会で示された方針を踏まえ、報告書（その1）に記載している点検超過機器数に影響を及ぼさないもの等については、不適合管理要領の「業務の品質に影響が及ぶ前に、文書／記録の改正／訂正を実施する（した）場合」に該当すると判断し、不適合未満とする処理方針を設備担当課に提示した。

更に、本年3月7日、品質保証室は、具体的な訂正箇所を示さずに、不適合管理要領に基づき不適合管理の要否の判断を行う旨を所長に説明した上で、誤記として処理することを決定した。同日、設備担当課は、保全計画を訂正印で訂正し、その後、プラント管理部長、プラント保全部長及び品質保証室長の確認を経て、本年3月10日に所長の承認を得た。

(ii) 機構が実施した未点検機器の不適切な確認作業

点検実績等の確認作業から、記録関係に不明確な事例が散見されたため、報告書（その1）の平成24年11月末以降に点検時期を超過していた未点検機器数の裏付けとなっている、昨年7月から9月に敦賀本部及びもんじゅ組織を挙げたチェック（以下「所大チェック」という。）の実施状況を確認した。その結果、設備担当課以外の職員が「点検成績書の記載に係る所大チェック手順書」に定められた基準に基づき、点検実績の確認を行い、多数の疑義を抽出した結果に対し、報告を受けた設備担当課は、点検実績として適切ではない可能性があるものについても点検実績として適切であると判断していた。また、設備担当課の判断結果の妥当性を所大チェックで確認する仕組みが無かったことに加え、所大チェックの責任者も設備担当課の判断等を把握しておらず、所大チェックの完了結果に係る記録も無かった。

(iii) 点検等の不備

a. 2次主冷却系循環ポンプモータ駆動装置温度スイッチの点検不備

当該スイッチについて、機構から、電気保修課の計装チームと電気チームの保全計画に重複して登録されているとの説明があったことから、当該機器の点検実績等を確認したところ、計装チームによる点検のうち特性試験は、6ヶ月ごとに実施する計画であったが、平成23年3月から平成24年12月の間、実施されておらず、報告書（その1）で報告された基準日である平成24年11月末時点で点検期限を超過していた。同様の事例が他にも8機器あった。

b. 配管支持構造物の点検不備

クラス1機器を含む安全重要度の高い1次主冷却系及び1次アルゴンガス系の配管支持構造物について、点検要領書に基づき可視可能範囲での外観点検は実施されていたが、一部の配管支持構造物の点検が実施されていない等、以下の点から保全計画上の点検としては不十分であった。

- ・配管支持構造物としての機能を発揮しうる状態にあるか否かの観点からの点検（作動性等の確認）を行うことが点検要領書に記載されていない。
- ・保全計画では一式として全ての配管支持構造物を点検することになっているにも関わらず、点検要領書では可視可能範囲を対象とし、それ以外の点検が実施されていない。
- ・点検結果が「一式」として記録され、個々の支持構造物を特定できるように支持構造物別に記録されていない。

c. 保全の有効性評価の不備

「機器冷却系冷凍機A出口フロン温度検出器」等の外観点検の妥当性に関する保全の有効性評価では、外観点検を実施していないにも関わらず、特性試験の際に機器内の指示計確認や動作を確認することで、同時に外観を見ることができるとして、外観点検の判定基準を満足するものと評価していた。

上記の(i)～(iii)の事実は、保安規定第3条（品質保証）及び第103条

(建設段階における保守管理計画)に違反するものである。昨年5月29日に保安措置命令等を発出し、機構に対応を求めているところであり、今後の保安検査において、機構の対応状況を確認していく。

(2) 保全計画見直しのプロセス

保全計画の確認作業中であるにも関わらず、保全計画の見直しが完了したとして、昨年11月19日に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について」に対する結果報告(その2)について(以下「報告書(その2)」という。)が機構から提出されたことについて、保全計画見直しの作業プロセスを確認した。

昨年10月中旬に機構敦賀本部及び高速増殖炉研究開発センターは、報告書(その2)の委員会への提出日を昨年11月11日(その後、同月19日に変更)としていたが、昨年10月30日の保安管理専門委員会において、電気保修課の課長チェックが抜取りで行われていたことから、次回の保安検査までに電気保修課以外も含め、全数チェックを行うことを所長代理が了承し、報告書(その2)の報告前日(昨年11月18日)から作業が開始されていた。

全数チェックの結果、保全計画に誤りがあることが発見され、報告書(その2)の提出後である同月28日に所長代理から所長、敦賀本部長及び担当理事に報告され、昨年12月27日に所長から理事長に初めて報告された。

以上のことから、保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上にあると判断する。

機構においては、引き続き、保守管理体制及び品質保証体制の再構築、保全計画の見直し等に係る委員会からの命令に関し、適切に対応し、改善されることが必要である。機構は、保全計画の見直し作業を何度も実施しているが、これまでの作業の問題点を抽出し、有効な対策を講じた上で保全計画の見直しを行っていく必要があると考える。

平成 26 年 8 月 6 日
原 子 力 規 制 庁

平成 26 年度第 1 四半期の保安検査の実施状況について

平成 26 年度第 1 四半期（4 月～6 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成 26 年度第 1 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果、別表 1-1 に示すとおり、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

（2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 93 条第 2 項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表 1-2 に示す発電所（号機）に対し、保安活

動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

（３）保安検査期間外の保安規定違反について

平成２６年度第１四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

２．特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（１）平成２６年度第１回保安検査の結果

①検査の目的

平成２５年８月１４日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※３}の実施状況に関して、原子炉等規制法第６４条の３第７項の規定に基づき、確認を行うものである。

※３ 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表１－３に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表１－３に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表１－３に示すとおりである。このうち「監視」^{※４}に該当する事象が１件（「４０００トンタッチタンク群からの堰外漏えいに係る貯留管理の不備について」）確認された。詳細な内容は、別表１－４のとおり。

※４ 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（２）保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第６４条の３第７項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第４０条第２項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

平成25年11月13日から実施されている、福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業の実施状況について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。（現在も検査は継続中）

③検査結果

平成26年6月30日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体1533体中1188体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。なお、天井クレーンの年次点検のため、7月1日より9月上旬にかけて燃料取り出し作業は中断している。

(3) 保安検査期間外の実施計画違反について

平成26年度第1四半期では、保安検査期間外において、「監視」に該当する事象が1件（共用プール建屋放射線エリアモニタの線量未測定について）確認された。詳細な内容は、別表1-4のとおり。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成26年度第1四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成26年度第1回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、試験研究用等原子炉施設、再処理施設及び核燃料物質の使用施設において行った指摘のうち、以下については、保安規定に違反するとは言えないものの、複数の事業者又は施設において見られる等、共通的な課題として改善が必要と考えられる。

- ・日本原燃株式会社再処理事業所並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区）において、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。）に係る保管場所、安全確保策、保管期間等が明確になっていなかったことから、これらについて明確にするよう指摘した。
- ・ニュークリア・デベロップメント株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所において、不適合として管理を行う事象が法令違反等の重大な事象のみに限定して運用され、是正処置及び予防処置が確実に行われていなかったことから、不適合管理の対象とする事象の範囲を見直すよう指摘した。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第1四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	6月9日(月) ~ 6月20日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善活動 (7)改善活動の実施状況 平成25年度第4回保安検査における指摘事項を踏まえた機構の対応状況(不適合の除去状況及び直接原因に対する是正措置の状況) (4)保全計画作り直しの状況</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況 (7)マネジメントレビューへのインプット及びアウトプットの状況</p> <p>③ 抜き打ち検査 (7)保守管理の実施状況</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果	<p>もんじゅの保守管理不備に関し、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)は、平成24年12月及び平成25年5月、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)に対し原子炉等規制法に基づく保安措置命令等を発出した。本年4月、当庁は、前回までの保安検査の結果を踏まえ、もんじゅの保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、引き続き、委員会からの命令に対して適切に対応する必要があるとの認識を示したところである。</p> <p>こうした状況を認識し、今回の保安検査では、平成25年度第4回保安検査(以下「前回保安検査」という。)での指摘事項に対する改善状況、特に不適合の除去状況及び直接原因に対する是正処置の実施状況について確認するとともに、保守管理の実施状況について抜き打ち検査を実施した。また、これらに加え、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに係る実施状況等について、検査を実施した。</p> <p>①保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善活動 1) 改善活動の実施状況 (7)1次系配管支持構造物の再点検 前回保安検査で指摘した1次系配管支持構造物の点検不備にかかる機構の対応状況を確認したところ、1次系A系配管が設置されているAセル室内の配管支持構造物の再点検が実施されたことを確認した。 この再点検において、機構はAセル室内の配管支持構造物に足場を組んでも目視による点検ができない未点検状態の配管支持構造物があることを確認するとともに、1次系配管クランプ部と配管支持構造物とを接合している部位(以下「接合ピン」という。)の脱落を防止するための割ピン(以下「割ピン」という。)4箇所の欠損を発見し、割ピンの交換、取付け作業を行っていた。 未点検状態の配管支持構造物については、Aセル室内の配管支持構造物の点検結果を基に健全性評価が行われていることを確認した。 また、1次系B系配管及び1次系C系配管が設置されているBセル室内及びCセル室内の配管支持構造物の再点検については、本年8月までに順次実施していく計画であること、立ち入ることができないため点検ができない原子炉容器室内の配管支持構造物の健全性については、Bセル室内及びCセル室内の配管支持構造物の点検終了後に評価する予定であることを確認した。 しかしながら、配管支持構造物の再点検に関する不適合報告書はいずれも作業終了後に発行され、また、再点検に関する不適合報告書には未点検状態の配管支持構造物があることの記載が無く、その処置の記載も無かった。このように、未点検状態の配管支持構造物が存在しているにも拘わらず、未点</p>

検であることを識別せず、未点検に対する処置が明確にされていなかった件については、Bセル室内及びCセル室内の配管支持構造物の再点検の実施中であることも踏まえて、次回保安検査において、保安規定に基づき適切な対応が実施されたか等について確認する。

(イ) 前回保安検査におけるその他の指摘事項に係る改善状況

前回保安検査で指摘した不適切な不適合処理等について、不適合報告書が発行され、不適合処理が行われていることを確認した。

なお、不適合の発生原因については、直接要因分析を実施しているところであり、直接要因の分析結果を受けて根本原因分析を実施していく旨の説明があった。引き続き、今後の保安検査で改善状況を確認していく。

(ロ) 保守管理システムの運用状況

保守管理システムの運用状況について確認した結果、前回保安検査から改善が進められていることを確認した。引き続き、今後の保安検査で同システムの運用状況を確認していく。

2) 保全計画作り直しの状況

機構は、前回保安検査での指摘事項を踏まえ、未点検機器の徹底的な洗い出しを本年6月初めより実施したとしている。機構に対し、過去の見直し作業の問題点を踏まえ適切な対策をとる必要があること、平成25年7月から9月に実施された未点検機器確認作業の不備に係る直接要因分析の結果を踏まえた対策を見直し作業に反映させていく必要があること等を指摘した。

なお、機構は、現状の低温停止状態において機能要求がある設備を対象に、所定の機能を維持するために必要な点検項目及び点検間隔を定めた保全計画に見直すとともに、保安規定第103条に規定する特別な保全計画について、現在のプラント状態を踏まえた見直しを行うこと、更には、保安措置命令の解除後にプラント状態に応じた所定の機能を維持するために必要な点検項目及び点検間隔を定めた保全計画に見直すとしている。

② マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューに関するプロセスの適切性等について確認した結果、もんじゅの保守管理不備に係るインプット情報は要旨に留まっており、具体的な問題点がマネジメントレビュー会議に報告されていないことを確認した。なお、アウトプット情報の取扱いについても確認したところ、それを実行するための役割や責任が明確にされていないといった課題も見られた。これらについては、今後の保安検査で改善状況を確認していく。

③ 抜き打ち検査

低温停止状態にある現状のプラントにおいて機能要求がある機器の中から、気体廃棄物処理系排ガス圧縮機B本体を抜き取り、保守管理の実施状況を確認した。

以上の検査結果から、機構は、保安検査での指摘事項に対して是正処置に着手しているものの、前述のとおり配管支持構造物の再点検に係る処置等において、課題も見られた。機構においては、委員会からの命令及びこれまでの保安検査での指摘事項に加え、今回の保安検査での指摘事項に対しても適切に対応する必要があり、引き続き、今後の保安検査で改善状況を確認していく。